令 和 ４ 年 旭 市 議 会 第 ３ 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第　１　号　（９月５日）

議事日程……１

本日の会議に付した事件……１

出席議員……１

欠席議員……２

説明のため出席した者……２

事務局職員出席者……２

開　　会……３

議長報告事項……３

会議録署名議員の指名……３

会期の決定……４

議案上程……４

議案第　１号　令和３年度旭市一般会計決算の認定について

議案第　２号　令和３年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第　３号　令和３年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第　４号　令和３年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第　５号　令和３年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第　６号　令和３年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　７号　令和３年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　８号　令和３年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　９号　令和４年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第１０号　令和４年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第１１号　令和４年度旭市公共下水道事業会計補正予算の議決について

議案第１２号　令和４年度旭市農業集落排水事業会計補正予算の議決について

議案第１３号　旭市漁業振興基金条例の制定について

議案第１４号　旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１５号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第１６号　市の区域内の字の区域及び名称の変更について
議案第１７号　旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第１８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
報告第　１号　令和３年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
報告第　２号　令和３年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
報告第　３号　令和３年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
報告第　４号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和３事業年度の業務実績に係る評価結果について
報告第　５号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について
報告第　６号　株式会社季楽里あさひの事業経営状況について
報告第　７号　私債権等の放棄について
提案理由の説明並びに政務報告……５
議案の補足説明及び報告の説明……１３
散　　会……６１

第　２　号　（９月８日）

議事日程……６３
本日の会議に付した事件……６３
出席議員……６３
欠席議員……６４
説明のため出席した者……６４
事務局職員出席者……６４
開　　議……６５
議案質疑……６５
議案第１７号、議案第１８号直接審議（先議）……１１７
決算審査特別委員会設置……１１８
決算審査特別委員会委員の選任……１１８
決算審査特別委員会議案付託……１１９
常任委員会議案付託……１２０
常任委員会請願付託……１２０

散　　会……１２０

第　３　号　（９月１２日）

議事日程……１２１
本日の会議に付した事件……１２１
出席議員……１２１
欠席議員……１２１
説明のため出席した者……１２１
事務局職員出席者……１２２
開　　議……１２３
一般質問……１２３
８番　井　田　　孝……１２３
９番　島　田　　恒……１３５
６番　崎　山　華　英……１４９
１番　常世田　正　樹……１６３
７番　永　井　孝　佳……１７６
２番　伊　藤　春　美……１８８
散　　会……１９９

第　４　号　（９月１３日）

議事日程……２０１
本日の会議に付した事件……２０１
出席議員……２０１
欠席議員……２０１
説明のため出席した者……２０１
事務局職員出席者……２０２
開　　議……２０３
一般質問……２０３
１４番　飯　嶋　正　利……２０３
２０番　松　木　源太郎……２１８

１６番　伊　藤　房　代……２３１
５番　伊　場　哲　也……２４０
４番　戸　村　ひとみ……２５７
散　　会……２７４

第　５　号　（９月２９日）

議事日程……２７５
本日の会議に付した事件……２７５
出席議員……２７５
欠席議員……２７６
説明のため出席した者……２７６
事務局職員出席者……２７６
開　　議……２７７
決算審査特別委員長報告……２７７
質疑、討論、採決……２７９
常任委員長報告……２８２
質疑、討論、採決……２８６
常任委員長請願報告……２８９
質疑、討論、採決……２９１
議員派遣の件……２９２
事務報告……２９３
閉　　会……２９４

令和４年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

令和４年９月５日（月曜日）午前１０時開会

第　１　開　　会
第　２　議長報告事項
第　３　会議録署名議員の指名
第　４　会期の決定
第　５　議案上程
第　６　提案理由の説明並びに政務報告
第　７　議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

日程第　１　開　　会
日程第　２　議長報告事項
日程第　３　会議録署名議員の指名
日程第　４　会期の決定
日程第　５　議案上程
日程第　６　提案理由の説明並びに政務報告
日程第　７　議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（１９名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
８番	井　田　　孝	９番	島　田　　恒
１０番	片　桐　文　夫	１１番	遠　藤　保　明
１２番	林　　晴　道	１３番	宮　内　　保
１４番	飯　嶋　正　利	１５番	宮　澤　芳　雄

１６番	伊　藤　房　代	１７番	向　後　悦　世
１８番	景　山　岩三郎	１９番	木　内　欽　市
２０番	松　木　源太郎		

欠席議員（１名）

７番	永　井　孝　佳

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	諸　持　耕太郎	代表監査委員	木　村　哲　三
秘書広報課長	椎　名　　実	行政改革推進課長	榎　澤　　茂
総務課長	小　倉　直　志	企画政策課長	柴　　栄　男
財政課長	山　崎　剛　成	市民生活課長	向　後　利　胤
保険年金課長	髙　野　　久	高齢者福祉課長	赤　谷　浩　巳
農水産課長	池　田　勝　紀	上下水道課長	多　田　一　徳
教育総務課長	向　後　　稔	監査委員事務局長	杉　本　芳　正

事務局職員出席者

事務局長	穴　澤　昭　和	事務局次長	金　谷　健　二

開会　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

また、本日は気温がかなり高く、湿度も高いようでございます。クールビズ期間中でもありますので、議場内で上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

◎日程第１　開　　会

○議長（木内欽市）　ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより令和４年旭市議会第３回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第２　議長報告事項

○議長（木内欽市）　日程第２、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市）　日程第３、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

８番、井田孝議員、９番、島田恒議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第４　会期の決定

○議長（木内欽市）　日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月29日までの25日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から９月29日までの25日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第18号までの18議案と、報告第１号から報告第７号までの報告７件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５　議案上程

○議長（木内欽市）　日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第18号までの18議案と、報告第１号から報告第７号までの報告７件を一括上程いたします。

議案第　１号　令和３年度旭市一般会計決算の認定について

議案第　２号　令和３年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第　３号　令和３年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第　４号　令和３年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第　５号　令和３年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第　６号　令和３年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　７号　令和３年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　８号　令和３年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　９号　令和４年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第１０号　令和４年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第１１号　令和４年度旭市公共下水道事業会計補正予算の議決について

議案第１２号　令和４年度旭市農業集落排水事業会計補正予算の議決について

議案第１３号　旭市漁業振興基金条例の制定について

議案第１４号　旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１５号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第１６号　市の区域内の字の区域及び名称の変更について

議案第１７号　旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第１８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

報告第　１号　令和３年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第　２号　令和３年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について

報告第　３号　令和３年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について

報告第　４号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和３事業年度の業務実績に係る評価結果について

報告第　５号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について

報告第　６号　株式会社季楽里あさひの事業経営状況について

報告第　７号　私債権等の放棄について

◎日程第６　提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市）　日程第６、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　本日ここに令和４年旭市議会第３回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第１号から議案第８号までは、令和３年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第１号は、令和３年度旭市一般会計決算についてでありまして、歳入総額368億4,261万6,220円、歳出総額347億8,813万5,050円となり、翌年度へ繰り越すべき財源４億1,813万8,374円を差し引いた実質収支は16億3,634万2,796円となりました。

議案第２号は、令和３年度旭市病院事業債管理特別会計決算についてでありまして、歳入総額27億353万701円、歳出総額27億353万701円、歳入歳出同額となりました。

議案第３号は、令和３年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてでありまして、事業勘定は、歳入総額84億9,786万3,995円、歳出総額81億8,752万8,102円、差引き３億1,033万5,893円となりました。施設勘定は、歳入総額7,567万7,692円、歳出総額6,592万959円、差引き975万6,733円となりました。

議案第４号は、令和３年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてでありまして、歳入総額７億1,882万8,894円、歳出総額７億760万9,475円、差引き1,121万9,419円となりました。

議案第５号は、令和３年度旭市介護保険事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額53億9,899万3,263円、歳出総額51億8,124万2,463円、差引き２億1,775万800円となりました。

議案第６号は、令和３年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は15億1,769万4,909円、事業費用は12億4,566万1,303円となり、当年度純利益は２億7,203万3,606円となりました。

資本的収支については、収入2,813万2,500円に対し、支出は１億43万8,030円となり、収支不足額7,230万5,530円は、減債積立金等で補塡いたしました。

決算の認定と併せて、剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金３億1,607万9,026円について、3,753万3,606円を減債積立金として、２億3,450万円を建設改

良積立金として、4,404万5,420円を資本金として処分するものであります。

議案第７号は、令和３年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は５億3,597万8,566円、事業費用は５億1,761万4,461円となり、当年度純利益は1,836万4,105円となりました。

資本的収支については、収入２億3,410万500円に対し、支出は２億7,593万2,145円となり、収支不足額4,183万1,645円は、引継金等で補填いたしました。

決算の認定と併せて、剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金5,220万1,355円について、3,383万7,250円を減債積立金として処分するものであります。

議案第８号は、令和３年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は6,523万5,916円、事業費用は6,009万8,029円となり、当年度純利益は513万7,887円となりました。

資本的収支については、収入1,732万8,000円に対し、支出は1,732万7,695円となりました。

決算の認定と併せて、剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金2,024万5,146円について、100万円を減債積立金として、1,410万7,259円を建設改良積立金として処分するものであります。

議案第９号は、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ15億5,600万円を追加し、予算の総額を305億600万円とするものであります。

議案第10号は、令和４年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支における水道事業費用を667万6,000円増額するとともに、資本的収支における資本的収入を5,500万円増額するものであります。

議案第11号は、令和４年度旭市公共下水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支における下水道事業費用を462万7,000円増額するものであります。

議案第12号は、令和４年度旭市農業集落排水事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入及び支出にそれぞれ331万1,000円を増額するものであります。

議案第13号は、旭市漁業振興基金条例の制定についてでありまして、銚子市沖洋上風力発電に関する協定が海匝漁業協同組合、千葉銚子オフショアウィンド合同会社、旭市の三者にて締結されたことにより、発電事業者から拠出される出捐金について、漁業の振興に資する事業の財源に充てるため、必要な事項を定めるものであります。

議案第14号は、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの

であります。

議案第15号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、同組合を組織する団体の数の増加に伴う規約の改正について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第16号は、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、県営土地改良事業、春海・豊和地区の事業の実施に伴い、字の区域及び名称に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち１名の任期が本年12月３日をもって満了となるため、後任の委員を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。私は、現委員であります冨山理氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第18号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、本年12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。私は、現委員であります宮穂広子氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

報告第１号は令和３年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第２号は令和３年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第３号は令和３年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、それぞれ報告するものであります。

報告第４号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和３事業年度の業務実績に係る評価結果についてでありまして、同法人の令和３事業年度における業務実績の評価がまとまったことから、地方独立行政法人法第28条第５項の規定により議会に報告するものであります。

報告第５号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況についてでありまして、同法人の令和３年度の事業経営状況及び令和４年度の事業計画について、地方自治法第243条の３第２項の規定により議会に報告するものであります。

報告第６号は、株式会社季楽里あさひの事業経営状況についてでありまして、株式会社季楽里あさひの令和３年度の事業経営状況及び令和４年度の事業計画について、地方自治法第243条の３第２項の規定により議会に報告するものであります。

報告第７号は、私債権等の放棄についてでありまして、旭市私債権等管理条例の規定に基

づき、令和３年度の私債権等の放棄について報告するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、４回目の集団接種を７月20日から総合体育館で開始いたしました。60歳以上の接種対象者２万978人に対する８月21日現在の接種率は51.2％、基礎疾患のある方、医療従事者等については、790人に接種いたしました。

８月17日からは、接種会場を海上庁舎へ移動し、順調に接種を進めているところであります。

次に、各種支援について申し上げます。

市では、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けている市民の経済的及び精神的な負担を軽減するため、新たな市独自の支援策として、１世帯につき１万円と、世帯主以外の世帯員１人につき5,000円の旭市物価高騰対策臨時特別給付金を給付することといたしました。関連する議案を本定例会に提出し、審議をお願いしております。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金については、８月末現在、ひとり親世帯分については680件、3,400万円、ひとり親以外の低所得の子育て世帯分については472件、2,360万円の給付を行いました。

令和４年度分の住民税非課税世帯等臨時特別給付金については、８月末現在、684世帯、6,840万円の給付を行いました。

これらの給付金については、今後も迅速な給付と適正な事務を進めるとともに、十分な周知に努めてまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

本市においては、需要に応じた米作りの実現に向けて、主食用米から飼料用米への転換を推進しており、推進の結果８月10日現在の作付面積は、昨年と比較して約156ヘクタール増加しました。引き続き国や県と連携して、転換面積の拡大を進め、生産者の経営安定を図ってまいります。

次に、夏期観光について申し上げます。

３年ぶりに開設した矢指ケ浦海水浴場と市営海浜プールについては、夏休み期間を中心に多くの人でにぎわい、事故なく無事に終了することができました。

また、サマーフェスタｉｎ矢指ケ浦、旭市いいおかＹＯＵ・遊フェスティバル、旭市七夕市民まつりなどの夏期観光イベントでは、必要な感染防止策を講じた新たなプログラムの中

で、大勢の方々に旭の夏を楽しんでいただくことができました。

これらの事業運営に当たられました各イベント実行委員会の皆様をはじめ、ご協力をいただきました観光物産協会など関係機関の皆様には、心から感謝を申し上げます。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

ロケツーリズムの推進については、７月25日にあさひロケーションサービス協議会の設立総会が開催され、官民一体の組織として、本市の魅力、知名度及びイメージの向上を図り、市民の地域に対する誇りと愛着心の醸成を目的に活動を開始いたしました。

あわせて、ロケの誘致やロケに関わる実働的な支援を行う専門部会として、協議会の中に旭おっぺし隊が設置されました。

今後は、ロケの支援体制のさらなる充実を図るとともに、撮影で利用された地域資源など、ロケに関する様々な情報発信に努めてまいります。

次に、公立保育所の再編について申し上げます。

中央第二保育所とゆたか保育所については、よりよい保育環境の整備を図るため、統合に向けた準備を進めております。７月には、中央第二保育所とゆたか保育所の保護者説明会及び地区説明会を行い、建設予定地の近隣地権者の方々には、個別に説明を行いました。

今後は、統合保育所の設計業務委託を予定しており、そのための補正予算を本定例会に計上したところであります。開所につきましては、令和７年４月を目指してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

令和３年度からの繰越事業であります中央小学校及び三川小学校の空調設備設置工事、第一学校給食センターの空調設備改修工事は、いずれも８月末に工事が完了いたしました。

また、第二中学校特別教室棟大規模改造工事は、６月21日に契約を締結し、工事に着手しており、令和５年２月下旬の完成を予定しております。

次に、生涯学習について申し上げます。

大原幽学記念館事業については、松澤熊野神社式年神幸祭を来年に控え、斎行に向けての準備が進められていることから、熊野神社の神幸祭を紹介する企画展を10月４日から12月18日まで開催する予定であります。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

本年度から新規事業として、日本一身近な海づくり推進事業とあさひスポーツフェスティバルの２事業を開催いたします。

日本一身近な海づくり推進事業については、海岸を地域振興のツールとして活用し、通年

で、幅広い年代の人が楽しめるレクリエーションやビーチクリーンイベントなどを開催するものです。本年度は９月25日、10月23日、11月27日を予定しており、本事業を通して、市内外を問わず多くの人が本市の海岸に集い、交流が図られることを期待しております。

あさひスポーツフェスティバルについては、複数のスポーツ施設で様々な体験型スポーツを同時に行うイベントを、10月23日に開催いたします。誰でも自由に、自ら進んでスポーツに親しみ健康増進を図るとともに、スポーツを通じて地域の絆を育むことで、住み続けたくなるまちづくりの実現を目指してまいります。

世界ユース卓球選手権大会日本代表選考会については、９月13日から18日に総合体育館で開催されます。次代を担う若き才能たちの白熱した戦いが、本市を舞台に繰り広げられます。

繰越事業となっていた旭市サッカー場整備工事については、８月末に工事が完了し、照明設備設置工事についても９月末で完了する予定であります。これにより、10月１日からは、午後９時までの夜間利用も可能となることから、より多くの方に利用いただけるよう、ＰＲに努めてまいります。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

千葉県により進められている銚子連絡道路については、本年度から匝瑳市・旭市間の事業化に伴い、現地の測量業務が実施されます。このため、関係する15地区の市民の方々を対象に、10月３日から14日までの間に計７回の説明会が開催されることとなっております。

次に、市道の整備について申し上げます。

震災復興・津波避難道路整備事業については、旭地域の椎名内西足洗線の全体延長3.0キロメートルのうち、県道飯岡一宮線から中央病院南側付近までの約2.5キロメートルの区間が完成し、暫定での供用を開始しております。

本年度は、残りの区間の工事を進めるとともに、銚子連絡道路と重複する区間について、事業者である千葉県と継続協議の上、全線の供用開始を目指してまいります。

飯岡地域の横根三川線については、県道飯岡片貝線から萩園住宅までの一部区間の供用開始を目指して、現在、詳細設計業務を実施しているところであります。

次に、排水整備について申し上げます。

旭地域ハ地区及び海上地域後草地区の冠水対策排水整備事業については、現在、詳細設計業務を実施しているところであります。今後は、関係機関との協議を並行して進めながら、事業実施に向けて取り組んでまいります。

次に、交通安全について申し上げます。

交通安全施設整備事業については、市道の白線や防護柵・道路反射鏡などの安全施設の更新及び修繕を継続的に実施しているところであります。今後も、通学路合同点検などの結果を踏まえながら、関係機関と協議し、安全施設の充実を図ってまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

秋のゴミゼロ運動については、本年度も新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、10月の１か月間をゴミゼロ運動月間として、各地域において実施日を設定し、ご協力いただくこととしました。

地域環境の保全及び美化を推進するため、引き続ききれいな旭をつくる会を中心に、市民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化や３Ｒの推進に努めてまいります。

次に、洋上風力発電について申し上げます。

銚子市沖における洋上風力発電については、海匝漁業協同組合と千葉銚子オフショアウィンド合同会社、旭市の三者で、洋上風力発電所の建設・運営・電力供給事業を行うための協定を締結しました。

また、全国５地域において洋上風力発電事業が開始されることに伴い、７月28日に関係８団体の首長を発起人として、地域振興及び会員相互の情報共有を目的とした全国洋上風力発電市町村連絡協議会が設立されたところであります。

今後は、協議会加入団体間の情報共有等を行い、洋上風力発電事業を推進するとともに、発電事業者からの出捐金を基に本市の漁業振興の推進を図ってまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げました。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　戸村議員。

○４番（戸村ひとみ）　ちょっと寒いんですけれども、ここ何度設定になっていますかね。足のほうもしんしん冷えて、指の先も冷たくなってきました。何度設定になっているか教えてください。

○議長（木内欽市）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３９分

再開　午前１０時４１分

○議長（木内欽市）　それでは、会議を再開いたします。

提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第７　議案の補足説明及び報告の説明

○議長（木内欽市）　日程第７、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第１号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　議案第１号、令和３年度旭市一般会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしております令和３年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。こちらの資料になります。

それでは、その資料の１ページをお願いしたいと思います。

１の決算規模です。

一番下の表をご覧ください。

令和３年度一般会計の決算額は、歳入が368億4,261万6,000円で、前年度と比較してマイナス109億7,529万4,000円、23.0％の減、歳出が347億8,813万5,000円で、前年度と比較してマイナス100億2,571万7,000円、22.4％の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源４億1,813万8,000円を差し引いた実質収支額は16億3,634万3,000円となりました。

次に、２ページをお願いいたします。

２、歳入の決算額です。

第２－１表は、歳入の構成比の推移を表したもので、グラフの一番下になりますが、令和３年度は、割合が一番多いのは地方交付税で25.1％、２番目は国県支出金で21.4％となっております。

続いて、３ページです。

第２－２表は、歳入の主な４項目について決算額の推移を表したものです。

ページの一番上、歳入決算額の主な項目をご覧ください。

令和３年度は、前年度と比べて、市税は2.1％の減、地方交付税は26.0％の減、国県支出金は42.6％の減、市債については63.0％の減となっております。それぞれの額は下の表に記載のとおりです。

次に、４ページをお願いいたします。

３、歳出の決算額ですが、第３－１表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。

大きい順に申し上げますと、民生費、総務費、衛生費、公債費、教育費、土木費の順となっております。

次に、５ページに移りまして、第３－２表は、性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は45.0％で、前年度と比べて13.9ポイント上昇しており、これに物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合は74.3％で、3.5ポイント低下しております。

また、投資的経費の割合は10.6％で、5.0ポイント低下しており、その主な要因は新庁舎建設事業費の減などによるものであります。

次に、６ページをお願いいたします。

４の財政の弾力性です。

第４表は、経常収支比率の推移を表したもので、令和３年度の経常収支比率は91.2％で、前年度の91.6％と比べて0.4ポイント低下しております。

次に、７ページに移りまして、５は、将来の財政負担です。

上のグラフ第５－１表は、健全化判断比率の一つで実質公債費比率の推移です。

令和３年度の決算では8.9％となり、前年度の8.1％と比べて0.8ポイント上昇しております。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25％、財政再生基準は35％となっておりまして、旭市の数値はこれらの基準を大きく下回っております。

下の第５－２表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移です。

これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、第三セクター等も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。

令和３年度についても、将来の負担額を上回る充当可能財源等が見込まれるため、比率は算出されませんでした。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど、報告第２号で説明をいたします。

次に、８ページをお願いいたします。

第５－３表は、市債現在高・借入額・償還額の推移です。

下の表をご覧ください。

市債の現在高は、令和３年度末で297億1,882万8,000円となりまして、前年度と比べて11億2,950万2,000円減少しております。

次に、９ページに移りまして、第５－４表は、市債現在高と交付税算入見込額です。

下の表をご覧ください。

一般会計の令和３年度末の市債現在高297億1,882万8,000円に対しまして、交付税算入見込額は259億597万8,000円で、算入割合は87.2％となっております。

なお、全会計の令和３年度末の市債現在高は527億2,938万4,000円で、これに対する交付税算入見込額は326億8,024万5,000円となりまして、算入割合は62.0％となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

６は基金の現在高です。

第６表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

下の表をご覧ください。

令和３年度末における一般会計の基金の総額は159億1,972万7,000円で、前年度と比べて7,036万8,000円減少しております。減の主な要因は、財政調整基金や地域振興基金の減などによるものでございます。

なお、特別会計を含めました全基金の総額は、下の表にございますように、175億9,444万円となっております。

以下、11ページから22ページまでは、昨年と同様に決算のデータを表示してございます。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、令和３年度決算における主な施策の事業概要について、決算書の掲載ページ順に掲載してございます。

なお、この資料の一番後ろには、新型コロナウイルス感染症対策事業一覧といたしまして、本市が令和３年度に実施しました新型コロナウイルス感染症対策事業をまとめたＡ３の資料を追加してございます。

以上で、資料によります説明は終わります。

続いて、決算書により説明をいたしますので、お手元に決算書をご用意いただきますようお願いいたします。

初めに、歳入になります。

16ページをお願いいたします。

表の形式が左右の見開きとなっておりまして、これからの説明でページ番号をお示しする際は左ページの番号で申し上げることもございますが、説明する内容につきましては右のページを中心にご覧いただきたいと思います。

なお、各款ごとの令和２年度との差引き増減につきましては、先ほど説明いたしました決算に関する説明資料の12ページに記載してございます。

まず、１款の市税です。

右ページになりますが、収入済額は76億546万9,221円で、前年度比2.1％の減となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

２款地方譲与税は、収入済額３億4,213万2,000円で、前年度比1.6％の増となっております。

続いて、３款利子割交付金は、収入済額510万4,000円で、前年度比16.3％の減となっております。

４款配当割交付金は、収入済額5,260万1,000円で、前年度比44.0％の増となっております。

５款株式等譲渡所得割交付金につきましては、収入済額6,624万7,000円で、前年度比48.9％の増となっております。

続いて、20ページをお願いいたします。

６款法人事業税交付金は、収入済額9,208万6,000円で、前年度比134.1％の増となっております。

７款地方消費税交付金は、収入済額15億7,201万9,000円で、前年度比7.9％の増となっております。

８款環境性能割交付金は、収入済額4,416万8,373円で、前年度比5.4％の増となっております。

９款地方特例交付金は、収入済額１億1,920万7,000円で、前年度比63.7％の増となっております。

増の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金によるもので、中小企業者等に対する固定資産税の減免を補塡するため、令和３年度に限り交付されたことによるものであります。

次に、22ページをお願いいたします。

10款地方交付税は、収入済額92億2,693万5,000円で、前年度比26.0％の減となっております。内訳としまして、右側の備考欄の１、普通交付税は82億2,418万9,000円で、前年度比6.5％の増となっております。備考欄の２、特別交付税は10億274万6,000円で、前年度比78.9％の大幅な減となっております。こちらの減の主な要因は、広域ごみ処理施設整備事業の完了に伴う震災復興特別交付税の減によるものでございます。

11款交通安全対策特別交付金は、収入済額960万4,000円で、前年度比2.7％の減となっております。

12款分担金及び負担金は、収入済額２億3,216万6,937円で、前年度比27.9％の増となっております。増の主な要因につきましては、学校給食費負担金の増などによるものでございます。

続いて、24ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料は、収入済額３億3,718万9,049円で、前年度比31.3％の減となっております。減の主な要因は、広域ごみ処理施設への移行に伴いまして、クリーンセンターへの直接搬入分の手数料が減となったことによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

14款国庫支出金は、収入済額59億3,807万1,640円で、前年度比46.7％の大幅な減となっております。減の主な要因につきましては、国民１人当たり10万円を支給した特別定額給付金給付事業費補助金の大幅な減によるものでございます。

32ページをお願いいたします。下のほうになります。

15款県支出金は、収入済額19億3,812万2,983円で、前年度比24.5％の減となっております。減の主な要因は、令和元年の台風被害に係る農業災害対策支援事業費補助金の減によるものでございます。

少し飛んで、40ページをお願いいたします。

16款財産収入は、収入済額8,279万5,085円で、前年度比62.8％の増となっております。

42ページをお願いいたします。中段よりやや下になります。

17款寄附金は、収入済額１億611万9,596円で、前年度比43.0％の増となっております。

その下、18款繰入金は、収入済額30億1,172万6,831円で、前年度比42.0％の増となっております。こちら増の主な要因は、庁舎整備基金の廃止に伴い、残額を一般財源へ繰り入れたことや、災害復興基金のうち「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の津波分を国へ返還するため、一般財源へ繰り入れたことによるものです。

続いて、44ページをお願いいたします。中段よりやや下になります。

19款繰越金は、30億405万7,644円で、前年度比19.1％の増となっております。

20款諸収入は、収入済額10億6,609万3,861円で、前年度比6.5％の増となっております。

続いて、48ページをお願いいたします。

21款市債は、収入済額19億9,070万円で、前年度比63.0％の大幅な減となっております。減の主な要因は、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備事業などの大規模事業の完了に伴う合併特例債の減によるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（木内欽市）　議案の補足説明は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　１分

再開　午前１１時１５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第１号の補足説明を求めます。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、議案第１号の補足説明のほうを続けさせていただきます。

決算書のほうをご覧ください。決算書は、続いて歳出について款ごとに主な事業のご説明をいたします。

なお、歳入と同様に各款ごとの令和２年度との差引き増減は、決算に関する説明資料の14ページに記載してございます。

それでは、決算書の54ページをお願いいたします。

１款議会費は、右ページ支出済額１億9,651万4,755円で、前年度比3.0％の増となっております。

次に、56ページをお願いいたします。

２款総務費は、支出済額77億4,191万3,111円で、前年度比46.4％の大幅な減となっております。右側の翌年度繰越額につきましては、繰越明許費が5,819万6,000円で、事故繰越は849万8,900円となっております。繰越明許費に係る事業は、農村環境改善センター解体工事に係るコミュニティ施設管理費及び電算システム運用事業の２事業と事故繰越に係る事業につきましては、生涯活躍のまち形成事業及び広域情報ネットワーク運用事業の２事業となっ

ております。

続いて、76ページをお願いいたします。

１項７目企画費の備考欄５、ふるさと応援寄附推進事業4,363万3,299円は、ふるさと納税に係る返礼品などによるものでございます。

次のページの78ページをお願いいたします。

備考欄８、生涯活躍のまち形成事業は、次のページ、80ページになりますが、備考欄９の繰越明許分と合わせまして合計10億6,563万9,580円となっており、多世代交流施設整備費負担金、生涯活躍のまち形成事業費補助金などに係るものでございます。

続いて、88ページをお願いいたします。

１項10目地域振興費の備考欄７、デマンド交通運行事業1,725万6,904円は、運行委託料などに係るものでございます。

続いて、90ページをお願いいたします。

１項11目庁舎建設費は、右ページ支出済額の欄をご覧ください。１億7,565万9,481円で対前年度95.0％の大幅な減となっております。これは、新庁舎の完成によりまして大幅に減額となったものでございます。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから27ページに記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、114ページをお願いいたします。

３款民生費は、支出済額105億2,541万8,758円で、前年度比13.7％の増となっております。翌年度繰越額は繰越明許費の１億5,584万7,000円で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業などの３事業です。

122ページをお願いいたします。

１項１目社会福祉総務費、備考欄12、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業４億7,848万4,409円は、国の新型コロナウイルス対策として住民税非課税世帯や家計急変世帯に対して１世帯当たり10万円の給付金の支給を行ったものでございます。

少し飛んで、152ページをお願いいたします。

３項１目児童福祉総務費の備考欄22、就学前児童応援臨時給付金給付事業8,088万6,009円は、本市独自の新型コロナウイルス対策として、就学前の児童１人当たり３万円の給付金の支給を行ったものでございます。

続いて、すぐ下の備考欄23、子育て世帯等臨時特別支援事業８億8,069万207円は、国の新

型コロナウイルス対策として児童１人当たり10万円の給付金の支給を行ったものでございます。

なお、民生費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の28ページから37ページに記載してございます。

次に、166ページをお願いいたします。

４款衛生費は、支出済額44億719万8,596円で、前年度比50.1％の大幅な減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の２億8,266万6,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業となります。

続いて、180ページをお願いいたします。

１項２目予防費、備考欄８、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、次のページになりますが、182ページの備考欄９の繰越明許分と合わせまして合計４億4,139万2,104円となっております。

次のページ、184ページをお願いいたします。

備考欄10、新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業8,948万円は、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている旭中央病院に対して県の病床確保支援事業に本市独自の上乗せを行いまして、支援金を給付したものでございます。

190ページをお願いいたします。

１項４目環境衛生費の備考欄２、環境衛生事務費５億1,907万9,735円は、対前年89.8％の大幅な減となっております。これは令和２年度に広域ごみ処理施設が完成したことにより大幅に減額となったものであります。

続いて、200ページをお願いいたします。

１項５目公害対策費の備考欄４、住宅用省エネルギー設備設置事業助成927万3,000円は、地球温暖化対策を推進するため住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、その経費の一部を補助するものであります。

なお、衛生費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の38ページから44ページに記載してございます。

次に、202ページをお願いいたします。

下のほうになります。５款労働費は、支出済額96万3,295円で、前年度比4.8％の減となっております。

次に、204ページをお願いいたします。

６款農林水産業費は、支出済額11億8,090万1,899円で、前年度比40.0％の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費が2,340万6,000円となっております。繰越明許費に係る事業は、農業基盤整備事業の１事業です。

続いて、210ページをお願いいたします。

１項３目農業振興費の備考欄５、水田農業構造改革推進事業１億2,925万908円は、水田農業経営の安定と発展のため、主食用米から飼料用米などの戦略作物への転換を支援する補助金です。

続いて、216ページをお願いいたします。

上のほうになります。備考欄19、農水産業経営支援給付金給付事業4,224万8,364円は、本市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大により売上げが20％以上減少した事業者に対し、10万円の支援金を給付したものでございます。

なお、農業水産業費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の45ページから51ページに記載しております。

次に、226ページをお願いいたします。

７款商工費は、支出済額４億5,678万8,584円で、前年度比24.2％の減となっております。

続いて、230ページをお願いいたします。

１項２目商工振興費の備考欄４、商業活性化推進事業は、備考欄５の繰越明許分と合わせまして合計7,590万9,806円となっておりまして、本市独自のプレミアム付商品券発行に係る商店街振興事業補助金が主なものとなっております。

次のページ、232ページをお願いいたします。

こちら下のほうになります。備考欄11、中小企業等経営支援給付金給付事業7,337万6,836円は、本市独自の経済対策として新型コロナウイルス感染拡大により売上げが減少した事業者に対し、10万円を給付したものでございます。

なお、商工費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の52ページから54ページに記載しております。

次に、238ページをお願いいたします。

下のほうになります。８款土木費は、支出済額28億6,589万1,517円で、前年度比19.0％の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費が６億3,792万6,000円、事故繰越が2,538万6,400円となっております。繰越明許費に係る事業は、南堀之内バイパス整備事業、震災復興・津波避難道路整備事業や冠水対策排水整備事業などの６事業でございまして、事

故繰越に係る事業は道路新設改良事業の１事業になっております。

248ページをお願いいたします。

２項３目道路新設改良費の備考欄６、旭中央病院アクセス道整備事業（繰越明許）は１億6,635万7,400円となっております。すぐ下の備考欄７、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は５億6,945万4,367円となっております。

続いて、262ページをお願いいたします。

４項１目住宅管理費の備考欄７、一番下になります住宅リフォーム補助事業2,385万2,000円は、工事に要した費用に対して上限20万円を支給するものであります。

なお、土木費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の55ページから63ページに記載しております。

次のページの264ページをお願いいたします。

下のほうになります。９款消防費は、支出済額12億2,947万8,481円、前年度比10.9％の増となっております。

268ページをお願いいたします。

１項１目常備消防費の備考欄４、消防車両整備事業5,793万3,990円は、海上分署の水槽付消防ポンプ自動車の購入などに係るものでございます。

なお、消防費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の64ページに記載してございます。

続いて、276ページをお願いいたします。

10款教育費は、支出済額28億7,904万5,324円、前年度比1.4％の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の４億2,576万1,000円で、サッカー場整備事業や中学校大規模改造事業などの５事業でございます。

282ページをお願いいたします。

１項２目事務局費の備考欄10、一番下になりますが、教育の情報化推進事業8,167万1,475円は、ＩＣＴ情報通信技術を活用して児童・生徒の学力向上を図るため、教職員のＩＣＴ活用支援研修や環境整備に係るものでございます。

続いて、290ページをお願いいたします。

２項１目学校管理費の備考欄３、小学校施設改修事業及び備考欄４の繰越明許分と、また少し飛びまして298ページをお願いいたします。３項１目学校管理費の備考欄３、中学校施設改修事業及び備考欄４の繰越明許分２事業の合計３億6,879万7,622円は、各小・中学校のトイレの洋式化などを行ったものでございます。

また飛びまして、340ページをお願いいたします。

４項13目社会教育施設再編費の備考欄１、社会教育施設再編事業は、備考欄２の繰越明許分と合わせて合計２億1,663万5,357円となっており、旭市民センター整備に係る旭第二市民会館改修工事によるものでございます。

続いて、352ページをお願いいたします。

５項２目体育施設費の備考欄７のサッカー場整備事業は２億2,570万2,497円となっております。

なお、教育費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の65ページから72ページに記載してあります。

次に、358ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、今年度の支出はございません。

次の360ページをお願いします。

12款公債費は、支出済額32億2,454万5,730円で、前年度費5.7％の増となっております。

同じページの下になりますが、13款諸支出金は支出済額7,947万5,000円で、前年度比9.6％の減となっております。

以上で議案第１号、令和３年度旭市一般会計決算の認定についての補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　財政課長の説明は終わりました。

議案第２号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　柴　栄男　登壇）

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第２号、令和３年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の365ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額27億9,400万円に対しまして、歳入及び歳出の決算額は27億353万701円となりました。

歳入歳出決算の内訳につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

374ページをお願いいたします。

歳入になります。

１款１項１目貸付金元利収入は、収入済額21億4,173万701円です。これは、病院事業債の元利償還金分として、地方独立行政法人から本特別会計に納められたものです。

２款１項１目病院債は、収入済額５億6,180万円です。これは旭中央病院が医療機器等の購入のため必要な財源として、市が新たに借り入れたものになります。

378ページをお願いいたします。

歳出になります。

１款１項１目貸付金は、支出済額５億6,180万円です。これは法人への貸付金で、市が借り入れた病院事業債をそのまま法人に貸し付けたものです。

２款公債費は、支出済額21億4,173万701円です。

１項１目元金は、支出済額18億516万6,226円です。２目利子は、支出済額３億3,656万4,475円です。これらは支出済額借入金の元金及び利子支払費で、歳入で収入された貸付金元利収入をそのまま償還に充てるものです。

380ページは実質収支に関する調書を掲載してございます。

令和３年度末の地方債残高になりますが、別冊の資料になります。

令和３年度旭市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、２、病院事業債現在高、表の右下になりますが、195億5,179万9,745円となりました。

以上で議案第２号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第３号、議案第４号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　髙野　久　登壇）

○保険年金課長（髙野　久）　議案第３号、令和３年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和３年度の国民健康保険の世帯数等について申し上げます。令和３年度の平均世帯数は１万752世帯、前年度比129世帯、1.2％の減となり、また平均被保険者数は１万8,848人、前年度比532人、2.7％の減となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

381ページをお願いいたします。

事業勘定の決算になります。歳入決算額は84億9,786万3,995円で、前年度比2.4％の増となり、歳出決算額は81億8,752万8,102円で、前年度比3.9％の増となりました。

続いて、386ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は３億1,033万5,893円となり、うち１億5,600万円を財政調整基金へ積立てを行い、残額の１億5,433万5,893円を令和４年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは、396ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款国民健康保険税の収入済額は18億8,299万775円、前年度比2.5％の減となりました。不納欠損額は2,996万2,437円で、収入未済額は２億4,833万731円でございました。

なお、収納率は還付未済額を除き87.1％、前年度と比較して1.9ポイントの上昇といたしました。

下段の４款国庫支出金は699万1,000円、前年度比59.7％の減となりました。

減の要因につきましては、398ページをお願いいたします。

上段１項１目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、国民健康保険税を減免した場合の支援措置で699万1,000円、前年度比31.9％の減となりました。

２目国保制度関係業務事業費補助金は、法改正に伴うシステム改修費の交付を見込みましたが、３年度には事業がなかったため減となりました。

５款県支出金は、保険給付費等の交付金として57億830万270円、前年度比3.9％の増となりました。

続いて、７款繰入金は６億5,770万9,938万円、前年度比12.0％の増となりました。

増の要因は400ページをお願いいたします。上段の２項基金繰入金において、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減収を補うため財政調整基金を１億8,000万円取り崩し、繰入れを行ったことによるものです。

８款繰越金は、令和２年度からの繰越金で２億912万4,786円です。

続いて、９款諸収入は3,271万1,002円で、主なものは国保税の延滞金などでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

404ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は4,152万3,350円、前年度比5.5％の減となりました。減の要因は、法改正によるシステム改修費の減によるものでございます。

406ページをお願いいたします。

２款保険給付費は56億911万5,892円で、前年度比5.9％の増となりました。増の要因は、

被保険者数は年々減少しているものの、１人当たりの医療費が依然増加を続けていることによるものでございます。

410ページをお願いいたします。

３款保険事業費納付金は24億2,168万2,100円、前年度とほぼ同額となりました。納付金の額は被保険者数や所得水準などを基に県が算定しております。内訳は１項１目医療給付費分が15億2,471万6,630円、２目後期高齢者支援金分が５億9,459万4,465円、３目介護分が３億237万1,005円でございます。

４款保健事業費は8,168万5,490円、前年度比16.8％の減となりました。減の要因は、後期高齢者の健康診査事業等を後期高齢者医療特別会計へ移行したこと及び旭中央病院における短期人間ドック費用の支払い方法の変更によるものでございます。

続いて、414ページをお願いいたします。

７款諸支出金は3,349万6,676円、前年度比44.4％の増となりました。増の要因は１項１目の償還金で、令和２年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で特定健康診査の集団健診を中止したことにより、概算交付されていました特定健康診査等負担金の精算による返還が生じたこと及び保険者間調整による償還を行ったためでございます。

続いて、436ページをお願いいたします。

事業勘定の実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

続いて、387ページへお戻りいただきたいと思います。

続いて、施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明いたします。

歳入決算額は7,567万7,692円で、前年度比2.4％の増となり、歳出決算額は6,592万959円で、前年度比2.3％の減となりました。

次に、392ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は975万6,733円となり、うち490万円を財政調整基金へ積立ていたしましたので、残額の485万6,733円を令和４年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

422ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款診療収入の収入済額は5,697万3,527円、前年度比4.8％の減となりました。減の要因は、新型コロナウイルス感染症対策として、令和２年８月から開始した予約診療による人数制限やマスク、手洗い習慣等の浸透によりコロナ以外の感染症が抑制されたことにより患者

数の減となりました。

424ページをお願いいたします。

４款繰入金は1,340万円、前年度比42.6％の増となりました。増の要因は財政調整基金繰入金の増によるものでございます。

５款繰越金は令和２年度からの繰越金で、314万5,349円でございます。

続いて、６款諸収入は210万1,520円、前年度比73.3％の増となりました。増の要因は、備考欄の１に記載があります。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に医師が従事したことにより、医師派遣料が増となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

428ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は4,109万8,229円、前年度比1.0％の増となりました。増の要因は、総務事務費の増によるものです。

続いて、430ページをお願いいたします。

下段にあります２款医業費は2,482万1,414円で、前年度費7.3％の減となりました。

減の要因は、432ページをお願いいたします。１項３目医薬品衛生材料費の減で、薬価改定により薬の単価が下がったこと及び受診者の減少によるものでございます。

続いて、437ページをお願いいたします。

施設勘定の実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で議案第３号、令和３年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第４号、令和３年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和３年度の後期高齢者医療の被保険者数について申し上げます。令和３年度の平均被保険者数は9,568人、前年度比34人、0.4％の増となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

初めに、439ページをお願いいたします。

歳入決算額は７億1,882万8,894円で、前年度比5.0％の増となり、歳出決算額は７億760万9,475円で、前年度比5.0％の増となりました。

続いて、444ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額の1,121万9,419円は、令和４年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

それでは、448ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款保険料の収入済額は５億31万2,130円、前年度比2.0％の増となりました。増の要因は、被保険者数の増加と保険料軽減特例が見直され、本則どおりとなったことによるものでございます。不納欠損額は61万2,000円で、収入未済額は343万3,670円です。

なお、収納率は還付未済額を除き99.2％、前年度と比較して0.1ポイント上昇いたしております。

２款繰入金は１億8,279万6,343円、前年度比1.4％の増となりました。増の要因は、事務費繰入金の増によるものでございます。

３款繰越金は令和２年度からの繰越金で、1,085万9,306円でございました。

続いて、４款諸収入は2,486万1,115円、前年度と比較して大幅な増となりました。

増の要因は、450ページをお願いいたします。上段３項１目後期高齢者医療広域連合受託事業収入の増で、令和３年度より健康診査事業を国民健康保険事業特別会計より移行したことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

454ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は2,287万3,035円、前年度比2.9％の減となりました。減の要因は、システム改修費用の減によるものでございます。

２款広域連合納付金は６億6,104万3,533円、前年度比1.7％の増となりました。これは保険料と保険料軽減分の繰入金を広域連合へ納付したもので、増の要因は保険料収入が増加したことによるものでございます。

456ページをお願いいたします。

３款保健事業費は、令和３年度より国民健康保険事業特別会計より移行した健康診査事業で2,300万407円となりました。

続いて、４款諸支出金でございますが、69万2,500円は保険料の還付金でございます。

458ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で議案第４号、令和３年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（木内欽市）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　１分

再開　午後　１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第５号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　赤谷浩巳　登壇）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳）　議案第５号、令和３年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和３年度末における介護保険の状況についてご説明いたします。お手元の決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

１ページをお願いいたします。

１の高齢者人口等ですが、この資料は、令和４年３月末の状況を第８期介護保険事業計画及び前年度末と比較したものとなっております。

上から２行目のＢ欄をご覧ください。65歳以上の第１号被保険者数は２万175人で、前年度末と比べ117人増加し、５行目の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は31.7％、前年度末と比べ0.5ポイントの増加となりました。要支援・要介護認定者数は3,041人で、前年度末と比べ17人の増。一番下の欄になりますが、第１号被保険者数に占める割合は14.7％で、前年度比0.1ポイントの増となりました。

以下、２は、介護度別認定者数ですが、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、ここからは、決算書によりご説明いたします。

決算書の459ページをお願いいたします。

歳入決算額は53億9,899万3,263円で、前年度比2.2％の増となり、歳出決算額は51億8,124万2,463円で、前年度比0.8％の増となり、歳入歳出差引残額は２億1,775万800円となりました。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

468ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

１款保険料の収入済額は12億3,183万6,447円で、前年度と比較して6.5％の増となりました。収納率は97.5％で、前年度と比較しまして0.5ポイント上昇しております。また、不納欠損額は858万355円、収入未済額は2,313万8,420円となっております。

次に、２款国庫支出金は11億5,146万8,001円で、前年度比1.9％の増となりました。

470ページをお願いいたします。

３款支払基金交付金は13億2,466万493円で、前年度比1.6％の増となりました。

４款県支出金は７億4,298万3,277円で、前年度比1.6％の増となりました。

472ページをお願いいたします。

６款繰入金は１項の一般会計からの繰入金でありまして、７億9,687万円、前年度比1.2％の増となりました。

７款繰越金は１億3,902万7,114円。

次の、８款諸収入は1,213万9,883円で、主なものは地域支援事業利用収入などでございます。

続きまして歳出になります。

478ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は5,906万1,694円、前年度比4.0％の減となりました。

482ページをお願いいたします。

２款保険給付費の支出済額は47億2,118万2,296円で、前年度比1.0％の増となりました。主な要因は、居宅介護サービス給付費の増によるものです。

少し飛びまして、490ページをお願いいたします。

中段になります。４款基金積立金は8,076万9,856円でした。これは、前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、令和３年度末の介護保険給付費準備基金の残高は４億8,541万8,562円となりました。

５款地域支援事業費は２億5,528万4,875円、前年度比5.8％の増となりました。主な要因は、令和３年４月に新たに委託しました中央地域包括支援センターの業務委託料の増などによるものです。

少し飛びまして、500ページをお願いいたします。

下段になります。６款諸支出金は6,494万3,742円で、主なものは国・県及び一般会計への返還金となります。

504ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となります。内容は記載のとおりでございます。

以上で、議案第５号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第６号から議案第８号までの３議案について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　多田一徳　登壇）

○上下水道課長（多田一徳）　議案第６号、令和３年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書は、一般会計決算書とは別冊になっております。

令和３年度旭市公営企業会計決算書のご用意をお願いいたします。３事業一緒になったこちらの決算書になってございます。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

決算書の10ページをお願いいたします。事業報告書でございます。

（１）総括事項、５行目になりますが、業務状況でございます。

年度末の給水人口は５万7,020人で、給水件数は２万1,227件となりました。普及率は89.5％で、前年度と比較しますと0.7ポイントの増となりました。年間給水量は624万6,122立方メートルで、前年度と比較しますと２万9,425立方メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は572万3,532立方メートルとなり、前年度と比較しますと３万7,266立方メートルの減となりました。有収率は91.6％で、前年度と比較しますと1.1ポイントの減となっております。

続きまして建設状況ですが、建設改良工事として、鎌数地区、三川地区及びさくら台地区に、合計75ミリメートルから250ミリメートルの耐震型配水管を延べ277.13メートル布設替えいたしました。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明させていただきます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

（２）は経営指標に関する事項、（３）は議会議決事項、（５）は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、前に戻りまして、１ページをお願いいたします。

令和３年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第１款水道事業収益は、予算額16億5,969万9,000円に対し決算額16億4,706万3,291円となり、収入率は99.2％となりました。内訳としまして、第１項営業収益の主なものは水道料金であり、第２項の営業外収益は一般会計補助金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款水道事業費用は、予算額14億4,827万円に対し決算額は13億7,221万7,303円となり、執行率は94.7％となりました。内訳としまして、第１項営業費用は、受水費、減価償却費、人件費等で、第２項営業外費用は企業債の利息などで、第３項特別損失は過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、３ページをお願いいたします。

（２）の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額3,833万3,000円に対し決算額は2,813万2,500円となり、収入率は73.4％となりました。内訳としまして、第１項は負担金で、消火栓設置に対する一般会計からの負担金です。第２項は給水申込納付金となり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は、予算額１億9,108万円に対し決算額１億43万8,030円となり、執行率は52.6％となりました。内訳としましては、第１項建設改良費は、耐震型の配水管への布設替え工事費や水位計更新工事等の固定資産取得費であり、第２項企業債償還金は、建設改良費等に関わる企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

３ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,230万5,530円については、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額271万9,900円、減債積立金4,404万5,420円、過年度分損益勘定留保資金2,554万210円で補塡いたしました。

続きまして、５ページの損益計算書をお願いいたします。

この金額につきましては、税抜きとなっております。

１の営業収益は、２列目の数字になりますが13億459万9,030円。

２の営業費用は12億3,505万5,006円、差引営業利益は３列目の6,953万5,924円となりました。

３の営業外収益は、２列目になりますが２億1,310万3,979円。

４の営業外費用として1,055万4,692円。差引きは３列目の２億254万9,287円となり、営業利益を加えますと、経常利益は２億7,208万5,211円の黒字となりました。

５の特別損失は５万1,605円であり、当年度の純利益は差引き２億7,203万3,606円となり、当年度未処分利益剰余金は３億1,607万9,026円となります。

次に、６ページ、７ページ上段の剰余金計算書をご覧ください。

この金額につきましても、税抜きとなっております。

表の左側の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、38億3,762万5,349円となりました。

表の中ほどの列になりますが、資本剰余金合計欄の当年度末残高は848万2,716円となりました。

右から２列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、14億7,676万7,045円となりました。

表の一番右の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下になりますが、53億2,287万5,110円となりました。

６ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高３億1,607万9,026円の処分に関わるものですが、当年度純利益２億7,203万3,606円に対する部分として、3,753万3,606円を減債積立金へ、２億3,450万円を建設改良積立金へそれぞれ積み立て、企業債償還金相当額の4,404万5,420円については、資本金へ組み入れるものでございます。

次に、８ページ、９ページの貸借対照表をお願いいたします。

この金額につきましても、税抜きとなっております。

８ページ、資産の部。

１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてある81億3,772万3,457円となりました。

次に、負債の部ですが、９ページ上段をご覧ください。

３、固定負債、４、流動負債及び５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある28億1,484万8,347円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、下から２行目、資本合計53億2,287万5,110円となり、

これに上段の負債合計を加えますと、負債と資本の合計が一番右の列の一番下、二重下線の引いてある81億3,772万3,457円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、13ページをお願いいたします。

建設改良工事、保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

次の15ページは年間の業務量であり、16ページは事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

続いて、17ページをお願いいたします。

４の会計になります。（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でございます。

５、その他は、他会計補助金等の使途について記載してございます。

18ページにおきましてはキャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

次の、19ページから21ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

続きまして、22ページは固定資産明細書、次の23ページは企業債明細書となっております。

24ページにつきましては注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したもので、各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第６号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第７号、令和３年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書は、同じ旭市公営企業会計決算書の25ページからになります。

初めに、34ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

公共下水道事業の概況からご説明申し上げます。

（１）総括事項、５行目になりますが業務状況でございます。

年度末の水洗化状況は、接続人口4,713人、接続世帯数は2,031世帯、水洗化率は71％となりました。料金収入の基礎となります年間有収水量は59万4,756立方メートルで、有収率は84.5％で、前年度と比較しますと0.5ポイントの増となっております。

経営状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

（２）は経営指標に関する事項、35ページにまいりまして、（３）は議会議決事項、（４）

は行政官庁認可事項、（５）は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、前に戻りまして25ページをお願いいたします。

令和３年度の決算報告でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、１款下水道事業収益の予算額５億4,695万9,000円に対し、決算額５億4,592万921円となり、収入率は99.8％となりました。内訳としまして、第１項営業収益の主なものは公共下水道使用料であり、第２項の営業外収益は、一般会計負担金や長期前受金戻入などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款下水道事業費用の予算額５億4,695万9,000円に対し、決算額５億3,581万7,585円となり、執行率は98.0％となりました。内訳としまして、第１項営業費用は、処理場費、減価償却費、人件費等で、第２項は営業外費用、企業債の利息などであり、決算額は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

（２）の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額２億3,447万6,000円に対し、決算額は２億3,410万500円となり、収入率は99.8％となりました。内訳としまして、第１項企業債、第２項他会計負担金、第３項は負担金及び分担金でございます。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は、予算額２億7,893万3,000円に対し、決算額は２億7,593万2,145円となり、執行率は98.9％となりました。内訳としまして、第１項企業債償還金は企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

27ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,183万1,645万円については、引継金3,794万8,286円及び過年度分損益勘定留保資金388万3,359円で補塡いたしました。

続いて、29ページの損益計算書をお願いいたします。

この金額につきましては、税抜きとなっております。

１の営業収益は、２列目の数字になりますが、9,973万5,550円、２の営業費用は、同じく２列目、４億6,068万6,060円、差引営業損失は、３列目の３億6,095万510円となりました。

３の営業外収益は、２列目になりますが、４億3,624万3,016円、４の営業外費用として、同じく２列目、5,692万8,401円、差引きは３列目の３億7,931万4,615円となり、営業損失を

差し引きますと、経常利益は1,836万4,105円の黒字となりました。

当年度の純利益はそのままの1,836万4,105円となり、前年度繰越利益剰余金3,383万7,250円を加え、当年度未処分利益剰余金は5,220万1,355円となりました。

次に、30ページ、31ページ、上段の剰余金計算書をご覧ください。

この金額につきましても、税抜きとなっております。

表の左側の資本金の当年度末残高は、一番下の行になりますが、１億7,825万8,136円となりました。表の右から２列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、5,220万1,355円となりました。表の一番右側の資本合計は資本金と剰余金との合計であり、年度末残高は、一番右下になりますが、２億3,045万9,491円となりました。

30ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高5,220万1,355円の処分に関わるものですが、3,383万7,250円を減債積立金へ積み立てるものでございます。

次に、32ページ、33ページの貸借対照表をお願いいたします。

この金額につきましても、税抜きとなっております。

32ページ、資産の部。

１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてある82億8,253万2,622円となりました。

次に、負債の部ですが、33ページ上段をご覧ください。

３、固定負債、４、流動負債及び５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の下の一番下、二重下線の引いてある80億5,207万3,131円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、一番右の列の下から２行目、資本合計２億3,045万9,491円となり、これに負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある82億8,253万2,622円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、36ページをお願いいたします。

２、工事。（１）は保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

下段、３の業務。（１）業務量は年間の業務量です。

37ページ中段、下段をご覧ください。事業収入及び事業費に関する事項を記載してございます。

次の38ページをお願いいたします。

４、会計になります。（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でございます。

５、その他は、他会計負担金の使途についての記載でございます。

次の、39ページはキャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

次の、40ページから42ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

43ページは固定資産明細書、次の44ページから46ページは企業債明細書となっております。

47ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなっております。各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第７号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第８号、令和３年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書は、同じく旭市公営企業会計決算書の48ページからになりますが、初めに、57ページをお願いいたします。事業報告でございます。

農業集落排水事業の概況からご説明申し上げます。

（１）総括事項、５行目になりますが業務状況でございます。

年度末の水洗化状況は、接続人口1,394人、接続世帯数は452件で、水洗化率は74.6％となりました。料金収入の基礎となります年間有収水量は14万305立方メートルとなり、有収率は100％となっております。

経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

（２）は経営指標に関する事項、58ページにまいりまして、（３）は議会議決事項、（５）は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、前に戻りまして48ページをお願いいたします。

令和３年度の決算報告でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第１款下水道事業収益の予算額6,841万円に対し、決算額6,669万4,531円となり、収入率は97.5％となりました。内訳としまして、第１項営業収益は農業集落排水処理施設使用料であり、第２項の営業外収益は一般会計負担金などで、決算額はそれ

ぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款下水道事業費用の予算額6,841万円に対し、決算額6,222万8,348円となり、執行率は91.0％となりました。内訳としまして、第１項営業費用は、環境費、処理場費、減価償却費、人件費等で、第２項営業外費用は企業債の利息などであり、決算額は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

（２）の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額1,774万8,000円に対し決算額は1,732万8,000円となり、収入率は97.6％となりました。内訳としまして、第１項は他会計負担金、第２項は負担金及び分担金となります。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は、予算額1,832万8,000円に対し決算額は1,732万7,695円となり、収入率は94.5％となりました。内訳としましては、第１項企業債償還金は企業債償還元金で、決算額は記載のとおりでございます。

続いて、52ページの損益計算書をご覧ください。

この金額につきましては、税抜きとなっております。

１の営業収益は、２列目の数字になりますが、1,458万6,150円、２の営業費用は、同じく２列目、5,706万1,628円、差引営業損失は３列目の4,247万5,478円となりました。

３の営業外収益は、２列目になりますが、5,064万9,766円、４の営業外費用として、同じく２列目、303万6,401円、差引きは３列目の4,761万3,365円となり、営業損失を差し引きますと、経常利益は513万7,887円の黒字となりました。

当年度の純利益はそのままの513万7,887円となり、前年度繰越利益剰余金1,510万7,259円を加え、当年度未処分利益剰余金は2,024万5,146円となりました。

次に、53ページ、54ページの上段、剰余金計算書をご覧ください。

この金額につきましても、税抜きとなっております。

53ページ、表の左の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、6,060万3,518円となりました。

表の右側から２列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、2,024万5,146円となりました。

表の一番右の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下になりますが、8,084万8,664円となりました。

53ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高2,024万5,146円の処分に係るものですが、100万円を減債積立金へ、1,410万7,259円を建設改良積立金に積み立てるものでございます。

次に、55ページ、56ページの貸借対照表をお願いいたします。

この金額につきましても、税抜きとなっております。

55ページ、資産の部。

１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある９億7,875万6,407円となりました。

次に、負債の部ですが、56ページ上段をご覧ください。

３、固定負債と４、流動負債、５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の二重下線の引いてある８億9,790万7,743円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、一番右の列の下から２行目、資本合計8,084万8,664円となり、これに負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある９億7,875万6,407円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、59ページをお願いいたします。

２、工事。（１）は保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

下段の３、業務。（１）業務量は年間の業務量であり、60ページ、中段、下段は、事業収入及び事業費に関する事項を記載してございます。

次に、61ページをお願いいたします。

４の会計になります。（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でございます。

５、その他は、他会計負担金等の使途についての記載でございます。

62ページはキャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

次の、63ページから64ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

次の、65ページは固定資産明細書、66ページは企業債明細書となっております。

次の、67ページにつきましては注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなります。各内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第８号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　上下水道課長の補足説明は終わりました。

ここで、令和３年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員　木村哲三　登壇）

○代表監査委員（木村哲三）　代表監査委員の木村です。

令和３年度旭市一般会計及び病院事業債管理特別会計をはじめとした四つの特別会計、並びに水道事業をはじめとした三つの公営企業会計の各決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第２項及び地方公営企業法第30条第２項の規定により、各会計の決算について審査を実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか。また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿、証書等を照合・精査するとともに関係職員の説明を求め、さらに例月現金出納検査、定期監査等の結果を踏まえて慎重に行いました。

審査の結果、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については、関係書類と符合し正確でありました。また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。

まず初めに、一般会計及び特別会計について申し上げます。

一般会計及び特別会計の決算状況は、実質収支額が21億8,540万6,000円の黒字で、各会計の実質収支額も全て黒字となっております。なお歳入につきましては、全庁的に債権回収に取り組んだ結果が本年度の収益率の向上、収入未済額及び不納欠損額の減少に結果として現れております。引き続き、市民負担の公平性と貴重な自主財源を確保するため、効果的な収納対策による収入未済額及び不納欠損額の縮減に、なお一層の努力を求めます。

次に、地方自治法第241条第５項の規定に基づく基金の運用状況の審査につきまして、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断基準の審査に

おいて、いずれの比率も良好な状態にあり、財政運営が法令等の趣旨に沿って適切になされていることを確認いたしました。

次に、公営企業会計について申し上げます。

初めに、水道事業につきましては、損益計算書から経営状況を見ると、当年度純利益は前年度と比べ11.2％増加しています。経営分析書を見ると、経営状況を示す総収支比率、経常収支比率、安定性を示す自己資本構成比率がいずれも前年度を上回っており、総収支比率と経常収支比率は望ましいとされる100％を超えていることから、財政の健全性はおおむね良好で、財務全般で健全な構造が維持されております。

今後、給水収益の大幅な増加が見込めない中、水道施設の一斉更新時期の到来に伴う更新需要の増大を控え、より厳しい経営環境となることが予想されることから、効率的な経営と安定した収益確保に努めるとともに、旭市水道事業ビジョンに基づき、水道普及率の促進、老朽施設等の耐震化や更新の実施など効果的な施策の実施により、安全で良質な水の安定供給に努められることを望みます。

次に、公共下水道事業と農業集落排水事業につきましては、特別会計から公営企業へ移行し２年目の決算となります。損益計算書から経営状況を見ると、両事業ともに純利益が生じており、経営状況を示す総収支比率、経常収支比率が望ましいとされる100％を超えていることから、財政の健全性はおおむね良好であると言えます。

一方で、公共下水道事業と農業集落排水事業は、ともに一般会計からの繰入金の割合が高いことから、引き続き普及啓発活動を積極的に実施し、公共下水道並びに農業集落排水への加入の促進を図るとともに、経営基盤の強化と効率的な施設管理に努められることを望みます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定による公営企業会計の資金不足比率の審査においては、資金不足額が生じていないため比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありませんでした。

今後、将来的な人口減少や、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響など、歳入を取り巻く環境は一段と厳しくなるものと見込まれます。コロナ対策については、ワクチン接種が滞りなく行われ、市民にとって安心でした。

ただし、本市における１日の新規感染者数が過去最多を更新するなど、いまだピークは見通せない状況であります。こうした事態を踏まえ、いまだに把握・公表されていない本市のコロナ感染による死亡者数など重要なデータを的確に把握し、市民に提供するため、県との

適切な情報交換を密に行い、これまで以上に周知や感染予防対策に邁進することを期待しております。

最後に、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立に向け、引き続き、行財政改革や公共施設の適正な管理・運営を着実に進めることはもとより、市民が将来に希望を持って子どもを産み、育て、教育でき、安心して働き暮らせる、そして、人口が増加する活力あるまちづくりに結びつくよう、全ては旭市民のために努力されることを要望して、監査委員の総意といたします。

○議長（木内欽市）　代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで２時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　３分

再開　午後　２時１５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第９号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　議案第９号、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元にお願いいたします。

１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ15億5,600万円を追加し、予算の総額を305億600万円とするものです。

第２条の繰越明許費、第３条の債務負担行為の補正及び第４条の地方債の補正につきましては、後ほど説明いたします。

少し飛びまして、５ページをお願いします。

第２表、繰越明許費です。

２款１項総務管理費、コミュニティバス等運行事業1,992万6,000円は、購入予定の車種がメーカー側の都合により年度内の納品が困難となったことから、繰越明許費を設定するもの

であります。

10款２項小学校費、小学校大規模改造事業8,724万円は、中央小学校特別教室棟の大規模改造工事に係るもので、国の交付金の前倒し採択に伴い実施する事業であることから、適正工期の確保が困難なため、繰越明許費を設定するものであります。

６ページをお願いいたします。

第３表、債務負担行為補正です。

１事業を新規に追加するもので、対象事業は統合保育所建設工事設計業務委託で、中央第二保育所とゆたか保育所の統合保育所建設工事の設計業務について、履行期間が令和５年度にまたがることから債務負担行為を設定するもので、右側の限度額は1,100万3,000円でございます。

７ページをお願いいたします。

第４表、地方債補正です。

一番上の児童福祉施設整備事業は、先ほど債務負担行為で説明いたしました統合保育所建設工事の設計業務に係る起債を追加するもので、限度額は1,160万円でございます。

次の小学校大規模改造事業は、中央小学校特別教室棟の大規模改造工事に係る起債を追加するもので、限度額は4,340万円でございます。

次の水道事業一般会計出資金は、今回の補正で計上しております水道事業会計に対する出資金に係る起債を追加するもので、限度額は5,500万円でございます。

少し飛びまして、11ページをお願いいたします。

歳入について順を追って説明いたしますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきます。

まず、10款１項１目地方交付税5,353万4,000円の増は、右側、説明欄１、普通交付税の増で、７月に決定した普通交付税の留保分の一部を今回の補正財源として計上するものであります。

14款２項１目総務費国庫補助金２億9,677万2,000円の増は、説明欄１、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対する支援等のための交付金で、本市分として国から措置されたものでございます。

５目教育費国庫補助金3,310万1,000円の増は、１節小学校費国庫補助金の説明欄１、学校施設環境改善交付金2,937万円の増と、説明欄２、学校保健特別対策事業費補助金208万

6,000円の増、及び２節中学校費国庫補助金の説明欄１、学校保健特別対策事業費補助金164万5,000円の増によるものでございます。

このうち学校施設環境改善交付金につきましては、中央小学校特別教室棟の大規模改造工事に対する補助金で、学校保健特別対策事業費補助金は小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策用の備品等の購入に対する補助金でございます。

続いて、15款１項３目農林水産業費県負担金19万1,000円の増は、説明欄１、農地利用最適化交付金の増で農地利用最適化推進委員が行う現地確認調査の効率化等を図るために、導入しますタブレット端末の通信費等に係る負担金です。

12ページをお願いいたします。

15款２項４目農林水産業費県補助金606万円の増は、説明欄１、千葉県農地集積集約化対策事業補助金で、先ほどご説明しました農地利用最適化推進委員用に購入するタブレット端末の購入費に係る補助金62万円の増と、説明欄２、さわやか畜産総合展開事業費補助金の畜産農家の堆肥化施設等の整備に対する補助金544万円の増によるものです。

19款１項１目繰越金10億3,634万2,000円の増は、前年度繰越金の残額を今回の補正財源として計上するものでございます。

20款５項５目雑入2,000万円の増は、説明欄１、漁業振興基金出捐金の増で銚子沖洋上風力発電の協定の締結に伴い、千葉銚子オフショアウィンド合同会社から拠出される出捐金でございます。

21款市債については、先ほど第４表の地方債補正で説明したとおりでございます。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出になります。

14ページをお願いいたします。

２款１項１目一般管理費406万5,000円の増は、説明欄１、庁舎管理費のうち10節需用費の光熱水費の増です。これは燃料価格の高騰に伴う電気料金の大幅な値上げに対するため、庁舎に係る光熱水費を増額するものでございます。

また、この後順番に説明いたしますが、今回の補正では、その他の公共施設等につきましても庁舎と同様、電気料金の値上げに伴う光熱水費の増額補正を計上しております。

今回の光熱水費の補正対象事業は19事業、補正額の合計は6,644万円を計上してございます。

続いて、６目財産管理費８億2,000万円の増は、説明欄１、減債基金積立金の増で、令和

３年度決算の確定に伴い剰余金の２分の１を下らない額を減債基金に積み立てるものでございます。

11目諸費４億7,465万4,000円の増は、説明欄１、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業の増によるもので、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている家計への支援策として、１世帯につき１万円と、世帯主以外の世帯員１人につき5,000円の給付金を給付する、本市独自の新型コロナウイルス感染症対策事業に要する費用を新規に計上するものでございます。

15ページをお願いいたします。

３款３項６目保育所費1,705万1,000円の増は、説明欄１、公立保育所運営費413万3,000円の増、及び説明欄２、保育所統合整備事業1,291万8,000円の増です。

公立保育所運営費は電気料金の値上げに伴い、各保育所の光熱水費を増額するもので、保育所統合整備事業は中央第二保育所とゆたか保育所の統合保育所建設工事に係る設計業務委託費用を新規に計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。

４款１項１目保健衛生総務費798万3,000円の増は、電気料金の値上げに伴い海上健康増進センター、旭市保健センターの各施設に係る光熱水費を増額するものでございます。

続いて、４目環境衛生費136万6,000円の増は、電気料金の値上げに伴い、みたま苑旭の光熱水費を増額するものでございます。

４款２項１目塵芥処理費203万円の増は、電気料金の値上げに伴い、グリーンパーク等の塵芥処理施設に係る光熱水費を増額するものでございます。

17ページをお願いいたします。

６款１項１目農業委員会費81万1,000円の増は、説明欄１、農業委員会運営費の増で、農地利用最適化推進委員が行う現地確認調査の効率化等を図るために導入するタブレット端末の通信費や、購入費等を新規に計上するものでございます。

４目畜産振興費816万円の増につきましては、説明欄１、さわやか畜産総合展開事業の増で、畜産農家の堆肥化施設や機械等の整備に対する補助事業について新たに要望があり、補助対象となることから新規に計上するものでございます。

５目農地費331万1,000円の増は、説明欄１、農業集落排水事業会計繰出金の増で、電気料金の値上げに伴い農業集落排水事業会計の光熱水費が不足することから、一般会計からの繰出金を増額するものでございます。

６款３項１目水産業総務費2,000万円の増は、説明欄１、漁業振興基金積立金の増で、銚子沖洋上風力発電の協定の締結に伴い、千葉銚子オフショアウィンド合同会社から拠出される出捐金の管理・運用を行うために、新たに設置する漁業振興基金への積立金を新規に計上するものでございます。

18ページをお願いいたします。

７款１項３目観光費190万6,000円の増は、電気料金の値上げに伴い、観光街路灯などの観光施設に係る光熱水費を増額するものでございます。

８款３項４目公園費125万1,000円の増は、電気料金の値上げに伴い、各公園内の照明などに係る光熱水費を増額するものでございます。

10款１項２目事務局費746万6,000円の増は、説明欄１、感染症対策・学習保障支援事業の増で、新型コロナウイルス感染症対策や学習保障に関する小・中学校の備品等の購入に係る費用です。

19ページをお願いいたします。

10款２項１目学校管理費9,538万7,000円の増は、説明欄１、小学校施設管理費814万7,000円の増、及び説明欄２、小学校大規模改造事業8,724万円の増です。

小学校施設管理費は電気料金の値上げに伴い、各小学校の光熱水費を増額するもので、小学校大規模改造事業は中央小学校特別教室棟の外壁・内装等の大規模改造工事に係る費用です。

10款３項１目学校管理費472万1,000円の増は、電気料金の値上げに伴い、各中学校の光熱水費を増額するものです。

20ページをお願いいたします。

10款４項１目社会教育総務費347万7,000円の増は、電気料金の値上げに伴い、海上庁舎の光熱水費を増額するものです。

７目公民館費449万5,000円の増は、電気料金の値上げに伴い、海上公民館、干潟公民館の各施設に係る光熱水費を増額するものです。

９目ユートピアセンター費255万7,000円の増は、電気料金の値上げに伴い、いいおかユートピアセンターの光熱水費を増額するものです。

10目大原幽学記念館費142万4,000円の増は、電気料金の値上げに伴い、大原幽学記念館の光熱水費を増額するものでございます。

21ページをお願いいたします。

10款５項２目体育施設費1,151万6,000円の増は、電気料金の値上げに伴い、飯岡体育館などの社会体育施設及び総合体育館に係る光熱水費を増額するものでございます。

３目学校給食費736万9,000円の増は、電気料金の値上げに伴い、第一、第二の両学校給食センターに係る光熱水費を増額するものです。

22ページをお願いいたします。

13款２項１目水道事業公営企業費5,500万円の増は、説明欄１、水道事業会計出資金の増で、水道管路耐震化事業に係る工事費が繰出し基準に該当し、出資金の対象となることから、一般会計からの出資を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

左側の区分欄の１、普通債の行の左右中ほどにあります補正額の列をご覧ください。

補正額は１億1,000万円の増で、内容につきましては、先ほど第４表、地方債補正で説明いたしました統合保育所建設工事設計業務委託と、中央小学校特別教室棟の大規模改造工事及び水道事業会計への出資金に係る起債でございます。

以上で議案第９号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号から議案第12号までの３議案について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　多田一徳　登壇）

○上下水道課長（多田一徳）　議案第10号、令和４年度旭市水道事業会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、総則でございます。

第２条は、収益的支出の補正額を記載してございます。

第３条は、資本的収入の補正額を記載してございます。

第２条及び第３条の内容につきましては、水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

次に、２ページをお願いいたします。

水道事業会計補正予算実施計画でございます。

上段の収益的収入及び支出をご覧ください。

１款水道事業費用は、既決予定額15億3,297万1,000円に補正予定額667万6,000円を増額し、補正後の予定額を15億3,964万7,000円とするものでございます。

この内訳としましては、第１項２目配水及び給水費及び３目総係費の光熱水費及び動力費を、電気料金の値上げに伴い増額補正するものです。

下段の資本的収入及び支出をご覧ください。

１款資本的収入は、既決予定額１億4,778万2,000円に補正予定額5,500万円を増額し、補正後の予定額を２億278万2,000円とするものでございます。

この内訳としましては、第５項に出資金を新たに設けまして、水道管路の耐震化事業に関わる一般会計からの出資金について、新たに受け入れるものでございます。

続きまして、３ページをお願いいたします。

水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

４ページ、５ページは水道事業予定貸借対照表となっております。

各内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、令和４年度旭市公共下水道事業会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

公共下水道事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、総則でございます。

第２条は、収益的支出の補正額を記載してございます。

内容につきましては、公共下水道事業会計補正予算実施計画で説明させていただきます。

次の２ページをお願いいたします。

公共下水道事業会計補正予算実施計画でございます。

支出の部、１款下水道事業費用は、既決予定額５億5,188万2,000円に補正予定額462万7,000円を増額し、補正後の予定額を５億5,650万9,000円とするものでございます。

この内訳としましては、１項２目処理場費の動力費を電気料金の値上げに伴い増額補正するものです。

続きまして、３ページをお願いいたします。

公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

４ページ、５ページは公共下水道事業予定貸借対照表となっております。各内容につきま

しては記載のとおりでございます。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号、令和４年度旭市農業集落排水事業会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

農業集落排水事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

補正予算の１ページをお願いいたします。

第１条は、総則でございます。

第２条は、収益的収入及び支出の補正額を記載してございます。

内容につきましては農業集落排水事業会計補正予算実施計画で説明させていただきます。

次の２ページをお願いいたします。

農業集落排水事業会計補正予算実施計画でございます。

下段の支出の部から説明させていただきます。

１款下水道事業費用は、既決予定額7,735万2,000円に補正予定額331万1,000円を増額し、補正後の予定額を8,066万3,000円とするものでございます。

この内訳としましては、１項２目処理場費の動力費及び３目総係費の光熱水費を電気料金の値上げに伴い増額補正するものです。

次に、上段の収入の部について説明いたします。

費用の増に伴い財源が不足することから、２項１目他会計負担金に同額の331万1,000円を増額し、１款下水道事業収益の補正後の予定額を8,274万1,000円とするものでございます。

続きまして、３ページをお願いいたします。

農業集落排水事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

４ページ、５ページは農業集落排水事業予定貸借対照表となっております。

各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長　池田勝紀　登壇）

○農水産課長（池田勝紀）　議案第13号、旭市漁業振興基金条例の制定について補足説明を申し上げます。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に係る法律に基づき、令

和２年７月21日に銚子市沖の海域が洋上風力発電事業の促進区域に指定され、その後、公募手続きを経て、令和３年12月24日に発電事業者が選定されました。

また、公募に当たり公募占用指針では、地元自治体が設立した基金に対し選定事業者が出捐金を拠出することや、漁場の実態調査などを行い、地域や漁業との共存に努めることが盛り込まれていたところです。

本議案は以上の経緯を踏まえ、本年５月31日に銚子市沖洋上風力発電に関する協定が締結されたことから、発電事業者からの出捐金に対し基金を設置し管理するための必要な事項を定めるものです。

それでは、議案の条文をご覧ください。

１条は、基金の設置について規定するものです。

２条は、基金の積立てについて規定するものです。

３条は、基金の管理について、第４条は基金の運用から生じる収益について規定するものです。

第５条は、基金の処分についてでして、基金の設置目的を達成する場合に限り、処分することができると規定するものです。

第６条は、委任について規定するものです。

附則につきましては、この条例の施行日は公布の日からとするものです。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第14号から議案第17号までの４議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長　小倉直志　登壇）

○総務課長（小倉直志）　議案第14号から議案第17号までの４議案について補足説明を申し上げます。

まず、お手元に新旧対照表のほうをご準備いただきたいと思います。

初めに、議案第14号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

条例改正の要因となりました地方公務員の育児休業等に関する法律の改正の趣旨は、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にするために、育児休業の取得回数の制限を緩和するもので、具体的に申しますと、育児休業の取得回数について現行は原則１回までのものを、原則２回まで取得可能とするものです。

さらに加えて、子の出生後８週間以内の育児休業、これは俗に産後パパ育休と言われているものですけれども、産後パパ育休の取得回数についても同様に、現行は原則１回までのものを原則２回まで取得可能とするものです。

このことに伴いまして当該条例の改正内容は大きく３点ございます。

１点目は、育児休業の取得回数制限の緩和等に伴いまして、条例で定める特別の事情に関して規定を整備するものです。新旧対照表の６ページと７ページが該当します。

まず、第３条第５号の改正は、原則２回まで育児休業を取得することが可能となったことから、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業の取得を特別の事情の規定から削除するものです。

この削除に伴いまして、７ページの第10条第６号については、再度の育児短時間勤務の取得の仕組みは制度的に残っていることから、育児休業計画書を育児短時間勤務計画書に改正するものです。

また、６ページに戻りまして、第３条第８号の改正は、任期を定めて採用された職員につきまして対象が非常勤職員に限られておりますが、常勤の任期付職員などがいることから、非常勤職員と同様の取扱いとすることを規定するものです。

続きまして、大きな２点目となりますが、産後パパ育休について非常勤職員を対象とした取得要件の緩和であります。

新旧対照表の１ページをお願いいたします。

第２条第４号アの（ア）の改正は、非常勤職員の産後パパ育休の取得要件について、子が１歳６か月に達する日までに任期が満了することが明らかでいない非常勤職員を、子の出生の日から57日間の末日から６月を経過する日までに任期満了することが明らかでいない非常勤職員までに短縮し、取得要件を緩和するものです。

大きな３点目は、こちらも非常勤職員が対象となりますが、子が１歳以降の育児休業について柔軟な取得を可能とするものです。

まず、新旧対照表の３ページから５ページまでにまたぎますが、まず、第２条の３第３号の改正は、育児休業の対象期間の上限を子が１歳６か月に達する日とする要件について、子が１歳以上１歳６か月未満の期間の途中での夫婦交代での取得を可能とすることや、特別の事情がある場合には、要件をさらに緩和することができるように規定するものです。

次に、新旧対照表５ページの第２条の４の改正ですが、育児休業の対象期間の上限を子が２歳に達する日とする要件についても、１歳以上１歳６か月未満の期間と同様の改正を行う

ものです。

最後に、１ページの下段のほうから２ページへとまたぎますが、第２条第４号（イ）の改正は、第２条の３第３号の改正に合わせて、子が１歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備したものです。

なお、改正条例の施行期日は同法の施行日と合わせ令和４年10月１日とするものです。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第15号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

この協議は、千葉県市町村総合事務組合を組織団体以外の地方公共団体である四市複合事務組合が令和５年４月１日から千葉県市町村総合事務組合に加入するため、同組合を組織する団体数の増加に伴う規約改正について関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

新旧対照表の８ページをお願いいたします。

今回の改正は別表のみの改正であり、今申し上げた四市複合事務組合について、別表第１の組合を組織する団体及び別表第２の共同処理する団体に、ともに追加するものです。

なお、別表第２の共同処理する事務のうち、第11号は公平委員会に関する事務であります。

また、附則においては本規約の施行期日を令和５年４月１日とするものです。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について補足説明を申し上げます。

県営土地改良事業である春海地区土地改良事業及び豊和地区土地改良事業により農地の区画整理が行われ、この換地処分に伴い字の区域及び名称の変更の必要が生じたため、地方自治法第206条第１項の規定により議会の議決を求めるものです。

議決後は換地処分手続きが進められ、換地処分の公告に合わせて字の変更告示を行う予定です。

以上で議案第16号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

現委員のうち１名の任期が12月３日に満了するため、後任の委員を任命するに当たり、地

方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

委員に任命したい方は旭市中谷里8346番地にお住まいの冨山理氏です。昭和46年８月17日生まれで、教育環境の充実に対する思いと、保護者としての視点を持ち合わせた方です。

なお、冨山氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定されている欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　総務課長の補足説明は終わりました。

議案第18号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長　向後利胤　登壇）

○市民生活課長（向後利胤）　議案第18号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち１名が令和４年12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第18号で推薦したい方は、旭市入野449番地にお住まいの宮穂広子氏、昭和30年８月１日生まれの方です。宮穂広子氏は、長年にわたり市職員として市行政に携わっており、常に地域住民の視点に立ち住民福祉の向上に努めてこられ、令和２年１月から人権擁護委員として積極的に活動されていることから、引き続きお願いしたいと考え推薦するものです。

また、人権擁護委員法第７条第１項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する条項はございません。

なお、委員の任期は令和５年１月１日から令和７年12月31日までの３年間となります。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　市民生活課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第１号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　髙野　久　登壇）

○保険年金課長（髙野　久）　報告第１号、令和３年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

報告資料につきましては、報告第１号と記載されました２枚つづりの資料になりますので、ご用意をお願いいたします。

かがみ部分をめくっていただきまして、２枚目の表をお開きいただきたいと思います。

表の下段、令和３年度末の欄をご覧ください。

Ｂの基金現在高は、令和２年度末と同額の1,000万円となっております。

貸付け等の状況でございますが、Ｃ欄の貸付けをご覧いただきたいと思います。

年度中の貸付けの件数及び金額は５件で、金額は130万円でございます。

返済につきましては、Ｄの欄において、５件全て返済されておりますので、Ｆの欄、預金残高は満額の1,000万円となっております。

以上で報告第１号の説明を終わります。

○議長（木内欽市）　保険年金課長の説明は終わりました。

報告第２号、報告第３号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　報告第２号及び報告第３号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第２号、令和３年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について申し上げます。

１枚めくっていただきまして、次のページの表をご覧ください。

まず、算定項目の１、実質赤字比率でありますが、これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、２の連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、これも該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考としまして黒字の比率を表しております。

次に、３の実質公債費比率でありますが、これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25％を下回る8.9％となっております。昨年度の

8.1％と比べますと0.8ポイント上昇しております。

次に、４、将来負担比率でありますが、これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

本年度も昨年度と同様、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率として算定されず該当なしとなりました。

以上のとおり令和３年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、４指標とも基準をクリアいたしました。

以上で報告第２号の説明を終わりまして、続きまして、報告第３号、令和３年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について説明を申し上げます。

それでは、また１枚めくっていただきまして、次のページの表をご覧ください。

令和３年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業会計はありませんでしたので、全て該当いたしません。

なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表しております。

以上のとおり、令和３年度は全ての公営企業会計において、経営健全化基準をクリアいたしました。

以上で報告第２号及び報告第３号の説明を終わります。

○議長（木内欽市）　財政課長の説明は終わりました。

報告第４号から報告第６号までの報告３件について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　柴　栄男　登壇）

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、報告第４号から第６号まで説明いたします。

報告第４号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和３事業年度の業務実績に係る評価結果について説明いたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和３事業年度が終了し、法人から１年間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第１項及び第３項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

資料、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院令和３事業年度の業務実績に係る評価結果の１ページをお願いいたします。

Ⅰ、年度評価の考え方になります。

その２段落目になりますが、評価の際には法人から提出された報告書を基に、当病院評価

委員会からの意見書を踏まえて進捗状況を確認し、評価基本方針に基づき評価を行っております。

評価の基本方針については（１）に記載されている①から⑦までの七つになります。

次に、（２）年度評価の方法についてですが、年度評価については、当該年度計画に定めた事項ごとに行う項目別評価と業務実績の全体について行う全体評価を併せて行っております。

１、項目別評価の方法ですが、中項目評価、大項目評価の手順で行いました。

２ページをお願いします。

①中項目評価は、法人による小項目・細項目に係る自己評価結果を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について評価しております。

②大項目評価は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について評価しております。

なお、評価基準は中項目・大項目、それぞれ、Ｓ「年度計画を大きく上回っている」、Ａ「年度計画を上回っている」、Ｂ「年度計画をほぼ予定どおりに実施している」、Ｃ「年度計画を下回っている」、Ｄ「年度計画を大きく下回っており改善が必要である」の５段階となっております。

２、全体評価の方法になりますが、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について評価を行っております。

評価基準は、Ｓ「計画を大幅に達成し、又は計画より大幅に進んでいる」、Ａ「計画をやや超えて達成し、又は計画よりやや進んでいる」、Ｂ「概ね計画どおりに進んでいる」、Ｃ「計画をやや下回り、又は計画よりやや遅れている」、Ｄ「計画を大きく下回り、若しくは計画よりも大幅に遅れ、又は業務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められる」の５段階評価となっております。

次に、３ページ、Ⅱ、全体評価をご覧ください。

（１）評価結果になりますが、全体の評価結果は、Ｂ「おおむね計画どおりに進んでいる」でありました。

（２）判断理由ですが、３段落目をご覧ください。

令和３事業年度の業務実績については、二つの大項目に係る評価の全てがＢ評価、これは年度計画をほぼ予定どおりに実施しているであり、中項目については年度計画を下回るＣ評価、Ｄ評価となる項目はなく、そのほとんどがＢ評価でありました。

以上のことから、令和３事業年度の業務実績は、中期目標・中期計画の達成に向けて作成された年度計画を予定どおり実施しているものと判断し、全体評価はＢ評価、おおむね計画どおりに進んでいるとしました。

（３）評価委員会委員からの意見、指摘事項などですが、法人の自己評価結果は妥当なものと認められるとのことでした。

４ページをお願いいたします。

Ⅲ、項目別評価については、二つの大項目の評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが４ページから６ページにかけて示されております。

なお、項目別の詳細につきましては、添付しております令和３事業年度業務実績評価表をご覧いただければと思います。

以上で報告第４号の説明を終わります。

続きまして、報告第５号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和３年度の事業経営状況及び令和４年度の事業計画について説明を申し上げます。

まず、令和３年４月１日から令和４年３月31日までの事業経営状況について申し上げます。

資料は令和３年度事業報告書になります。

なお、左右ページ下、端っこにありますページ番号で説明をしていきます。

１ページ目をお開きください。

病院の概要になります。

１には現況が、２ページの２には病院の概要が記載されております。

３ページになります。

３には組織図が、４の財務諸表の要約、財務情報、事業に関する説明につきましては、４ページから17ページにかけて、年度計画に定めた項目についてどのように取り組んだのか記載されております。

22ページをお願いいたします。

令和３年度財務諸表等になります。

25ページ、26ページをお願いいたします。

貸借対照表になります。

左側の25ページは資産の部になります。有形固定資産などの固定資産と現金及び預金などの流動資産で、右の列の一番下、資産合計は540億4,156万724円です。

右側26ページになります。負債の部ですが、独法移行前の地方債償還債務や退職給付引当

金などの固定負債と、未払金などの流動負債を合わせた負債の部合計は、表の中ほど右端になりますが、362億8,284万6,160円、その下になります純資産の部は資本金と資本剰余金、利益剰余金を合わせた純資産の合計177億5,871万4,564円となり、右の列一番下の負債純資産の合計ですが、540億4,156万724円です。

続きまして、27ページ、28ページをお願いいたします。

損益計算書になります。この数字は消費税を抜いたものとなっております。

27ページ、営業収益合計は411億9,602万2,619円、営業費用合計は402億8,494万2,598円、一番下の営業利益は９億1,108万21円となりました。

28ページをお願いいたします。

営業外収益合計は５億1,425万1,461円、営業外費用合計は３億3,520万7,381円、営業利益は10億9,012万4,101円となりました。

一番下から２行目の当期純純利益は９億6,303万9,673円となりました。

29ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

下から３行目、資金増加額は18億9,501万3,238円、一番下、資金期末残高は110億3,497万6,432円となりました。

30ページですが、こちらは利益の処分に関する書類になります。

当期総利益９億6,303万9,673円については、全額積み立てております。

31ページは行政サービス実施コスト計算書になります。

一番下の行、行政サービス実施コストは39億3,789万568円となりました。

32ページから35ページまでは注記事項、36ページから53ページまでは財務諸表の附属明細書、55ページは消費税を含む決算報告書になっております。

56ページをお願いいたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院2022年度計画になります。

57ページから69ページに今年度、病院が取り組む事項が項目ごとに記載されております。

70ページをお願いいたします。

予算になります。単位は100万円です。収入計427億8,900万円、支出計は428億8,600万円です。

71ページをお願いいたします。

収支計画ですけれども、収益の部計422億1,400万円、費用の部計426億9,300万円、表の一

番下、純利益ですが、マイナス４億7,900万円となっております。

72ページをお願いいたします。

資金計画になります。資金収支及び資金支出はそれぞれ547億7,300万円となっております。

以上で報告第５号の説明を終わります。

続きまして、報告第６号、株式会社季楽里あさひの令和３年度の事業経営状況及び令和４年度の事業計画について、地方自治法第243条の３第２項の規定によりご報告申し上げます。

資料、第７期経営状況報告書、１ページ目をお願いいたします。

１、事業報告の（１）概況です。

道の駅季楽里あさひの令和３年度の経営状況につきましては、令和２年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営が続いたものの、売上げ、来場者とも非常に好調を保てております。

道の駅全体の売上額はページ下の（２）のとおり、前年比103％の８億3,584万4,000円となりました。

２ページをお願いいたします。

２、会社概要の（１）株主の概要についてです。

株式数、株主数とも設立時から変わっておりません。

（２）株主総会及び取締役会等の開催状況についてはご覧のとおりで、月１回の頻度で取締役会及び役員会を開催し、集客向上に向けた各種の対策など、健全な経営に向けた協議を行っております。

（３）及び３ページの（４）は、それぞれ年度末現在の役員及び従業員の状況になります。

続いて、３、決算報告についてです。

第７期、令和３年４月１日から令和４年３月31日の決算について報告いたします。

当期の純利益は1,199万3,055円となりました。

決算の詳細について説明いたします。

５ページをお願いいたします。

貸借対照表になります。左側の資産の部は流動資産と固定資産で、現金や預金などの計で一番下、２億422万4,569円です。

右側の負債の部は流動負債で、買掛金や未払費用、仮受金などで、負債の部計が7,990万5,631円、その下の純資産の部は株主資本で、資本金は設立時と同じ4,400万円、資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部計が１億2,431万8,938円となり、一番下の負債・純資産の部

の計が２億422万4,569円となりました。

続いて６ページ、損益計算書になります。

売上高が２億3,743万4,163円、売上原価が7,589万6,639円となり、売上総利益が１億6,153万7,524円となりました。

販売費及び一般管理費は１億4,994万7,591円で、営業利益が1,158万9,933円となりました。

また、営業外収益は537万338円、営業外費用は１万4,316円となりました。経常利益が1,694万5,955円となり、一番下の当期純利益が1,199万3,055円となりました。

７ページは販売費・一般管理費の内訳となります。

続きまして、８ページになります。

利益剰余金の処分になります。開業以来７期連続の黒字で、利益剰余金が7,679万円余りとなっており、昨年に引き続き１株当たり1,000円の配当金と、会社法による利益準備金の積立てを行いました。

次期繰越利益は7,503万8,938円となっております。

９ページをお願いいたします。

令和４年度に当たります第８期事業計画になります。

１の基本計画では、来場者に安心して心地よいサービスを提供できるための基本的な計画を定めております。

２、個別計画では（１）道の駅物販及び花木部門、次の10ページで（２）レストラン及び加工室、（３）公共事業及び情報発信、（４）ガバナンスについて、それぞれ取組方針を掲げています。内容は記載のとおりとなっております。

11ページでは令和４年度第８期の収支計画書について記載しております。

以上で、報告第６号の説明を終わります。

○議長（木内欽市）　企画政策課長の説明は終わりました。

報告第７号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長　榎澤　茂　登壇）

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　報告第７号、私債権等の放棄についてご説明申し上げます。

この私債権等の放棄につきましては、旭市私債権等管理条例第７条第１項の規定に基づき、令和３年度に放棄した私債権等の内容を同条第２項の規定により報告するものでございます。

２枚目をお願いいたします。

私債権等の放棄の内訳として、債権名、放棄事由、件数及び金額を掲載しております。

令和３年度は、市営住宅使用料が７件で48万9,100円、水道料金が40件で78万4,859円、学校給食費が６件で92万3,380円、放課後児童クラブ受託料が１件で３万5,000円、土地貸付料が４件で47万6,579円となり、全体としては58件で270万8,918円の債権を放棄いたしました。

以上で報告第７号の説明を終わります。

○議長（木内欽市）　行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（木内欽市）　これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は８日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時２７分

令和４年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

令和４年９月８日（木曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　決算審査特別委員会設置

第　３　決算審査特別委員会委員の選任

第　４　決算審査特別委員会議案付託

第　５　常任委員会議案付託

第　６　常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案質疑

追加日程　議案第１７号、議案第１８号直接審議（先議）

日程第　２　決算審査特別委員会設置

日程第　３　決算審査特別委員会委員の選任

日程第　４　決算審査特別委員会議案付託

日程第　５　常任委員会議案付託

日程第　６　常任委員会請願付託

出席議員（１９名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代

１８番	景　山　岩三郎	１９番	木　内　欽　市
２０番	松　木　源太郎		

欠席議員（１名）

１７番	向　後　悦　世

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	諸　持　耕太郎	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	榎　澤　　茂	総　務　課　長	小　倉　直　志
企画政策課長	柴　　栄　男	財　政　課　長	山　崎　剛　成
税　務　課　長	向　後　秀　敬	環　境　課　長	髙　根　浩　司
保険年金課長	髙　野　　久	社会福祉課長	椎　名　　隆
子育て支援課長	多　田　英　子	商工観光課長	大八木　利　武
農水産課長	池　田　勝　紀	上下水道課長	多　田　一　徳
教育総務課長	向　後　　稔		

事務局職員出席者

事　務　局　長	穴　澤　昭　和	事務局次長	金　谷　健　二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案質疑

○議長（木内欽市）　日程第１、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第１号から議案第18号までの18議案を順次議題といたします。

議案第１号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

﨑山華英議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○６番（﨑山華英）　では、議案第１号、令和３年度旭市一般会計決算の中から大きく９点お尋ねいたします。

（１）歳入の構成比についてですが、地方消費税交付金、繰入金、繰越金等、決算に関する説明資料２ページで見るその他に当たる部分の割合が、例年に比べてかなり大きくなったことの主な要因をお尋ねいたします。

（２）決算書71ページ、ウェブサイト保守委託料について、委託先の業者名、各ウェブページの更新及び管理体制はどのようになっているか、お尋ねいたします。

（３）74ページ、２款１項７目企画費の中で12節委託料、こちらの不用額1,286万3,727円の主な理由を教えてください。

（４）87ページ、定住促進奨励金交付事業について、奨励金を交付し転入された方は58件とありますが、交付した方のそれまで住まわれていた地域はどこからなのか、内訳をお願いいたします。

（５）143ページ、子ども医療費助成事業について、中学生と高校生のそれぞれの延べ支

給件数を教えてください。

（６）211ページ、新規就農支援事業の親元チャレンジ支援金と、新規就農総合支援事業補助金について、決算に関する説明資料には、事業効果の欄について、就農意欲の喚起、就農後の定着及び就農者の増加に寄与したと書かれていますが、補助金がきっかけで新規就農した方はいるのか、たまたま条件に合致して、補助金の対象になっているだけではあまり効果が得られないと考えますが、そのあたりの検証をしているのかどうか、お尋ねいたします。

（７）239ページ、観光イベント事業の消耗品費について、袋東ため池ヘラブナ購入代等110万835円とありますが、来月袋東ため池は釣座が撤去になるとのことで、その後の新たなヘラブナ購入・放流の予定はありますか。

次に（８）283ページ、学校いきいきプラン事業について、事業内容と令和３年度の実績を教えてください。

最後に（９）289ページと297ページ、小・中学校のプール浄化装置等保守委託料ですが、コロナ禍で３年間プールが使用されなかったわけですけれども、今年プールの再開に当たり、特別な修繕が必要となったり、プールが使用できなくなった学校はあったかなど、これまでのプールの管理状況をお尋ねいたします。

１回目の質疑は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、ご質問の（１）構成比につきまして、その中でその他ということで、その中の増加した主な要因ということで、３点の項目のほうからご回答させていただきます。

まず、地方消費税交付金ですが、こちらは交付金の原資であります消費税の税収が昨年度より伸びたことで増となったことに伴いまして、構成比が昨年度と比べ1.3％の増となっております。

次の繰入金につきましては、庁舎整備基金繰入金が基金廃止に伴い、残額を一般財源へ繰り入れたことや、災害復興基金繰入金が「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の津波分を国へ返還するため、一般財源へ繰り入れたことにより、昨年度と比べ3.8％の増となっております。

繰越金につきましては、生涯活躍のまち形成事業や、新型コロナウイルスワクチン接種事業等の新型コロナ関連事業等の繰越明許費が多かったことや、昨年度からの純繰越金の増に

よりまして、昨年度と比べ2.9％の増となっております。

なお、構成比につきましては、国庫支出金につきまして、新型コロナ対策事業として、昨年度実施した特別定額給付金給付事業に係る補助金、こちら約64億8,900万円ほどありましたが、そちらの減などにより大幅な減となったことや、市債が新庁舎建設事業などの完了に伴い大幅な減となったことで、それぞれの構成比が大幅に下がったことも、相対的に割合が増加したもう一つの要因となってございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名　実）　それでは、（２）ウェブサイト保守委託料についてご回答いたします。

委託先の事業者名、あと更新及び管理体制はということで、委託先の事業者名は株式会社ＪＴＢ千葉支店です。

この委託業務では、ウェブサイトが適切に閲覧できるように、システムの管理、保守、セキュリティーに関することなどを委託しております。

ウェブサイトの全体の構成やトップページの管理、こういったものは秘書広報課で行っております。それぞれ記事ページの作成や内容の更新については、各担当課において行っており、秘書広報課が承認することで、ウェブサイトへの掲載となります。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、まず（３）になります。

不用額、主な理由についてですが、まず77ページのふるさと応援寄附推進事業と、79ページの生涯活躍のまち形成事業での不用額によるものです。

まず、ふるさと応援寄附推進事業委託料につきましては、返礼品の調達や発送などに係る代行業者への委託料で、ここでの不用額が843万1,969円となっています。

理由ですが、寄附額が当初予算額を超える見込みとなったため、補正予算により委託料の増額を行いましたが、最終的な寄附額が補正予算で見込んだ額よりも少なくなったためです。

また、生涯活躍のまち形成事業については、多世代交流施設おひさまテラスの指定管理料で、こちら不用額が425万2,733円となっています。

理由ですが、開設に向けた準備業務として行った什器や図書などの備品購入が当初の見込みより少なかったためです。

続きまして、（４）になります。

令和３年度の実績58件、以前どこに住まわれていたということですけれども、まず、東総地域になりますが、近隣では銚子市から13件、匝瑳市が14件、香取市から６件、今の３市を除きます県内からですが、９市１町から14件、そのほか県外としまして、１都４県から11件となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　それでは、子ども医療費助成事業についてお答えいたします。

子ども医療費助成事業の支給対象は、ゼロ歳から高校３年生までのお子さんの受診した保険診療医療分です。中学３年生までは受給券の提示により、窓口で自己負担分のみを精算する現物給付、高校生については後日交付申請する償還払いで助成しております。

令和３年度の延べ支給件数につきまして申し上げます。

入院、通院、調剤合わせてゼロ歳から中学３年生までの現物給付は７万3,558件、高校生の償還払いが6,790件、合計で８万348件でございました。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、６項目めの新規就農総合支援事業の関係で、農水産課からお答えしたいと思います。

まず、親元就農チャレンジ支援金は、後継者の確保などを目的に令和２年度から開始された市単独の事業です。実績としましては令和２年が２人、それから、令和３年が９人で11人給付しているところです。

支援金を給付した後継者については営農継続状況を把握しており、現在も農業に定着していることから、農業後継者の確保に寄与していると考えます。

それからもう１点、新規就農総合支援事業補助金は国の事業であり、国の要綱により、交付期間中からも交付終了後も一定期間就農状況を報告する義務があり、市でも対象者の経営収支状況や営農技術の習熟度を把握しております。この対象者は現在４人ということになっています。

また、農林水産省では、交付終了後１年後の就農継続状況について調査しており、都道府県別の定着率を公表しているところです。

なお、千葉県の令和２年度の定着率は95.3％となり、新規就農者の確保に一定の効果があ

ったものと考えます。

あと、ご質問のこの事業が農業者をとどめおくインセンティブになっているかというところなんですが、ある一定程度の効果はあるんではないかなというところで、この支援金によって、ある程度農業者に支援ができているというのは事実なのかなと考えます。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは７番目、観光イベント事業についてお答えいたします。

ヘラブナの新たな購入・放流予定はということでございましたが、まず、令和３年度の実績としましては、ヘラブナ１トンを104万5,000円で購入し、ため池のほうへ放流をいたしたところでございます。

本年度のヘラブナの購入及び放流につきましては、先ほどお話がございました釣座のほうを設置しております東総釣友睦会さんという釣りの愛好者の団体がございますが、そちらのほうと、今後協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、（８）283ページの学校いきいきプラン事業の事業内容と令和３年度の実績についてお答えいたします。

学校いきいきプラン事業は、市内小・中学校が学校の裁量を生かし、主体的に特色ある教育活動を展開する中で、児童・生徒一人ひとりの生きる力を育むために、各学校へ補助金を交付する事業であります。

補助金の交付額は１校当たり50万円で、大規模校である中央小学校と第二中学校には80万円を交付しております。

令和３年度の実績といたしましては、落語やミュージカルの鑑賞のほか、米作り・サツマイモ作りの体験、あるいは黒板アート教室、交通安全教室ではスタントマンによる交通事故の再現、オリ・パラ教育では聖火トーチに触れる体験などを実施しております。

続きまして、（９）289ページ、297ページの小・中学校のプールでございますが、学校プールは、コロナ禍であった令和２年度及び３年度は授業を実施しておりませんでしたが、浄化装置等設備機器については保守点検を実施しております。

本年度はプールの授業を再開しまして、その前に再開前に改めて点検を行いまして、使用

できる学校を調査いたしまして、小学校では15校のうち11校のプールを使用いたしました。老朽化等によりプールを使用できない４校につきましては、市バス等を利用して近隣の小学校のプールで授業を行っております。

中学校につきましては、未設置であったり、老朽化が著しくてプール授業を実施しませんでしたが、こちらについては今後も実施しない方向で考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ご答弁ありがとうございました。

再質疑のほうですが、（１）のほうは、ありがとうございました。分かりました。

（２）のほうで、各所管ごとに各ページを更新されているということなんですけれども、ウェブサイトの保守委託料について、全庁である程度ルールの統一はしておりますか。ホームページが以前より見づらくなったとか、必要な情報がうまく探せないといった声が結構市民のほうからありまして、情報の見つけやすさだったりとか、調べやすさの検証は行っていますでしょうか。

（３）についても分かりました。ありがとうございます。

（４）の定住促進奨励金交付事業についてですが、説明資料の事業効果の欄に、ふるさと回帰センターに奨励金周知したということで、年々奨励金の申請は増えたとありましたが、都市部からの移住、定住はこの奨励金ができてから増加しておりますか。奨励金の申請件数の中ではなくて実数、実質の転入件数の中で、もしお答えできればと思います。

続いて、（５）子ども医療費助成事業についてなんですけれども、すみません、先ほど課長のほうから中学生の延べ支給件数のほうが、未就学児からも全部含めてということになってしまうということで、ちょっとできたら中学生と高校生の比較ができたらよかったなと思うんですけれども、現在高校生のほうが償還払いのみで、窓口に申請書類を持っていって申請することしかできないと思うんですけれども、ほかの自治体だと、郵送での申請も可能にしているところもあると思うんですけれども、本市でも郵送での受付できないのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

（６）、（７）は質疑ありません。ありがとうございます。

（８）学校いきいきプラン事業についてですけれども、大まかにどのような内容の活動実績があったのか分かりました。その中からどのようなことを成果として評価しているのか、単純にこれをやりました、何回やりましただけじゃなくて、実施後に生徒や教員からアンケ

ートとか意識調査等を行っているのかお尋ねします。

（９）の小・中学校プール浄化装置等保守委託料についてなんですけれども、令和３年度のメンテナンスは適切だったと、令和２年度も含めてですけれども、令和３年度のメンテナンスは適切だったかということをちょっとお聞きしたいと思います。15校小学校あるうち11校しかプールのほうを使えないということで、単純に老朽化なのか、それとも３年間使われなくて、老朽化が進んでしまったということもあると思うんですけれども、そのあたりと、あと令和４年度以降の管理方針も教えていただきたいと思います。

再質疑、以上です。お願いします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名　実）　それでは、（２）の再質問にお答えをいたします。

ウェブに掲載する上での統一したルールということですが、所管課となる秘書課と担当課と常にやり取りをしておりますので、そこで、ある程度ほかの課とのそういったすり合わせ、調整というものは行っております。

あと、見づらい、分かりづらいというようなご意見もあるということですけれども、これにつきましては、様々なご意見をいただく中で、改善とかリニューアル必要な部分があれば、それは所管課である秘書課と、あと担当課と常に調整を図って、改善の必要がある部分については、改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　お答えします。

11件の増加ということでありますが、11件につきましては、これは都市部以外も含めての11件となります。

単純に、すみません、例えば東京だけ取り上げた場合ですと、東京が令和２年４件でした。令和２年が４件で、令和３年につきましては単純に５件となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子ども医療費助成事業の関係で、高校生以上の償還払分ですが、郵送でもお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは（８）の学校いきいきプランの事業の評価、教員アンケートを実施しているのか、評価をしているのかというご質問でございます。

学校いきいきプラン事業に対する評価につきましては、事業主体である各小・中学校から、児童・生徒に教育効果があった旨の実績報告が提出されておりまして、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして実施しております教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検評価の中で、事業の点検評価をしておりまして、順調と評価をしております。

続きまして、（９）のプールのメンテナンスでございます。

こちらにつきましては、プールの保守点検につきましては、コロナ禍の中でも２年度、３年度におきまして、コロナ禍収束に伴うプール授業の再開に備えまして、適切にできるよう、ろ過装置、塩素滅菌装置及び配管等に異常がないか、毎年点検を行っておりました。

今年実施できなかった４校につきましては、１校はもう既に老朽化で解体済みでございまして、残りの３校につきましては、やはり２年間使わなかったということもあるかと思いますが、その機械装置以外の部分で、プールのひび割れ等激しくて、修理するには大金がかかるので、ほかの学校を利用したほうが効果的じゃないかということで、利用いたしました。

それと、今後の管理方針ということでございますが、当面は各校プールの適切な維持管理に努めまして、使用できないところは近隣の学校との共同利用を行うとともに、老朽化の状況や今後の学校再編の進捗状況を考慮しつつ、計画的な改修や、場合によっては民間プール施設の借り上げなどを検討して、適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　すみません、財政課より、先ほどちょっと発言の中に誤りがありましたので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

説明の後段のほうなんですが、比率の中で国庫支出金の話の中で、特別定額給付金の給付事業の実施年度を昨年度と言ってしまいましたが、こちら２年度の実施ということで訂正のほうをお願いしたと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございました。

再々質疑としまして、（４）の定住促進奨励交付事業について、現状、新築建築購入も交

付の条件に入っていると思うんですけれども、そういった新築を促進するということは、将来さらに空き家を増やす原因につながらないのか、ちょっと懸念を抱いているところです。今後も継続して新築住宅は交付条件として入れる予定なのか、お尋ねいたします。

あと、すみません、（８）の学校いきいきプラン事業についてなんですけれども、こちらの事業について、これからコミュニティスクールの事業始まると思うんですけれども、若干ちょっとかぶっているところもあるのかなと思ったんですけれども、コミュニティスクールが始まっても、こちらの事業は継続するのか、お尋ねいたします。

あと最後、以上ですね、すみません、お願いします。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、（４）の質問についてお答えします。

まず、要件ですけれども、新築の住宅と中古住宅もあります。こちらについては、移住される方、新築なり中古住宅なりを購入していただいて住んでいただきたいなと思っております。

住まわれて空き家になっちゃうんじゃないかという心配をされておりますけれども、新築でも中古住宅でも、いずれにいたしましても、末永く住んでいただきたいなと。それが人口増につながっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　（８）の学校いきいきプラン、これからコミュニティスクールが始まっても継続するのかというご質問でございます。

学校いきいきプランにつきましては、今後コミュニティスクールが始まっても継続していく予定でございます。

コミュニティスクールは、地域の皆様のいろいろなご協力をいただきながら、地域と連携しながら進めていくということでございます。地域、各特色があると思いますが、各学校でも、これまで学校いきいきプランで特色ある事業を進めてまいりましたので、それらと連携しながら、併せて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員の質疑を終わります。

﨑山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　私は、令和３年度の決算審査に当たりまして、２件だけお聞きしておきたいと思います。

一つは、監査委員の決算審査意見書の一般会計のところの最後の結びのところの文章から、大変いろいろと教訓を得ておりますので、少しお話をさせていただきたいと思います。

本市の財政状況はということで、全体的には健全化の傾向があるというふうに言われております。

ところで、健全化というのは何かということを、大変執行部も監査委員も気にするところだと思いますが、全体的に特別支障があるような状態ではないということだと思うんですけれども、しかし、この中で言われていることで、将来的なことについてはかなり危惧されている内容だと思います。

それは最後の４行です。

この最後の４行をなぜ私が気にしたかというと、先日の代表監査委員の方が本会議でもって述べられたことで、最後の部分が大変気になったんです。このことを意識しながらこの結びの文章を読んでみると、４行だけ読ませてもらいますが、市民が将来に希望を持って子どもを産み、育て、教育できる、安心して働き暮らせる、そして人口が増加する活力あるまちづくりを進め、ウィズコロナ、ポストコロナへの対応も視野に入れながら、チーム旭で旭市総合戦略に掲げる将来都市像「郷土愛からつなぐ未来ず～っと大好きなまち旭」の実現に注力していただきたいと。

ここで言われていることで、最後にこの文章とかなり違う内容のお話がありました。

それは、私は一般質問でも取り上げますけれども、旭市が本当に市内のコロナ対策をやっていたのかということを疑問に思いました。そして、その中で監査委員さんは、なぜ死亡者数が発表されないかということまで疑念を出しました。これについて、ぜひ市長のご見解をお聞きしたいと思います。

次に、もう１点だけ決算でもってお聞きしておきたいと思うことがあるんです。

それは、生涯活躍のまち形成事業関係の予算の執行についてであります。

この事業は、平成30年８月に市議会全員協議会でもって、生涯活躍のまち・あさひ形成事業者募集要項が発表されまして、その中でもってハード面に関する支援は５億円を上限として市から援助を受けることができるものとするという内容が出ておりました。

この事業は結局平成30年、次の年が令和元年ですね、完成したのが、実際に動き出したの

が令和４年、今年からであります。約３年半ぐらいかかっているんですけれども、この間に平成30年９月議会で最初の予算が計上されました。それが債務負担行為補正、生涯活躍のまち形成事業補助金、平成30年度から平成32年度５億円ということでありました。

これは募集要項を見てみますと、大変いろいろと問題があるなという事項が含まれているんです。

それは、この中にはっきりと５億円を限度として補助金を出していいことになっています。そして、令和２年７月22日に決定された事業者と基本協定書を結ばれました。それから事業が進んでいるわけで、その基本協定書の中ではやはり同じように金額がはっきりとは書かれておりません。

そして、協定書の５者の協定があるわけですけれども、その中でどういうことが行われたかというと、要するに3.5ヘクタールの畑と田んぼを使うわけですから、市が協力して優良農地を転用することに力を貸そうということになりました。これははっきり要項に書いてあるわけですね。

ところが、同じ時期に今でもそうですけれども、市内の農地は、一定の地域は全く転用できない状態で、大変住民の方々が困っている。こういう状態が進んでいるんですけれども、これについて市は一向に方向性を出さないんであります。

それから、もう一つの問題なのは、５億円という金額が最初に債務負担行為でもって議会に計上されましたけれども、それを５億円払う根拠はどこにあるのか。市の考え方では、そこに建てるための土地の整備に、私、全員協議会でもって配られたのを調べてもらいましたけれども、５億4,000万ぐらいかかるから、そのうちの５億円補助しましょうと言うんですけれども、市が民間の方にお金を補助する場合には、それを規定する条例上の根拠がなければいけないと思うんですけれども、その根拠はどこにあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、１回目の質問といたします。

○議長（木内欽市）　松木議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　私からは監査委員の決算審査意見書についての見解を申し上げます。

監査委員からの意見書におきましては、本市の財政状況は健全な状態を維持しているとのご意見をいただいたところですが、私も健全化判断比率の各種指標などから、健全な財政が維持できているものと考えております。

一方、ご指摘にもございましたが、将来的な人口減少や歳入を取り巻く環境が一段と厳しくなることが見込まれますので、今後も将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、行財政改革などを着実に進めてまいりたいと考えております。

なお、コロナ感染症で死亡した方の人数をなぜ公表しないかということでございますが、この死亡者数は保健所を設置しております千葉県が把握しております。

また、県がなぜ発生市町村名を公表していないかと言えば、国の規定に基づき、死亡者家族の承諾を得ずに、この数字を扱っている。居住地を特定することにより同定できてしまう地域もあるため、県としては県内、県外としか公表していないということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　お答えします。

まず、この生涯活躍のまち形成事業でありますけれども、この事業を進めるに当たりましては、まず本市の最大の地域資源であります旭中央病院をまちづくりの核とした上で、安心・暮らし・交流の環境が整った新たな拠点形成を目指してきたところであり、まちづくりをより効果的に実現させるために、事業用地は旭中央病院になるべく近い場所にこだわってきました。

また、この事業では、長期間にわたって安定的かつ効率的な経営及び質の高いサービスを提供するために、当初から民間事業者の資金と経営能力とを活用することを目指して、平成30年度に実施した公募型プロポーザルによって、イオンタウン株式会社を代表事業者とするグループを事業主体として選定いたしました。

決算書81ページにあります生涯活躍のまち形成事業費補助金の５億円ですが、これは事業者グループが生涯活躍のまち・みらいあさひを整備するに当たり実施する事業用地の造成及び開発に伴い必要となる道路拡幅や上下水道等の周辺インフラ整備に対する補助金であります。

この補助を行う理由ですけれども、通常、開発を伴うまちづくりを自治体が誘導する場合、民間企業の参画をしやすくするために、市で所有しているインフラ等が整った土地を提供し、上物整備などを民間に行ってもらうという事例は多くありますけれども、本事業の事業地については農地であり、周辺インフラもほぼ未整備という状況でした。そのため、平成30年度に民間事業者公募を実施するに当たり、造成・インフラ整備を対象に、要望があった場合に５億円を上限に補助することとして、平成30年９月議会で債務負担行為の設定の補正予算を

上程して、可決をいただいたことは議員おっしゃるとおりでございます。

それと５億円という額の根拠ですけれども、市で造成や周辺インフラを整備した場合を想定して、各担当課に造成、上下水道及び道路の整備費用を積算してもらったところ、概算費用、先ほど議員さんおっしゃいました５億4,000万円ほどとなったため、これを基に５億円を上限として、市の補助金等交付規則に基づく要綱に沿って補助することといたしました。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　最初に市長のご答弁について、私から再度お聞きしたいと思うんです。

会計的なものについては、どういうものを見るかっていろいろあると思うんですけれどもね、健全化。特別旭市が財政指数がいいわけではないんですけれども、まずこの数年の間はいろいろな事業もやっているけれども、破綻するような状況もないし、90億円からの一般会計財調を持っているということで、ただそれを十分に使っているかどうかということについての疑念を私は持っています。そのことだけ市長に申し上げておきたいと思います。

それから、生涯活躍のまち形成事業関係については、市の補助金要綱でそういう事業について限度額がある程度決められているわけですか。つまり、どうして支給することができたかということを私は聞いているわけです。

特別に、例えば協定書の中に、事業をお願いする方との協定書の中に、こういう場合には５億円補助しますとか、そういう意図が入っていれば、旭市は債務が生じるわけですね。ですから、お金を払わなければならない。それで市の条例でもってこういう事業をやる場合には、こういう事情で限度を考えて補助をするということが決まっていれば出します。それもいいでしょう。でも、この５億円というのはどこから来たかと言ったらば、私も図面見せてもらいましたけれども、造成した場合の上下水道を含めて道路を造った場合の費用がこのぐらいだから、それを５億円を超えない範囲でということになっているから、これで５億円までということになった。お金を払う根拠が本当に地方自治体としてあったのかどうかということについては、はっきりと教えていただきたいんです。

なぜこんな疑問が出たかというと、実は出来上がったときに、どうしてこんな事業があったのだろうというふうに調べてみたらば、ある方の発言で５億円出したから始まったんだという文書を見たんですね。何だろうと思ってずっと調べてきて、まだ疑問が解けません。

それから、もう一つ私言いたいのは、この間も全員協議会で議論しましたけれども、3.5

ヘクタールの土地について、下水区域でないわけですよね。本会議で初めて言いますけれども、下水区域でないのに、下水を受け入れることにしたわけです。それは、下水道法や、それから、旭市が決めている下水の条例でもってつなげられて水を出してくれる人がいれば、それをつなげばいいということですけれども、そういうことでもって本当にいいんでしょうか。

それからもう一つ、3.5ヘクタールのうち、イオンタウンの部分は借地ですね。それで大和ハウスと株式会社楽天堂の場所は、所有者から購入しています。30年間ここを借りるということになっていますけれども、30年たって、私らもう死んでいますけれども、30年たったときに、イオンタウンとの間でどういう約束がされているかも教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、お答えいたします。

まず、５億円払う必要があったのかということでありますけれども、これは、そこで事業を展開するに当たり、まず民間企業が出てきやすいように、あくまでもそのインフラ整備に係る、市がやればこれだけかかるという部分を民間にやっていただいて、事業を導入しやすくなるように考えて、５億円というのを補助することといたしました。

すみません、下水道につきましては、官でやればその計画なりの見直し、確かにあるかと思います。民間がやれば、できたものを直接つなぐというような手続きになるのかなというふうに思っております。

すみません、あと借地の関係なんですけれども、こちらにつきましては、事業者と土地の所有者の契約となっておりまして、すみません、一応、契約終了後は、現状に戻すのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　最後の質疑になりますけれども、二つあります。

まだ答えていないのは、５億円を払う法的根拠がどこにあるのか。民間と協定でもってこういう場合はこうしましょうということが協定書にどこにも書いていないじゃないですか。書いてあれば、債務が旭市は生じるわけです。

それから、イオンタウンが借地でもって借りるところがある。終わったときにその民間と地主でもって話し合えばいいと。じゃ、旭市が転用まで指導して、県に申し入れてやらせたところに、旭市は全く責任ないままほっておくんですか。こういう、この事業はそういう問題点を抱えた事業だということを私は指摘しておきたいと思うんですけれども、市長、どうですか。ちゃんとそれでもってできると思いますか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　おひさまテラスに限らず、生涯活躍のまち・みらいあさひでは、官民連携を事業推進の原動力としているところでございます。

おひさまテラスはイオンタウンが整備をして、それを市が借り受け、公の施設とし、さらに指定管理制度を活用して、イオンタウンとの官民連携により施設運営をするという事業スキームであります。

市が施設を所有せず、民間の持つアイデアやノウハウを最大限に活用する、これまで本市ではなかったような、地域の皆さんにわくわくを提供できる施設となっています。

４月23日のオープン以来、８月31日までの４か月余りで、既に14万4,000人を超える来場者を数えており、期待を大きく上回る成果を得られています。

また、おひさまテラスの事業スキームは、官民連携の好事例として、国や他の自治体からも大変注目されており、これまでに20団体以上の視察や、内閣官房が主催するセミナーでの講師依頼、各種メディアの取材を受けるなど、多くの反響をいただいております。

官民連携は、今後の本市のまちづくりを牽引する大きな力になるものと感じており、今後も積極的に推進していきたいと考えています。

30年後の話でございますが、その際は当然市も間に入って協議会なり地主さんなりと相談をしていくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、根拠のほうになります。

補助金の根拠につきましては、旭市生涯活躍のまち形成事業費補助金交付要綱というものを定めております。これによりまして、旭市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱で定めております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、戸村ひとみ、第３回定例会の質疑を行います。

私は、決算を認定するに当たり、一番大切なことは税が公平公正に徴収されたか。そして、そのお預かりした血税がまた公平公正に還元されたか。そのことが一番大切だと考えております。

その視点から、まず入りのほう、歳入、税金とか、使用料負担金、財産収入とか、もろもろございますが、まず入りのほうから決算書のほうで質疑を数点。それから、出のほう、歳出のほうは、当局側がこの説明資料を出してくださっていますので、こちらの資料の中で、事業効果、この事業効果という欄があるんですけれども、この事業効果は市が令和３年度、これだけ自信を持ってやりましたよというその成果を書いてあると私は思っておりますので、そこから数点質疑をさせていただきます。

まず、１番、16ページです。

市税について、前年度比2.1％減の理由を教えてください。

２番、市民税及び固定資産税について、予算額と決算額の大幅な相違の理由を教えてください。

これ市民税に関しましては、予算額が32億5,766万5,000円、32億ですね、調定額、実際には予算を立てて、この32億5,000万円にしたけれども、実際には計算してみたらこれだけのものが頂けますよという調定額が36億3,324万3,525円。これ３億8,000万円余りの相違がございます。約１割超えなんですけれども、これ実際に収入済みで、35億876万3,788円が収入済みです。不納欠損も頂けない、絶対に頂けないのが867万9,095円。収入未済、まだ頂いていないやつ、これが１億1,652万7,157円で、固定資産税に関しましては、予算現額ですね、予算が29億2,600万8,000円で、調定額、計算したらこれだけ頂けるはずだが32億8,538万9,136円。これもこの差が２億6,000万円ほどございます。こちらも約１割弱なんですけれども、収入済み、こちらの収入済みのほうは30億5,500万円で、不納欠損が1,230万円ほどございます。収入未済、まだ頂いていないのが２億1,825万4,490円ございます。

私としてはこの大きな３億円、予算と調定額との３億円だの２億円だのという、この大きな相違の理由を聞きたいところです。

３番、18ページです。

配当割交付金について、大幅増の理由を教えてください。

同じようなことで、次の４番の株式等譲渡所得割交付金についての大幅増の理由も教えてください。

あと、５番、20ページ。

法人事業税交付金について、予算額と決算額の大幅な相違の理由を教えてください。

こちら令和２年度から法人事業税交付金というものができたということで、令和２年度からできたものにしては、その額の違いがちょっと大きいので、これを教えてください。

それから、６番、24ページです。

学校給食費負担金増の理由を教えてください。

７番、24ページ。

児童福祉使用料の予算額と決算額の大幅相違の理由も、こちらも教えてください。

８番、40ページです。

財産収入、大幅増の理由、昨年度と比べて大幅増になっている理由を教えてください。

９番、42ページ。

不動産売払収入の件数と、これ行政改革で市が所有している旭市の所有の土地、建物もくっついている場合もありますけれども、それの売払いを推進していると思います。これの推進状況で、令和３年度はどのようにこれが進んだのかですね。それを教えてください。

あと10番、47ページです。

生活保護法による弁償金の大幅増の理由を教えてください。これ生活保護法、二つの法律を明記してあって、そこによる弁償していただいた、お返ししていただいたという金額がかなり令和２年度と比べて増えておりますので、この理由をお願いいたします。

あと11番、50ページです。

臨時財政対策債、この大幅増の理由を教えてください。こちらも借入れということなので、これがなぜ大幅増になっているかということを教えてください。

あと12番、ここから、歳出のほうです。

77ページ、ふるさと応援寄附推進事業の関係人口拡大の数値と今後の見込みをお願いいたします。これ関係人口の拡大につきましては、説明資料の24ページに事業効果、真ん中辺ですけれども、返礼品を通じた交流だけではなく、関係人口の拡大が図れた、私はこの関係人口に関しましては非常に関心がございます。この推進が図れたということで、その数値と、

それから今後の見込み、お答えください。

13番、87ページです。

定住促進奨励金交付事業について、財源の根拠をお願いいたします。これ地方債で、若干この少ない金額をなぜ借り入れたのかというのが疑問に思いまして、この借入れの理由を教えてください。

それから、14番、201ページです。

住宅用省エネルギー設備設置助成事業の達成率、これをお答えください。これは平成何年度からでしたっけ、進めているんですけれども、県の補助金がなくなったにもかかわらず、市の独自事業としてやっているということで、事業効果のところに記入がございます。私とてもいいことだと思うんですけれども、独自でやって、恐らくこれは進めたほうがいい、この事業は進めるべきだということで、市独自でも進めていらっしゃるということだと思いますので、その目標、そしてその達成率、令和３年度ではどこまでいきましたか。そこを教えてください。

15番、211ページです。

新規就農総合支援事業の成果の検証はということで、先ほど﨑山議員のほうから同じような質疑がございました。４人というのがそうですか、お答えが４名とかって。もう１回これ教えてください。

定着率ということで、県のほうの定着率をお答えされたようなんですけれども、市のほうの検証を教えてください。

16番、211ページです。

水田農業構造改革推進事業について、需要に即した米作りの成果と今後の推進方針、これは需要に即した米作りということでこの事業をやっていると書いてあるんですけれども、予算のときもそれをお聞きしました。つまり、需要と供給のバランスが取れないと米価が下がるので、そんなにいっぱい作らないという方向で飼料米に変えるだとか、いろいろ作るものを変えるという方向での事業ということで、その成果が表れたということなんでしょうけれども、私は今のこの気候変動というんですか、異常気象で、世界各地で食料というか食物が取れなくなってきている。それと、あと戦争が起こったりして、輸入に頼っている日本としては、非常に危機的な状況に、これから先もなるんではないかと、いろいろなところの報道でも懸念されておりますが、私もそんなことを、旭市にいると、それがちょっと感じられないんですけれども、報道とか見るとやはりそれを感じます。

そんな中で、果たしてその人が食べるお米をどんどん作らなくしていっていいものなのかどうかというのが、これも各種報道で議論されております。そこのところで、せっかくこのお米作りに適したこの旭市で、人が食べるお米、食料米をどんどん減らしていくことが正しいやり方なのかどうか、その米価が下がらないことを目的としてやるんであれば、ほかのやり方とかもあるんじゃないかなと思うわけです。その辺の今後のこの事業の推進方針みたいなものをお聞かせいただいたらなと思います。

17番、510ページです。

財政調整基金の推移と今後の見込みをお願いいたします。これ財政調整基金の推移に関しましては、説明資料の10ページに、平成29年度から30年度、令和元年度、令和２年度、そしてこの決算の令和３年度までグラフがあります。で、平成29年度から95億円前後、財政調整基金に関しては推移しているんですけれども、これが先ほどの松木議員の質疑の中にもありましたが、この財政規模で95億円前後というのが適正な財政調整基金の規模なのかどうか、これいわゆる家庭でいうと普通預金に当たると思うんですけれども、これが適正、適正というその議論も非常に難しいとは思うんですけれども、その辺の考え方ですね。

それから、今後の見込み、財政調整基金、普通預金ですから、ここ足りないと言ったらぽんと出したりとか、ご家庭での使い方と同じようにできる自由性があるので、極端なことを言うと、あっという間に減ってしまうものでもあるわけです。そこをどのようにしていこうとされているかというその今後の見込みですね。つまり令和４年度末ではどれぐらいになって、その後どういうふうになると推測されているかという今後の見込み、この辺りを教えてください。

以上、１回目です。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　議案の質疑は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　４分

再開　午前１１時２０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、（１）市税について、前年度比2.1％減の理由でございますけれども、決算書の16ページ、１款市税の収入済額は76億546万9,221円で、対前年度比2.1％、１億6,428万7,740円の減となりました。

この要因でございますが、やはり新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が講ぜられたことによりまして、社会経済活動の自粛、停滞等が大きなものであったことと思います。

初めに、市民税でございますが、調定ベースで申し上げますと、個人市民税所得割の８割を占めます給与所得に係る課税額は、前年度比で2.4％の減という状況となっております。

また、法人市民税については、平成28年度の税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方交付税の原資として、法人税割の税率を3.7ポイント引き下げるというような改正がなされております。

これは、令和元年10月１日以後に開始される事業年度から適用されておりますので、この制度改正によるものも大きな要因となると認識しております。

また、固定資産税につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に係る影響による事業収入が減少した中小事業者等の事業用資産に対するコロナ特例減免による減、及び３年ごとの評価替えによる家屋の経年減価による減によりまして、前年度比で３％の減という状況のなっております。

続きまして、（２）市民税及び固定資産税について、予算額と決算額の大きな相違ですけれども、予算額と決算額を比較しまして、大幅な相違のあった税目について、その要因をお答えいたします。

初めに、市民税でございますけれども、個人市民税の現年課税分の収入済額は30億7,201万6,147円で、予算額28億6,552万4,000円と比較いたしますと7.2％、２億649万2,147円の増となっております。

この要因でございますけれども、個人市民税所得割の８割以上を占めます給与所得におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況であったことから、平成22年度課税時におけますリーマンショックによる影響、これは所得金額が前年度比で4.77％のマイナスであったわけでございますけれども、これと同程度の影響があったものと見込んで予算額を算定したところです。

しかしながら、当初課税時におきましては、税額で2.4％のマイナスにとどまったこと、また、営業所得におきましては30％ほど減少すると見込んだものの、各種給付金の効果もあ

ってか、税額はほぼ横ばいということが要因として挙げられます。

次に、法人市民税ですけれども、法人税割ですけれども、令和２年９月に関東財務局千葉財務事務所が公表しました法人企業景気予測調査によりますと、令和２年度の経常利益は、全規模・全産業ベースで20.6％の減益と、税制改正による税率3.7ポイントの引下げを踏まえた調定見込額に地域性を考慮して、コロナの影響をマイナス18％として算出したものでございます。

結果としましては、マイナス10％の影響にとどまりました。

次に、固定資産税でございますけれども、純固定資産税の現年課税分の収入済額は29億9,802万8,370円で、予算額28億7,915万2,000円と比較いたしますと4.1％、１億1,887万6,370円の増となりました。

この要因でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況であったことと、先ほどもご説明いたしました事業用資産に対するコロナ特例減免の影響による減少、さらに新規事業用資産の投入の減少を見込み、対前年予算比4.7％減の予算額を算定したところでございます。

しかしながら、収入済額におきましては、対前年比３％のマイナスにとどまり、想定ほど影響が少なかったため、対予算比では増となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、財政課からは（３）から（５）まで３点につきましてご回答申し上げます。

まず、（３）の配当割交付金の大幅増の理由ということでございますが、令和３年度の配当割交付金は、対前年度1,607万5,000円、44.0％の増となっております。

配当割交付金は、県税である配当割収入額の一部を原資とした交付金でありまして、県が交付基準に基づき算定した額を市町村に交付するものでございます。

令和３年度の決算額が増となった要因は、原資である配当割収入が増額となったことによるものでございます。

続きまして、（４）の株式等譲渡割所得交付金の大幅増の理由ということでご説明申し上げます。

令和３年度の株式等譲渡所得割交付金につきましては、対前年度2,175万円、48.9％の増となっております。

株式等譲渡所得割交付金につきましては、県税であります株式譲渡所得割収入額の一部を原資とした交付金でありまして、県が交付基準に基づき算定した額を市町村に交付するものでございます。

令和３年度の決算額が増となった要因は、原資であります株式等譲渡所得割収入が増額となったことによるものでございます。

続きまして、（５）の法人事業税交付金について、予算額と決算額の大幅の相違ということで、まず、令和３年度の法人事業税交付金につきましては、対予算3,208万6,000円、153.5％の大幅な増額となっております。

法人事業税交付金は、県税である法人事業税収入額の一部を原資とした交付金で、県が交付基準に基づき算定した額を市町村に交付するもので、令和３年度の予算額につきましても、県から示された推計に基づいて算出した額を計上しております。

予算額に対して決算額が大幅な増となった主な理由につきましては、法人事業税への収入、税収ですね、税収が県の見込んだ推計額を大幅に上回る増収となったことに伴いまして、交付額が増となったものでございます。

それで、令和３年度決算額のほうも前年度に比べて大幅に増となった要因につきましては、法人事業税収入が増収となったことに加えまして、議員さんおっしゃっていましたように、令和２年度からこの制度開始ということで、経過措置がございまして、市町村に配分される法人事業税額収入の割合が令和２年度の3.4％から、令和３年度は7.7％に増えたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは（６）、24ページの学校給食費負担金が増になった理由でございますが、まず、令和２年度及び令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策として、子育て世帯の負担軽減を図るために、２年間両年度ともそれぞれ６か月間の給食費無償化を実施し、収入額は例年より減額となっております。

なお、令和２年度につきましては、それに加えまして、４月、５月、こちらコロナ感染症の拡大によりまして、小・中学校が全国一斉休業になった影響によりまして、２か月間給食の提供がなく、学校給食費負担金が２か月分減少したため、結果的に令和３年度は令和２年度より収入額で約2,300万円の増となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　児童福祉使用料の決算額につきましては6,836万1,240円で、予算額8,306万2,000円と比較いたしますと、1,470万760円の減となっております。

その内訳は、備考欄１の公立保育施設保育料で、予算と比較いたしますと1,100万円の減、備考欄２の公立保育施設保育料過年度分、こちらは30万円の増です。備考欄３は、管外委託している保育に要する費用を各市町村から徴収する公立保育施設使用料で約400万円の減となっております。

翌年度の予算編成時の利用児童数や保育料の算定につきましては、予算要望時点の実績を基として算出したところですが、新規入所児童数や利用世帯の所得状況など予測が困難な部分もあり、予算額と決算額に差が生じたところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは財政課からですが、申し訳ありませんが、財政課のほう（８）と（11）、（17）と一括して答弁をさせていただきたいと思います。

まず、（８）財産収入についての大幅な理由ということでございます。

令和３年度の財産収入は、対前年度3,192万7,000円、62.8％の増となっております。

令和３年度の決算額が増となった要因につきましては、財政調整基金の利子が1,240万7,000円の増額となったことや、旧クリーンセンターの車両などの物品売払いにより、物品売払収入が913万6,000円の増額となったことによるものでございます。

続きまして、11番の臨時財政対策債の大幅増の理由ということでございます。

令和３年度の臨時財政対策債は３億円で、令和２年度の２億円から１億円、66.6％の増となっております。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額に対応する元本及び利子について、後年度に全額交付税で措置される起債であることから、決算見込みなどを踏まえまして、可能であれば発行額の抑制を行っているところでございます。

令和３年度についても、決算見込み等を考慮しまして、発行額の抑制に努めましたところです。その結果として、増額となったものでございます。

続きまして、（17）財政調整基金の推移と今後の見込みということでございます。

財政調整基金の、まず適正な額というお話がございました。

適正な額につきましては、それぞれの自治体の財政事情や市町村合併の有無、今後予想さ

れる事業などの様々な要素によりまして、大きく異なるものであると考えております。

また、国からも明確な基準が示されていないということもございます。したがいまして、本市の適正な額についても、ここで具体的な金額を申し上げることは難しいところではございますが、財政調整基金は将来の安定的な財政運営のために欠かすことのできない財源であるものと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、今後の見込みということでございますけれども、今後につきましては、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、また、公共施設等に係る維持更新経費の増、保育所、小・中学校等の再編などによる財政需要の増加が見込まれております。

財政調整基金の活用は、そういった事業の財源として必要不可欠なものであると考えておりますので、今後も財政状況などを見極めながら、適宜財源としての活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　行政改革推進課から９番目の42ページ、不動産売払収入の関係でお答えいたします。

令和３年度の不動産売払収入の件数は３件でございます。

それから、進捗状況ということでございますが、土地につきましては、合併後の平成17年から令和３年度末までに、インターネットの公有財産売却システムなどを活用いたしまして138件、２万8,474平方メートルを処分いたしました。

今後は、旭市公共施設等総合管理計画などによりまして、施設の統廃合を進め、発生した未利用地につきましては、その活用方法を検討した上で、活用見込みのない土地につきましては適切に処分してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名　隆）　（10）、決算書47ページになります。生活保護法による弁償金の大幅増の理由についてでございます。

初めに、弁償金の備考欄２、生活保護法第63条分と、備考欄３の78条分の内容についてご説明させていただきます。

まず、備考欄２、生活保護法第63条分でございますが、これは被保護者が急迫の場合において、資力はあるが直ちに活用できずに保護を受け、その後、資力が換金されるなどで生活

に充当できるようになったときに、保護費を支弁した市に対し返還しなければならないとされているもので、この941万5,309円はその返還金となります。

法第63条を適用した主な事例としましては、年金の遡及受給や保険の解約返戻金の受領、相続財産を取得した場合などがあります。

次に備考欄３、生活保護法第78条分でございます。

これは、例えば勤労収入があるにもかかわらず、市への届出を怠るなど不実の申請や不正な手段により保護を受けた場合に、その不正に受給した額を市が徴収するもので、27万2,986円はその徴収金となります。

ご質問の弁償金の令和２年度と比べて大幅な増の理由でございます。

これは、備考欄２の生活保護法第63条分の令和２年度分420万2,890円と比較すると、増となっております。

その理由としましては、年金の請求手続きにより、遡及分を含めた年金が一括で支給されたこと、また、相続財産を取得した被保険者などが金額の大きな方が複数いたためとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　私からは（12）と（13）についてお答えいたします。

まず（12）になりますが、関係人口ということで、まず、本市に寄附をしていただいた方の人数をお答えいたします。

令和３年度寄附者数ですが、延べ4,566人の個人と26件の団体となり、令和２年度と比較しまして59％、1,700件余り増加しております。

寄附者の増加に伴い、釣り船やサーフィンなど体験型の返礼品も増えていることから、市を訪れる方も増加していると考えております。

今後ですが、令和４年度につきましても、さらなる増加を見込んでおります。

続きまして、（13）になります。

起債の借入れの理由になります。

この事業に充当している起債ですが、過疎対策事業債になります。

理由ですけれども、この定住促進奨励金交付事業につきましては、干潟地域を対象とした旭市過疎地域持続的発展計画に記載されている事業でありまして、本計画に記載されている事業につきましては、過疎対策事業債の活用が認められていることから、干潟地域へ定住し

た３件分170万円について、過疎対策事業債を充当しております。

この過疎対策事業債ですが、元利償還金の70％が交付税措置されるものです。

以上です。

○議長（木内欽市）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、（14）住宅用省エネルギー設備設置助成事業の達成率についてご回答をいたします。

本事業は、自然エネルギーの有効利用及び家庭における地球温暖化対策を促進、普及啓発するためのものでございます。

また、この助成事業は、住宅用省エネルギー設備を設置する個人の方に対して、設備費用の一部を本人申請により助成するもので、全ての設置者に補助金が交付されているわけではありません。

したがって、本事業では、達成目標も特に定めていないため、達成率はございません。

なお、令和３年度の補助実績では、まず太陽光発電設備ですが、予算においての見込件数45件に対し、補助件数は45件、家庭用燃料電池システム、いわゆるエネファームにつきましては、見込件数が１件に対して補助件数はゼロ件、定置用リチウムイオン蓄電システムにつきましては、見込件数65件に対して補助件数は50件、太陽熱利用システムは、見込件数１件に対しゼロ件でありました。

本来こういった住宅用省エネルギー設備につきましては、100％の設置が理想ではありますが、平成22年度から令和３年度までの太陽光発電設備の設置数につきましては、累計で720件になります。全世帯数約２万5,000世帯から見るとまだまだだと思います。

また、この設備は大変経費がかかりますので、これから家を建てる方、また、設置を考えている方などに対しまして少しでも補助をし、また、普及啓発につながればと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは項目の15番と16番、新規就農の関係と水田農業構造改革の件について、農水産課からお答えいたします。

まずは、新規就農関係なんですが、先ほどの﨑山議員の回答の中で新規就農総合支援事業、国の事業なんですけれども、この千葉県の定着率が95.3％なんだけれども、市はどうなのかというご質問だと思います。

この総合支援事業を活用しての市の農業者は、今のところ100％就農しているという状況になります。

すみません、16項目め、水田農業の関係です。申し訳ありません。

需要と供給のバランス、米価という話いろいろ出たんですけれども、一応市では国の政策に沿った主食用米からの作付転換というのを推進しております。主食用米の需給調整による米価の維持と、稲作経営の安定化を図っている、そういう状況になっています。

推進の結果、主食用米から作付転換に取り組んだ面積は888.3ヘクタール、前年度比184.5ヘクタールの増加となりました。これらの事業によって取組面積が拡大して、流通機械の整備、それらが図られたことにより、米価の維持に対し、一定の効果があったものと考えます。

引き続き主食用米からの作付転換を推進し、米価の維持と稲作経営の安定化を図ってまいりたいと思います。

また、ご質問の中で人間が食べるお米を畜産に出すのはどうなのかという意見もあるという話なんですけれども、考え方はいろいろあると思うんですが、要は需要と供給のバランスという部分では、今の人間が供給しているお米が食べ切れていないという状況があるんだと思います。なので、人間が食べ切れない分を畜産農家に渡していると。もう昨今、いろいろなウクライナ情勢とかで、畜産農家のほうも輸入飼料高騰してかなり困っていますので、そういった部分でも、一つの成果になっているのかなと考えます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　細かにご答弁ありがとうございました。

では、一つずつ再質疑をやらせていただきます。

１番の市税についてです。

こちらのほうをコロナの影響等をいろいろ考えて、コロナの影響等がやはりかなり影響しているんだなというのがご答弁の中から取れました。

それで、私、この予算等調定額それから、収入済額、不納欠損、それと収入未済とかの数字を並べてみたときに、これはコロナになってからということでしたので、そうなんだとは思うんですけれども、何か頂き切れないところの分を見越して予算にしているんじゃないかなというような、そんな懸念がちらっとよぎったもんですから、それで聞いてみたいなと思いました。

というのも、予算でしっかり予算立てをしておかないと、市長が何かやりたいと思われる事業とかに割けない部分というのが、これだけの予算じゃ、こっちには到底回せないよみた

いなことが起きてくると思いまして、何が言いたいかといいますと、学校給食費の無償化とかその辺のことを言いたいんですけれども、そんなところで、そうじゃないということが今のご答弁で分かりました。

リーマンショックのときと同程度のことを見越して予算を立てたら、給付金の効果とかもあって、そこまでのことはなかったということで、この予算と決算額との差がこれだけ出ているということが分かりました。

いずれにしましても、2.1％の減という、収入が減ということというのは本当に、これを必ず検証して次に減にならないようなことを考えていかなきゃいけないと思いますので、この減についてはちょっと聞いてみたいと思いました。

２番もいいですね。

あと、３、４、５、ご答弁で分かりました。44％増、48.9％増とか、法人事業税、この交付金についても新しくできた、あるいは２年度から新しくできたもので、令和３年度に関しては２年度よりももっとそのパーセンテージが上がったということで、大幅な増になっているってことで、ただ、これが悲しいことに、全て県のほうの出してくる金額ということになっていて、自主財源というところではないので、こういうふうな予測が立たないという、そこでちょっとやはり何でしょう、交付金等に頼っているという部分で仕方ない部分があるのかなとも思うんですが、推計がもう少し県のほうからもきちんとしたものを出していただけたら、事業の組立てがこれだけお金使えるよというものが早く把握できていいのかなと思いました。で、ちょっと聞いてみたいと思ったところです。

６番です。

学校給食費負担金増の理由、お答えいただきました。給食費をもらわなかった６か月間の分のそれが、令和２年度と令和３年度では２年度に学校が休みになっていたときの分のその分が増になっているということで2,300万円ですか、増になったということで、私はちょっとここでこういった検証が行われたかどうか、先ほども言いましたけれども、給食費の無償化、これについての検証が、給食費を半年間もらわなくてもこれでやってこれたという令和２年度と令和３年度で、そういった実績ができたわけですから、そこのところで給食費無償化ということの検証が行われたかどうか。そこを教えてください。

あと、７番です。

児童福祉使用料、これ予算額と決算額の大幅な相違の理由をお答えいただいたんですが、経年の子どもたちの保育園に預けられるその数とか、そのあたりのところを勘案して、この

金額8,300万円が予算立てされているんですけれども、これに対して1,100万円、実際には1,100万円、要するにお子さんが預けられなかったということでよろしいですよね。見込んだ数を預けられなかったということでよろしいんですかね。違う。じゃ、ちょっとそこのところをすみません。私の聞き取りが難しかった、聞き取れていないですね、すみません。もう一度そこをお願いします。

要するに見込みではこれぐらい保育料を払ってもらうところだったのに、こんなに1,100万円も少なかったんだということで、私は子どもの数のあれなのかなと思ったんですけれども、減の予測の立て方の違いなのかなと思ったんですけれども、そこまたちょっともう１回お答えください。

40ページの財産収入大幅増の理由、分かりました。財調の利息と、あと機械を売ったんですね。それで大幅増になっていました。何にしても収入が増えるということはいいことですので。

42ページです。

９番の42ページの不動産売払収入の件数。これ累計で138件、２万8,000平米とおっしゃいましたか、これ平米でよろしかったですか、の売却が今まで行われて、令和３年度では３件ということで、これちょっと後のほうの新規就農総合支援事業の成果のところで、100％を達成しているという、市のほうでは。県は95.3％だったけれども、市は100％ということで、見込みが達成できたということなんでしょうけれども、私もうちょっとさらに検証していただくと、もっともっといけるんじゃないか的なことを考えたときに、この市の持っているもの、市の所有しているものとのコラボというんでしょうか、そういったこの行革による売却とのコラボで、何かもうちょっと達成率、率じゃないですね、達成ができないかなと。もっと推進できないかなということを考え、そういう、これ、この事業独自ではなくて何かほかのものと一緒にして何か推進しようというようなそういう検討というのがなされたかどうかお願いします。

それから、10番、47ページの生活保護法による弁償金の大幅増です。分かりました。市のほうとしては非常な努力をしてくださっているというのがよく分かりました。

やはり一番最初に申しましたように、税が、税というのは本当に公平公正に徴収されないと、みんな税金って取られると思っているので、払いたくなくなっちゃうんですよね。だから、不正にもらったようなお金は返してもらわなきゃいけないとか、そういうことにちゃんと取り組んでくださっているという成果だと思います。ここは非常に評価していいんじゃな

いかなと思います。

それで、11の50ページです。

これちょっと私、言葉がちょっと理解できなかったんですけれども、発生額の抑制に努めた結果、増になったんですか。ということ。ちょっとそこもうちょっと、私だけ分かっていないのかも分かりませんが、すみません。

77ページのふるさと応援寄附推進事業の関係人口です。

4,566人個人で22件の法人で、さらなる増加を見込むということでした。

先ほど﨑山議員へのご答弁の中で、補正を令和４年度ですか、令和３年度も補正組んであったのかな、そうそう令和３年度の補正で、補正の額には行かなかった的なことが先ほどのご答弁あったと思うんですけれども、さらなる増加を見込むそのやり方というのをちょっともう１回、検証されたかどうかお答えくださいませ。

13番、87ページです。

87ページの定住促進推奨金交付事業についてです。

過疎対策債が70％が返さなくていいもので借りられるからということで、起債してあるというご答弁でした。それはとても大切なことかなと思いまして、ただ、金額がちょっと少なく、小さいものの起債だったので、この理由を聞きたかったんですが、これって今後の見込みというんですか、そのあたりについてお答えください。

14番、201ページです。

こちらの達成率をお聞きしましたが、目標がないから達成率等は出せませんということでした。

平成22年から720件がもうこの事業で補助金が出ているって、助成金です、が出ているということでした。ただ、いかんせん２万5,000世帯あるので、この達成率というのはちょっと数字には出てこないと思うんですけれども、昨今のこのエネルギー事情といいましょうか、これに関しては、やはりもっと市民への周知を図って、この事業自体を進めていただきたいと思うんですが、今後の推進の仕方、それを教えてください。

それから、15番、211ページです。

こちらは、分かりました。

先ほどの上のほうでの再質疑と関連するんですけれども、今後の推進の仕方というんですか、それもう一度お答えいただけたらうれしいです。

16番。

これもお答えいただいた中に、やはり米価とのバランスというか、お米の値段が下がっちゃうというのがやはり旭市としては一大産業ですから、それ大きな問題だと思うんですけれども、旭市だけで考えればそうで、そこがとっても大事なことなんだと思うんですけれども、いわゆるその日本の自給率だとか、食物自給率37％台とか、そういうところとかを考えると、ほかのやり方で米作りを推進していけるような、何か検討していただきたいなというのがありました。

といいますのも、この事業自体が一般財源から出ている金額のほうが３倍ほど、2.何倍かあるので、市独自の考え方で推し進められることなんじゃないかなと思いまして、ちょっと聞いてみました。

17番、財政調整基金です。

分かりました。私もそうだと思います。財政調整基金に関しては、最初に言いましたように、適正という金額というのは本当に議論のあるところで、はっきりしたことは当然のことながら言えないと思うんですけれども、これから先いろいろな事業を推し進めていかれる中で、非常に大きなポイントというか、重要な部分になると思いますので、ここのところの議論みたいなものは、常にやっていかなきゃいけないことじゃないかなと思います。

で、令和４年度末の見込みをさっきお聞きしたんですけれども、ご答弁なかったんでお願いいたします。

○議長（木内欽市）　議案の質疑は途中ですが、ここで午後１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　１分

再開　午後　１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　（６）の学校給食費について、半年間無償化してやってこれた実績があれば無償化できるのではないか、その検証は行われたのかというご質疑にお答えいたします。

給食費無償化に向けた検証についてですが、令和２年度及び令和３年度の６か月間の無償化につきましては、コロナ禍で景気低迷による子育て支援として、時限的に実施した施策であります。

昨年度のこの６か月間の無償化による影響額、市の収入減となった金額は約１億1,200万円でありまして、ただ、その減額に対しましては、地方創生臨時交付金を一部充当して実施できたものでございます。

今後、完全無償化した場合は、年間約２億3,000万円の収入が減となることとなりますので、こういった恒久的な財源確保が課題となります。

将来、市民の負担が増加しないよう、財政及び経済状況並びに国県の動向を注視し、慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　では、（７）公立保育所の保育料約1,100万円の減の要因についてでございますが、議員おっしゃるとおり、当初見込んだ入所児童数の減、それと保育料算定については、コロナ禍でもありますので、利用世帯の所得状況が影響しているものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　項目９番、不動産の売払収入の再質問でございます。

その売り払う土地について、ほかの事業、コラボなんかできないかというご質問だと思いますが、行政改革推進課が管理する市有地につきましては、一部を除きまして立地条件がよくないこと、それから、隣地の境界の確定が困難など、実際に売却処分が困難な土地が市内にあちこち点在しております。

議員のおっしゃるとおり市の事業に有効活用できればよいのですが、なかなか条件に合う土地が少ないという状況にございます。

今後も市が行う事業を把握しまして、各課としっかり情報共有をして、活用できる土地があれば対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、財政課のほうからは、（11）と17番のほうをお答えいた

します。

まず、臨時財政対策債のほう、発行につきまして具体的にということでございました。

臨時財政対策債につきましては、こちらの起債は毎年度起債を発行する発行可能額が定められております。

令和２年度で申し上げますと、発行可能額は６億9,332万5,000円、令和３年度で申し上げますと10億208万6,000円という発行可能額がございまして、その額に対しまして、令和２年度も令和３年度もその発行額からの抑制割合というのはだいたい同じ程度でありましたので、抑制した結果、令和２年度が２億円、令和３年度が３億円という結果になって、令和３年度が増と。結果的に増となるということでございます。

あと、17番の財政調整基金のほう回答漏れということで、大変申し訳ございませんでした。

財政調整基金の令和４年度末の現在高の見込額です。90億734万2,000円ということで今見込んでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは（12）、（13）についてお答えいたします。

（12）につきましては、寄附を増やすためにはということでした。

回答です。令和４年度の予算でも、ふるさと応援寄附金の増額を見込んでいるところです。このように寄附を受納いただく方は年々増加しておりますので、現在の取組を継続していきますけれども、より旭市の魅力を伝え、本市への来訪機会を増やす体験型の返礼品をさらに充実させることなどを進めたいと考えております。

（13）になります。起債の金額が少ない理由と、今後はということでした。

回答になりますが、この定住促進奨励金交付事業で過疎対策事業債の対象になるには、干潟地域へ移住した方が対象となります。

170万円につきましては、令和３年度に干潟地域に移住された３件分、全額を起債、過疎対策事業債で充当しております。

今後につきましても、干潟地域に移住された方の分は、過疎対策事業債で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、（14）になります今後の推進の仕方について、お答えし

ます。

市民への周知につきましては、例年、年度初めの４月１日に住宅用省エネルギー設備設置助成事業につきまして、広報紙とホームページに掲載しております。

また、太陽光発電設備等の購入及び設置につきましては、あくまで個人が判断、決定するものではありますが、今後とも地球温暖化対策の重要性について周知しながら、引き続き普及促進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは項目15番、新規就農総合支援事業関係、今後の進め方というご質問だったと思います。

今現在平均すると、市では新規就農、それから、親元就農のだいたい平均すると13人ぐらい毎年就農していただいているところなんですが、一応目標としては、市としては毎年20人ぐらい欲しいなというところで考えています。

進め方という部分でやっぱりこの新規就農、国県のいろいろな支援事業、それから、それから漏れている部分について市の単独事業、そういったもので賄いながら支援していきたいと思います。

また、この事業費一つだけではなかなか進まないものもありますので、ほかにもやっぱり農業の魅力を上げていくというのが一番いいのかなというところで、いろいろな補助事業を用意して、側面から農業者の支援をして、農業の魅力アップ、一番いいのは農業でもうけてもらうというのが一番魅力になるんだと思いますが、そういった意味でいろいろな事業と絡ませながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　細かく聞きました。決算認定委員にならなかったので、ちょっと本会議の場で細かく聞かせていただこうと思って聞かせていただきましたが、ご丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　以上で戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動してください。

準備が整い次第始めてください。

○５番（伊場哲也）　それでは、質疑させていただきます。

質疑内容ですけれども、令和３年度旭市一般会計決算の認定について、１号議案でございます。

３ページに不納欠損額について、金額が2,429万451円ですか、これが示されておりますけれども、不納欠損処理の見直し、額を決定するまでに、見直しは何回くらい行われたのでしょうか。

あわせて、見直しを行った結果、徴収権の消滅、時効消滅を完全に迎えていないものが含まれていたと、そういうことはなかったのかということについてお尋ねしたいと思います。

よろしくどうぞお願いします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それではお答えいたします。

市税の不納欠損額につきましては、不納欠損処理の見直しを行ったことはございません。

徴収権の消滅時効を完全に迎えていないものが含まれていることはなかったかとの質問につきましては、不納欠損については、地方税法第15条の７第５項に規定する滞納処分の執行停止における即時消滅に該当するものも含まれておりますので、この条項に該当するものについては、消滅時効を迎える前に不納欠損処理を行っております。

なお、地方税法第18条第１項に規定する地方税の消滅時効に該当するもの及び地方税法第15条の７第４項に規定する滞納処分の執行停止を適用し、その停止が３年間継続したものにつきましては、不納欠損処理を行ったものというものについては、全て時効消滅を迎えたものとして処理をしております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　今までの自分の人生の中で2,429万451円という、この不納欠損額があるんだなという驚きですね。こんな家１軒分の額が不納欠損ということで毎年あるのかなと。昨年度、一昨年度については調査しておりませんけれども、市税の不納欠損額2,429万450円という金額について、どうなんでしょうかね、市民の方が知ったときに、いわゆる徴収、収税という努力を行ったかどうかというようなことを考える市民の方もいらっしゃると思いますけれども、行政の信頼を損なうといったようなことはないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　不納欠損は2,429万451円ということですけれども、税法にのっとりまして、毎年督促状というものを発行しております。

これにつきましては、国保税を含むものとして、令和３年度で３万6,356件、さらに催告書２万5,136件という中で、滞納されている方には税法に沿って対応しているという判断をしております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　今日の厳しい経済情勢の中で、皆さんもそうですけれども、納税している立場としては、先ほど言いましたように、こんなに大きい額なのかと。確かに税法上にのっとって対応されるとは思いますけれども、何でしょうかね、正直者がばかを見ないような、信じがたい金額であると、驚きであると不公平感は私自身感じましたし、若干ね。怒りまでは到達しませんでしたけれども、なぜかこの納得がいかないと、そのような気持ちになりましたので、質疑させていただいているわけですけれども、納税者の対応については、地方行政を維持していくと、そういう観点から、公平公正など、これまでも本議会でも話出ておりますけれども、公平公正な納税、あるいは収税、こういったものを念頭に置かれつつ、市としても慎重に、時には覚悟を持って税の手だてを講じたり、あるいは徴収体制の強化を図ったりですとか、滞納者に対しての法的措置等も含めてご対応をなさっているかとは思います。日頃のご苦労、ご努力、大変かと思いますけれども、市民の納税意欲を損なうことにつながったりですとか、あるいは不信感を募らせたりですとか、そんなことがないように、法にのっとって全て対処していくわけではございますけれども、例年2,000万円以上、あるいは時には3,000万以上の不納欠損額、不納欠損あったんだよと。私、初めて目にして驚きを持っているので、こういう質疑させていただいているわけですので、大変かと思いますけれども、今後も引き続き不納欠損額減少に向けて真摯にご努力していっていただければなと、このように思うわけですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　議員、いろいろありがとうございます。

税務課としましても、今後も市民の皆様の納税のしやすさなども考慮しながら滞納整理を行い、安定した税収入を確保していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと

思います。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

議案第２号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　それでは、議案第２号、病院事業債管理特別会計についてご質問いたします。

この事業は、ご存じのように地方独立行政法人旭中央病院の起債事項についての会計を法律に基づいて旭市が管理するものであります。

大変金額が多いもんですから質問するわけですけれども、例えば病院が５年先までどんな設備投資をするかとか、それから、どういう償還をするかということについて、どの程度構成市であります旭市と相談をしながらやられているのかということを聞きたくて、質疑いたします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　病院事業債につきましては、病院が４年間の計画を策定する中期計画に基づいて借入れを行っており、現在の計画期間である第２期中期計画は、令和２年度から令和５年度までです。

第２期中期計画の４年間では、総額31億1,900万円の地方債の借入額として計画しており、令和２年度は、放射線治療棟整備事業及び医療器械整備事業に３億4,000万円、令和３年度は、医療器械整備事業に５億6,180万円の借入れを行っております。

令和４年度は、医療器械整備事業として５億5,000万円の借入れを予定していますので、令和５年度は、計画額から執行済額を差し引いた範囲内の額、16億6,720万円となりますけれども、その範囲内での借入れが可能となっております。

令和６年度以降の借入計画につきましては、そちらは第３期中期計画の案を策定する段階で、借入れの計画も併せて一緒に協議をする予定となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。

やはり旭市が設置している病院組合、地方独立行政法人ですから、この旭市の起債返済額と大変近いぐらいの大きなお金を使っているわけですね。そういうことを考えますと、ここら辺のところの中期計画を立てておりますけれども、それも私見ておりますけれども、大変投資額がここのところ多いわけですね。当然技術の進歩でもって必要だと思いますけれども、そこら辺のところは、病院組合と執行部とは、突き合わせはどういうふうにしているのか、ただ向こうが出す起債計画をそのままお話を聞いて財政的な裏づけをしているのか、それとも、事業の進捗状態を見ながら相談しているのか、そこら辺のところは実際にはどういうふうにやっているんですか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　計画に起債の借入額を計上するに当たりましては、当然病院としては必要なものの提示をしていきます。こちらについては、それが本当に適正かどうかというのを判断しながら、計画の中に数字を盛り込んでいっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そうしますと、中期計画を病院側が立てるときに、そういう医療機器などの整備についても、先ほどお話があった令和５年までも決まっているようですけれども、そういう中身についても、かなり市当局と厳密に相談した上でもってやっているというふうに考えていてよろしいですか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　計画を立てるときには、ちゃんと協議をしながらその辺の計画は立てております。

以上です。

○議長（木内欽市）　本件の松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第２号の質疑を終わります。

議案第３号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第３号、国民健康保険事業特別会計決算について、監査委員の報告を見ながら、全体的なことについて市長のお考えを聞かせください。

施設勘定は除きまして事業勘定についてでありますけれども、特に４年前の平成30年から県が抱える広域化がされました。そういう中で、大変財政的にどうなのかということが心配になってきております。

この監査報告の31ページを見てみますと、国民健康保険税の収入率は前年度と比較して増加し、収入未済、欠損額はともに減少しているということを言われておりますけれども、しかし、大変国民健康保険税の滞納でもって保険証が使えないという方も出てきております。

そういうことを考えますと、やっぱり今後とも国民健康保険に対する市民の理解、適切な対応、収入未済額や不納欠損の減少にどういうような形でもって取り組んでいくかということが大変重要な問題になっているんじゃないかと。

こういうことを考えますと、やはり国民健康保険税の今の状況について、具体的に市長はどういうふうに今後やっていこうとしているか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　監査委員の決算審査意見書についての見解を申し上げます。

令和３年度旭市国民健康保険事業特別会計決算につきましては、監査委員より健全な状態を維持しているとのご意見をいただきました。

また、議員おっしゃるように、歳入においては収納率の向上、収入未済額及び不納欠損額の減少の結果についても一定の評価をいただいたところでございます。

しかしながら、令和３年度決算においては、長期化している新型コロナウイルス感染症や、年々減少する被保険者数の影響により、国民健康保険事業特別会計においても少なからず影響を受けております。

今後も国保を取り巻く環境は厳しくなると考えますので、財政調整基金などの各種財源の確保に努め、安定的な財政運営を行っていきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そこら辺のところを評価していくわけですけれども、ところが、実際には滞納する家庭がかなり出てきているわけですね。それに対する税としての徴収の問題がありまして、住民との間では大変いろいろトラブルが今あるわけです。私もそういう問題を扱ったこともあるんですけれども、やはり税として保険料だけでも税ですから、それについてのかなり執行の問題もありまして、そこら辺のところはもっと十分に時間をかけて、今後やらなきゃいけないんじゃないかと、こういうことを考えて今回の質問をしたわけです。

この点がやはりそういう実際に保険証が使えなくなるという方が大変多くなってきておりますので、そこら辺のところをぜひ監査委員さんがどういうふうに判断するかということをこれから見ていきたいと思っております。

それについて、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　先ほども申し上げましたとおり、今後も国保を取り巻く環境は厳しくなる、すなわち市民の皆さんの環境も厳しくなることがあるかとも思います。適切な徴収に当たっていきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

そのまま質問席でお待ちください。

議案第３号の質疑を終わります。

議案第４号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第５号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第６号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第６号、水道事業会計決算についての監査意見書の中身を見ながら、質疑させていただきます。

本市の水道事業はおおむね安定した経営状態にあるというふうに言っています。ところが、人口の減少や節水の定着、普及率、機器の支給など、資本収入の大幅な増加が見込めない中で、水道が一定の更新時期に来ている、こういうことが言われております。

これについては、厳しい経営環境になるだろうと監査委員も言っておりますけれども、今後の水道事業のビジョンについてはどのように考えているか。安全で良質な水を供給するように求めたいというふうに言っておりますけれども、これについてはどのような対策をこれから考えようとしているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　監査委員からの意見におきましては、財政の健全性はおおむね良好であると思われる、及びおおむね安定した経営状況にあると言えるという意見をいただいているところでございます。

一方、ご指摘にもございましたが、給水収益の大幅な増加が見込めない中、更新需要の増大を控え、厳しい経営環境となることが予測されるため、今後の更新需要に備え、引き続き現在の経営状況を維持しつつ、計画的な施設更新を行い、安全で安定供給に努めていきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そこで、水道の問題については、広域水道企業団との関係やその他のものがあって、更新の時期に来ているけれども、大変厳しい状態にあると思います。これをまともにやったらば水道料金に跳ね返るか、それとも市の拠出金がだいぶ増えると思います。

水道料金については、県内でも大変高い部分になっているという矛盾が出てくるわけですから、そういう面についての市の考え方は、もっと明らかにしていただきたいと思いますけれども、そういう計画は今つくられますか。つくるかお考えがありますか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　ご心配をいただきまして大変ありがとうございます。

現在の水道事業ビジョンにおきましては、10年間であったか、この後補足させますが、料金の値上げは考えていないということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　市長のほうからも今ございましたが、水道ビジョンにおきまして、令和11年度までの水道ビジョンの算定期間の中では、料金値上げはないということで来てございます。

ただ、外的な要件としまして、企業団等の送水管での更新事業が今進められておりますので、そういった中での料金への影響ということも考えられるのが事実でございます。

また、今後の方向としまして、企業団を含めました関係市町村とのいろいろな広域な連携との協議をして進めていくようにということで、今検討のほうを進めておりますので、そういった中でまた計画といいますか、安定経営といったものについても検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　おおむね分かりました。

しかし、早い時期にループ化とかそういう計画をぜひ市独自に考えて、計画をつくっていただきたい。これについてはやはり急がれると思います。

10年間値上げしないと、私は一般質問でもって値下げしてくれと言いました。これは県のほうからもそういう話がこれから出てくると思うんで、それに期待しながら質問を終わらせていただきます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのままお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第６号の質疑を終わります。

議案第７号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第７号、公共下水道事業会計決算について、監査委員の意見書を見ながら質疑いたします。

公共下水道事業は、ご存じのように令和２年から企業会計になったわけですね。企業会計になって、書類見てみると大変事業の実態が分かるように私もなったと思います。今までの普通の会計から比べると状況が分かってきました。

そこで、有収水量問題とか、それから、公共下水道への接続の問題とかということを監査委員が指摘しておりますけれども、これは大変大事な問題でありまして、水洗化率が71.0％であります。それで、こういうようなことであれば、公共下水道区域の土地をお持ちの方は、平米800円のお金を全部払っているけれども、実際には合併浄化槽を使ってつながないところが大変多いわけですね。それが30％近くまだ残っているということになるわけです。これを何とかしなきゃいけないというのがここに記載されております。

今後の公共下水道事業の経営において、使用開始後20年以上が経過した施設の維持管理の問題と、それから、この水洗化率を上げる問題と絡んでいるわけですけれども、これらについては具体的にどういうふうに考えたらいいのか、市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　監査委員からの意見におきましては、おおむね堅調な状況であると考えられるという意見をいただいているところです。

しかしながら、引き続き一般会計からの繰入金への依存度が高い状況であるという大変厳しいご意見をいただきました。

さらなる収入の確保や経費節減により、引き続き経営改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　私が申し上げたのは、公共下水道区域の方にほぼ100％近く合併浄化槽をやめて、公共下水につないでもらうと。こういうようなことについて、どういうふうにこれからしていったらいいか。

それは前に議論したことがありますけれども、区域外から流入についてをやるんだったら許可するよということが最近なりましたね、条例変えて。それでもって私も引っ越しするときにそういう場所に選んだわけですけれども、それもありますけれども、近く見てみると、まだ合併浄化槽を使って、それでもって、きちんと清掃しているかどうかも分からない部分が３割あるわけです。３割近くあるわけ。そういうことについての対策をこれからぜひやっていただきたい。そのことを市長にお願いして質疑を終わりたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第７号の質疑を終わります。

議案第８号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第８号、農業集落排水事業会計決算について、ご質疑申し上げます。

私が前に住んでいた江ケ崎、琴田二つの地域が農業集落排水事業の地域であります。ここも令和２年から公営企業法の適用になって、中身が今までよりもかなり明らかに、経理的に明らかになって、私も見てびっくりしました、いろいろと。

そういう中で、この地域で20年ちょうどたちますから、いろいろな問題が今出てきていると思うんです。将来は、はっきり言ったらば、どうしたらいいかという問題にこれからなってくると思うんです。

この地域は農業集落排水事業地域については、加入金が幾ら、それから、利用料の計算の仕方も下水道とは違います。そういうことでもって、私もそういう地域に住んでいたんでもって、大変いい施設をつくってくれたと思いますけれども、行政の一般会計からの繰出金も大変あると。これは将来どうしたらいいんだということであります。

この監査意見では、今後も農業集落排水事業が整備区域における社会的基盤として重要な役割を果たせるよう、農業集落排水への加入の促進を努めるとともに、いわゆる旭市農業集落排水事業経営戦略に基づく持続的な経営の立て直しが必要だと、こういうふうに言っておりますけれども、この考え方では、どうしたらいいと市長は考えておりますか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　監査委員からの意見におきましては、おおむね堅調な状況であると考えられるという意見をいただいているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、引き続き一般会計からの繰入金の割合が高いという厳しいご意見もいただいております。

持続可能な経営基盤の確立と効率的な施策の実施について、鋭意努力してまいります。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ここで市長にちょっと提案というか、ご意見を言っておきたいんですけれども、公共下水道以外で下水道として使われているのは江ケ崎の地域、琴田の地域と、それからもう一つ江ケ崎の西の外れにニュータウンというところがありまして、そこも公共下水道的なことを民間でやっているわけです。

こういうところは、今の現在まだ10年近くはいいでしょうけれども、その先になると、結局公共下水道とつながなければ、永久的にこれが地域でもってやっていくわけにいかないんじゃないかという問題が出てくると思うんです。

そういうことを将来の問題としてぜひ考えた上でもって、行政的な計画を進めていただきたいと。そのことを要望して、質疑を終わりたいと思います。

○議長（木内欽市）　以上で松木源太郎議員の質疑を終わります。

議案第８号の質疑を終わります。

議案第９号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

常世田正樹議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○１番（常世田正樹）　議案第９号、旭市一般会計補正予算の議決について、質疑させていただきます。

さわやか畜産総合展開事業について、名称ですとさわやか畜産、果たしてその畜産の豚舎をきれいにするのか、よく分からなかったので質問させていただきます。

事業内容と件数、過去５年間の採用件数についてお伺いします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それではお答えいたします。

この事業は、畜産農家が行う家畜排せつ物の浄化処理施設の機能向上、それと堆肥の利用促進に関する機械・施設の整備に支援する県単独の補助事業で、補助率は事業費の10分の１以内、市の補助と合わせて10分の３以内になります。

申込みは今回は畜産農家、これ養豚農家なんですけれども、１件からで、良質な堆肥を生産するための急速発酵堆肥化装置、これを１基整備する予定となっております。

過去５年間の事業実績ということなんですが、平成29年度は１件、平成30年度４件、令和元年が３件、令和２年が１件、令和３年が１件という状況になっております。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　再質疑させていただきます。

その事業効果についてお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　畜産農家が導入する予定の急速発酵堆肥化装置については、既存のロータリー式攪拌機と併用することで、ふん尿処理の回転率を上げて、生産する堆肥も高品質化が見込めることと、近隣農家への質の高い堆肥を供給することが可能となります。

また、脱臭装置を併設するため、発生臭気の低減も期待できるということです。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　816万円という結構な額の補正でしたので、事業内容と効果を確認するために質疑させていただきました。

ロシアとウクライナの戦争はいつ終わるか分かりません。化学肥料が、代替肥料が必要と日本各地になっております。すばらしい事業、そしてまた、ＳＤＧｓにも沿った事業だと思いますので、さらに件数を増やすよう執行部のほうで努力していただければと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の質疑を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

続いて、﨑山華英議員、質問席に移動願います。

﨑山議員、準備が整い次第始めてください。

○６番（﨑山華英）　議案第９号、旭市一般会計補正予算の議決について質疑させていただきます。

物価高騰対策臨時特別給付金給付事業についてです。

世帯１万円、世帯主を除く世帯員5,000円とした根拠を教えてください。同居していたとしても、世帯分離していた場合と、していない場合で不公平感はないか。あと、その点も考慮されたのかということでお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を２億円、これが金額として今般

２億9,677万2,000円が交付されますので、これを活用しまして、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業を実施する。

この実施に当たりまして、物価高騰等による影響は、特定の方だけではなく市民全体に及んでいるということから、支給対象を全世帯とまず決めました。

給付額については、地方創生の臨時交付金をベースとして考えて、１世帯１万円と限定して検討しておりました。

しかしながら、各家庭への影響は世帯一律ではなく、世帯員の人数等により異なることから、１世帯につき１万円、世帯主以外の世帯員１人につき5,000円を各世帯へ給付することといたしました。

この給付額となりますと、国の地方創生臨時交付金だけでは賄い切れませんので、不足分につきましては、市の一般財源から１億7,788万2,000円を支出することとして予定しております。

なお、世帯分離している方とそうでない方の不公平性ということですけれども、こちらプッシュ型で積極的に交付するという意味で、その辺の調査もかなり難しいと思いますので、不公平ということにはならないと思いますので、それは世帯分離している場合は１世帯ごとにということになります。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

今回議会で可決となった場合、算定の基準日というのはいつになるのかというのをちょっとお尋ねします。

基準日以降の離婚等で世帯が分かれた場合とか、あと事情によりやむを得ず戸籍はそのままだけれども、別居している方へのフォローとかはあるのか、ちょっと教えてください。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　まず基準日ですけれども、これは予算案が議決されることを前提としてですが、今のところ本年の10月１日を考えております。

基準日以降に離婚したという10月１日現在ですから、それ以降のことについては、一切考慮には入れません。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　分かりました。

では、基準日以降で離婚された場合であれば、それは考慮しないということで、そのあたりは各家庭で相談して分けていただくということですよね。分かりました。

こういう補助金に対してだといつもそうなんですけれども、世帯主が夫で、その妻が子どもを連れて別居するケースが割合として多いので、こういった給付金事業の際は、所得が低い妻だとか女性側が困難に落ちることが多いので、そのあたりのほうのできたらフォローしていただきたいなと思いました。ありがとうございます。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

戸村ひとみ議員、準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　お願いします。

一般会計の補正予算の一般管理費で、庁舎管理費406万5,000円、これが光熱水費、電気料金の値上げということに伴う補正だということなんですが、これの金額の積算根拠をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　増額の積算根拠ということでございますが、本年の４月から６月までの電気料金の実績額、それから、７月から翌年３月までは、過去の電気使用料を参考に電気料金の見込額を算出しまして、予算不足額を算出しております。

この補正額につきましては、不足額を算出する際、まだまだ電気料金がちょっと値上がる傾向が見られますので、補正額につきましては今後さらなる電気料金の上昇を見込みまして、予算不足額の１割増しで算定しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　この根拠として、積算根拠として４月から６月までの実績と、７月からのは過去の実績を根拠として、それに対して、またその１割ほど増して計算してあるということですが、こちらの４階に下りたところの、エレベーターを降りたところの柱にも節電中というのをでかでか貼り出してあるんですね。とても大事なことだと思うんですけれども、

これまで過去の実績として、節電を呼びかけながら、課長が実績としてどのように節電の効果を捉えられていて、それをこの実績、過去の実績から計算されたところに反映されなかった理由というのをちょっと教えてください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　現在こちらの庁舎のほうは、エアコンの設定温度ですとか、あるいは廊下の照明灯をちょっと間引きをさせていただいて、節電にちょっと努めております。

この節電を始めた経緯は、今年の夏、初夏ですね、初めに国のほうから電力需給逼迫宣言というのがありましたので、そういったのも受けまして、少しでも節電をしようということで始めております。

ただ、この節電の効果というものが、この庁舎まだ２年目でございますので、実際に節電の効果、実際電気料がどのぐらい減ってくるのかというのが現状今見えない状況です。今年度初めてそれが分かってくるのかなと思います。

そういったこともありまして、補正予算を組む際には、そこまではちょっと検討せずに、過去の実績を基に積算をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、先日の説明で、市全体として電気料金の増額分というのをちょっと私が正確に聞き取れているかどうかですけれども、6,644万円とおっしゃったと思うんですが、市庁舎に関してはまだ２年目なので、その節電の効果みたいなものが推しはかれない分、こういう予算立てに考慮されていないということでしたけれども、今回の予算立ての仕方が全体の6,644万円、これは聞き取れている数字かどうかは別として、ここに同じような積算根拠でこれを出してあるのかどうかというのを教えてください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、財政課のほうでお答えいたします。

今回の補正の額6,600万円ほどで、全部で今回の合計は合ってございます。

そのほかのところの積算の方法ですが、先ほど行革課長のほうから回答ありました積算方法と同様に行っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　そうすると、課長がおっしゃった、まだ庁舎が２年目なので、節電の効果というものを推しはかれないみたいな答弁だと、ほかも同じように積算しているわけですから、私は若干何か違うのかなという気がするわけです。

先ほど来申していますように、気候変動とか、あと税ですね、税金を使うということとかに関して、やはりもうちょっと慎重な積算というんですかね。それをこれだけの努力をするから、これだけの努力をするつもりだから、これぐらいの積算でこれだけの金額になっていますというふうなところをちょっと出していただきたかったなとは思うんですが、ちょっと一般質問になっちゃうんでやめておきます。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、２時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　０分

再開　午後　２時１５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○５番（伊場哲也）　それでは質疑させていただきます。

令和４年度旭市一般会計補正予算の議決について、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業についてでございます。

先ほどの﨑山議員の総務課長の答弁で、国支出金２億9,677万2,000円、並びに市の独自財源一般財源１億7,788万2,000円、計４億7,465万4,000円の金額をトータルして給付する事業であると理解させていただきました。

私の最初の質疑でございますけれども、この物価高騰対策臨時特別給付金給付事業なるも

のは、今回だけの一過性のものかということについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　物価高騰対策臨時特別給付金は、今回限りの給付となります。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　分かりました。

一昨年度、コロナ関係で特別定額給付金、全世帯に10万円、これございましたね。たしかこれ64億8,900何万円というような拠出だったと思います。

あわせて、市独自のすばらしい給付事業がありましたですよね。元気回復特別給付金。１世帯２万円、これは私、市としての給付事業として非常にすばらしいなと。友人も大変喜んでいましたので、今回10月１日を基準日以降、順次各世帯主に１万円云々で支給されることになろうとは思うのですけれども、今回の本事業で所得制限については設けておりませんですよね。この理由についてお聞かせ願えればありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　今回の給付金については、議員おっしゃるとおり所得制限は設けておりません。

と申しますのは、一昨年の給付金の給付、例えば元気回復にしても市独自の給付金でしたが、これについても所得制限は設けませんでした。

というのも、今回は特に物価高騰に対する対策ということで、押しなべて全ての方々、全ての家庭に何らかの影響は出ておると思われますので、そういった意味も含めまして、所得制限は設けませんでした。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　所得制限を設けなかった理由については分かりました。

答弁の中で、前回はと。前回はそもそも趣旨が違うと思うんですね。元気回復、これは市民皆さんに元気回復してほしいなというような願いで、全世帯一律にと。今回は物価高騰。みんな該当はしますけれども、特に生活困窮者に対してというようなことがありましたもので、所得制限を設けることによって、その税の分配の不公平ですとか、必ずそういう話題になると思うんだよね。市として、仮にそういうことをした場合には、どういう問題が起こる

のかなというようなことも考えましたので、質疑させていただいた次第です。

最後の質疑ですけれども、全２万6,930世帯にこの給付事業、対象となる世帯数あろうかと思いますけれども、送金事務費、簡単に言うと手数料ですね。これは幾らぐらいかかるもんなんですか。お尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　現在のところの協議の中では、無料ということで行いたいと思っております。金融機関との協議をしております。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第９号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程　議案第１７号、議案第１８号直接審議（先議）

○議長（木内欽市）　おはかりいたします。議案第17号、議案第18号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、議案第18号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第17号、議案第18号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

議案第17号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

議案第18号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり

同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は同意することに決しました。

◎日程第２　決算審査特別委員会設置

○議長（木内欽市）　日程第２、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第１号から議案第８号までの８議案については、決算認定の議案であります。総務常任委員会から３名、文教福祉常任委員会から３名、建設経済常任委員会から３名の９名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第３　決算審査特別委員会委員の選任

○議長（木内欽市）　日程第３、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、松木源太郎議員、島田恒議員、常世田正樹議員。

文教福祉常任委員会より、宮内保議員、片桐文夫議員、伊場哲也議員。

建設経済常任委員会より、遠藤保明議員、井田孝議員、菅谷道晴議員。

以上の９名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

この後決算審査特別委員会において、正副委員長の互選を行うため、しばらく休憩いたします。

休憩　午後　２時２６分

再開　午後　２時５０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま決算審査特別委員会において正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長に宮内保議員。

副委員長に遠藤保明議員。

以上のとおりであります。

◎日程第４　決算審査特別委員会議案付託

○議長（木内欽市）　日程第４、決算審査特別委員会議案付託。

議案第１号から議案第８号までの８議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、20日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第５　常任委員会議案付託

○議長（木内欽市）　日程第５、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第９号から議案第16号までの８議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表１の議案の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、26日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第６　常任委員会請願付託

○議長（木内欽市）　日程第６、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第４号から請願第６号までの３件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第４号から請願第６号までの３件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表２、請願の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、26日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は12日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　２時５１分

令和４年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第３号）

令和４年９月１２日（月曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（１９名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１６番	伊　藤　房　代	１７番	向　後　悦　世
１８番	景　山　岩三郎	１９番	木　内　欽　市
２０番	松　木　源太郎		

欠席議員（１名）

１５番　宮　澤　芳　雄

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	諸　持　耕太郎	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	榎　澤　　茂	総務課長	小　倉　直　志

企画政策課長	柴　栄男	財政課長	山崎剛成
市民生活課長	向後利胤	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	齊藤孝一	子育て支援課長	多田英子
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	浪川正彦	都市整備課長	飯島和則
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
消防長	伊東秀貴		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（木内欽市）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　井　田　　孝

○議長（木内欽市）　通告順により、井田孝議員、ご登壇願います。

（８番　井田　孝　登壇）

○８番（井田　孝）　皆さん、おはようございます。議席番号８番、井田孝です。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和４年第３回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項１、水道事業について質問いたします。

（１）住宅や事務所の新築に伴い新規に水道の引込みを行う場合、規制等はあるのかお聞きします。

（２）令和４年から、給水・配水管の布設替え工事を行う予定ですが、それによりどういう効果が期待できるのかお聞きします。

質問事項２、旭市立保育所再編計画について質問いたします。

（１）保育所の統廃合についてお聞きします。

先週の全員協議会において、青年の家跡地に、中央第二保育所とゆたか保育所を統合するという説明を受けました。この統合保育所に反対ということではありませんが、この先、中

央第一、第三保育所を統合する計画があるのであれば、立地を考慮し、中央第一、第三保育所も含めて統合するという考えはなかったのでしょうか、お聞きします。

（２）青年の家跡地に新たな保育所を計画するのであれば、これからの少子化を考慮し、隣の第一給食センターから給食の提供はできないのかお聞きします。

質問事項３、窓口サービスの向上について質問いたします。

（１）昨年、伊藤房代議員からも質問がありましたが、死亡手続きに関するお悔み窓口の設置についてお聞きします。

ハンドブック導入による効果や課題、先進事例の調査など、これまでの検討状況、今後の対応について伺います。先進事例では、お悔やみ窓口の設置や「おくやみハンドブック」の配布により、遺族の負担軽減を図っている自治体もあるそうです。本市でも、ハンドブックを作成したとのことですが、導入後の効果や課題についてお聞きします。

質問事項４、公園の充実についてお聞きします。

（１）旧本庁舎跡地の天神公園整備計画について、現在の進捗状況はどうなっているかお聞きします。

１回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　上下水道課からは、大きな１番、水道事業について、（１）住宅や事務所の新築に伴い、新規に水道を引き込む場合の規制等はあるかについてお答えいたします。

新規に水道引込みを行う場合、専用住宅については特段の規制はありません。営利を目的とした事務所等については、新規に使用する水道の水量を賄うだけの容量があるかどうかについて確認するため、事前の協議をお願いしております。

続きまして、（２）令和４年から９年にかけて給水管の布設替え工事を行う予定だが、それによりどのような効果が期待できるかについてお答えいたします。

本市の給水管路の更新については、令和２年３月に策定した水道事業の長期計画である旭市水道事業ビジョンに基づき、基幹管路の耐震化、重要給水管路の耐震化及び増径、自然流下区域拡大のための管路整備、各配水系統間のループ化のための管路整備を順次行っていく予定です。

これらの管路の整備により期待できる効果ですが、基幹管路及び重要給水管路の耐震化に

ついては、災害時の断水の減少や早期復旧が、自然流下区域拡大については、動力費の削減、停電時に断水する区域の縮小が、各配水系統間のループ化につきましては、災害や事故が発生したときの給水確保がそれぞれ期待できます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子育て支援課からは、大きな２番、旭市立保育所再編計画について、（１）保育所の統廃合について、青年の家跡地に中央第二保育所とゆたか保育所を統合保育所として整備する計画になっているが、立地を考慮し、中央第一、第三保育所も含めた統合は考えられないかについて回答いたします。

中央第一保育所、中央第二保育所、中央第三保育所の統合については、旭市公立保育所再編計画策定懇談会の場においても議論を重ね検討したところですが、３施設を一つに統合すると施設規模が300人以上となり、保育所の運営が大変になるという意見もありました。また、駐車場の確保や周辺道路の渋滞等の問題も生じるため、２施設ずつの統合を基本としたところです。

ご質問の４保育所を統合した場合には、利用定員が400人を超えるため、さらに施設規模が大きくなってしまいます。

現在計画している中央第二保育所とゆたか保育所の統合を見据えた上での保護者説明会、地区説明会、近隣地権者の個別説明を実施し、いずれの場でも反対意見はなく、ご賛同していただけたものと認識しているところです。

このことからも、老朽化が著しい中央第二保育所とゆたか保育所を最優先に統合整備してまいりたいと考えております。

続きまして、（２）青年の家跡地に保育所を計画するのであれば、これからの少子化を考慮し、隣の給食センターから給食の提供はできないかについてお答えいたします。

保育所における給食については、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の中で調理室を設けることが規定されており、各保育所において調理を実施しております。

保育所の給食は、児童の発達段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食の提供や、食物アレルギーを持つ子どもには、個々の子どもに合ったアレルギー対応食を提供しております。また、保育所は小・中学校と違って夏休み等の期間はありませんので、継続して給食を提供する必要もあります。

このことからも、学校給食センターから保育所への給食の提供は、現時点では考えており

ません。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、ただいまの２の（２）給食センターからの給食の提供についてお答えいたします。

給食センターから保育所への給食提供につきましては、施設の共同利用や食材発注の一元化などを効率的に行える部分がある一方で、様々な課題もあります。

まず、給食センターでは、離乳食の提供ができないという課題があります。そのほか、小・中学生と保育園児では、喉に詰まる可能性のあるウズラの卵や豆類などの除去、衛生管理及び栄養摂取基準の違いなどから、調理手順の変更のほか、専用の調理ラインを整備する必要があります。また、小・中学校の夏休みなどの長期休業中は保育所のみの稼働となるため、調理設備や配送が非効率となり、また、現在行っている長期休業中のメンテナンスに支障が出るおそれもあります。

以上のことから、保育所への給食提供については、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（木内欽市）　市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤）　市民生活課からは、大きい３、窓口サービスの向上についてお答えします。

本市の「おくやみハンドブック」は、ご家族が亡くなられたときに、ご遺族の方に行っていただく市役所関係の手続きを中心に、相続関係など、必要となる事柄を分かりやすく確認できるように作成いたしました。本年の６月６日から、死亡届を受理した際にご遺族の方へ配布をしてございます。

導入後の効果や課題につきまして、ハンドブックの配布を開始しまして３か月を経過したばかりでございまして、明確な効果や課題の検証は難しいところですが、市役所の窓口へ手続きのためお越しになった方が、ハンドブックをお持ちになっているのを拝見しております。そのようなことからも、この冊子がご遺族の皆様にお役に立っているものと感じております。

以上です。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　都市整備課からは、４、公園の充実についての天神公園の現在の進捗状況についてお答えいたします。

天神公園は、旧本庁舎跡地に整備予定の約0.7ヘクタールの公園で、平成29年10月６日に都市計画決定しております。

現在の進捗状況につきましては、公園の整備時期が決定していないため、具体的な進捗はございません。今後の整備に向けましては、利用者の方々に有効活用いただけるような施設の設置について検討した上で、施設設置計画を策定してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　質問事項１、水道事業についての（１）について再質問いたします。

事務所等について、新規の水道引込みが難しいのはどのような場合かお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　接続する水道管の容量を超えて新規に水道引込みを行った場合、その水道管につないでいる全ての住宅や事務所等の水道の出が悪くなる等の弊害が発生するおそれがあります。このため、既設の水道管の容量を超えて使用することになる場合、新規の水道引込みが難しい場合がございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、再々質問いたします。

水道容量が不足している地域で事務所等の開設を計画した場合、給水が可能になる方法はないのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　用途が事務所等である場合、計画段階での事前協議をお願いしております。水道管の容量が不足する場合でも、少ない水量でも給水が可能な機器、例えば受水槽を設置することにより給水が可能になる場合がございます。また、申請者の負担により、水道管の増径やループ化を行うことにより、給水が可能になる場合がございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、４回目の質問をいたします。

水量が不足している地域を把握しているのか、またその地域の配管を増径する予定はある

のかをお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　本市の水道事業の長期計画であります旭市水道事業ビジョンを策定する際に、水量が不足する地域を大まかに把握いたしましたが、詳細に把握することは難しいものと考えております。

地域ごとの水量不足については、旭市水道事業ビジョンを参考に、水道管の更新の際に適切な口径を選択してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では続きまして、質問事項１、（２）について再質問いたします。

重要給水管路の布設替えを行うことにより、水量不足の地区は解消されるのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、災害時の避難所や旭中央病院などの重要拠点へ給水する管路を重要給水管として設定して、優先的に耐震管路への布設替えを進めることとしております。この布設替えに伴い、多くの管路を増径するため、水量不足区域が解消していくことが見込まれます。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、再々質問いたします。

重要給水管路の布設替え工事が終わった後、枝分かれする支線の耐震化の予定はあるのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　給水管路の耐震化事業は、財源を確保しながら、全ての管路を布設替えするのに40年以上かかるものと想定しております。

現在の水道事業ビジョンは令和11年までの計画ですが、この期間については、基幹管路及び重要給水管の耐震化を優先しておりますので、それ以降の計画において、支線の耐震化に

ついて検討してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、４回目の質問をいたします。

旭市総合戦略では、市内への移住・定住促進や起業・創業を重点施策として進めています。旭市に住宅や事務所を建てようとした際、水道の容量が足りず、ライフラインを確保するのに、自己負担で膨大な費用がかかるということで、移住や起業を断念するという事態にはなってはならないと考えます。

全ての管路の布設替えに40年以上かかるということですが、移住して住宅を新築される方や、起業されて新規の事業所を建てる方が水道を引き込む際、水量不足が発生する場合、市の負担で布設替えを行うか、また補助金を出すか、もしくは受水槽の設置に補助金を出すことができないのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　移住に限らず、個人の方が水道を引き込む場合で、前面道路に水道管がない場合は、旭市水道事業配水管布設費用の負担に関する規程による補助金制度がございます。

事務所等の新築に伴う水道の引込みや受水槽の設置については、現在では補助制度はございません。補助制度の創設につきましては、都市計画や移住政策とも関連してくるため、関係課との協議をいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　よろしくお願いします。

続きまして、質問事項２、旭市立保育所再編計画についての（１）について再質問いたします。

ほかの保育所との統合も検討していただき、四つの保育所の統合では、規模が大きくなり過ぎ難しいということは理解いたしました。

では、保育所再編計画の再編案Ｂ、日の出、とみうら統合保育所の計画はどうなっているのかお聞きします。

日の出保育所は、建築年も割と新しく、鉄筋コンクリート造の平屋建てであり、耐震性に

ついては問題がないと考えられ、改修によりバリアフリー化することも可能です。日の出保育所を使用しての統合はできないのでしょうか。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　お答えいたします。

日の出保育所ととみうら保育所は統合を予定しており、耐用期限を基本とした再編スケジュールに沿って事業を進めてまいります。どのように進めていくかは、現在のところは未定ですが、増改築をするなどして対応していくことも含め、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、再々質問いたします。

耐用年数、耐用期限という言葉が出てくるのでお聞きします。

保育所再編計画の中に、耐用年数ＲＣ造47年とありますが、これは税法上の減価償却の年数であって、建築基準法に耐用年数というものはありません。また、千葉県では、建物長寿命化計画を進めており、ＲＣ造の建物の使用年数は80年を目指しています。そのためには、定期的な調査やメンテナンスが必要になります。

市内の保育所においては、３年に１度、建物の定期報告を行っており、外壁にクラックや塗装の劣化、防水の不具合があれば、指摘として上がってきます。その都度、その指摘内容を確認し、建物を長く使うための努力は行ってきていたのでしょうか、お聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　お答えいたします。

保育所は、建築基準法第12条により、２階の部分の床面積の合計が300平方メートルを超える施設について、２年に１度、特定建築物定期調査を実施しているところです。

建物を長く使うための努力は行ってきたのかとのご質問ですが、現在、市としては、検査の報告により指摘事項として上がってきた項目を精査し、優先度の高い施設から修繕を実施しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、４回目の質問をいたします。

修繕をしているということですので、お聞きします。市内の保育所は、全て耐震改修が終わっています。これから再編計画の中で、躯体の損傷がない施設や昭和56年以降の新耐震基準を満たしている施設は改修で対応できないでしょうか。

なぜ建物の改修にこだわるかというと、ＲＣ造で新築の場合、工事費全体のうち、基礎を含めた躯体工事の割合は４割以上を占めます。建築資材が高騰している現在、一度上がった価格は下がらないと考えられます。躯体を残して改修すれば、その分工事費の削減が図れます。改修工事でも、バリアフリー化や最新の設備機器の導入、デザインを一新することも可能です。再編計画を見る限り、耐用年数が来れば全て建て替えようというように思えてなりません。市の見解をお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　貴重なご意見をありがとうございます。

現在、はっきりした方向性がまだ決まっておりません。増改築を含めて、今後検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　参考までに、うちの事務所は鉄骨造で、税法上の減価償却年数は34年となります。しかし、築50年たちますが、外壁、防水、水回りを改修して、今でも十分使えています。民間の事業者では、税法上の耐用年数で建て替えることができないので、長く使えるような努力をします。市で所有する建物ができる限り長く使えるよう、点検、メンテナンスしていただくことをお願いします。

続きまして、質問事項２、（２）について再質問いたします。

現時点で、保育所の給食を給食センターで提供するのは難しいということは理解しました。しかしながら、この先、少子化により、小・中学生の生徒数が少なくなるのは目に見えています。将来的に、給食センターのラインに空きができた場合、保育所の給食を提供できるシステムは考えられないのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　将来的に、児童・生徒数が減少しましても、児童・生徒数にかかわらず、アレルギーの個々の対応には、学校給食センターでは、アレルギーの原因となる食材などが混入しないようにするための調理専用のスペースが必要となります。食数が減っ

ても余裕スペースはありませんので、困難であると考えております。

そのほか、離乳食の提供、夏季休業期間の問題などを解決し、学校給食の提供時間に影響が出ないことを最優先に考慮する必要があります。今後、実施している自治体の情報を収集し、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　よろしくお願いします。

続きまして、質問事項３、窓口サービスの向上についての（１）について再質問いたします。

ハンドブックの実物を見させていただき、よくできているという印象ですが、冊子のボリュームがあり過ぎることと、チェックシートを使って各ページを参照するのですが、そのページ数の文字が小さく分かりづらいと感じます。できるだけ分かりやすい、シンプルな内容のハンドブックに改善することはできないのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤）　「おくやみハンドブック」の製作と発行につきましては、官民協働による発行事業としまして作成しており、冊子内に民間事業者の広告を掲載していることから、製作費はかからないようになってございます。

なお、毎年１回、ハンドブックの内容を精査いたしまして、再発行する予定になっております。手続きに必要な情報更新のほか、利用者や関係者のご意見も参考にしながら、より見やすく活用しやすいハンドブックに改善してまいりたいと考えております。

本日頂戴いたしました貴重なご意見も参考とさせていただき、次回ハンドブック作成時に反映できるよう検討させていただきます。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、再々質問いたします。

千葉市では、お悔み窓口を設置して、手続きが一度で済むようにしているようですが、旭市でも同様の窓口の設置ができないのか、また設置できない場合、手続きが困難な高齢者や体に不自由のある方が来られたとき、職員が付き添うなどの対応はできないのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤）　お悔み窓口につきましては、千葉県内でも専用の窓口を設置し、予約制などで実施している自治体があることは認識しております。

ご家族の方がお亡くなりになると、市役所窓口でも様々な手続きが必要となりますが、旭市では、新庁舎となり、手続きで関係する主な担当課を１階フロアに集約し、市民の方への利便性向上を図ったところであります。

専用窓口の設置につきましては、先進地の事例も参考にしながら、今後、関係課を含めた検討もしてまいりたいと考えております。

なお、窓口の移動が困難と思われる方の手続きについてですが、死亡届に限らず、市民生活課の職員のほか、該当する部署の担当職員が窓口まで出向いて対応したり、あるいは職員が付添いをしながら手続きのお手伝いをするなどの柔軟な窓口対応も行っております。

今後も来庁される方に寄り添えるよう、窓口での負担軽減とサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　よろしくお願いします。

続きまして、質問事項４、公園の充実についての（１）について再質問いたします。

旧本庁舎跡地の整備時期は決まっていないということなので、お聞きします。３月の定例会においても質問しましたが、踏切からセブン-イレブンの交差点へ続く西側道路の歩道の確保についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　それでは、建設課からお答えいたします。

旧本庁舎跡地西側の南北市道の安全対策といたしまして、敷地の一部を利用しまして、歩行者や自転車の通行スペースを確保する工事を予定しております。

主な工事概要につきましては、北側及び南側の２か所で一部ブロック塀を撤去いたしまして、通行スペースへの出入口を設置するとともに、既存のブロック塀上部のフェンスを撤去しまして見通しをよくすることや、幅員２メートルから３メートル程度の通行スペースの確保を予定しているものでございます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、再々質問いたします。

公園整備が決まっていない中、敷地内に通行スペースを先行して設けていただくことは、大変いいことだと思います。しかし、ブロックを撤去し、踏切側、交差点側に出入口を設けるとなると、自転車や歩行者が車道へ出る際に混雑して危なくなることはないでしょうか。安全対策はどう考えているのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　それでは、現在工事を予定しております通路の出入口の安全対策でございますが、出入口につきましては、自転車や歩行者が車道へ飛び出さないよう、注意喚起のため、ポールや看板などの安全施設を設置する予定でおります。また、主な利用者であります第二中学校の生徒や中央小学校の児童には、通行のルールなどについても、学校を通じて注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、４回目の質問をいたします。

旧本庁舎解体後、地元住民の方々は、すぐに代替の天神公園ができるものと期待しています。現状は、建物跡に草が生え、カラーコーンが置いたままとなっており、決していい景観とは言えません。今年度、通行スペースを計画しているのであれば、時間を空けずに公園の整備ができないのか、また整備時期はいつ頃になるのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　現在の本庁舎跡地は、第二中学校の特別教室棟大規模工事を実施していることから、工事が終了する来年２月までの間、教職員の駐車場として利用しております。

議員ご指摘のとおり、本庁舎が建築された部分は草が生えるなど、現在の状況は好ましい状態ではないと認識はしてございます。したがいまして、来年度からにはなりますが、まずは整備に向けて着手したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇　島　田　　恒

○議長（木内欽市）　続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（９番　島田　恒　登壇）

○９番（島田　恒）　おはようございます。議員番号９番、島田恒です。

議長から質問の許可をいただきましたので、一般質問させていただきたいと思います。

９月１日は、ご案内のとおり防災の日でした。防災の日を含む１週間というのは、防災週間ということになっております。そして、この９月は防災月間と。台風の季節でもあり、もともとは関東大震災、９月１日、大正12年ですか、にちなんで策定されたものです。今年８月には、東北、北陸に豪雨被害が襲ったということは記憶に新しいところですけれども、今現在も沖縄には繰り返し繰り返し台風が押し寄せているという状況です。大きな災害のないことを祈りたいと思います。

３年前、2019年の房総半島を襲った台風15号ですか、から丸３年、土曜日の千葉日報の熊谷知事のインタビュー記事にも、「日本一の災害防災県　千葉」の実現の思いをインタビューで申されておりました。本市においても、東日本大震災においては大きな被害と、また多くの犠牲を出したことを改めて思い起こして、そういう意味からも、まさしく千葉県一の防災のまちづくりをさらに進めなければならないと考えております。

本市においては、この４月に地域防災計画が改定されて定められましたけれども、見ていただくと分かるんですけれども、おおむね300ページぐらいにも及んでおります。分野別に丁寧にまとめてあると。これは災害対策本部が中心となって、災害に的確に対応する内容ですけれども、行政マニュアルというか、そういう性質、性格のものなのかなというふうに考えております。もちろん、それは大変重要なことでありますし、行政機能をしっかりと機能させると。迅速な初動体制を取る、災害対策本部が中心となって、情報の収集あるいは分析を行って、機動的に対応していくと、そういう体系立った計画であろうかと思います。

そこで、私からは以下２項目、おのおの３点の質問をさせていただきたいと思います。

まず１点目ですけれども、１項目めですが、地域の防災計画につきまして、１点目、申し上げましたように、本年４月に修正された地域防災計画の市民への周知、内容の周知をどの

ように考えているかが１点目でございます。

それから２点目、災害時の長期停電に対する市の対応策についてお伺いしたいと思います。

３点目、情報伝達設備の高性能化や、例えば文字放送など効果的な情報伝達、これは極めて大切だと思いますが、どのように今後取り組んでいくかお伺いしたいと思います。

それから、２項目め、自主防災組織の育成と活性化についてであります。

１点目として、行政と地域及び自治会との連携をさらに進めるために、地区の防災計画の作成支援ですとか、あるいは備蓄等への支援はできないかと。現在もしているようですけれども、お伺いしたいと思います。

それから、２点目、自主防災組織や人材の確保・育成についてどのように対応しているか、またこれから対応していくかということであります。

最後に３点目、一番大切な防災訓練について、このコロナ禍の中でどう取り組んでいくのかという２項目６点の質問をさせていただきたいと思います。

再質問につきましては質問席で行わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、１点目から順次お答えいたします。

まず、１点目の地域防災計画について。

本年４月に策定されました防災計画について、今後住民への具体的な周知ということですけれども、旭市地域防災計画は、行政や関係機関の平時からの取組、災害発生時の対応などを記載したものです。約300ページにわたる計画であるため、備蓄対策や避難行動など、市民の皆さんにも取り組んでいただきたい内容を、９月の防災の日、または震災のあった３月などに合わせ、広報等で周知しております。なお、全文は市のホームページで閲覧することが可能となっております。

２点目の、災害時の長期停電に対する対応策ということですけれども、この本庁舎が停電になった場合には、自動的にディーゼル式の発電装置に切り替わります。燃料が満タンで72時間、３日間の連続運転が可能となっております。燃料が確保されれば、その後も継続して運転が可能です。

なお、本庁舎が被災して使用できない場合、海上庁舎を代替庁舎としております。こちらの庁舎も、停電になった場合、自動的にディーゼル式の発電装置に切り替わり、連続運転は２時間、燃料が確保されれば継続運転可能となっております。

３点目の、情報伝達の設備の高性能化ということでございます。

文字放送など、どのように取り組んでいくのかということでありますが、現在の戸別受信機につきましては、防災行政無線のデジタル化に伴い、戸別受信機を平成20年から21年度にかけて更新しております。２万3,000台を購入し、本年度当初までで２万2,065台を配布しております。

この高性能化ということですが、例えば耳の不自由な方が文字によって認識できるような形というものも技術的には可能でありまして、ただ、今の使用の無線機が、恐らく５年後くらいに使用期限といいますか、もう部品のほうの製造がされていないという状況に陥りますので、その辺の更新時期をにらみまして、計画的に高性能化を図っていければなと考えております。

大きな二つ目、自主防災組織の育成・活性化についてです。

行政と地域・自治会との連携は、防災・減災の要であります。被害を最小限に食い止めるため、皆で助け合う共助、これは必要不可欠なものだと思います。市では、協力した活動がしやすい、日頃から付き合いのある区、または自治会を単位とした自主防災組織の結成を推進しております。毎年、区長に配布しているハンドブック等でＰＲするほか、広報等でも案内をしているところです。また、結成される組織では、消防団だけではなく、地区の民生委員や事業所等との連携も想定されるところです。

なお、消防団につきましては市の災害対策本部にも属しておりますので、災害情報の収集、避難者の誘導等を担っていただいております。

次に、２点目ですけれども、自主防災組織や人材の確保・育成について、どのように対応しているのかということですが、現在のところ自主防災組織は市内60団体ございます。世帯的なカバー率でいいますと、61.7％をカバーしていることになります。しかしながら、６割のカバー率ですから、４割は自主防災組織が結成されていないということになりますので、これにつきましては、先ほども言いましたように、区長を中心に結成について啓蒙していき、このカバー率を上げていきたいと考えております。

次に３点目ですが、防災訓練についてコロナ禍の中でどう取り組むかということですが、例年ですと、毎年９月と３月に訓練を実施していました。ただ、令和元年９月の総合防災訓練を最後に、新型コロナウイルス感染症蔓延のため、市民参加型の訓練はできておりません。今年度は、市民参加型で９月に訓練を予定していたんですが、この夏に過去最大の感染状況になりまして、市民参加型の訓練は断念することとしました。そのため、おといですけれ

ども、９月10日に職員のみでの災害時の対応訓練を実施したところです。

なお、３月の訓練につきましては、市内での感染状況を随時見て判断することとし、市民の皆様には、再開できるまでの間、避難行動などについて広報等で周知してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございます。

１点目、地域防災計画についての防災計画をどのように市民の皆さんに伝えていくかということなんですけれども、300ページぐらい、相当、２センチぐらいの厚さありますでしょうか。目を通すにも一苦労なんですけれども、特にこの計画を地域の方々に、その内容を含めて、大切さというか重要なことを伝えるというのは、それぐらいすごく難しいというか、優先順位をつけないと難しいんだと思うんですね。

土曜日に、今、防災訓練を行ったということなんですけれども、こういう災害の発生時には、情報の収集とか分析というものをしっかりと行った上で、そういう正確な情報をどういうふうに市民の皆さんに伝えるかということが一番肝要だと思うんですけれども、そういう地域の皆さんと、それから行政の、執行部というか担当のほうも、そういう情報のやり取り、分析・収集というのは、計画の中では盛り込まれているんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

地域防災計画にて、情報収集は、国のＪアラート、あるいは県の防災情報システム等で行うほか、通信障害時はテレビ、ラジオからも入手するということになっております。

システムの通信訓練そのものは定期的に行われておりまして、議場内に流れたこともあります試験放送なども、Ｊアラートの情報が伝わっているかの訓練の一つとなります。

それで、その情報の地域との共有ということですけれども、今のところは、先ほどもお話し申し上げた防災無線、防災無線による情報の提供ということが中心に考えられるかと思います。

10日の訓練でも、情報収集・伝達訓練を主に行っております。一般の電話回線が不通になると想定しまして、その代わりとなる衛星電話、それですとか移動系の無線を介した通信訓練、それからタブレット端末を利用した映像の送受信、模擬リモート会議などを訓練として

実施したところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　国からの情報をいただくとか、あるいはネットに上がっている情報なんかを分析すると、こちらも正確な情報をどういうふうに取るかというのは非常に大切であって、ただ一番大切だと思うのは、実際にその地域の中で起こっていることを、どういうふうに本部のほうに吸い上げるかというのは極めて大切なことだと思います。非常に制限された中での防災訓練でありましたので、今後はそういうことも想定していく必要があるのかなと考えております。

自治体に対する、こういう災害のあったときに、災害発生時の自治体の課題は何なんだというものがアンケートで示されております。一番多いのが、初動体制が迅速にできない、これ４割ぐらい、それから状況の把握が困難、あるいは情報の正確性がどうなんだということ、それから住民への伝達、情報の伝達をどうやったらいいかと。適切なタイミングで住民への指示が、情報がきちっとまとまらなければ指示もできないということだと思います。それから、一番大きい問題は、人員不足、人手不足ということだそうです。

災害発生直後の初動体制に課題を感じている自治体の防災災害担当者というんでしょうか、大変多いというのは現実的な結果なんですね。このコロナ禍での制限された状況の中で、これは致し方がないなと思うんですけれども、やはり住民の安全確保と、それから被害を最小限に抑えるためには、こういう情報把握のスピードと正確性が、両方が非常に重要なことになってくると思います。こういう正確な情報を迅速に得る手段の確保、あるいは連絡や指示については、定期的な訓練を通じて充実を図っていただきたいと思います。

具体的なことについては、次の質問にも関わってきますもので、（２）の災害時の停電について再質問させていただきたいと思います。

二次被害を防ぐために、市役所との情報収集、市役所が情報収集というのが、その要だと思うんですけれども、災害時のＢＣＰ計画、事業継続計画と言われますけれども、定められていると思いますけれども、事業継続計画は今おっしゃられたように72時間、３日間継続だということ、バックアップとしては、海上庁舎に関して２時間は燃料発電が可能だということであります。行政機能については、ある程度バックアップが想定されているんですけれども、この防災無線のバックアップというか、例えば移動無線、外に対して車が走ったりもすると思うんですけれども、そういうもののバックアップについては、どのような状況であり

ますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

まず、防災無線の本体のほうですけれども、発信源となる親局は本庁舎から電源を取っております。したがって、停電しても本庁舎の発電設備が機能している限りは、放送は可能となっております。屋外にあります子局には、内蔵電池が搭載されておりまして、停電時は最長で72時間もつ仕様となっております。なお、各家庭にある戸別受信機は、電池を使用することで、停電時も受信できるようになっております。

それと、移動系の無線、車などに積んである、これにつきましては常時充電をしております。常時充電をしておりまして、持ち出し時は最長で、持ち出し後20時間もつような仕様となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再質問させていただきたいと思いますけれども、停電のときでも受信機は受信できるということです。これは大変重要なことだと思います。聞こえなければ何にもなりませんので。家庭の受信機というのは、皆さんご存じ、使っていますのでね。ＡＣ電源をつないで、大抵は受信しているんじゃないかなと思うんですね。私も、後ろ側を開けてみましたらば、単１の電池と単３の電池が両方使えるようになっているんですね。

ただ、そういうときに限って電池の買い置きがないということもよくある。先日の東日本のときにも、もう１日でコンビニの電池は一切なくなってしまった、そういうときもあります。そうすると、戸別の受信機は最悪使えないということにもなります。そのためには、備蓄に日頃から注意を払っていくということが必要なんですけれども、そういうことも含めて、そのための非常電源の確保だとか、ランタンだとかバッテリーなどの家庭内の備蓄についての啓蒙というんでしょうか。具体的な実行計画とか、あるいはそれに伴う補助金制度があると思いますけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

市が用意しております非常用の電源装置、ランタン、市が用意しておりますものが、こち

らは避難所での使用を想定しているものです。そのため、家庭での備蓄を、広報あさひや市ホームページで呼びかけております。

また、自主防災組織がこれらの機材を購入するという場合には補助金の制度がございまして、この制度を活用して非常用の電源装置を購入した団体も実際にございます。

その他、趣旨は地球温暖化対策ということなんですが、家庭用の蓄電装置を設置する場合で、要件を満たせば補助を受けられる制度もございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　非常電源だとか家庭用の蓄電電池と、蓄電装置というんでしょうか、こういう設置というのは、もうとても大切な取組だと思うんですね。補助金制度についても、これはもう本当に命と財産に関わることですので、拡大・拡充の検討も必要だと思っております。

災害というのも、よく喉元を過ぎればと言いますけれども、こういう災害に対する危機感というのは、大きな被害がないとどんどん風化して、意識が薄れていくということだと思います。繰り返し繰り返し啓蒙していくことが大切だと考えております。

災害に限らず、家庭内の備蓄、それから電源設備、蓄電設備というんでしょうか、そういうものについては、まさしく環境問題ですとか、これから今大問題になっています再生エネルギー等にも関わってくることですので、これについてはまた質問の機会を改めて取組について伺っていきたいと思います。

次の３点目の情報設備の高性能化、あるいは文字放送など効果的な情報伝達についての再質問をさせていただきたいと思います。

現在導入されている防災無線の受信機について、前回の更新から12年ほどになるんでしょうか。全体の設置費用が約10億円ということですけれども、システムを含めて設置件数が２万2,000台、3,000台というご回答ですけれども、我が家のものも見てみました、2008年となっておりました。今は音声だけの受信となっております。

聴取困難者への文字放送受信設備の対応について、５年後ぐらいと先ほどお答えいただきましたけれども、具体的に更新時期、年数とか、決定していればその時期、そのときにその文字、その他の情報伝達の取組というんでしょうか、というものは考えているか再質問させていただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　まず、更新の時期ということでございますが、これははっきりと具体的な年度は決まっておりませんが、これから４年後、５年後には部品の製造がなされなくなって、だいたい修理ができないという状況になりますので、その辺のところをターゲットにしていくのかなと考えています。

それで、文字での発信ですけれども、現在のところ、市のホームページの防災無線情報で確認することができます。気象警報の発表や避難指示、生命に関わるような緊急情報は、防災メールでも発信しております。

ただ、議員おっしゃったように、戸別受信機での文字放送、非常にこれは有効な手段であると考えますので、その更新の際に検討していかなければならないことだとは考えております。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時１５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き島田恒議員の一般質問を行います。

島田議員。

○９番（島田　恒）　防災情報の伝達については、市のホームページあるいは防災メールで伝達をされているというお答えをいただきました。基本的には屋外、屋内の防災無線というのは音声でされているということですけれども、防災無線と緊急メールのほかに様々な伝達の方法が今あると思うんですけれども、いろんなアプリケーションがありますけれども、そういうものの現在の対応状況はどのようになっておりますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　音声以外での情報発信ツールとしましては、議員おっしゃるように防災メールがございます。また、ツイッターやフェイスブックでも緊急情報を配信しており

ます。音声の場合には、その場や近くで聞き取りしなければなりませんが、メールやツイッターを利用している場合、例えば市外にいても情報を得ることが可能でありますし、聞き逃しても見返すことができます。これらの情報伝達方法を引き続き広くＰＲしていきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　様々なツールを利用して情報発信をしているということですけれども、いわゆるプッシュ型の発信ということになります。先ほども出てきましたけれども、Ｊアラートなどという緊急情報というのは非常にけたたましく、真夜中でも何でも届きますので気がつくんですけれども、ただあのＪアラートなんかとは違って、普通のメールというのは、我々受け取る側というのがしっかり設定をしていないと届かないという、分からない、気がつかないということになります。というか、そもそも受け取れないということになります。緊急性の高いこういう情報というのは伝わるということが一番大切なことです。

今はほとんどの人が、おおむね95％がスマホを持っていると言われていますけれども、操作が分からないと対応ができないということになります。そういう市の防災アプリも私スマートフォンに入れていますけれども、実によくできていて、操作の方法まで、操作はこうするんですよという方法まで分かるようになっているんですね。ただ、その操作自体が分からないと、これは笑い話になってしまうというか、そういう状況にもなります。若い方々にとってはこういうスマホの操作というのは、テレビのリモコンと同じぐらいの感覚でやっていますからいいんですけれども、やっぱり高齢者の方々というのは操作が不得手な方々がほとんどだと思うんですね。そういう方々に向けての啓蒙あるいは具体的な繰り返し、丁寧に研修ですとか、そういう機会を多く持っていただきたいなと思います。

それから、受信機本体についても、先ほど申し上げましたように音声によるもの、それから文字によるものもあります。千葉市なんかでは、先週の土曜日、熊谷知事のインタビューにも出ていましたけれども、あそこはｂａｙｆｍですとか、そういうところと連携しながら緊急情報を挟み込むんだと。あるいはＦＭコミュニティ局というものがある成田ですとか君津なんていうところはそういうところと恐らく連携しているんだと思います。

受信機本体の高性能化というのは、例えばハンドルを回して何もなくても充電ができるというようなもの、あるいはそこにＬＥＤがついているとか、それから充電できるわけですから、スマホの充電もできると。そういう一般的に市販されている防災グッズというものと受信機を合体させたものもある。これは高くはなると思いますけれども、いざというときの備

えとして、積極的に先進市町村の事例も参考にしながら検討していって、対応していっていただきたいと思います。

続いて、２点目に入ります。

自主防災組織の育成、それから活性化ということなんですけれども、行政と地域自治会との連携というのは、防災とそれから減災の要だと思うんですね。この定められた地域防災計画の中では、その役割分担というのははっきりと示されています。地域ですとか自治会への啓蒙、周知も、ハンドブックで周知をされているということですけれども、自治会、消防団あるいは民生委員の方々、地区の事業所と自治体の連携とともに、こういう自治会をはじめとした地域の横の連携というんでしょうか、それが極めて重要だと、情報をしっかりと共有することだと思います。

それでは、具体的に地域におけるそういう備蓄の拠点と、そういう整備状況の内容について少し具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　地域の拠点となる、まず備蓄倉庫ですけれども、大きな拠点となる倉庫は５か所ございます。場所的には、旭地域においては第一給食センター近くと文化の杜公園内、この庁舎の西側になります。それと、海上地域は海上庁舎敷地内、飯岡地域は旧飯岡庁舎敷地内、干潟地域はふれあいセンター敷地内にあります。倉庫内には食料と飲料が中心となります。現在、食料が４万5,000食ほど、飲料水が４万5,000リットルほど、これを分散してこの５か所へ保管しております。これらの拠点倉庫とは別に、小・中学校を中心に、コンテナ型の倉庫が21か所あります。こちらには毛布や発電機等の備品を保管しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再々質問をさせていただきます。

食料、それから水、おのおの４万5,000食程度の備蓄ということでありますけれども、そういうものにも消費期限、あるものはあると思うんです。そういうものの定期的な入替えとか、こういう市独自で備蓄している食料、水の消費期限の迫ったものの入替えだとか、それでもまだ使えるわけですので、そういうものの利活用というんでしょうか、どういうようにそれを回転させていくかということについてお伺いしたいと思います。

それと、各事業者との備蓄協定というんでしょうか、そういうものについてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　議員おっしゃるように、食料、飲料につきましては消費期限がありますので、それに合わせて更新を行っております。また、使用した物品等を補充しています。どうしても使い切れない部分といいますか、そういったものが出てきますので、それにつきましては例えば住民参加型の避難訓練等で配布したりですとか、でもそれでも使い切れないということになると、フードバンクのほうに提供しております。

事業所との協定ですけれども、物資の供給協定を12の事業者と締結しております。これによりまして、食料や飲料、日用品等を必要に応じて求めることができます。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　入替え時の食料、水というものについても、いろんな団体と、最後はそういうところで有効活用ができるようなことをお答えいただきましたけれども、ぜひ積極的に進めていっていただきたいと、かつ効果的な活用を願いたいと思います。

それから、地区防災計画を策定するに当たって、本市の具体的な支援の計画というか、それに関わる助成措置というんでしょうか、そういうものについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　地区防災計画につきましては、地区内の居住者や事業所が行う防災活動、いわゆる地元での自助・共助に関する計画ということになるかと思いますが、そのため、策定に当たりましては自主防災組織の結成を前提とし、市ではそのための助言や、組織の活動費や備品購入に対し助成を行っているところでございます。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　防災・減災という考え方は、特に減災という意味では被害をなるべく少なく未然に防ぐという考えで、そこには今お答えいただいたように共助という考え方が極めて大切だと思います。こういう行政による支援と地区レベルの対策というものを組み合わせていく地域密着型の、地域主導型の防災の必要性があろうかと思います。

地区防災の担い手が中心となって、地域住民が地域のリスクとか課題、防災の目標というんでしょうか、そういうものを共有することが極めて大切だと思っております。そのためにも、実践するために行政と地域が連携するという必要性があります。これが共助ということだと思いますけれども、ただ、地区によっては様々な環境があります。同様に様々な課題もあります。そういう地域の実情に合わせて考えると。何より自発的に自主組織が取り組む必要があるわけですけれども、地域の特性を考慮した地区防災計画が必要ではなかろうかなと考えております。

旭市のこの地域防災計画と自主防災組織を基礎にした地区防災計画が市の防災の両輪だと思うんです。地域防災計画を実践的に機能させるためにも、地区防災計画の推進は積極的に支援を行っていただきたいと思います。

次の再質問に移りたいと思います。

自主防災組織のカバー率というんでしょうか、その数というか、60団体、カバー率61.7%、約６割、そのとおり約４割がカバーできないということになるわけですけれども、地域の組織がなかなか困難だというところ、横のつながりとかあるいはコミュニティが希薄ということになるんだろうと思います。対応がこういうふうになかなか難しい状況で、とりわけ自主避難困難者と言われるような、災害時に自ら避難できない、特に高齢者の方々、独り暮らしの高齢者ですとか、あるいは障害を持たれた方々、こういうものの対応をお伺いしたいと思いますけれども、逃げ遅れというんでしょうか、そういうものをなくすための個別の避難計画あるいは個別の対応というものが必要だと思いますけれども、そういう取組についてどのような計画を持っているかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　市では、自力での避難が困難で支援が必要とされる避難行動要支援者を取りまとめた台帳を整備しております。この台帳に記載された方には、平時から関係機関等へ情報提供することへの同意、それから個別の避難計画の作成を推進しております。同意を得た方の名簿と避難計画は、消防署や地区の民生委員に提供しております。

なお、災害が発生、切迫した場合には、本人の同意がなくても、法律によりこれらの情報を必要な範囲で関係者に提供できることとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございます。具体的な計画というのは一番大切になってくるんだと思います。こういう地域の防災あるいは減災を担う中心として、仕組みとしては区長が中心になって、あるいは町内会、自治会長、いろいろいらっしゃると思いますけれども、現実的にはそういう方々が役割を担っているわけでありますけれども、やっぱりそういう自主防災組織には一定の知識を持った方々も必要だと思うんですね。そういう自主防災組織の核となる人も育成していかなければならないと思うんですが、そのような人材の育成についての計画はお持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　自主防災組織へ補助制度があるんですが、この補助金は防災に関する講習あるいは研修の開催、またリーダー等の人材育成の費用にも充てることができることとなっております。そのため、共助の必要性を説くとともに、制度の周知を図っているところでございます。また、知識の習得の場として、出前講座などを要望に応じて開催しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございます。ぜひ、積極的にそういう研修あるいは啓蒙をお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、他市町村では自治体のＯＢ、自衛官のＯＢの採用も行われていると思うんですけれども、本市にそういう予定はございますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の４回目の質問に対し答弁求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　今のところ自衛官ＯＢの採用の予定はございません。しかしながら、県内他市ではかなりの事例がありますので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　採用しているところは結構あるんです。千葉県内にも54の市町村がありますけれども、そのうちに市は37、そのうち自衛隊・自衛官ＯＢの方々を登用している市が29ございます。近いところでは香取市等についても採用しております。

このところ、全国各地でこういうように豪雨災害、土砂災害も頻発している状況です。常日頃から、起こるか分からない、こういういつ起こるか分からない災害への備えというのは欠かせないわけですけれども、そういう中で、災害への対応のノウハウを身につけた自衛官の方々、自衛官の方々というのは、我々企業に行っている人間と違って、60歳定年、65まで勤められるとかそういうものじゃなくて、比較的、55歳ぐらいで退官されるんですね。だから、まだまだ働き盛りの方々がいらっしゃるということで、そういう自衛官ＯＢの働きというのは大変実務的に大きい力になり得ると。ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

次に、３点目の防災訓練についての再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、防災意識というのは何もない時期が続くとどんどん風化していくと言われています。こういうコロナ禍の中で市民参加の防災訓練ができないというのは、これは致し方のないことではあるんですけれども、特に来年の３月にまた開催するということですけれども、市民参加のものが開催できるように願うばかりなんですけれども、地域の方々がこういう災害リスクを実際に認識すると、そして当事者として災害時に避難行動を迅速に取るように意識づけすることが大変重要だと思います。災害、防災に対する地域間の温度差というんでしょうか、それもあるんですけれども、地域の特性とかあるいは居住環境というものに応じた防災訓練というのが必要になってくるんじゃないかと思うんですけれど、そういう計画はございますでしょうか。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

訓練の再開に当たりましては、内容の見直しを図っていきたいと考えております。

なお、地域の特性に応じた訓練ということでは、３月に実施しているものが津波の浸水想定地区を対象とした避難訓練となっています。また、地域によっては崖地ですとか、そういったこともございますので、そういった地域の特性に合わせた避難訓練の形というのをこれから考えていきたいと思っています。

また、コロナ禍で思うような活動ができていないと聞いていますけれども、自主防災組織が自らの小学校区内で独自の訓練を行っているというようなケースもございますので、これらを参考にしながら今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　千葉県一の防災・減災のまちづくり、その原点として一番大切なのは、やはり自分たちのところは自分たちで守るという自助と、それから公助、合わせた共助ということだと思っております。

今はコミュニティが非常に希薄になったと言われていますけれども、一方で私の感覚からすると、特に若い方々というのはそういうボランティア活動というんでしょうか、そういうのの意識も結構高いんじゃないかなというような気がしています。かつて、我々バブルに浮かれていた時代からしますと、とても現実的な地に足のついた考え方をされている若い方々は多いなと思っております。特に、安定した暮らしを求める志向とか支え合う社会とかという、そういうものを再構築するというような活動などは若い方が非常に中心になってやっておりますので、すばらしいことだと思います。そういう活動を支援していくことも行政の役割だと、そういうふうに考えております。

これからの防災というのは、地域防災という、そういう枠組みだけでなくて、防災の活動が地域づくりとかあるいはまちづくりという幅広い視点で防災というものを位置づけていくということが必要ではなかろうかなと思います。先ほども申し上げましたけれども、９月は防災月間でもあります。これから、特に地域においては消防団など、地域の安全の要というか、基礎的な組織としながらも、自治会あるいは町内会、事業所、そのほか様々なそういう住民活動と連携しながら、特に高齢化がこういうふうに進む中は福祉との連携というのが特に重要だと思っております。

こういうネットワークという幅広い視点を持って、視野を持って推進していくことが重要であって、そのためにも地域の実情に合った実働的な地区の防災計画、こういう策定も積極的に支援しながら進めていっていただきたいと思います。特に、県とも連携を進めながら、千葉県一の防災のまちづくりと、こういうものを強く要望して、一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

◇　﨑　山　華　英

○議長（木内欽市）　続いて、﨑山華英議員、ご登壇願います。

（６番　﨑山華英　登壇）

○６番（﨑山華英）　議席番号６番、﨑山華英です。議長より発言の許可をいただきましたの

で、通告に従い一般質問を始めます。

大きな項目１、協働の促進について。

去る７月26日に旭市子ども議会が開催されましたが、それに関連して質問をいたします。

今年度３年ぶりに開催された子ども議会ということで、見学するのを大変楽しみにしておりましたが、都合により当日は赴くことができず、大変残念でありました。後日、録画したものを拝見させていただきましたが、児童・生徒の皆さんが堂々と登壇席で発言されており、質問内容もよく考えられてきたものだなということを感じました。子どもだからこその感覚、目線での質問は、時にはっとさせられるものもありましたし、子どもたちへの明るい未来へのバトンをつないでいくことが私たち大人の使命だと感じました。

今回子どもたちからいただいたすばらしい意見ができる限り政策に結びつくのであれば、大変喜ばしいことだと思います。

では、（１）の質問です。これまで子ども議会にて、子どもたちが要望、提案されたことについて、予算化、執行されたことはあるか、あるのならそれらを提案した児童・生徒へ報告などしているのかお尋ねいたします。

続いて、大きな項目２、学校や保育所等における子どもの事故予防のために。

まず、先週月曜日に、静岡県内の認定こども園において、通園バス内に置き去りになり、３歳の女の子が亡くなる事故が発生いたしました。ご遺族の方に心からお悔やみを申し上げるとともに、一日も早く、少しでも心の傷が癒やされますようお祈りを申し上げます。

私は、昨年より、全国の超党派地方議員有志で構成される子どもの事故予防地方議員連盟に所属しております。その中で、これまでも子どもの事故予防に関することで本市へ調査や働きかけをしてまいりましたが、今回も、子どもの事故予防の観点から、安全計画や安全管理マニュアルに関して質問させていただきます。

（１）学校及び保育所等の安全計画や安全管理マニュアルの内容について、現状は誰でも見られる状況であるのか、どのような取扱いとなっているのかお尋ねいたします。

（２）市内認可園のうち公立保育所については、直接市から事故予防を含めた様々な対応の指示が可能かと思いますが、民間の保育園等については市から直接対応、指示できない状況があるように日頃感じております。民間の保育園等についても、市から事故予防の取組、働きかけ、管理が必要と考えますが、現状を伺います。

続いて、大きな項目３、互いに認め合う社会の形成について。

今年の夏は３年ぶりに七夕市民まつりが開催され、縮小しての開催とはいえ、大きな盛況

があったと聞いております。七夕まつりの中で長年続くイベント、ミスあさひコンテストについても同じく３年ぶりに無事開催することができたようですが、今回はこのミスあさひコンテストについて、ジェンダーギャップの観点から質問させていただきたいと思います。

（１）旭市七夕市民まつりのミスあさひコンテストについて、運営の目的と応募条件をいま一度明確に教えてください。

以上で私からの１回目の質問といたします。再質問は質問席で行います。何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、私からは、１の（１）子ども議会の関係についてお答えいたします。

まず、子ども議会は、市内小・中学校の児童・生徒を対象に、実際の議場での議会を体験することで、学校で学んだ地方自治制度や地方議会制度について理解を深め、現在の社会情勢、地域環境等、市政全般への意識を高めるとともに、次代を担う子どもたちの意見を行政に反映させることを目的として実施しているところでございます。

今まで子ども議員の質問で実現したもの、この例として挙げますと、市内中学校５校による合同文化祭の創設、学校と地域が一体となった防災訓練の実施、通学路の安全確保、公園へのポイ捨て防止看板の設置、防災行政無線の聞き取りやすい音声への変更など、多くの事業がございます。そのほか、間接的ではありますが、サッカー場の整備、学校へのタブレットの導入なども過去に子ども議員から質問があり、実現したものです。また、平成23年度の子ども議会では、海岸減災林や飯岡中学校の移転改築など、震災復興に係る多くの提案がされ、復興計画に盛り込むことで多くの事業が実現しております。

なお、これら実現した事業について、質問者である児童・生徒に直接報告するということは行ってはおりません。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課からは、大きな項目の２の（１）学校の安全計画についてお答えいたします。

小・中学校の学校安全計画については、学校保健安全法で各学校で計画を策定するよう定められており、各学校で実態に応じた計画を作成しています。計画については、公開はしておりませんが、登下校での交通安全をはじめ、感染症や熱中症に関する対応など、その都度

保護者へ周知をしております。

以上です。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子育て支援課から、（１）についてお答えいたします。

公立保育所では、地震や火災などが発生した際の対応マニュアルとして、各保育所で消防計画を策定し、地震や火災の発生を想定した避難訓練を毎月実施しております。この計画について公表はしておりませんが、毎月の保護者へのお便りでお知らせをしているところです。

そのほか、保育所における安全確保については、厚生労働省から示されている保育所保育指針等を活用しているところです。その中で、睡眠中や水遊び中及び食事中などは特に重大事故が発生しやすいとされており、保育環境の配慮や見守りの徹底など、事故防止に努めております。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、３、互いに認め合う社会の形成についてということで、旭市七夕市民まつりのミスあさひコンテストについての運営目的と応募条件についてお答えをいたします。

ミスあさひコンテストは、旭市七夕市民まつり実行委員会が主催し、商工会青年部の皆さんが運営等を担当していただいております。運営の目的は、旭市の広報活動を行ってくれるミスあさひＱＵＥＥＮを１名、ミスあさひ２名を選出すること。応募条件は、旭市及び近隣市町村に在住・在勤の高校生を除く18歳以上の未婚の女性で、旭市の広報活動などに積極的に取り組んでいただける方となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　失礼いたしました。大きな２番の（２）についてお答えいたします。

民間の保育園等で、事故予防について、市からも事故予防の取組や管理が必要と考えるがというご質問です。

民間保育所の認可につきましては、千葉県が審査及び許可をしております。民間保育園では、保育時の事故防止マニュアルや災害時の対応マニュアルなどを作成し、これらに沿った安全対策が取られていると伺っております。

また、千葉県が事故防止や安全対策の状況について、各園に対して指導監査を実施しているところです。

さらに、国や県からの事故防止のための注意喚起の通知が送付された際には、速やかに各施設へ通知をしているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ご答弁ありがとうございました。

それでは、１から順番に再質問してまいります。

１の協働促進についてですが、実際の実績等をご提示いただきましてありがとうございます。

まず、一つ再質問をさせていただきますけれども、子ども議会では各小・中学校から１名ずつ代表のお子さんが参加されているということで、各校のお子さんは議会当日までにどのようにして質問内容を考えてくるのか。例えば、クラスのお友達と意見を出し合って厳選してくるのか、もしくは代表のお子さんが先生やおうちの人と考えて質問を持ってくるのかなど、実情を伺います。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　子ども議会の一般質問につきましては、開催要領の中で、旭市全体の向上や発展を念頭に置いた将来の旭市への提言や意見等を通告するよう、市内小・中学校長に依頼をしております。その一般質問の決定方法につきましては各学校長に委ねておりますが、学校によりまして、参加する議員自らが質問したい事項を聞く学校、あるいはクラス全員または生徒会において質問事項を話し合い、学校の代表として質問する学校など、子ども議会の目的である市政全般への意識向上、次代を担う子どもたちの意見反映のため、様々な取組が各学校で実施されております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　分かりました。校長先生によってということで、各校でそれぞれに工夫して質問を考えて持ってきてくださっていることが分かりました。

ここで、あるデータを挙げさせていただくんですけれども、日本財団が2021年に日本、アメリカ、イギリス、中国、韓国、インドの各国18歳前後の若者に行った社会や国に対する意

識調査というものがあります。その中で、「自分の行動で国や社会を変えられると思う」に「そう思う」と答えた方は日本が27%、ほかの５か国が低くても50%以上は「そう思う」と答えているのに対して、大きく引き離して最下位という残念な結果になっております。また、自国の将来について、「良くなる」と答えた方もたった１割ほどで、これも各国の中で断トツの最下位という結果になっています。

最初のご答弁でも、明確には執行されたことなどを子どもたちに知らせることは行っていないということだったんですけれども、子どもたちが提案したかいがあったなと思える成功体験こそが、自分にも社会を変えられることができるんだと思えるきっかけになるんじゃないかなと考えます。

また、ほかの自治体では、子どもたちに主権者意識をもっと育もう、社会の一員だという意識を持たせようという取組があります。例えば、遊佐町の少年議会は、町内に在住・在学中の中学生と高校生が有権者となり、少年町長と少年議員が選挙で選ばれています。また、少年議会に独自の予算を創設して、施策実現に一定の権限が与えられています。

私が先日単独で視察に行かせていただきました北海道の浦幌町という町では、コミュニティスクールの一環で、小学校１年生から地域に密着した学びを経て、中学生は地域の課題を考え、市長へ政策を提案するまでが９年間の一連のプロセスとして出来上がっており、さらにそこで終わりにせずに、大人たちがその政策をどのようにしたら実行できるかまで考えることが大事な要素となっています。

今後、旭市で、子ども議会に、今よりもさらに地域の課題について事前に市の担当者にも話を聞いたりですとか、熟考できる活動期間、使える予算の範囲など、権限を与えたりできないでしょうか。こういった自分の力で社会を動かすことも可能なんだという実感を持たせることで、子どもたちだけでなく、それを見た大人たちにとっても主権者意識を高める効果や、郷土を思い、愛する気持ちが湧いてくる効果、それこそ旭市が目指す将来の姿、「郷土愛からつなぐ未来ず～っと大好きなまち旭」につながる効果があると考えますが、ご見解を伺います。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　対話による開かれた市政を掲げる旭市としましては、子どもたちが自ら地域の課題に積極的に関わり、市に対し提案や要望をいただくことは大変意義あるものと考えております。当市では、子ども議会そのものに予算などの権限を与えるのではなく、

先ほども回答したとおり多くの意見を直接市政に反映しているところですので、ご理解をお願いいたします。

今後も、将来を担う子どもたちが旭市に関心を持ち、将来にわたって継続的にまちづくりに参加できるよう、先進地の事例等を参考にしながら、今後の子ども議会の在り方については研究していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討いただけたらなと思います。よろしくお願いします。

大きな項目２に移ります。

学校や保育所の安全計画や安全管理マニュアルについて、現状は大きく公開はしていないということで、特別、学校や保育所の関係者の方以外は見る機会がないということだと思います。こういったマニュアルや計画については、保護者や地域と共有することでよりよいものにブラッシュアップできて、災害等いざというときにも地域の方と連携もできると考えます。例えば、保育所によっては、地震や火災時の避難場所として、園庭ではなく近くの公園や高台に避難する場合があると思いますが、そういった場合に地域の方も避難等で一緒の場所に来るということも考えられます。日頃からどのような行動を取るか分かれば、地域とも連携して避難行動を取れたり、状況によっては周囲の方にも助けていただく場合もあるかもしれません。

また、学校の安全計画についても、以前教育総務課のほうに聴取させていただいたことがありましたけれども、毎年職員の中で見直しを行っているということで、一度だけ拝見させていただいたところでは、例えば海が近い地域の学校であれば高台避難の項目があったりだとか、地域の色が多少あることは感じましたが、保護者や地域とも連携して見直しをすることによって、先生だけでは気づけない地域ならではのこともあるかと思います。

事故や災害が起きる前から、支障がない範囲で保護者、周囲の自治会などにこういった安全管理マニュアルや安全計画について積極的に公開できないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校では、毎年度安全計画や危機管理マニュアルの見直しを行っております。児童・生徒の安全を確保するためにも、学校だけでなく、地域の皆さん、第三者の視点を取り入れながら見直しを図っていくことはとても大切だと考えております。

現在学校では、学校訪問をはじめ、ＰＴＡ役員や地域住民の代表の方々の協力を得て行う第三者点検で指導を受けたことを踏まえた見直しも行っております。また、毎年度実施している学校評価アンケートの安全に関する項目についての評価結果を保護者や学校評議員に報告し、いただいたご意見を踏まえた見直しも行っております。

今後はさらに学校運営協議会等が各校へ設置された際、安全計画について委員の方々からご意見をいただく機会を設けるなど、地域と情報を共有し、また地域の皆様に公開して対応を充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子育て支援課からは、各保育所で策定している消防計画は公表はしておりません。毎月実施している地震や火災の発生を想定した避難訓練などは、各保育所の避難場所等を保護者の皆様へも周知し、実施をしているところです。

また、事故や災害を想定し、見直す点等につきましては、保護者や自治会との連携も検討してまいりたいと考えております。

いざというときに子どもたちを守るために、多くの支援がいただければと考えているところです。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございます。ぜひ保護者や地域と連携して、安全対策について取り組んでいただきたいと思います。

安全に関することというのは、大事なことにもかかわらず学校や保育所等にほとんどお任せで、保護者の方はお子さんを預けたりしていると思います。こういったマニュアルを公開することで保護者の安心につながったり考えるきっかけになると思いますので、保育の質の向上という観点からも、可能な限りぜひお願いしたいと思います。

では、（２）のほうで再質問させていただきます。

公立、民間問わず県からの安全管理に関する監査があるということで、了解いたしました。千葉県のホームページで保育所等への指導監査調書の様式が載っておりましたので、こちらでも確認しまして、施設のことから職員の配置基準についてだったり、日常的な運営の条例の安全に関する項目など、かなり細かくたくさんのチェック項目があることが分かりました。

しかしながら、せっかく毎年県の監査があっても、何か指摘事項があったりだとか、反対に何も指摘がなかったということは、園とか市のほうで報告を受けたら収めて終わってしま

うと思うんですけれども、ほかの事例としまして、熊本県ですとか静岡市、横浜市などでは、自治体のウェブサイトにおいて指導監査結果の概要及び文書指摘事項の内容について、保育所ごとの結果を掲載しているようです。旭市でも同様にホームページで監査結果を公開することはできないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　指導監査につきましては千葉県が実施しております。その監査の結果ですが、千葉県のホームページでも公表がされていない状況です。そのため、それらの情報を旭市が単独で公開することは難しいと考えております。ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　分かりました。県のほうで公開されていないということで、私のほうでも質問通告当初は公開することに肯定的ではあったんですけれども、さらにお話とかを聞いているうちに、現場の精神的負担感も増すのかなというのが、ちょっと慎重な考えになりました。情報公開することのメリットとしては、保育所側において、ほかの施設の指導内容や改善結果を把握できて、自らの施設状況の改善につなげられることへの期待もありますので、市民全体にというわけではなくて、園同士の中で限定的に公開するのはいいんじゃないかなとは考えております。

３回目の再質問のほうに移ります。

県の指導監査においてかなり多岐にわたる範囲の事柄がチェックされるとは思いますが、細かな部分で、実際各保育園で起きた小さな事故やいわゆるヒヤリ・ハットの事故など、事例などは情報共有ができているのかということの質問です。

公立保育所であれば所長同士情報共有する場が設けられているとは思うんですけれども、民間の園長同士が集まって最新の安全に関する情報だったりとか、全国の事例、各自の園で起きた事故事例等に関する情報の共有と、それに対して各園がどのような対応をしているかまでは共有の現状があまりつくられていないのかなと思います。

市内の民間保育園の園長同士と子育て支援課を交えて、事故予防、安全管理に関する情報共有をする場を設けることはできないか、もしそれが難しいのであれば、せめて市のほうで情報を調査、集約できるようにして、ほかの園の状況を園長がいつでも見られるような仕組みにできないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　民間保育園同士の情報共有とのことでございますが、現在では、年に１回民間保育園の代表者が集まる入所説明会を開催しておりますので、今後はその会議を利用いたしまして、情報共有を図るなどを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　０分

再開　午後　１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き崎山華英議員の一般質問を行います。

崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　再々質問のご答弁ありがとうございました。ぜひできるだけ情報共有の場をお願いしたいと思います。

最後に、４回目の質問になるんですけれども、事故予防の観点から、先日の通園バスの件もですけれども、民間だとどうしても安全管理等、市のほうで把握し切れない部分が多いんじゃないかと思いました。この夏のマスクの着用方法についても、結構民間の保育園からご相談いただくこと、国や県のガイドラインに沿っていないんじゃないかということで相談いただく場面も多かったんです。そういったことを見ても、同じ保育園を担う施設であっても、公立保育所だとか、私立の保育園か認定こども園かなど様々な運営体制の違いがあるわけで、民間がよくないとか公立がいいということは一概には言えないんですけれども、万一預けてから保護者の意向と園のミスマッチに気づいても簡単には転園しづらいのが現状で、市の子育て支援に対する不満が募る要因になります。保護者が納得してお子さんの預け先を選択できるように、保育園ごとの入園説明だけでなくて、保護者が入園先を選択する段階からの各園の特徴だとか安全管理の体制などを十分に説明を行う機会が必要だと考えますが、そのあたり、今後どのように考えていただけるかお願いいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　現在、入所前に事故予防について特化した説明はしておりません。今回、保育園バスに悲しい事故があったことから、市内でバスを運行しております私立の２園については状況を確認しているところです。どちらの園も、運転手１名、添乗員１名が乗車して運行しており、当日の朝は乗車する児童の状況を確認した上で運行しております。また、降車時は運転手と添乗員で忘れ物がないか等確認をし、車庫に納める際に再度運転手が車内を確認しております。

登園予定の児童が登園しないような場合は、保護者に確認の電話もしているところです。これはバスを所有しない公立、私立の保育園でも同様で、午前９時半頃までには電話を入れて、保護者に状況を確認しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　私立の民間のほうのバスの状況を教えてくださいましてありがとうございました。

先週の通園バスの事故の話に戻りますけれども、報道で事故時の様子が分かり、同じくらいの年齢の娘を持つ身としては、大変涙が出るほど苦しく、ましてやこのような車内置き去りの事故が全国でも珍しい事故ではないということに強い憤りを感じておりました。

このような重大事故が起きるたびに、国からは周知、注意喚起が流れたり、当該園の職員が批判を受けますが、まず前提として、人間は時に間違えるし、忘れるものです。どんなに人の行動を縛ってもヒューマンエラーは必ず起こるもので、注意だけでは子どもの事故は防げないということです。園がブラックボックス化することをなくし、ふだんから園と保護者、地域との関係づくり、職員同士のコミュニケーション、ほかの園同士とも情報共有ができる環境をつくり、園の孤立を防ぐことが大切なのではないでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次、大きな項目３に移ります。

３の互いに認め合う社会の形成について、運営の目的と応募条件のほうを教えていただきまして、ありがとうございました。

ミスあさひコンテストの運営目的や応募条件など、私のほうでも応募条件のほうをホームページで見させていただいているんですけれども、その中で今年のコンテストの応募用紙を拝見したところ、応募条件のところが、未婚の女性だけではなくて、さらに括弧して婚約中

は不可となっているようです。何で未婚じゃなくて、婚約中も不可なのか、確約したパートナーがいると、何かミスあさひ、市のＰＲ大使になることに不都合があるのか、このあたりがちょっと気になる点なのかなと考えました。

全国の自治体や大学で長年行っていたミスコンを廃止するところや、応募条件などを改めて、年齢の上限や未婚条件を撤廃したり、中にはミスではなくて親善大使といった名称で性別を問わなくしたケースも近年増えてきているようです。

ミスあさひコンテストには長い歴史があり、運営の方々が一生懸命本業の傍ら動いてくださっていて、ミスあさひ候補の方々も志を持って進んで応募してくださっていることは想像できるところではあります。ただ、このコンテストによって誰も傷ついていないとしても、そこにある無意識の偏見や価値観が、この地域社会全体に影響を及ぼしていないかということを問題提起させていただきます。

もちろんのこと、誰かをきれいだとかかっこいいだとか、すてきだなと思うことは、誰しも抱く感情であり、見た目や振る舞いを含めた美しさを個人的に評価することについて何も悪いことではないと思っています。ミスあさひコンテストにおいては、市の補助金が七夕まつり実行委員会を経由して使われており、長年続く旭市の公式イベントとしての立ち位置が確立されております。そのため、市のＰＲ、イメージアップをしていただく方の条件が未婚の婚約中でない女性と条件をかなり限定した上に、主に男性が主体となって審査を行う点については、女らしさだとか、女性としての魅力はこうあるべきだといったことを、例えば女性はパートナーや子どもがいたら活動に支障が出そうだから審査の基準から外すといったことは、女性という性や人間としての魅力、ライフスタイルについて価値観の押しつけを公共の団体が助長していることにつながらないかということです。

ちょっと長くなりましたけれども、ここまで話していて野暮な質問にはなるんですが、ミスあさひコンテストの応募条件を未婚の女性（婚約中でない方）に限定することは、ジェンダー平等や多様性を重視する現在の価値観に、公共団体の立場として市は対応できていると考えているか、商工観光課長に引き続きのご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　お答え申し上げます。

七夕まつり実行委員会につきましては、議員ご存じのとおり、実行委員会という形で開催

のほうをしているイベントでございます。そちらのほうに委ねている状況でもございまして、今まで補助金を流しているということから、もうちょっと市のほうでいろいろアドバイスすべき案件あるんではないかというようなご指摘でございました。

応募条件等につきましては、ミスあさひの前身でありますミス七夕を選出していた時代から、ジェンダーに対する考え方、それを取り巻く社会的な状況といったものが現在大きく変化しておりますので、今後そういった点を検討していくということは必要だというふうに市としても考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございました。

じゃ、今後の運営の在り方として、市から実行委員会へ何かしらの助言や働きかけはしていただけますでしょうか。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　お答え申し上げます。

ただいまも申し上げましたけれども、ジェンダーに対する考え方が時代とともに現在は大きく変わってきております。主催者である七夕市民まつり実行委員会及び運営に当たっていただいております商工会青年部の皆さんも、その辺は理解されていると思いますが、そのようなジェンダー平等等の視点につきまして、今後イベントを検討する際に生かしていただけますよう伝えたいというふうに考えております。

同時に、議員のほうもおっしゃっておられました七夕市民まつり、長い歴史がございます。市のＰＲ、知名度のアップに貢献しているイベントでもございますので、今後とも観光振興、商業振興の観点からも、市としても支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

旭市男女共同参画計画と千葉県男女共同参画計画において、それぞれ市民宛て、県民宛てにアンケートを行った際の結果があります。いずれも男性が優遇されていると感じると答える割合が、政治面と並んで慣習の面でも高い結果となっています。

また、男女共同参画基本法の基本理念の一つに、社会における制度または慣行についての

配慮があります。女性の政治家を増やすとか女性の管理職を増やすこと以前に、土台としてこれまで当たり前の感覚になってしまった慣習など身の回りにある事柄について、性別やその他の条件で無意識の偏見が存在しないか、人権や尊厳が守られていないことがないか見詰め直し、市全体の意識改革を市として積極的に行うときではないでしょうか。

米本市長の公約の中には、持続可能な地域づくり、今後ＳＤＧｓを旭市総合戦略に具体的に織り込むとされていますが、ＳＤＧｓの17の目標のうち、日本が特に達成できていない一つがジェンダー平等です。

他の自治体ではジェンダーギャップ解消戦略をスタートさせたところもあります。男性は戻っても女性が戻ってこない。国勢調査を基に市が独自に導き出したデータから、若年層のＵターン率、Ｉターン率が男性に比べて女性のほうが著しく低いことが分かり、それが政策転換のきっかけとなったそうです。ジェンダーギャップ是正の必要性をなかなか優先事項として考えにくい傾向があるかもしれませんが、これは単純に女性の権利を主張したいとかではなくて、少子化の緩和にもつながる大事な問題点だということの認識を持っていただきたいです。

ストップ少子化大作戦を掲げる旭市も、例外なく優先的に取り組む課題ではないでしょうか。市全体のジェンダー平等、男女だけでなくＬＧＢＴＱについての配慮も含めて、意識改革への取組について、市長の今後の方向性、お考えについて、ぜひご答弁をお願いします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　ＳＤＧｓのジェンダー平等の実現は、旭市総合戦略の中で「互いに認め合う社会の形成」として施策目標に掲げております。具体的には、旭市男女共同参画計画により、個人がその多様な存在のまま尊重され、個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて、周知・啓発活動や意識向上を図る施策等に取り組んでいるところでございます。

市では、今後も旭市男女共同参画計画を基本に推進を図ってまいりますが、本計画の切替え時期でもあるため、本年11月に市民意識調査を実施いたします。現状把握と見直しを行い、次期計画へ反映させるとともに、社会情勢の変化なども的確に捉え、市民の皆様をはじめ各種団体や事業所等にも男女共同参画に対する意識がさらに高まるよう、積極的な情報発信の強化に努め、市民の誰もが住みやすいまちづくりを目指してまいります。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　市長、ご答弁ありがとうございました。11月に意識調査が行われるとい

うことで、市民の意識が反映されることを期待します。

この場でお話ししていいのか分かりませんけれども、市長も今年のコンテストの開催については、女性に点数をつけることに対して少々難儀を示されたということも聞いておりました。その感覚を大事にしていただきたいなと思いましたし、今後は女性を選ぶまちだけではなくて、女性に選ばれるようなまちにしていっていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

以上で私からの一般質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇　常世田　正　樹

○議長（木内欽市）　続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（１番　常世田正樹　登壇）

○１番（常世田正樹）　こんにちは。議員番号１番、常世田正樹です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今年の夏は酷暑の一言に尽きました。暑かった、熱中症警報アラートが発令されましたとの防災無線が毎朝流され、今日も暑いんだなと辟易する毎日でした。

暦の上では秋ですが、本日もだいぶ涼しくなってきましたが、残暑がまだまだ厳しい日があります。また台風シーズンでもあります。どうか皆様、気をつけてお過ごしください。

私からの質問は、最近話題になっている、そして不安に思っている保護者の方がたくさんいます。中学校の運動部活動の地域移行についての質問が一つ、また旭市を元気にするための質問が二つの、合わせて３項目です。

１項目めは、学校教育の充実についてです。

（１）中学校の運動部活動を今後３年間で地域移行を図るという国からの指針が示されましたが、本市の計画と今後の取組はどうなっているのかについてお伺いいたします。

本年６月６日、スポーツ庁の有識者会議である運動部活動の地域移行に関する検討会議は、公立中学校の運動部活動に対する提言を室伏スポーツ庁長官へ提出しました。令和５年度から令和７年度までの３年の間に、休日の運動部活動を地域移行するようにと提言しています。少子化による生徒数減少がもとで活動が存続できない。教員の業務負担等の軽減を背景に、各中学校単位では支え切れなくなっている現状を踏まえ、学校単位から地域単位の活動へ移

行させることで、子どもたちがスポーツを継続して親しめることを目的としています。

まず、都道府県において休日の運動部活動の地域移行へ向けた推進計画を策定し、それを基に各市町村が推進計画を策定していく予定となっています。しかし、ニュースやネット記事では、部活動が消滅する、スポーツエリート教育が目的だ、目標を失う体育教師などと移行計画の内容を詳しく説明していない報道が多く、子どもたち、保護者、そして教員の方も運動部活動の地域移行に対して不安を抱いています。これらのことを踏まえ質問いたします。

来年度から休日の運動部活動の地域移行が始まる予定ですが、市ではどのようなことを計画していますか。来年、中学へ進学するお子さんが少年野球をやっているご家庭では、硬式野球のシニアへ入部するのか、３年先まで中学校の部活動が存続されるのであれば、中学の野球部へ入部するかという選択を迫られています。

２項目めは、農業の振興についてです。

（１）環境に配慮した農業の推進について、耕作放棄地解消への取組状況と全国的な広がりを見せている有機農業産地づくりに取り組む予定についてお伺いいたします。

市内の耕作放棄地は、平成29年から令和２年のデータによると約240から250ヘクタールであり、放棄地の解消へ向け農業委員会をはじめ関連団体の方々に尽力していただいておりますが、横ばいの傾向にあります。そのうち、耕作放棄地の分類による再生利用が可能な農地、いわゆる遊休農地が約80ヘクタール程度、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地が約168ヘクタールとなっており、今後農業従事者の高齢化と農家じまいによって、さらに耕作放棄地が増えることが危惧されます。耕作放棄地の解消へ向けた新たな取組を行う必要性を強く感じます。

質問として、耕作放棄地の田・畑の割合はどうなっていますか。耕作放棄地を解消するために行っていることをお伺いします。また、放棄地になる理由についてお聞かせください。

３項目めは、シティプロモーションについてです。

（１）旭市の魅力を全国に発信することについて。

令和４年度からシティプロモーション推進事業が始まりましたが、具体的な事業内容と体制はどうなっているのかについてお尋ねいたします。

旭市の魅力を全国に発信するために、令和４年度からシティプロモーション推進事業が始まりました。今年度の予算は1,572万5,000円、うちロケツーリズム推進業務委託料は1,234万8,000円であり、市長及び行政の真剣さがびしびしと伝わってきます。成果が楽しみです。

ロケツーリズムに関して、４月１日に旭市と株式会社地域活性プランニングが、旭ブラン

ド確立に向けた包括連携に関する協定書を締結しました。この協定を結ぶことにより、ドラマや映画、ＣＭ、情報番組等の撮影機会を増やすことで、本市の魅力を全国へ広く発信し、観光客や移住・定住者を増やすことが期待されます。米本市長も、旭市を全国へＰＲする好機と捉え、官民一体となって取り組んでいくと語られました。その後、７月25日にはあさひロケーションサービス協議会が正式に発足し、ロケを受け入れる体制が整いました。

私は、あさひロケーションサービス協議会に属するおっぺし隊の一員です。「おっぺし」とは、皆さんご存じかと思いますが、昔、港がなかった時代、漁を終えて帰ってきた舟は浜へ陸揚げしていました。再び漁へ出る舟は、集落の方が協力して海へおっぺして（押し出して）、押して出漁していました。

おっぺし隊は、映画やドラマ等の撮影に来た撮影隊をサポートする役割を担っています。もちろん行政の仕事もおっぺします。ロケの窓口は企画政策課が行っています。制作者側の要望を聞き取り、本市にて受け入れることができるかどうかの判断をします。受入れが決まると、次は受入れ対象を探します。キュウリの生産者であったり、コンビニであったり、生産者側のイメージに沿った対象を探します。撮影日の当日には撮影に立ち会い、撮影が終了するまで帰れません。ちなみに、７月に市内中学校にてドラマの撮影を行ったときは、13時から撮影が始まり、終わったのは翌日の朝４時30分でした。

企画政策課では、ロケツーリズム担当の職員は４名、うち１名は会計年度任用職員であり、通常の業務を行いながらシティプロモーションの業務を行っています。

先日、おっぺし隊のミーティングを行った際に、映画やドラマ、ＣＭ撮影の際に、制作者側と撮影規約書を毎回交わしたり、日程調整や内容を相談したりする業務を企画政策課の方にやってもらいたいという話が出ました。受入れ対象となる個人の農家や店舗と制作者側が直接やり取りをすると責任の所在が分からなくなるという理由からです。

先日、コンビニを使ったＣＭ撮影が撮影前日に急遽キャンセルになりました。またキュウリ農家さんのご自宅へお邪魔して、農家の料理などを披露する番組を撮りたいという話がありましたが、制作者側との意思疎通がうまく行かずに、撮影を断った事例がありました。企画政策課には、ロケ窓口だけでなく、撮影規約書の作成、いわゆる契約書ですね。撮影の受入先からの相談窓口等の業務も引き受けていただけたらと思います。

株式会社地域活性プランニングの担当者も、撮影規約書を必ず作成するようにと言っています。本市のシティプロモーション推進事業はまだ始まったばかりで、関係者がまだ不慣れであるということもありますが、実際のところ、企画政策課の４名の職員への負担はかなり

のものであると思います。長くなりましたが、以上のことを踏まえて質問いたします。

本事業には、シティプロモーション、ロケツーリズム、地域活性プランニング、あさひロケーションサービス協議会等、ふだん余り聞き慣れない用語が多く出てきます。また、本事業がどういうことを目的とし、何を行っていくのか、市民の皆様にはあまり周知されていないように思います。市民の皆様のためにもなります。ロケツーリズムについて分かりやすく、事業内容と用語の説明をしていただけますでしょうか。

以上３項目が１回目の質問になります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、１項目めの学校教育の部活動についてお答えいたします。

運動部活動の地域移行については、本年の７月に千葉県教育庁教育振興部より、千葉県の休日運動部活動地域移行に向けたスケジュールが示され、本市としても県のスケジュールに準じて進めていく予定であります。

具体的には、本年度中に旭市地域部活動協議会（仮称）を立ち上げまして、令和５年度には市内で一つ以上の部活動を地域へ移行いたします。また、令和６年度には各中学校で一つ以上の部活動を地域へ移行し、令和７年度には全中学校の休日の部活動を地域へ移行する予定となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、２項目めの農業振興のうち、耕作放棄地の田畑の割合、取組状況、それから原因ということで回答したいと思います。

耕作放棄地の田と畑の割合については、農業委員会が把握している再生利用が可能な遊休農地の面積で回答させていただきます。令和２年度の79.4ヘクタールに対して、田が28.9ヘクタール、畑が50.5ヘクタールとなっております。

耕作放棄地を解消するための取組状況については、千葉県耕作放棄地再生推進事業を活用し、農地再生の取組を支援してきましたが、この県の事業なんですが、令和３年度で終了したことから、本年度は市の単独事業で耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を支援しています。

また、耕作放棄地を増やさないために、農地の担い手への利用集積、地域の共同活動によ

る多面的機能支払交付金の活用などを推進しております。

耕作放棄地になる原因につきましては、やはり高齢化等による労働力の不足、それから土地の条件が悪い、農地の受け手がない、そういったことが主に考えられるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課からは大きな項目の３、シティプロモーションについてお答えいたします。

市では今年度から、旭市の知名度やイメージの向上、また市民の郷土愛の醸成を目的として、シティプロモーション事業の一環として、ロケツーリズムの取組をスタートいたしました。この取組を通じて、映画、ドラマ等のロケ地を訪ね、風景や食などを堪能し、人々のおもてなしに触れ、その地域のファンを増やすことで地域活性化を推進していくものです。ロケツーリズムを中心としたシティプロモーション事業を推進するため、今年度から株式会社地域活性プランニングと業務委託契約を締結し、セミナーの開催、制作会社の誘致、各種メディアを活用した情報発信などを実施しております。

また、同社とは、旭ブランドを確立し、地方創生の実現を図ることを目的に包括連携協定を締結しており、地方創生全般に関する連携も進めております。

ロケツーリズムの取組は、今年４月からスタートし、セミナー等の開催を行っておりますが、市内でのロケの誘致、映画、ドラマ等の撮影の協力を行うための組織としまして、官民一体となったあさひロケーションサービス協議会、これを７月25日に設立したところです。この協議会は、約20の民間団体と市の関係部署にて構成されております。さらにきめ細かな支援、誘致活動が行えるよう、旭おっぺし隊という部会を設置しているところです。

具体的な取組内容につきましては、ロケ情報専門の雑誌、ホームページなどへのロケ地、飲食店などの情報掲載、ロケ地の問合せなどへの対応、ロケの現場での支援活動、これらの活動を推進するための勉強会への参加、協議会、旭おっぺし隊など関係者向けのセミナーの開催などを実施していきます。今後、実績を積み重ね、ロケ地としての情報を発信し、オール旭でロケツーリズムを推進してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　詳しい答弁、ありがとうございます。答弁に対し、再質問をさせてい

ただきます。

１項目めの（１）について、国が推奨している地域移行の受入先として、スポーツ少年団やスポーツ協会があります。旭市スポーツ少年団は、現在のところに主に小学生を対象として活動しています。種目としては軟式野球、サッカー、バドミントン、ミニバスケ、柔道、バレーボール、空手道があります。スポーツ少年団がない競技としては、陸上、テニス、卓球、剣道、ソフトボール、体操、水泳等が挙げられます。

また、国が想定している受入先の候補として、総合型地域スポーツクラブがあります。総合型地域スポーツクラブとは、多種目、多世代、多志向というスポーツクラブとしての形態により、行政でもなく、民間企業でもなく、地域住民によって自主的、主体的に運営されるものであり、令和３年７月現在で3,583クラブが全国にあり、全国市区町村の80.9％に設置されています。旭市でも認定ＮＰＯ法人スポーツアカデミーが活動されています。種目は、陸上、バレーボール、サッカーです。年会費と月会費が発生するので、地域移行の際には行政からの支援が想定されます。

また、全国的に見ると興味深い取組を行っている自治体があります。茨城県つくば市では、中学校の校長とＰＴＡが中心となって市民クラブを設立し、中学生のスポーツ活動をサポートしています。山口県周南市では、教育委員会が中心となり関係団体と連携して、拠点校の全運動部で休日の部活動の地域移行を実現させています。これらの地域では、教員、部活動指導員、退職教員、社会人、大学生が指導者になっています。

再質問として、市内中学校における部活動指導員の人数は何人いらっしゃいますか。また、運動部活動の顧問になっている先生方に対する部活動の指導は負担になっているかどうかのアンケート等を行った実績はありますでしょうか。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　市内中学校に配置している部活動指導員は、８月現在で６人おります。また、運動部の顧問になっている先生方に対するアンケートは、市独自では実施しておりませんが、今後、旭市地域部活動協議会を運営していく中で、現場の声を吸い上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブが受け入れることができ

ない競技に関しては、今から部活動指導員を募集、育成し、３年後の地域移行の際に指導者として自立できる取組をしていけば、全競技を継続していくことができると思います。部活動指導員は教育委員会の管轄ですが、保護者や経験者の方の中にも休日だけなら手伝える方や曜日によって手伝える方がいるので、そういった方をリスト化し、シフトを組むことも可能だと思います。

先日、旭市柔道協会で子どもたちに指導を行っている方に、運動部活動の地域移行についてのご意見を伺いました。旭市柔道協会は、指導者３人と柔道経験がある保護者で運営を行っています。週３回の練習で月謝は1,000円、この月謝は大会参加費や子どもたちの福利厚生に使われるため、指導者は完全ボランティアです。運動部活動の地域移行が想定されるのであれば、スポーツ少年団スタートコーチ養成講習会を受講してみようかなと、とても前向きなご意見でした。自分や息子たちが柔道で得たことを、柔道を学びたい子どもたちの指導を通して恩返ししているだけだよと言っていたことに感動しました。

また、ソフトボール指導者資格を取ってまで部活動の指導を行いたいと思っている教員の方もいます。野球部の指導をしたくて教員になった先生方もいます。一方で未経験の運動部活動の顧問にさせられて困っている先生方もいると思います。今後、地域移行に伴い教育委員会が中心となり、指導を続けたい先生が普通に部活動の指導を続けられる雰囲気や環境を構築し、スポーツ少年団や部活動指導員等の取りまとめをし、市内の全中学生を対象とした、仮称ですが、あさひクラブを新設することを提案したいと思います。

再々質問として、仮称あさひクラブを設立し、教育委員会が中心となり、地域の方々からの協力をいただき、中学生のスポーツ活動を支えていけたらすばらしいと思うのですが、教育長の見解をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎）　ご質問にお答えします。

昨今、学校の運動部活動を取り巻く状況が厳しさを増す中で、また学校の働き方改革を推進する上で、運動部活動改革の必要性は十分認識しており、積極的に推進すべきものと理解しております。

様々な課題はあるものの、市教育委員会としましても、学校、生徒、保護者、地域の方々の意見を聞きながら、常世田議員の述べられたように、官民一体となり子どもたちのスポーツ活動を支えていきたいと考えております。そのために旭市地域部活動協議会を速やかに立

ち上げ、議員提案のあさひクラブについても検討をし、地域の特色を生かすとともに、行政や地域スポーツ団体、中学校等の関係者の理解と協力を得ながら、地域におけるスポーツ環境を整備していきたいと考えております。

以上ございます。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　教育長、答弁をいただきありがとうございます。運動部活動を地域移行する要因として、部活動を指導する先生方の負担が大きいことが挙げられていますが、部活動の指導に費やす時間分の手当が十分に支給されていれば、納得する先生方は多かったと思います。それなのに、運動部活動という存在を教育現場から切り離してなくしてしまおうとする国の政策に疑問を感じます。運動部活動を指導する先生方の手当を増やして、今までどおりに中学の運動部活動を続けていくというのが本筋であると思っています。しかし、国が決めたことですから変更や中止はないと思われます。

休日の運動部活動が完全に地域移行する３年後までに、本市が特色を出した新たな運動部活動、あさひクラブを構築してほしいと思います。指導したい部活動がある先生方については従来どおりの関わりを維持し、スポーツ少年団や経験者、学生、保護者からの手助けをしてもらい、コミュニティスクールの部活動版であるあさひクラブの設立は、生涯活躍のまちあさひを具現化し、スポーツ振興の一助となると思います。

私ごとになりますが、中学生の頃、サッカー部へ所属し、ほとんど毎日、365日の朝練、夕方の練習はサッカーボールが見えなくなるまで行っていました。毎日へとへとになっていた記憶があります。と同時に、とても充実した３年間であったと思います。共に苦楽を味わった部活動の仲間と過ごす３年間は、かけがえのない時間であったと思います。

中学校の運動部活動の本質は、人間形成、人格形成、礼儀作法の習得、人と仲間を思いやる心、目標へ向かって切磋琢磨、努力する経験、その延長線上に勝ち負けがあるものだと私は思っています。運動部活動が地域移行されることで、勝利至上主義、勝つことにこだわるだけになってしまうことが心配です。子どもたちが成長していく過程での大切な時期です。教育委員会が中心となり、あさひクラブとして子どもたちの健やかな成長と発達を見守っていただけたらと思います。ご検討をよろしくお願いいたします。回答は結構です。

次の質問に移ります。

２項目めの（１）について、私は耕作放棄地を用いて、学校給食で使用する米と野菜を生産することができないかと思っております。その農場で生産された農産物は給食センターが

買い取り、給食の残菜を肥料化し、再び農地へ還元します。給食の残菜に公園や公共施設で出る落葉樹等の落ち葉、また家庭から出る生ごみ等を混ぜて堆肥化をすれば、良質な有機肥料がまた生まれます。移住や定住を考えている方が、その農場で農業を学ぶ場にもなります。農業体験をする場としても利用ができます。耕作放棄地の新たな有効活用、市内への移住・定住のきっかけづくり、地産地消、資源循環など多くの利点が挙げられます。

再質問として、千葉県が令和３年度まで受け付けていた耕作放棄地再生推進事業の新規受付は終了しましたが、今後、耕作放棄地を再生し、給食へ提供するお米や野菜を生産する場合、補助金となる事業はどんなものがあるのかお尋ねいたします。また、給食の残菜や落ち葉、剪定くず等を原料にした有機肥料を生産するためのバイオプラントを旭市において設置するような構想はございますでしょうか。もしくは民間企業が同事業を始めようとした場合、旭市から補助金等の支援をする考えはございますでしょうか。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　先ほどの回答にもありましたが、県の耕作放棄地再生推進事業の終了に伴いまして、本年度より市の単独事業で耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を支援しています。補助内容なんですが、補助率は事業費の２分の１以内または農地の再生面積10アール当たり10万円のいずれか低い額ということになっています。

有機肥料の生産につきましては、今現在、本市農業、畜産も盛んなんですけれども、ほとんどの畜産農家が家畜の糞尿を堆肥化する、そういった施設を造って有効利用に取り組んでいるところです。新たな資源活用の検討は、具体的には今の現状では行っていません。食品残渣や剪定枝等を活用した有機肥料の生産につきましては、今後いろいろな情報収集に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

６月の一般質問の際にも取り上げたのですが、学校給食の無償化への取組やオーガニック給食についての見解、また地産地消の取組について、小・中学生のお子さんがいる保護者の方からたくさんの反響をいただきました。オーガニック給食、地場野菜の積極的な給食への利用、いわゆる地産地消について進めてほしいという要望が多く、その必要性を感じております。

2006年12月に施行された有機農業推進法を基として、ＳＤＧｓを視野に入れた有機農業産地づくり推進事業が千葉県でも始まりました。この内容についても６月のときに触れたんですけれども、具体的な本事業の補助内容が出たので追加として述べさせていただきます。

本事業の実施主体は市町村等であり、補助率は１市町村当たり上限が1,000万円です。補助対象がとても多岐にわたり、専門家からの意見の聴取、試行的な取組の実施、例えば農地の団地化、学校給食での利用、量販店での有機コーナー設置等であり、実施計画の取りまとめまでとしております。構想から施行、実施計画を策定するまでの段階、事業を実施する前段階から補助を頂ける魅力的な取組だと私は思っています。

令和４年６月の時点で、全国では53市町村が国の許諾を得て本事業への取組を始めております。県内では木更津市と佐倉市が始めております。バイオプラントの設置も、コストをかけて捨てている給食の残菜や落ち葉を有機肥料として再活用できる取組であり、本事業を開始すれば、ＳＤＧｓを推進している旭市において有益な事業になるものと私は思います。

木更津市では、平成29年にオーガニックなまちづくりアクションプランを策定し、安心・安全な食の提供、農業振興、環境保全、さらにはまちのブランディング、ＳＤＧｓへの貢献を積極的に進めております。学校給食における有機米の提供目標値を設定し、令和元年は2.4%、市内公立小・中学校30校への有機米学校給食提供日数にすると僅か３日間だけであったものが、令和３年には38.2%、52日間分、令和４年の見込みは57.3%、そして令和７年には100%を達成する予定となっております。栽培面積も、令和元年は1.8ヘクタールでしたが、令和４年は20ヘクタールになりました。有機米の生産者は、令和元年では５名でしたが、令和４年には15名に増えました。

これだけの数字を５年余りで達成した背景には、市の担当職員の奮闘、有機米先進地からの技術的な支援、また農機具メーカーとのＩＣＴを活用したスマート農業支援等、たくさんの方に支えられて達成することができたと、木更津市の職員の方がおっしゃっていましたが、重要なのは自治体としての明確な方向性を示す首長の強いリーダーシップ、予算化を含む庁内コンセンサスであると言っておりました。その上で、お米の全量買取りによる生産者の生産意欲の向上、達成感の共有、指導者の確保を行い、多様な主体とのつながりをつくり、市全体で市民全体で盛り上がっていくことが重要であると言っておりました。

有機農業産地づくり推進事業は、構想から試行、実施計画を策定するまでの段階、事業を実施する前段階から補助を頂ける魅力的な取組です。やってみた結果、できなかったでもよいと思います。やってみる、試してみる、失敗を恐れずにチャレンジしてみる価値は十分に

あると思います。旭市のこれからの農業、そして全国屈指の農業産出額を誇る旭市にとって、本事業に取り組むことは農業の幅を広げ、農業後継者を増やし、耕作放棄地の解消の一助になる可能性を秘めていると私は思います。ＳＤＧｓに積極的に取り組む本市にとって必要な事業であると考えます。以上のことを踏まえ、質問させていただきます。

再々質問として、有機農業産地づくり推進事業は、有機農業の推進だけでなく、様々な経済効果があると思います。市長の見解をぜひともお聞かせください。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　昨年５月、農水省は、みどりの食料システム戦略を策定し、有機農業産地づくり推進事業を創設しました。この事業は、生産から消費までの具体的な実施計画を策定して、有機農業に取り組む市町村に対し、国が物流の効率化や販路拡大等の取組を一体的に支援していく事業です。このため、雇用の増大や地域所得の向上、豊かな食生活の実現など様々な効果が生まれるものと考えられます。

本市としましては、まず有機農業の取組を推進するため、有機農業の持つ環境負荷低減効果など様々な効果の周知を図るとともに、国のみどりの食料システム戦略が示す中長期的な目指す姿と取組方向を見据え、本市の農業者の状況や産地の特性などを踏まえた対応を図ってまいりたいと考えています。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　市長、ご答弁いただきありがとうございます。

給食へ提供する有機米を作りませんかというお話を、海上地区で米作りを行っている40代の農家数人へしました。採算が見合うということが前提ですが、木更津市の取組の事例の話をすると、何人かが興味関心を示してくれ、来年からでも試験的に開始してみようかという前向きな回答をいただきました。興味関心を持っていただいた農家は、もうけようという気持ちよりも、米作りを通じて旭市の子どもたちと食というキーワードでつながり、生き物調査や食育活動、職業体験等をすることで食の大切さを子どもたちへ伝えたい。そして何より旭市のお米はおいしいんだよということを伝えたいと熱く語っておりました。

旭市の農業産出額は全国で第６位です。畜産、野菜、果物、米など農産物のおいしさと地元で手に入る農産物の種類の多さは、全国でも有数の食の町であると思います。食で観光客を呼び込むポテンシャルはとても高く、今後シティプロモーション推進事業が進むことで観光客も激増するものと思っています。しかしながら、食を生み出す農、その農業を生かした

観光と集客をほとんど行っていないのは、実にもったいないなと思います。

コロナ禍により人々は、近場で、屋外で、家族で楽しめるイベントにとても関心を持っています。収穫体験や種まき体験、中には草取り体験まで出現しました。料金を払って田んぼの草取りをするなど、信じられない方が多いかもしれません。しかし、そこに収入が発生し、人が集まるのです。耕作放棄地を再生するための草刈りが農業体験になり得るのです。ビジネスとなる可能性もあるのです。チャンスはどこにあるか分かりません。そういったわくわく感を旭市民全体で共有することができる可能性を秘めている有機農業産地づくり推進事業に、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。回答は結構です。

次の質問に移ります。

３項目めの（１）について、課長、分かりやすい説明をありがとうございました。今後旭市で行うロケは、学校や病院といった公共施設だけでなく、商店や農家といった個人の方を対象とする撮影が増えるものと思われます。無用なトラブルを事前に防ぐためにも、撮影規約書、いわゆる契約書が重要であると思います。しかし、個人で作成するのは難しいと思います。再質問として、撮影規約書の作成、受入先の相談窓口、撮影側との調整等のサポートを企画政策課のほうでやっていただくことは可能でしょうか。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　市を通じて撮影の協力依頼があった案件につきましては、ロケが終了するまで市や旭おっぺし隊が撮影協力者と制作者双方の支援等を行います。また、撮影協力者に直接ロケの依頼があった案件につきましても、市や旭おっぺし隊にご相談をいただければ、撮影規約書の作成など必要な支援等を行います。

いずれにいたしましても、撮影協力者と制作者にとって安心して撮影に臨んでいただけるよう、そしてロケツーリズムの目的を達成できるよう、市と協議会、旭おっぺし隊がしっかりと役割分担を確立し、連携して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ご答弁ありがとうございます。

長崎県島原市では、市長直轄組織、ロケツーリズム班をシティプロモーション課の中に設置しています。茂原市でもロケツーリズム事業専任の職員がいます。本市では企画政策課の４名の職員が頑張ってくれております。しかし、通常の業務を消化しながらシティプロモー

ション推進事業を並行して続けていくのはかなり大変であると思われます。本市では、旭市の魅力を全国へ発信することを目的として、シティプロモーション推進事業、特にロケツーリズムに大きな予算を投入しております。多大なる成果を上げるためには業務を特化する必要があると私は思います。

市長にお聞きします。本市でもロケツーリズムに特化した独立した班として編成することはできませんでしょうか。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　ロケツーリズムの取組は、旭市の魅力を全国に発信するという私の基本戦略の柱の一つに大きく貢献できるものと考え、今年度から推進している事業でございます。現在は昨年度の体制から１名増員し取り組んでいるところですが、取組が始まってまだ半年経過したところでございますので、もうしばらく業務量等の状況を見ながら、事業運営に必要な組織の体制、人員等を検討していきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５９分

再開　午後　２時１０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、常世田正樹議員の一般質問を行います。

常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　市長、答弁ありがとうございます。

旭市の知名度を上げて、観光客や移住・定住者を増やしましょう。ロケの聖地、そしてアニメの聖地として旭市が認知されれば、俳優やアニメのファンが、聖地あさひに対してふるさと納税をしてくれます。さらに話題性が増えれば、旭市の商業価値が上がり、企業版ふるさと納税もかなり増えるものと思われます。映画やドラマ等の撮影隊をきちんと丁寧におもてなしをすれば、旭市の知名度が上がる、人口も増える、税収も上がる。一石二鳥ではなく何鳥ものメリットがあると私は思います。あさひロケーションサービス協議会が設立され、おもてなしの心で撮影隊を迎える準備は整いました。米本市長、さらなる成果を上げるため

に、しつこいようですが、シティプロモーションに特化したロケツーリズム班を独立させ、官民一体となり、旭市の名を日本全国、いや、世界に広めましょう。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇　永　井　孝　佳

○議長（木内欽市）　続いて、永井孝佳議員、ご登壇ください。

（７番　永井孝佳　登壇）

○７番（永井孝佳）　議員番号７番、永井です。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。ちょっと咳と喉をやられていまして、ちょっとお聞き苦しい点があるかと思いますけれども、生温かい気持ちでご容赦ください。よろしくお願いいたします。

では、質問に移らせていただきます。

一つ目は、消防団についてです。

（１）は消防団の寄附金についてですけれども、まず前提として、消防団は地域防災の中核としてなくてはならない組織だと思っております。

消防団は、皆様の税金から年額報酬を頂いている非常勤の地方公務員になります。旭市には47部769名の一般団員がいるんですけれども、年額報酬は一般団員だと２万5,000円になります。火事や訓練、機材点検とか、あと多くの活動がありますので、年額報酬だけでは賄い切れないのが現状となっております。昔からの慣習で地域から寄附金という形で頂いている場合が多いんですけれども、しかし、この寄附金が問題になっております。特別職の地方公務員である消防団員が寄附を求める行為は違法になる余地があるという指摘がございます。

そこで、（１）の質問は、区または区民からの寄附行為について法的な根拠はありますでしょうか、お伺いいたします。

続きまして、（２）は団員数と年額報酬についてです。

先ほども申し上げましたけれども、旭市には47部、つまり47台の消防車があるんですけれども、団員数が、定数が769人の消防団員がいます。この数字は適当なのでしょうか。若い方が減少していますので、今の団員は在任年数がとても長くなっています。20年、30年やる方もいらっしゃいます。このまま今の人数を維持するのは厳しいというという地区もございます。

地方交付税の算定上の標準団員数というのがあるんですけれども、10万人の市で583人、年額報酬は３万6,500円となっております。いろんな、都会とか田舎で様々な要因がありますので、一概には言えないんですけれども、そういう標準団員数というのがございます。旭市は６万3,000人ぐらいの人口で定数が769人ですのでだいぶ多いと思います。団員数と年額報酬についてのご見解をお伺いいたします。

続きまして、二つ目は学校の再編についてです。

これから学校の統廃合が進んでいきます。早いところだと飯岡中学校と海上中学校の合併が検討されていくと思います。素案ですと飯岡中と海上中が合併して、海上中の校舎を使うという素案になっております。飯岡地区の保護者からは、飯岡小学校と三川小学校、飯岡中学校を合併して小中一貫校にできないかという意見が上がっています。これから説明会やヒアリングが行われると思いますが、小中一貫校は選択肢にあるかご見解をお伺いいたします。

続きまして、三つ目の質問は雇用の確保についてです。

地方はどこも人口減少が問題となっているんですけれども、子どもの数を増やすことはとても大事なんですけれども、せっかく子どもが増えても大学や専門学校に行った子どもが就職先で都会にそのままいて、こっちに帰ってこないというのも人口減少の一つとなっていると思います。

大学や専門学校を卒業した子どもたちが旭市に帰ってきて、就職できるような雇用創出や企業誘致の取組などありましたらお伺いしたいと思います。

最後に、四つ目は選挙公報についてです。

選挙公報というのは、選挙のときに候補者の信条とか政策を記載して新聞折り込みに入れる公報があるんですけれども、それの提出方法が、台紙を渡されて、それに直接記入するか、作ったものをその台紙に貼り付けるという方式なんですね。それがとてもアナログで面倒なのです。ですので、印刷したものを貼り付ける手間があるんだったら、そのままＰＤＦファイルなりで提出させていただきたいと思うんですけれども、そういうデジタルでの提出に対応できないでしょうか。

これが１回目の質問になります。再質問からは質問席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防本部からは、１番、消防団の充実について、（１）と（２）につ

いてお答えいたします。

初めに、（１）消防団活動に当たり、区または区民からの寄附行為について法的な根拠はあるのかでございます。

消防団員の身分は、地方公務員において非常勤の地方公務員と定められており、消防組織法において、消防団は地方公共団体の行政機関と定められております。

地方財政法では、地方自治体は住民に対し寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないとされておりますことから、ご質問の法的な根拠はございません。

消防団の活動につきましては、地元でのお祭りの警備やイベントへの参加など、本来の消防団活動以外の活動を行うこともあり、地域に貢献をしていると伺っております。これらの活動について、消防協力費というような形で、区または区民から地元消防団へ渡し、それぞれ地元での活動に活用されていると考えております。

次に、（２）消防団員の数、年間報酬は適当なのかでございます。

消防団員定数につきましては、平成17年の１市３町の合併時、１市３町の定数を合算したため、1,052名というとても大きな定数でございました。そのため各地域の皆様や消防団幹部との協議を重ねながら、平成30年３月の条例改正により、769名と適正な団員定数といたしました。年額報酬につきましても、平成30年３月の条例改正により、近隣市町を参考にしながら増額改定し、適正化を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、２の学校の再編についてお答えいたします。

小中一貫校の設置につきましては、学校再編計画策定委員会でも検討されてまいりましたが、メリット・デメリットを踏まえて、より深い議論と地域の合意が必要と判断されました。そしてこの策定委員会では、学校再編の一番の重要課題である児童・生徒数による適正な規模と適正配置など、教育環境や学校運営の不均衡の解決を最優先としたため、学校再編基本方針では、小中一貫校は想定をしておりません。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、３、雇用の確保についてのうち、雇用の確保、企業誘致についてどのような取組をということについてお答えをいたします。

まず、雇用に関しての対応といたしまして、市内企業40社で構成する旭市雇用対策協議会

が実施している合同企業説明会や合同就職面接会などの取組がございます。市内にある企業と就職を希望する地元高校生や大学生などの就業マッチングの場として開催しており、これまで多くの学生が参加し、地元企業への貴重な就業機会として好評を得ております。

また、企業誘致に関しましては、鎌数及びさくら台の工業団地の分譲は既に完了したことから、平成31年３月に企業誘致条例を見直しして、新たに旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例を制定いたしました。それまで工業団地のみであった固定資産税の減免等の企業誘致奨励措置を市内全域に広げ、対象業種についても拡大し、既存企業の新たな設備投資を促進することで雇用の場の創出を図っております。また、雇用奨励金を新たに創設し、市民の雇用の促進も図っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、大きな４番、選挙公報について申し上げます。

選挙公報につきましては、旭市選挙公報の発行に関する条例の規定により、現在は紙の台紙に直接記入するか、打ち出した原稿を直接貼り付ける方法により提出していただいております。電子データでの提出を受けるには、ＰＤＦデータの内容を確認するためのソフトを導入し、データ上で形式など不備がないのかの確認が必要となります。

選挙公報は短い期間で有権者の皆様に届けることが必要で、選挙期間が７日間という短い市の選挙においては、電子化に踏み切れていないのが現状です。しかしながら、一方、行政手続の多くが電子化される中、選挙公報の原稿につきましても、電子データやオンラインによる提出にも対応していかなければならない時期に来ているのではないかと考えています。今後は先進地の事例なども参考にしながら、検討を進めていきたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　分かりました。では、再質問させていただきます。

消防団は、公務員としての活動だけではなくて、地元の青年団としての側面もあると思います。地域に統制の取れた若者の組織があるということは、とても便利ですし、いざというときの備えにもなります。そういった点からも消防団は必要だと思います。

寄附金については法的な根拠はないということですが、区から消防協力費をもらうことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴）　区からの消防協力費については、各地区それぞれの取り決めがあると思いますが、各地区消防協力費等の名目で古くから防災活動への深い理解と地元有志へのねぎらい、また、それぞれ地元消防団にお祭りやイベント等、地元行事への参加協力等もあり、地域貢献活動の協力費として区より頂いているものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　必要だとは思うんですけれども、私のところに市民の方から、寄附金に関しての苦情とかが寄せられております。内容としては、団員に家を囲まれたとか、集団で寄附を請求されるとか、公務員なのだから公費で負担するべきとか、そのような意見がございます。私も現役の消防団員ですので、寄附金がないとちょっとつらいなとは思うんですけれども、そのような意見、特に違法性の余地があるとか法的な感じで言われちゃうと、このまま続けていくのは難しいのかなというのはあるんですけれども、市のほうには苦情とかはないでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防協力費の徴収に関しての苦情や問合せ、こちらにつきましては年に数件ございました。そのような場合は、その都度内容について説明してご理解をいただいておりました。このようなことから、令和４年５月、消防団長より各団員宛てに、消防団員自らが集金行為をすることのないよう通知をいたしました。通知の後、苦情等は来ておりません。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　団員が自ら寄附金を徴収する行為は苦情が多いので、禁止していただいてよかったと思います。その反面、団員が徴収しないということは、その代わりに区長とか区の役員が徴収することになったりすると思います。これからは区を通して寄附金が寄せられるということで、区に入っていない人はそういう協力金を払わなくていいということになるので、不公平感が出てくるかと思いますので、長期的には別の方法を考えていかなければならないのかなと感じております。

今度は（２）のほうの再質問に移らせていただきます。

平成30年に団員定数を減らし、年額報酬も上げていただき、改善の方向にあると思います。

しかし、適正化を図ってもまだ十分ではないと思います。若い人の数は加速度的に減っています。それと個人主義が定着してきて、なかなか休みの日までボランティア活動をしてくれる人はそんなに多くはありません。

ほかの自治体のデータを紹介したいんですけれども、極端な例ですと、船橋市は人口64万人で消防団員は720人、市川市は人口49万人で団員は400人となっております。旭市と人口が近い自治体でいうと、袖ケ浦市が人口６万4,000人で467人、八街市が人口６万6,000人で480人となっております。地域の事情やそれまでの流れがあると思いますけれども、一概に比べられませんけれども、旭市は少し割合が多いのかなと、もっと低い割合で運用している自治体も多いように感じます。もちろん、旭市よりも割合が高い自治体も存在しているんですけれども、近隣自治体の情報だけではなくて、少ない団員数で運用している自治体なんかも参考にしながら継続可能な消防団の定数を模索していただきたいと思います。

話は変わって再質問になりますけれども、消防団活動をしていく上で雑費や備品代がかかります。例えば軍手とか暖房器具とか草の刈り払い機とか、あとは水道光熱費とかトイレのくみ取り代金など維持費がかかります。それらの行政が負担しない経費については、どこが負担しているのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴）　それでは、行政が負担しない経費についてお答えします。

消防団運営経費につきましては、非常備消防費といたしまして、消防庫の建設費や消防車両の購入費、消防装備品の購入費、修繕等の維持管理費につきましては、市の予算から支出しております。また、各部へ消防施設の管理補助金といたしまして、年額２万円を交付しております。光熱水費、こちらにつきましては各部で負担をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　施設管理費などで２万円とか出ているんですけれども、実際はそれ以上に活動費というか維持費がかかっております。

年額報酬なんですけれども、個人に入るのではなくて、部が一括して年額報酬を集めて、それを活動費に充てているのが現状でございます。訓練とか機材点検とかいろいろ活動で、年間30日から40日ぐらい出動というか集まる機会があるんですね。ということで、寄附金なしでは維持するのは難しいと思います。ですので、団員数を少し減らして、その分年額報酬

を増額して、寄附金をもらわないで維持できる体制が望ましいと考えますが、ご見解をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防団員定数につきましては、平成17年の合併時より協議を重ねながら、平成30年３月の条例改正に至ったものであります。平成23年の東日本大震災時の消防団の活躍を考えますと、大規模化する自然災害や発生が懸念される千葉県東方沖地震、首都直下型地震、こちらに対処するためには、現在の定数、消防力を維持していきたいと考えております。しかしながら、人口減少、中でも生産年齢人口の減少、また就業形態の変化により団員確保がさらに厳しくなってくるものと考えております。このようなことから、消防団員定数につきましては、今後、各地域の皆様や消防団幹部、消防関係者との協議を重ねていきたいと考えています。

年額報酬の増額につきましても、近隣市町の動向を見ながら、併せて協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　時代の流れとともに寄附金の風当たりとかも強くなりますし、区に入っていない人との不公平感などもありますので、変化していかなくてはならないと感じております。定数に関しても、私は東日本大震災のときに大規模災害の備えとして、ある程度の人数は必要だと思っております。そういうときに備えてシニア世代も含めてＯＢ組織をつくっておくことも必要だと思います。先ほど島田議員の一般質問のときでも、防災のほかの組織ですね、そういうのが消防団だけではなくて、そういう大規模災害のときに協力して当たれるような体制づくりが必要なのかなと思います。

最後に、４回目の質問として、女性消防団員を積極的に導入していくべきだと思います。旭市には今一人もいないんですけれども、今は性別で区別する時代ではないと思います。女性も入団して男女差なく消防団員として活動していただけるように受入れ体制を整えるべきだと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防団員数が全国的に減少してきている中、国や県では多様な人材の

活用といたしまして、女性や学生等の入団促進を図っており、県内では48消防団のうち34消防団が導入し、主に火災予防活動、イベントへの参加、広報活動などを行っていると伺っております。旭市におきましても、女性消防団員の導入につきましては検討課題となっております。今後団員確保がさらに厳しくなってくるものと考えておりますので、女性消防団員の導入につきましても近隣市町の動向を見ながら、消防団組織のことでございますので、消防団長を含む幹部役員と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ありがとうございます。女性からも消防団へ入ってみたいという声も少なからずいただいておりますので、女性が入ってもいいんだという雰囲気づくりというか、体制づくりをぜひお願いしたいと思います。先ほども言いましたけれども、シニア世代や女性など、若い男性だけではなく消防団を支えていかないと、これから厳しくなると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、学校再編について移らせていただきます。

小中一貫校、飯岡小、三川小、飯岡中の小中一貫校は選択肢にないということですけれども、できない理由などあったらちょっと教えていただきたいと思います。結構保護者の方から、ぜひ飯岡中の場所に、飯岡小、三川小、飯岡中を残してほしいというか、小中一貫校をやってほしいという意見を聞きますので、こういう理由で中学生の数が変わらないとか、そういう理由もあると思うんですけれども、できない理由を教えてください。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　小中一貫校につきましては、先ほども申し上げましたように、再編計画策定委員会で、メリット・デメリットを踏まえて検討いたしましたが、再編のほうでまず優先すべき最大の課題である児童・生徒の減少と財政規模の縮小による教育環境、学校への不均衡を解決するため適正規模・適正配置、これを最優先としたことから、学校再編基本方針では小中一貫校は想定しておりません。

永井議員が先ほど述べられました飯岡地区だけでは、将来の飯岡中学校の生徒数、これが少なくなると推計されておりまして、適正規模・適正配置にならないため、ご理解いただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　そうですね、飯岡小、三川小、飯岡中の合併だと、中学校の人数が変わらないということで、そういうことがネックなんだと思います。ただ、自分の町から中学校が消えてしまうという悲しさみたいなのもありますので、もし可能性があるのであれば、少し探っていただけるとありがたいと思います。

　では、再々質問になりますけれども、統合するということは廃校になる学校が出てきます。その学校の活用方法は、いつ、どなたが、どのように決めるのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　廃校となる学校の活用につきましては、地域の皆様の意見や要望を重視し、施設を有効活用できるよう検討してまいります。決定までの手順につきましては、まず、学校再編に合意をいただきました各学校で、地域の代表者で組織する地域検討会議を設置し、その会議の中で統合校への意見や要望の取りまとめ、その中で廃校の活用についてもご検討いただきたいと思います。その後、統合校に地域検討会議の代表者で組織する代表者会議を設置し、地域検討会議からの意見や要望を協議の上、具体的な活用方法を検討していただきます。

　こういった地域の皆様からの意見等を踏まえまして、地域性や財政状況などを総合的に判断し、最終的に市で決定しまして、整備、改修等を進めることになると思われます。

　以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　その地域検討会議なるものでいろいろ決めると思うんですけれども、幅広く皆様の意見を聞いていただいて、検討のテーブルにはのせていただきたいと思います。

　先日の子ども議会でも廃校利用については挙がっていましたけれども、水族館にするとか、あとは道の駅という意見だったと思います。そのほかにも、自分のところにも、こんなふうに使ったらいいんじゃないかなという意見をいただいていますので、ちょっと提案というか、ご紹介させていただきたいと思います。

　まず、廃校の体育館ですね。武道場にしてほしいという意見がございます。旭市には市の常設の武道場がありません。ぜひ体育館が空いたら一つはつくってほしいという意見がございます。畳の場所があると簡単に避難所にもなると思いますので、そういった面でも一つぐらい武道場があってもいいんじゃないかと感じております。

続きまして、老人ホームに使ってはという意見がございます。これから高齢者が増えていきますので、そういうニーズがあればぜひご検討ください。

あとは、先ほどの雇用の創出なんかでもあったんですけれども、レンタルオフィスですね、そういったものに使ってはどうかという意見もございました。気軽に起業ができて、そこに新たな雇用や産業が生まれるかもしれませんので、レンタルオフィスなどの意見がございました。あと、市営住宅にしてはどうかという意見もございます。これはいろいろ排水とか水周りとかで難しいかもしれないですけれども、そういう意見もございました。

そのほかには、芸術家の活動拠点にして、観光スポットにできないかというご意見です。こちらは芸術家にそこに滞在してもらって、そこでアート作品を創ってもらい、作品を残してもらう。そういうのを繰り返すことによって、その廃校が一つの美術館のように、あとはレガシーになっていくと思うんですね。毎年毎年違う作家がそこに住んで作品を創って、それがその学校に残っていく。そのような使い方も考えられるんじゃないでしょうか。

あとは撮影スポットとして、学校というのはとても需要があります。当市でも、先ほど常世田議員が質問されていましたけれども、ロケツーリズムなんかで学校が自由に使えるとロケもたくさん誘致できるんじゃないでしょうか。

あとは学校を撮影で使っても、普通の学校ですと、そこに観光客なんかは入れられないんですけれども、廃校の有効活用の場合は、撮影しない間は、そこは観光スポットとして、そこに入ることもできるということで、聖地化も考えられると思います。ほかにももっとよい活用方法があると思いますので、数件のパブリックコメントだけではなく、幅広く意見を募集してみたら、面白い意見が出てくるんじゃないかと思います。

では、次の項目に移りたいと思います。

雇用の確保について、様々な取組が現在もあるということですけれども、工業団地はもういっぱいということで、それ以外にも固定資産税の減免などでいろんな取組で雇用を創出したり企業を誘致したりしているということが分かりました。特に大学や専門学校を卒業した若者が魅力を感じるような企業が旭市に来てくれるとありがたいなと思うんですけれども、ＩＴベンチャー企業とか、あとはサテライトオフィスなど、そういうものを誘致することはできないでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　ＩＴベンチャー企業の誘致につきまして、具体的な方策につ

きましては現在のところございませんが、今ある制度を活用しての対応策としまして、まず昨年11月に制定しました旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の適用が考えられます。これは、過疎地域に指定された干潟地域への企業進出、設備投資等に対して課税免除措置が行われるもので、この中では情報サービス業も対象業種としておりますので、もし干潟地域において、ＩＴ事業者がサテライトオフィスを新設した場合なども税制優遇措置を受けることができますので、もし活用したいという企業がございましたら、こういったものも一つの受皿になり得るのかなというふうに思っております。

また、長期的なスパンですけれども、県で取組を進めております空き公共施設等を活用した企業誘致との連携が考えられます。ただいま議員のほうからも、子ども議会のいろいろな提案という中でも出てまいったことでございますけれども、県においては平成28年度より、県内の各市町村と連携して、市町村が有する空き公共施設等を活用した企業誘致のほうを進めているところでございます。本市では、今のところ企業誘致に活用可能な空き公共施設等の物件はございませんが、現在市が進めている公共施設等の再編の中で、将来的に利活用可能な空き公共施設等が生じた場合には、その情報を県と共有、連携しながら有効活用していくことが可能となりますので、空き公共施設の有効活用の観点も踏まえ、検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　とても前向きな回答をありがとうございます。

サテライトオフィスとかというのは、便利な田舎が選ばれると思います。都会の喧騒を忘れてテレワークなどを使って仕事もできると。旭市は食も豊富ですので、ぜひぜひそういう誘致ができるとありがたいです。今は使える公共施設等ないと思いますけれども、そういうものが出てきた際は検討をお願いいたします。

あとは古くなった普通の民家ですね、それらを改装してサテライトオフィスにしているような例もあると思いますので、そういうことも検討していただけるとありがたいです。

再々質問としては、そのほかに若者が帰ってくる方法などがあれば、もう一つお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　先ほども申し上げましたが、市内での就職を考えている方の受皿としましては、先ほど申し上げたような旭市雇用対策協議会における合同企業説明会で

あるとか、合同就職面接会を実施しております。合同企業説明会のほうは、例年４月に実施しておりまして、本年度は４月27日に東総文化会館において第５回目を実施しまして、288名の方が参加されました。

合同企業説明会は主に高校生を対象としておりますが、大学生及び一般の方も対象でありますので、実施の際にはポスターや案内チラシを、近隣高校のほか、県内の大学及び短大11校へ送付したり、報道機関へも情報提供するなどして周知を行っております。また、来月26日には合同就職面接会を開催予定で、こちらは市として中途就職希望者や大学生を対象にしておりまして、40名ほどの参加者を見込んでおります。このような事業を通じて、市内の雇用創出、就業の機会を広げていきたいと考えております。

そのほか、若者たちが地元へ戻って働きたいと感じるような環境づくり、先ほど議員のほうからもご提案ございましたいわゆるワーケーションというようなものかもしれません。そういったものであるとか、古民家を改修してのサテライトオフィスの誘致といったものも全国的には事例がございます。そういった先進事例を調べながら、今後研究してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　市内外に周知していただいているようですので、旭市にもっと就職してくれる、戻ってきてくれる若者が増えるといいなと思います。

あとは、本市では農業のＩターンやＵターンなども、Ｉターン・Ｕターン就農なども併せてありますので、若者が都会から戻って、旭市に戻ってきてよかったなというまちづくりをしていただきたいと思います。

続きまして、選挙公報について再質問させていただきます。

いろんな理由があって、アナログのほうが今は便利だということで、でも、だんだん変化してデジタルに進まれるかもしれないというご回答でした。日本は全体的にデジタル化が遅れていると思いますので、ぜひぜひ総務課のほうでは、できる限りデジタル化を進めていただけるとありがたいと思います。

ちょっと話は変わるんですけれども、選挙公報の配布方法について質問させていただきます。選挙公報は、今は新聞折り込みで配られています。あとはこういう公官庁とかに置かれたりしているんですけれども、だんだん新聞を取っている家庭も少なくなっていて、行き渡らないようになっていくと思うんですね。ですので、どこかの時点で、新聞折り込みではなく全戸配布など、そういう方法に切り替えたほうがいいのかなと思います。特に若い人は新

聞を取っていない人が多いので、選挙公報って何、見たことないよという人も多いと思いますので、時代に即した選挙公報、そういうのも考えていただきたいと思いますけれども、ご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　選挙公報の配布方法につきましては、議員おっしゃった新聞折り込みのほか、希望者への郵送、各公共施設への据置き、ホームページへの掲載など多様な入手手段を設けております。さらに、昨年12月実施の市議会議員選挙からは、ツイッターによる選挙公報の発信も始め、情報伝達の充実を図っているところです。

これからも配布方法については随時検討を行い、なるべく多くの方に選挙公報が行き渡るように検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ツイッターとかホームページなどを使って徐々にデジタル化もしていると感じます。これからもできる限り多くの人に見ていただけるように、ご配慮をお願いいたします。

以上で一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　以上で永井孝佳議員の一般質問を終わります。

自席へお戻りください。

会議は途中ですが、ここで３時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５４分

再開　午後　３時１０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　伊　藤　春　美

○議長（木内欽市）　続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（２番　伊藤春美　登壇）

○２番（伊藤春美）　議席番号２番、公明党伊藤春美でございます。令和４年第３回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

私からは、大きく２項目４点の質問をさせていただきます。

１項目め、骨髄バンクドナー登録の推進について、２項目め、保健・医療の充実について質問させていただきます。

１項目め、骨髄バンクドナー登録の推進について。

骨髄バンクは、血液の病気などのため、骨髄移植などが必要な患者と、骨髄の提供を希望するドナーをつなぐ公的事業です。適合するドナーが見つかる確率は、きょうだい間でも４人に１人、それ以外であれば数百人から数万人に１人とまれなため、骨髄移植を受けられない患者が少なくありません。移植を希望する全ての患者がチャンスを得るためには、一人でも多くの方々のドナー登録への協力が必要です。また、ドナーと移植を希望する患者に、骨髄・末梢血肝細胞の提供を希望する方です。

日本骨髄バンクのドナー登録者は全国で52万人、移植を待つ患者の約96％に適合するドナーが見つかる状況であり、一見、十分なドナー登録者が確保されているように思えます。しかし、骨髄ドナー登録は18歳から54歳までとなっているため、満55歳の誕生日を迎えると登録は取消しになります。現在、ドナー登録者は40代が最も多く、若年層の登録が伸び悩んでいるようです。提供可能年齢が54歳以下であることを踏まえると、現在40代の方が55歳となり、ドナー登録が取消しされた後、ドナー不足が発生し、移植件数の減少が懸念されます。そのため、さらなるドナー登録者の増加が課題となっています。

そこで、（１）本市の骨髄バンクについて、登録者の年齢別推移について伺います。

（２）本市の骨髄移植ドナー支援事業助成金について、実績実数と今後のドナー登録者の普及方法について伺います。

２項目め、保健・医療の充実について。

本市は、保健・医療の目指す姿として、市民一人ひとりの健康づくりを支援するとともに、地域医療機関との連携を図り、病気の重症化を予防し、健康の保持増進を推進しますと掲げられています。

日本人の平均寿命は、男性81.47歳、女性87.57歳と、共に過去最高を更新、高齢者人口に伴い、１人当たりの医療や介護費用も急増しています。こうした中で、自立した健康的な生活を送り続けるために、日々予防に心がけて健康寿命も伸ばしていくことが大切になります。

しかし、今、日本は２型糖尿病患者が世界の中でも第９位、糖尿病は一たび発症すると治癒することはなく、放置すると網膜症、腎症、神経障害などの合併症を引き起し、末期には失明したり、透析治療が必要となります。さらに、脳卒中、虚血性心疾患などの発症率を高め、ＱＯＬを著しく低下させるのみでなく、医療、経済的にも大きな負担を強いられていきます。糖尿病実態調査では、50歳を超えると顕著に増加し、成人の６人に１人が糖尿病、あるいはその予備群と報告されています。健康長寿を延伸するため、糖尿病の予防対策は国民的な課題となっています。

昨年、2021年６月、世界的な製薬大手ノボ・ノルディスク・ファーマが行う糖尿病の増加を抑制するためのＣＣＤプロジェクトに、38番目のパートナー都市として本市が選定されました。

そこで、（１）旭市における糖尿病対策ＣＣＤプロジェクトについて、その目的と進捗状況について伺います。

（２）本プロジェクトについて、今後の展開と取組を伺います。

以上で１回目の質問を終わります。再質問からは質問席にて行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　健康づくり課からは、１項目めの骨髄バンクドナー登録の推進について回答いたします。

初めに、（１）骨髄バンクの登録者数の推移についてお答えいたします。

市町村単位での詳細データがございませんので、公表されております骨髄バンクデータ集から県単位でのデータで回答いたします。

令和４年７月末日時点での千葉県のドナー登録者数は１万8,839人となっており、平成29年３月末日の１万3,981人と比較すると5,000人近く増加しています。

なお、旭市の登録者数は200人ほどと伺っております。

年代構成については、40歳代の登録者が最も多くなっております。また、全国の登録者数も同様の傾向で、特に40代後半の年齢層が最も多く、若年層での登録が少ない状況が確認できます。ドナー登録者は55歳の誕生日をもって末梢されますので、若い世代の登録者を増やすことが重要であると考えております。

続きまして、（２）の骨髄移植ドナー支援事業助成金の実績について回答いたします。

この助成制度は、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄及び末梢血管細胞の提供者に対し助成金を交付することにより、骨髄移植やドナー登録の推進を図ることを目的とし、令和元年度４月から開始したものとなります。

助成対象は、骨髄等の提供を完了した市民と骨髄提供ドナーが勤務するドナー休暇を与えた国内にある事業所としています。助成金額は、個人に対しては骨髄等の提供のための通院及び入院に要した日数１日につき２万円、上限が７日になっております。事業所に対してはドナーに与えたドナー休暇の日数１日につき１万円、上限が７日としています。

これまでの実績は、骨髄等を提供した市民に令和３年度に２件、28万円を交付しています。

ドナー登録への普及については、本制度の周知のほか、献血実施時の呼びかけと窓口や成人式でのパンフレットの配布、推進月間においてのポスターの掲示などを行っております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、企画政策課からは、大きな項目の２、保健・医療の充実についての（１）（２）について回答いたします。

まず、（１）ですが、目的と進捗状況ということでした。あと、市が何で選ばれたかという経緯を含めながら回答いたします。

ＣＣＤプロジェクトは、世界的な製薬メーカーであるノボ・ノルディスク・ファーマ株式会社が、社会貢献活動として世界の主要都市などで行っている２型糖尿病抑制事業となります。このＣＣＤプロジェクトが本市で行われることとなった経緯としては、ノボ社が日本でのＣＣＤプロジェクト実施を検討する中で、厚生労働省や内閣府にヒアリングを行った際に、生涯活躍のまち形成事業で優れた官民連携を行っている自治体として本市を高く評価する声があり、結果、本市が世界38番目のパートナー都市として選定されたところです。

本事業の実施に当たっては、昨年６月に本市と千葉大学医学部附属病院及びノボ社の３者による包括連携協定を締結し、「生涯活躍のまち・みらいあさひ」を主たるフィールドとして、ノボ社による支援の下、令和７年度までを事業期間として、糖尿病患者の発症抑制と重症化予防のための共同研究を進めてまいります。

次に、本事業の進捗状況ですが、昨年度は千葉大学病院による旭市の糖尿病患者の状況等についての基礎調査が行われました。今年度はこの調査結果を踏まえ、発症抑制と重症化予防それぞれについての具体的な市民へのアプローチ方法の検討が行われております。

このうち発症抑制については、保健・医療の側面だけでなく、広くまちづくりからのアプ

ローチが必要であることから、市では本年４月に若手・中堅職員による庁内横断のプロジェクトチーム旭市ＣＣＤプロジェクト推進チームを設置しました。プロジェクトチームでは、糖尿病発症の大きな原因である肥満について食事と運動の面からアプローチをすべく、そのためのパイロット事業の企画立案を、千葉大病院やノボ社に指導をいただきながら進めています。また、重症化予防については、糖尿病の重篤な合併症である糖尿病性腎症の予防プログラムの実施や、旭中央病院や医師会等との連携体制の構築について検討を行っております。

続きまして、（２）になります。今後の展開・取組として、発症抑制については、プロジェクトチームの企画立案によるパイロット事業を、今年度下半期から来年度にかけて実施し、その実施結果の効果検証を令和６年度に行った上で、市の施策として本格実施するか等の検討を行う予定となっています。

重症化予防については、先ほど申し上げた糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施し、これと併せて旭中央病院や医師会等との連携体制構築の検討を進めていきます。

千葉大学病院及びノボ社との協定期間は令和７年度までとなりますが、それ以降についても、本事業で得られた知見を活用しながら、市民の糖尿病対策、ひいては市民の健康増進にチーム旭、オール旭で取り組んでまいりたいと考えております。

また、本事業の研究成果は、千葉大病院により国内外の学会で発表される予定であり、そのほか厚生労働省などが実施する優良事例表彰への応募も検討していると伺っております。

本事業の実施により、市民の健康増進を図るだけでなく、旭市の名を国内外に認知していただく絶好の機会としても期待できますので、市としても積極的に本事業に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　１項目め（１）の再質問です。

ドナー登録できる年齢は18歳から54歳ですが、実際にドナー提供できる年齢は二十歳からです。2022年７月末時点で千葉県の二十歳から54歳の人口は284万9,000人、そのうち二十歳から54歳のドナー登録者は1,889人、千葉県の対象人口1,000人当たりにおける登録者は6.67人ということで、全国平均の9.63を下回っております。

先日、骨髄移植を必要とする木更津市の７歳の女の子のご両親が、適合者が見つからず、懸命にドナー登録を呼びかけておられました。７歳の子の命を救うため、一人でも多くの方に協力いただけることを願っております。そこで、ドナー登録の方法と手続きができる場所

を伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　骨髄バンクドナー登録は、日本赤十字社及び保健所が行うことになります。常時開設している県内の登録場所は、都市部にあります６か所の献血ルーム、長生、君津、印旛の３か所の保健所となっております。旭市では、献血を市の施設で平日に年９回程度、ショッピングセンター・サンモールで日曜日に年４回程度開催していますので、この献血実施の際に検査用の採血を行った上、ドナー登録が可能となっております。

なお、市役所での献血の際には、ドナー登録会を併設しておりますので、説明員の詳しい説明を受けて登録することもできます。

以上になります。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　平日以外でも献血やドナー登録ができることは、平日働いている方への周知及び推進につながりますので、引き続き推進のほうをよろしくお願いいたします。

ここで再々質問です。毎年10月は骨髄バンク推進月間と定めて、厚生労働省が中心となって骨髄移植に対する国民の理解を深め、骨髄バンクドナー登録を推進する啓発活動が行われていますが、本市は推進月間を活用してどのような啓発活動を行う予定があるか伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　千葉県骨髄バンク推進連絡会が、「いのちの輝き展」としてパネル展を県内各地で実施しております。市では強化月間に合わせ、９月20日から10月４日まで、本庁舎１階ロビーにおいて実施します。「いのちの輝き展」では、白血病などの病と戦う中で、生きたいという強い意志を込めた絵画や書などの展示のほか、骨髄移植により元気になった患者とドナーとが交換した手紙などを展示してまいります。骨髄移植等を必要とする患者を救うためには、一人でも多くのドナー登録が必要となりますので、ドナー登録の呼びかけ等の啓発活動に努めてまいります。

以上になります。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　本市で開催するパネル展は、ドナー推進に重要なことです。ぜひ多くの方、特に若い方にも見ていただけるよう徹底した周知をお願いいたします。また、今後もこ

のような取組を積極的に行うことでドナー登録者が増え、移植を待つ方に希望を届けられたらと思います。

それでは、次に（２）本市の骨髄ドナーへの助成制度について再質問いたします。

骨髄移植を希望する96％以上の患者に適合者が見つかるのですが、ドナー側の親族からの同意が得られない。仕事の影響がある、仕事の都合がつかない等、またほか住所不明など保留も多く、最終的に６割の方がドナーを辞退される現実があります。移植を待つ患者にとってつらいのは、ドナーが見つからないよりも同意をキャンセルされたことだと聞きました。これを何とか解決させていくための一つとして、善意で取っていただく有給休暇ではなく、特別休暇を取れるようにすることが普及の一つだと考えます。

そこで、本市または県内においてドナーをサポートするドナー休暇制度を設けている企業、事業者はどのくらいあるのか伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　日本骨髄バンクの公表データで回答させていただきます。

令和４年８月15日現在で、全国で732社がドナー休暇制度を導入しています。県内においては、千葉県に本社を置く企業数で５社となっております。市内の導入状況は把握しておりません。なお、市役所においては、平成17年の合併時点で既に職員の特別休暇としてドナー休暇制度を導入済みです。

以上になります。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　再々質問です。骨髄ドナーに登録されてから骨髄移植完了までの流れを伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　ドナー登録が済んだ後、患者とＨＬＡ型（ヒト白血球抗原）が適合するとお知らせの書類が郵送されます。本人の提供意思、家族の意向、日程や健康状態などのアンケートに答えて返送します。その後、確認検査として、骨髄バンクのコーディネーターと面談し、調整医師の問診と説明を受けます。ここで提供の意思に変わりがなければ、健康状態確認のため採血を実施します。確認検査から２か月後にドナー選定結果通知が届き、その一月後に最終同意として、コーディネーター、調整医師、立会人同席の下、本人、

家族の最終的な提供意思を確認いたします。

骨髄等の提供の３週間前までに採取施設で医師の詳しい健康診断が行われます。骨髄の提供の場合には、事前に自己血輸血のための採血をし、３泊４日程度の入院により骨髄採取を実施し、退院となります。

採取から二、三週間後に健康診断を実施し、骨髄提供プロセスが終了します。

以上になります。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　４回目の質問です。本市でも骨髄移植完了までのドナーと休暇を与えた事業所には、申請により助成金を交付しています。しかし、まれに患者の体調により、最終同意後に骨髄移植が中止になる場合があると聞きました。中止になると骨髄移植完了とならず、申請への条件に該当しません。

移植への準備に仕事を休み、検査等様々大変な思いをされてきていると思います。これではドナーへの確保がさらに低下してしまうのではないでしょうか。ドナーの支援なくして命はつながりません。そこで、骨髄等の提供に関わる最終同意を行った後も、当該骨髄等の提供が中止された方にも助成金の対象としていただけないか、市の見解を伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　茨城県の鉾田市や埼玉県など、最終同意後に骨髄等の提供が中止になった方へも助成金を交付している自治体もありますが、県内の市町村においては、県の骨髄移植における支援事業に基づき事業を実施しているため、骨髄提供全て完了した方に限定して助成金を交付しております。

今後は、県や県内市町村の動向を注視しながら、骨髄提供に至らなかった方への助成金を検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ぜひ県とも連携していただき、県内発の推進をリードしていただきたいと思います。

2019年２月に、日本水泳界のエース、池江璃花子選手が突然白血病を発表し、抗がん剤治療、造血幹細胞移植を受け、約10か月の入院生活を送り、12月に無事退院、競技に戻られて活躍中です。一人でも多くの方に登録してほしいと話されていたことは印象的です。骨髄バ

ンクの登録や普及啓発のために、提供しやすい環境整備を、これからも行政や自治体、市町村ができる限りの施策を講じ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、２項目め、保健・医療の充実について、（１）の再質問に移ります。

先ほどＣＣＤプロジェクトについて、本市が選ばれた経緯、目的、進捗状況を丁寧に伺うことができました。糖尿病早期発見、重症化予防の端緒には、定期的に健康状態を確認する機会の特定健診を受けることが重要ですが、本市の国保加入者の特定健診受診率から見えてくる現状を伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野　久）　伊藤議員の特定健診受診率の現状との再質問に対しまして、保険年金課から、旭市の特定健康診査の男女別受診率及び特定健康診査結果で糖尿病に関し、保健指導判定数値以上の方の割合についてご回答いたします。

まず、旭市国民健康保険特定健康診査における男女別の受診率について、平成30年度から順にお答えいたします。平成30年度の受診率は、男性41.0％、女性は51.3％、令和元年度の受診率は男性41.1％、女性は51.5％、令和２年度の受診率は男性32.1％、女性は39.6％、令和３年度の受診率は男性41.3％、女性は50.6％でした。

また、特定健診の対象となる40歳以上70歳未満の方の年代別受診率につきましては、直近の令和３年度の数値で回答させていただきます。40代の受診率は、男性30.3％、女性34.6％、50代の受診率は男性36.3％、女性43.6％、60代の受診率は男性40.7％、女性50.8％、70歳から75歳未満の方の受診率は男性50.6％、女性61.2％となっております。

次に、特定健康診査結果で糖尿病に関し保健指導判定数値以上の方の割合について、平成30年度から順にお答えいたします。平成30年度では8.0％、令和元年度では9.2％、令和２年度では9.5％、令和３年度では10.1％となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　指導の割合が年々増加しているのは顕著に現れています。また受診率も半分以下を切っているところから、ここで再質問させていただきます。

特定健康診査結果でヘモグロビンＡ１ｃが高い結果に出るなど保健指導レベルになると、改善のための特定保健指導が行われるわけですが、このようにパーセントも徐々に上がってきている中、どのようなアプローチ、また受診勧奨につなげているのか伺います。

○議長（木内欽市）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　血糖検査の結果が基準値より高い方に対しては、保健師や管理栄養士が家庭訪問や電話などで受診勧奨や食事、運動、禁煙、適量飲酒など生活習慣に関する指導を行います。その中で、国の定めた基準により動機づけ支援、積極的支援に選定された方へは、初回面接で行動目標を設定し、支援レベルに応じて１か月後、２か月後に電話支援を行い、３か月以上経過後に評価を行っています。

なお、基準値を大幅に超えた方へは緊急訪問を行い、早めの受診を勧めております。また、本人から同意が得られた方を対象に、かかりつけ医や旭中央病院糖尿病専門医と連携を図りながら、保健指導を行う糖尿病性腎症重症化予防プログラムも行っております。その他、健康づくり課が開催する運動教室や栄養教室の参加を勧め、生活習慣の改善に向けた指導を行っております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。

糖尿病、糖尿病予備群に該当した方の中には、生活習慣を変えることが面倒、食事習慣に関心はあるが改善するつもりはない、継続しない、挫折してしまう、様々理由が聞かれました。症状がなければ放置する危険性に実感が湧かないのかもしれません。保健指導後、未受診のままや治療中断になっていないか、期間を決めて切れ目のない継続的な受診勧奨をお願いしたいと思います。

次に、（２）について再質問いたします。本プロジェクトについて、今後の展開と取組をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　本プロジェクトの今後の展開と取組ということで、先ほど回答させていただいているんですが、もう一度回答いたしますか。

すみません、改めて回答いたします。

今後の展開、取組としまして、発症抑制については、プロジェクトチームの企画立案によるパイロット事業を今年度下半期から来年度にかけて実施し、その実施結果の効果検証を令和６年度に行った上で、市の施策として本格実施するか等の検討を行う予定となっております。重症化予防については、先ほど申し上げた糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施し、

これと併せて旭中央病院や医師会等との連携体制構築の検討を進めていきます。

千葉大学病院及びノボ社との協定期間は令和７年度までとなりますが、それ以降についても本事業で得られた知見を活用しながら、市民の糖尿病対策、ひいては広く市民の健康増進にチーム旭、オール旭で取り組んでまいりたいと考えております。

また、本事業の研究成果は、千葉大病院により国内外の学会で発表される予定であり、その他厚生労働省などが実施する優良事例表彰への応募も検討していると伺っております。

本事業の実施により、市民の健康増進を図るだけでなく、旭市の名を国内外に認知していただく絶好の機会としても期待できますので、市としても積極的に本事業に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　繰り返しありがとうございました。

２型糖尿病は、ある日突然血糖値が高くなるのではなく、ゆっくり何年もかかって血糖値が高くなり、糖尿病に至ります。サイレントキラーと呼ばれるように、かなり進行しなければ自覚症状がありません。糖尿病の指標であるヘモグロビンＡ１ｃについて、知る、測る、コントロールするというセットの啓発が効果的と考えます。

国立国際医療研究センターは、主に働き盛りの世代での糖尿病の予防対策を支援するために、３年以内に２型糖尿病を発症する確率を表示する糖尿病リスク予測ツールを公開しております。健康診断のデータを用いた自分の糖尿病発症リスクを把握することで、多くの人が食事や運動といった生活習慣の改善に自ら気づき取り組むきっかけになると期待しています。また、20代から30代の若い人たちに対しても意識啓発になると思います。ぜひ糖尿病リスク予測ツールを旭市ホームページに掲載してはどうか、また糖尿病に関する情報、人工透析に伴うＱＯＬの低下、予防のための特定健診の重要性やその勧めなど、文字のみでなくイメージしやすいように動画による情報提供からの意識啓発も有効と考えますが、見解を伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　現在、糖尿病に特化したホームページは作成しておりませんが、今後、糖尿病リスク予測ツールを含めた糖尿病予防に関する情報を一まとめにしてホームページに掲載したり、ＣＣＤプロジェクトと連携しながら啓発していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　糖尿病重症化を抑制、改善させることは、医療費適正化もありますが、人生100年時代、健康長寿の延伸は、個人の生活の質を高める効果に加え、将来の不安を解消することにつながります。この上でのＣＣＤプロジェクトの取組に期待したいと思います。そして健康豊かな健康長寿の旭市になりますよう、市民一人ひとりが健康予防に注意をしていきたいと思います。そのための周知を引き続きよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わりにいたします。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市）　これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時４８分

令和４年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第４号）

令和４年９月１３日（火曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（１９名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１６番	伊　藤　房　代	１７番	向　後　悦　世
１８番	景　山　岩三郎	１９番	木　内　欽　市
２０番	松　木　源太郎		

欠席議員（１名）

１５番　宮　澤　芳　雄

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	諸　持　耕太郎	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	榎　澤　　茂	総　務　課　長	小　倉　直　志

企画政策課長	柴　栄男	財政課長	山崎剛成
市民生活課長	向後利胤	環境課長	髙根浩司
健康づくり課長	齊藤孝一	社会福祉課長	椎名　隆
子育て支援課長	多田英子	商工観光課長	大八木利武
農水産課長	池田勝紀	建設課長	浪川正彦
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	小澤　隆
教育総務課長	向後　稔	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（木内欽市）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　飯　嶋　正　利

○議長（木内欽市）　通告順により、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（１４番　飯嶋正利　登壇）

○１４番（飯嶋正利）　おはようございます。議席番号14番、飯嶋でございます。

令和４年第３回定例会において一般質問を行います。

今年は、梅雨明けが早く、連日猛暑が続きました。そんな中、７月８日、一発の凶弾により一人の政治家がお亡くなりになりました。元日本国内閣総理大臣、安倍晋三さん。亡くなられてからの報道については、少し残念に思います。まだまだやり残したものがあったのではないかなと思います。日本人に日本人の誇りを取り戻してくれた唯一無二の政治家であったと思います。心より哀悼の誠をささげ、ご冥福をお祈りいたします。

それでは、一般質問に入ります。

１点目、農業振興について。

一昨年の原油高から、それに加え、ウクライナ問題、いろんな問題が続いて、農業は本当にだいぶ厳しい状況にあります。物によっては２倍、３倍というような形になっております。それに対して、市のほうの対策をどういうふうに考えているのかなというふうに聞きたいと

思います。お願いいたします。

２点目、これは昨年にもお聞きしたんですが、米価、主食用米について援助ができないか。

昨年、香取市では、食料米について若干の上乗せがありました。当市でも考えていただいていいのではないかなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

小さな３番目、飼料用米について、現状と昨年からの変更点をお伺いいたします。

小さな４番目、耕作放棄地について、推移と現状はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

大きな２番目、道の駅について。

道の駅は、全国から大変多くのお客様をお迎えしております。１点目、７月に私が行ったときに、この芝生広場の管理についてということで、あれなんですが、だいぶ荒れていたということで、お客様を迎える道の駅ですので、その辺のところの管理についてお伺いしたいと思います。

小さな２点目、道の駅ではキャッシュレス決済を導入できないかということで、きらか以外の電子マネーの導入について予定があるかお伺いしたいと思います。

大きな３番目、市長公約についてということで、ちょうど米本市長も１年ちょっと過ぎて、公約が幾らか実現しつつあるものもあると思うんですが、オール旭でまちづくりだとか、よりよい形で次世代につなぐと、そういう公約ではなくて、実質お金が動く、その公約について、どういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

１番目、学校給食の完全無料化や結婚祝い金の100万円の支給について、検討の状況はということでお伺いしたいと思います。

小さな２点目、市長が替わります、例えば今回、明智さんから米本市長にということで。その折に、前市長の公約であったものがそのまま続いているものもあるということで、やはり市長が替わって、その間に、検証をしてよりよい形にして次のものに持っていくというようなことが必要ではないかなというふうに考えております。

昨日もたしか学校いきいきプランだとか、今回の体育祭など、変更があると、ちょうどタイムリーな話ではあるのかなというふうに考えております。執行部の考え方をお聞きしたいと思います。

再質問は、そちらの席でお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　おはようございます。

私からは、質問事項の３、市長の選挙公約についての（２）について答弁申し上げます。

私が選挙時に掲げた「豊かな旭を次世代へつなぐために」に関する六つのまちづくり方針については、就任後、全庁各課を対象にヒアリングを実施いたしました。前市長から引き継いだ既存事業について、私のまちづくり方針と合致しているか、継続するか否かなどを検証し、足りない部分があれば補い、必要に応じて見直すなど、課題や問題点を整理したところであります。

新たに実施した事業としましては、人口減少対策として、ストップ少子化大作戦に掲げる各事業を実施しているところであります。この事業は、前市長が協議を始め、私が引き継いで実現した事業であります。このほか、ロケツーリズムを推進し、市の知名度の向上や観光客などの増加を図るため、あさひロケーションサービス協議会を発足いたしました。

スポーツの分野では、市民体育祭を大幅にリニューアルした参加型のイベント、あさひスポーツフェスティバル2022を開催し、市民の健康づくりと絆づくりに取り組んでまいります。

また、チーム旭による市政運営を目指し、様々な年齢層を対象に市民との対話集会を開催し、市民の皆様と意見交換を実施しております。対話の中で出た意見や要望などを精査し、既存事業の見直しや新規事業としての取組等を検討してまいります。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは農水産課から、１項目めの農業振興についてお答えいたします。

（１）番の肥料や生産資材の高騰対策、それについて市はどのように対応していくのかと、それと（２）番の米価対策、それから（３）番の飼料用米の昨年からの変更点というところで、この三つについて順に回答したいと思います。

まず、（１）番のほうなんですけれども、国・県の状況から説明しながら回答したいと思います。

一応、国では、農業資材等の価格高騰対策について、本年度、燃油価格の高騰対策として施設園芸セーフティネット構築事業を実施しております。また、肥料価格の高騰に対する事業も10月をめどに実施する予定です。千葉県においては、本年度中に国の肥料価格高騰対策事業への上乗せ支援を実施するほか、燃油や資材の価格高騰に対する事業も実施する予定です。

これを踏まえてということなんですが、肥料や農業生産資材については、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、円安など様々な要因により価格が高騰しているところです。市では、昨年度、燃油価格の高騰に対する支援として、旭市施設園芸暖房用燃料高騰対策事業、こちらを実施し、市内農業者に対し燃油購入費の一部を支援したところです。引き続き農業生産資材等の価格動向を注視するとともに、国や県などの価格高騰対策支援の情報収集に努め、生産者に対し周知を図りたいと考えております。

続きまして、項目の２番、米価対策の関係です。

現在市では、国の水田活用の直接支払交付金を活用し、主食用米からの作付転換を推進し、主食用米の需給調整による米価の維持と稲作経営の安定化を図っているところです。本市の湿田地帯という特徴を生かし、飼料用米を特に推進しており、本年の飼料用米の作付面積は754ヘクタールで、昨年比156ヘクタールの増加となっております。引き続き主食用米からの作付転換を推進し、米価の維持と稲作経営の安定化を図っていきたいと考えております。

また、生産者の皆様に対し、米価下落の備えとしてナラシ対策、それから収入保険制度を周知し、加入促進を図ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

続きまして、（３）番、飼料用米の関係です。

飼料用米の取組に対しましては、市の単独補助事業のほか、国の水田活用の直接支払交付金や県の飼料用米等生産支援事業等により支援を実施しております。飼料用米に対する支援の内容に変更のあった主なものについては、国の交付金において、飼料用米の複数年の取組に対する支援が10アール１万2,000円から10アール6,000円に変更となりました。また、今後５年間に一度も水張りを行わない農地は交付対象水田としないこととなりました。

次に、千葉県の支援については、飼料用米へ新たに取り組む面積に対し、多収品種が10アール１万円、多収品種以外が10アール6,000円の支援でしたが、一律10アール5,000円と変更になりました。

以上です。

○議長（木内欽市）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　農業委員会事務局からは、１、農業振興についての（４）耕作放棄地について、推移と現状はというご質問についてお答えいたします。

農業委員会で把握しております再生可能な遊休農地の面積の推移につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により農地等の利用の最適化の推進が必須業務に位置づけられました平成29年度当初、遊休農地は87.1ヘクタールでしたが、令和２年度末では79.4ヘクター

ルとなっております。毎年、調査によって新たに発見される遊休農地はありますが、解消となった面積が上回っていることから、おおむね２ヘクタール程度ずつですが、減少となっております。

現状といたしましては、遊休農地の発生防止及び解消に努めておりますが、毎年の農地パトロールによって新たに遊休農地が発見されている状況です。

なお、遊休農地発生の要因として、高齢化による労働力不足、土地の条件が悪く農地の受け手がいないことなどが考えられるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　企画政策課からは、大きな項目の２、道の駅についての（１）、（２）についてお答えします。

まず、（１）になります。

道の駅季楽里あさひの芝生広場をはじめ、建物、駐車場、樹木など関連施設につきましては、指定管理者である株式会社季楽里あさひに管理を委託しております。芝生広場の除草等は、株式会社季楽里あさひから市内事業者に年間契約をしており、芝生広場の除草作業を３回、松の剪定を２回、生け垣の刈り込みを１回業務委託しております。

なお、今年度につきましては、作業が遅くなってしまったため、７月上旬に職員が草刈りを実施したところです。

また、芝生広場の雑草につきましては、繁茂期以外の時期は職員が除草作業を行っております。

続きまして、（２）になります。

道の駅季楽里あさひでは、令和３年６月にレジシステムの更新を行い、その際に様々なキャッシュレス決済の導入を検討いたしました。その結果、市内及び近隣自治体の利用者・リピーターが多いこと、手数料率等を考慮し、道の駅季楽里あさひの直売所のみで利用できる現金チャージ式のプリペイドカードきらかを導入したところです。

しかし、現在使用していますレジシステムは様々なキャッシュレス決済への対応も可能ですので、来場者のニーズ、手数料率の動向等を踏まえ、新たな決済方法の導入を会社と共に検討したいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課からは、３の（１）のうち学校給食費の無償化の検討状況についてお答えいたします。

本市では、現在第３子以降の給食費無償化を実施し、保護者の負担軽減に努めておりますが、さらなる給食費の無償化について、これまでも県内市町村の状況等を調査し、検討を重ねてまいりました。

県では、本年６月に千葉県知事が学校給食費の無償化の検討を表明し、それに伴う財政措置について９月補正予算案を県議会に提案を予定しているところであります。県の無償化の実施内容は、第３子以降を来年１月から３か月間無償化するとのことですが、その第３子の捉え方が本市の第３子無償化と同じなのか、また来年４月以降も実施するのかなど不明な点もあり、現在情報収集を行うとともに、市の負担額など様々なシミュレーションをしている状況であります。

以上です。

○議長（木内欽市）　市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤）　大きい３の（１）のうち結婚祝い金につきましては、市民生活課よりお答えいたします。

結婚祝い金の支給を本市で実施する場合、新規事業での導入となります。直接的な祝い金の支給ではございませんが、近隣の銚子市などでは国の補助事業を活用して結婚新生活支援事業を実施しており、新婚夫婦が新たな生活を始めるための支援として、新居の購入費、アパートの家賃、引っ越し費用等の一部に対して30万円を上限に助成しているとのことです。

本市におきましても、結婚祝い金として支給する事業の実施検討に際しまして、この結婚新生活支援事業の活用を軸に協議をしてまいりましたが、現時点におきまして婚姻に伴う住宅取得費用等に限り適用とするもので、結婚祝い金として現金や金券等で支給するものは対象外とされており、本市が考える事業内容での拡充は行われておりません。

引き続き国や県の動向を注視しながら、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　ありがとうございました。

それでは、１点目から再質させていただきます。

今回、たしか補正予算で、世帯主に１万円、その家族に5,000円というふうな形で支援が出ているという形になるんですが、やはり農業はいろんな物価に対して上乗せができないじ

ゃないですか。例えば、人件費が上がった、いろいろ上がったと。サラリーマンは今は人件費が上がって、少しずつ上がってはおるんですが、そういうところに比べ、例えば農業、第一次産業ですね、それと例えば中小企業などはそれになかなか上乗せができない。そういったものに対して、さらなる援助、支援をしていくお考えはありませんか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　確かに、いろいろ資材、生産資材、いろいろ上がっていまして、なかなかそれが農産物に対して価格転嫁ができていないというのが一般的な状況になっていると思います。

なかなかそこへ直接的には支援というのは、ちょっといろいろ考えていかなければいけないところなんですが、一応今回も、飯嶋議員がおっしゃったとおり、市民全体を対象とした独自の支援ということで今回補正予算を盛らせていただいているので、その辺の状況を鑑みてさらに支援が必要であるということであれば、都度市のほうでも考えながら進めていきたいと思います。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　７月に香取市では、農家、中小企業、これはもう昨年のコロナ補正になるのかな、額も大きかったですからね、３倍の助成をするというふうに発表しましたが、今回それに、その次のコロナの補正で今回旭市はなっているんですが、旭市には大きな財調という貯金があります。たしか前明智市長が市長になったとき、財調は20億円程度だったのではないかな。実質公債費も十七、八、たしかあったような気がいたします。

この12年の間に、約５倍の、４倍、５倍の財調を積んで、もう市長もやはりそれにはプレッシャーがかかっていると思うんです。前市長は行政面でそれだけの手腕を発揮した、それでも、最後には不信任案を出されるんです。行政面に何の落ち度もない、個人的に何の落ち度もない、そんな中で、賛同する議員もおるんです。市長も大変だと思いますよ、ちょっとミスれば、不信任案を出されたりしますから。でも、それに対して今、市民は本当に困っていると思うんです。その辺に関して、もう一度ご一考いただけるというのはありませんか。お願いいたします。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　市の財政のほうも、財調のほうもそこそこ積み上がっているとい

うことで、この使い道ということでは、これからいろんな方面から、農業にかかわらず、いろいろ考えていかなければいけないなというところでは思います。どちらにしても、農業、農水産課としては、それらの支援という国・県の対策を十分に理解して、それをアナウンスして、よく使っていただくという方向で進めていきたいと。

また一方で、今こういった状況、かなりいろんな、国際情勢とかで、農業のほうが結構リスクを伴うことが多いという中で、個人事業者としてリスクマネジメントというのはやっぱり考えていってほしいなというところで、例えば農業に関しましては、いろんなセーフティネットの制度がございます。

例えば、代表的にいえば、収入保険制度なんかも今県のほうも推奨しておりますので、そういったリスクマネジメントという部分で考えたいろんなセーフティネット資金のほうも、こちらの活用のほうもアナウンスしていきながら、側面から農業者を支援していきたいと、そういうふうに思います。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　当市は、農業生産高全国６位です。やはり、千葉県の農業をこの旭市が引っ張るべきではないのかなというふうに考えます。国・県、その辺の支援を待たないで独自の支援ができるような、そういうスムーズな体制を取っていただきたいなと思います。これは答弁は結構です。

２点目、米価対策についてということで、主食用米、昨年もたしかお願いを課長にはしたと思うんですが、主食用米についてもう少し援助ができないのかなというふうな形で。

水田、この水田の持っている保水力、このポテンシャルは本当に大きなものがあって、これが地元の保水につながってある程度の治水で収まっているというふうなことも考えながら、米価について考えていただけるような時代が来ればいいなというふうには思っているんですが、なかなか需給バランスでしか、米価のほうはこれもついてきません。

でも、やっぱりどうしても、収穫の秋だとか子どもたちに教えるときに、餌米だけで本当にいいのかなというふうに考えます。再度支援を求めていきたいんですが、市のお考えはいかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　米価の下落なんですけれども、これはやっぱり需要と供給のバランスがもうずっと崩れていくというところで、お米の消費も昭和40年代の前半は２俵、平均

１人年間消費量が２俵くらい食べていたんですけれども、今は１俵を切っているという状況です。60キロ以下になっているという状況ですね。

それに反比例して、昭和40年代からいろんな生産ほ場の整備も進んで、農業機械なんかも高度化して、生産効率が相当上がってきて、お米もどんどん作りやすくなってきてというところで、どんどん需要と供給のバランスがかけ離れているというところも一つの要因だと思います。

そういった中で、一応国の政策に沿いながら、沿ったほうがいろんな交付金を活用できますので、そういう需給調整というところで旭市としては飼料用米というところに特化しながら、そういった部分で側面から支援をしているところです。

昨今、昨年ですね、特に米価のほうがかなり下がったというところで、今年についてはだんだん概算金のほうも、500円から1,500円くらい上がるという情報はあります。また、一応国のほうでも、需給のバランスを取るために、昨年産よりも3.9万ヘクタール、これを減らしていこうという目標の中で、６月の末において4.3万ヘクタール、この国の目標は一応達成しているという中で、先ほど議員がおっしゃっていたように、その価格転嫁という部分で消費者のほうの理解がなかなか進んでいないというのが一つの要因だと思います。

ちょっとその辺の、米価もだんだん概算金のほうが上がってきているという状況も踏まえながら、これからも市のほうとその辺を見ながら考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　ありがとうございます。なるべくそういった形を取っていただければありがたいのかなというふうに思っております。

それでは、３番目、飼料用米についていただきました。３年継続、農畜連携だとかその辺の枠、あれは県のほうの枠取りだということだと言っていた。だいぶ個人の手取りが下がっているというふうなことなんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　飼料用米の取組についてということですか。

国のほうは、要は３年契約だとか専用品種の縛りという部分が単価的に下がってきていますが、それほど大きな影響ではないと今は考えています。恐らく、だんだん国のほうもそういった専用品種のほうに特化するとか、飼料用米の制度についてですね、主食用米だとその

まま、飼料用米と言いながら主食にもしかしてという部分もあるので、だんだんそういう世界に、国も考えているのかなと思います。

そのほかにも、国がみどり戦略とかいろいろ言っていますので、その辺は絡みながら、引き続きうちのほうとしては、飼料用米で需給バランスの確保、米価安定というところで支援していければなと考えます。

以上です。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　その辺でしっかり、枠というんですかね、その辺もしっかり確保していただいて、きっちり手取りが取れるような形を取っていただきたい。

今現在、ウクライナの問題があって、実は家畜飼料が１トン当たり８万7,000円です。輸入のトウモロコシが１トン６万円です。飼料用米は２万円です。これ、もう少しその部分、値段の交渉のテーブルにもうちょっと上手につけないかと。だいぶ大きな開きがあると思うんですが、なかなか農家は交渉にたけていないということで、その辺にかけて、例えば農産課が間に入るとか、そういった考えはないでしょうか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　飼料用米の買取り価格については、飼料用米の利用者協議会と生産者協議会による価格協議、これで決定しているところです。

なお、市内で生産された飼料用米については、取組が始まった平成20年度から、旭市飼料用米利用者協議会により安定的に買取りを実施しているところであります。これは、平成20年度から一応飼料用米というところで、旭市は田んぼもたくさんありますし、畜産農家もかなりあるという中で、そういったいろんな中、考えていく中で、飼料用米というのが旭市に一番合っているんじゃないかという。

ただし、これは畜産農家さんの協力がないとなかなか進まないというところで、それで、今キロ20円くらいで買い取っていると思うんですけれども、平成20年に開始した頃は実は、例えばトウモロコシとか大豆が輸入飼料なんですけれども、当時26円、27円のときに、利用者協議会の畜産農家様には、この制度を続けていきたい、続けていくのが旭市のためになるという思いから、そういった中で50円という破格の金額で買取りをしていただいたという経緯もありますので、また、いろいろ農業経営をやる中で、その都度都度いろんな金額の乱高下があるとなかなか見通しもちょっと立てづらいのかなというところもありますので、長い

スパンで、時には高いときもあれば時には安いときもあるという中で、畜産農家さん、双方の間を取りながら、基本的には買ってくれる人と売る人の間の協議会の中での価格の決定になると思うんですが、そういう形で、そういった中で市として言える部分は言っていければと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　今の課長のお話ですと、例えば課長なりに、例えば今飼料用米のレベルが農家にとって適正な価格だというふうにお考えでしょうか。

今、現状として、農村部、うちのほうも農村部です。農業の中心になっているのは、皆さん75歳程度の人だといっている。あと10年後、食料米を作れと、お米を作れといっても、できない人がいっぱいいると思うんですよね。その辺10年後を見越して、もう一度農産課のほうより答弁いただきたいなというふうに考えます。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　10年後の農業をどう考えるかということなんですが、現在新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、円安など様々な問題によって、農業資材の価格が高騰だとか、農業に及ぼす影響もかなり大きいと考えています。

市では、主要な産業、基幹産業である農業を守っていきながら、農業の振興を図るために引き続き地域の担い手である認定農業者の育成や後継者の確保をするとともに、経営が安定するための総合的な支援を進めていきたいと考えております。

また、産地の生産力を強化するため、農産物の安定供給や省力・低コスト化技術による生産性の向上、農業経営の規模拡大への支援に取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　改めてよろしくお願いいたします。

それでは、次の項目に入っていきたいなというふうに思います。

一つ飛ばして、耕作放棄地、やはり一つの原因は米価の下落ではないかなというふうに考えております。

農地には、改良区によって賦課金というものがかかっております。農家を辞めるときには清算金と、いろんな面でお金がかかっています。約お米１俵分、これはもう田畑問わずかかっておるということで、一市町村で考えられることではないんですが、このそれぞれの賦課

金についても、飯嶋、どうにかしろよという声も少しずつ聞いております。

かけるほうは、かけるだけの根拠があってかけているわけです。ただ、お米を生産しているところと不耕作地と全部同じに、一律にお金が上げられるのかなというふうに考えると、やはり少し考えていかなくちゃいけない。

こういった話は、もちろん農産課のほうにしても、なかなか、これは農家サイドの話ですので。ただ、県を交えて、市町村同士だとか、そういった協議をする場の間を取っていただけるような、このような会議はできないでしょうか。お願いいたします。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　土地改良区の賦課金については、各土地改良区が土地改良法に基づきながら、農業水利施設の維持管理等に充てるため地区内の農地に賦課するものとなっています。また、耕作放棄地、耕作していない土地であっても、農地である限り賦課金が必要となっている、そういった状況だと思います。

基本的に、土地改良区が決める賦課金のことなんですが、基本的には受益者、農業者の代表である理事さん、そういったのがいて、最終的には土地改良区の総代会で民意を吸い取って価格決定されているというところでございますので、賦課金の取扱いについては市が各土地改良区の間に入ってちょっと物申すのはなかなか難しいんですが、いろいろ機会を捉えて、そういった意見があるというところは伝えていければと考えております。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　よろしくお願いいたします。

今、旭市には四つの土地改良区があるのかな、たしか、大きなものは干潟と大利根という形で。この分の補助事業の割合の出方がだいぶ違う、土地改良区からですね。そうすると、例えば不耕作地、うちはお米を作らないから水はいらないんだよというと、補助事業はできません、その地区ですね。

そういったことも考えて、これも先ほど来のあれにはなってしまうんですが、統一ができないかなと。それにも、どういうふうな、どっからどういうふうに話をしていけばいいのかなと。途中までは同じ補助事業の積立ての仕方なんですが、最終的なものが若干違うような気がいたします。その辺についても、農産課のほうにご尽力いただけるとありがたいなというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　土地改良法に伴ういろんな負担金の関係ですけれども、この辺もやはりそれぞれの土地改良区の事業規模だとか受益者の数だとか、そういったもので決まってくるものだと考えております。

繰り返しになってしまいますが、なかなかそこに市が介入していくというのはちょっと難しい部分はあると思いますが、重ねてになりますが、そういった要望というか、こういった声が農業者から上がっているよというところで、そういったことを伝えていければと考えております。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　これはもう市長にお願いなんですが、農業のいろんな問題があると思うんです。そういった問題を協議する場といいますか、議員も分からない部分はあると思います。そういった面で、協議会に例えば事務局が出てくれるとか、そういったものを少し考えていただけると本当にありがたいなというふうに思っているんですが、いきなりこれを一度に振られて市長がどうのこうのという、先行きはどうなんでしょうか、ちょっと市長、お答えいただけるとありがたいなというふうに考えております。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　先ほども申し上げましたが、私といたしましては、チーム旭による市政運営を目指し、様々な年齢層を対象に市民との対話集会を開催しと申し上げているところでございます。その一つとして、農業者の方々との対話もしていければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　ありがとうございます。農業者の励みになるなというふうに考えております。

それでは、大きな２点目、道の駅についてということで、実は７月に私がちょうど道の駅に行ったときに、草のところとかだいぶあれしていたということで、やはり道の駅は全国から、今110万人を超えていますよね、たしかね、来場者をお迎えしている場所です。やはり、本当に毎月のように管理してもらっても、さっきの伐採なんかでも、もうちょっと多くやってもらってもいいような気がするんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　管理の回数をということでした。比較的大きなものは業者委託をしておりますし、細かな部分については職員が対応しておりますので、その辺はまた会社のほうと協議をして、協議というか話をして、手入れ、管理をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　その業者委託のほうも、できれば回数のほうも、やはりそういうふうにお伺いするところなので、ちょっとご一考いただければありがたいなというふうに考えています。よろしくお願いします。答弁は結構です。

次は２番目です。電子マネーの導入についてということで、少しまだ考える余裕はあるということですから、まだ、だいぶ私の周りでも何で使えないのというふうな話があるんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　先ほども申し上げましたけれども、キャッシュレス決済、いろいろ検討はしてきております。昨今、やはりキャッシュレス決済の要望というのは声が多くなっていると感じておりますので、こちらにつきましても、会社のほうとその部分は検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　私自体もこの電子マネーとかって、やっぱりキャッシュレスとかをあまり使わないのでよく分からないんですが、私の周りにはだいぶこういった方が多くて、できれば、そういった希望があるのでということでご一考いただければありがたいなと。これも答弁は結構です。

それでは、３番目の市長公約についてということで、先ほどは市長により答弁いただきまして、ありがとうございます。市長には、１点目、２点目を合わせて答弁いただいた形になるのかなというふうに思います。

先ほど来この１点目、給食の完全無料化、そのほかに、今度は結婚祝い金という形で、先ほど１点目でも話をしたんですが、まさに旭市には財調もある。今年度はたしか16億円ですか、もあります。通常であれば、財調に積むのがというふうに思うんです。その財調に積む

か積まないかというのは市長の考え方です。

やはりお金はあるんですよ。あるんです。だから、ここに来て思い切って財政出動、例えば結婚祝い金などは一度に100万円という形じゃなくて、定住していただかなければいけないんだから、やはり引っ越し祝い金、例えば中学にお祝い金だとか、いろんな形での支給は考えられると思うんですが、その辺のところもいかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　学校給食の無償化や結婚祝い金の支給につきましては、事業費も大変大きく、恒久的な財源の確保も必要となりますので、将来的な市民の負担等も考慮しながら、国や県の支援制度の活用も含め、引き続き検討していきたいと考えております。

財政調整基金につきましては、これまでも本市独自の新型コロナウイルス感染症対策事業など、各種経済対策や子育て支援に活用してまいりました。また、補正予算として提案いたしておりますが、物価高騰の影響を受けている市民の生活支援のため、物価高騰対策臨時特別給付事業について、一般財源の充当を予定しているところでございます。

財政調整基金は、貴重な財源でありますので、今後も真に市民の皆様にとって必要な支援や各種事業を見極めて、効果的な活用をしてまいりたいと考えております。

また、今後学校や保育所の統廃合などを含め、大規模なインフラ整備にも備えなければなりませんので、そのようなことも十分考慮しながら活用してまいります。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　ありがとうございます。

昨年ですね、選挙戦、ああいうところは、たしか30億円だとか40億円だとか財調を出すんだと。それに支援した議員もいらっしゃいます。それを考えれば、このところですね、財調、市長が財調のことを出しても、誰も文句を言う人はいないと思うんです。

例えば、給食費は２億3,000万円かかるといいますが、10年以上かかった、23億円かかったということでも、多分それで文句を言う人がどれだけいるかということだと思うんです。その間の財調もあるだろうし、もちろん先行している市町村もあります。県のほうも、公約があるわけですから、追従してくるはずです。早めのご一考をいただければありがたいなと。これは答弁は結構です。よろしくお願いいたします。

２点目です。前市長の公約というのを見直さないのかと。

例えば、紙おむつ給付事業など幾つかあると思うんですが、もう12年前、明智市長のとき

のたしか公約だったはずだなと思います。人数も約半分ぐらいになったのかなと、支給額も。だから、予算ももちろん小さくなっている、そういうふうに思うんですが、その間、例えば紙おむつじゃなくて、ミルクだとかお尻拭きだとか、そういったものに代替えできないのかなという意見もあったと思うんですよね。

その辺のところを、今回体育祭のほうも見直しをかけて検証しております。その部分、そういった面で、よりよい形で予算が足りているのかなと、足りていなければ、やっぱりそこにつけていかなくちゃいけない。

もちろん、給付事業ですから評判の悪い話は絶対ないわけです。その辺のところも含めて、いかがでしょうか、これからも考えていく必要、昨日もたしか学校いきいきプラン等々を見直さなくていいのかというふうな話もあったと思うんですが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　先ほども答弁申し上げましたが、今後におきましても既存事業については常に検証し、必要に応じて制度の見直しをすることが重要であると考えております。

各種事業の実施に当たっては、市民のニーズや議会の皆様の意見などを参考にし、よりよいものとなるよう取り組んでまいります。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　締めに市長の答弁をいただいたので、一般質問のほうを終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　以上で飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

飯嶋正利議員は自席へお戻りください。

◇　松　木　源太郎

○議長（木内欽市）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の松木源太郎です。令和４年、2022年第３回定例会に当たり、市政に関する一般質問をいたします。

１、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスが感染して、中国から世界中に広がり、もうすぐ丸３年になります。

現在は、当初のウイルスから変異したオミクロン株で、第７波の感染が多少収束しつつある状態です。しかし、旭市においては、最高の感染者数が１日160人の日もありました。９月９日までの感染者累計は7,322人です。旭市の人口の１割を超えております。９月８日には、入院中16人、自宅療養468人、入院・ホテル療養等調整中26人、ホテル療養７人、退院・療養解除・死亡6,738人です。まだまだ収まる兆しは見えません。

11日の千葉日報によれば、海匝保健所管内、銚子市、旭市、匝瑳市の病院で58人の感染が分かり、クラスターと認定されました。当病院の同意が得られず、所在地、施設名とも非公表です。これでは関係ありませんが、旭中央病院でも、今年１月から８月23日までに職員42人、患者など56人が感染しております。このホームページによって計算しました。まだまだ安心はできません。

ところで、旭市は、今回のコロナ対策で市独自にどのような取組をしてきたかお答えください。令和３年度決算にあるような内容ではなく、独自の取組であります。この件は、市長のご答弁をお願いいたします。

２番目、物価高騰対策についてであります。

（１）コロナ禍やロシアのウクライナ侵略等による物価高騰で、農業者、中小事業者に緊急支援をすべきと思うが、市の見解を伺います。

近隣の香取市では、農業者には香取市物価高騰対策農業者支援金と香取市物価対策中小企業者支援金を、申請に基づいて、緊急支援金３万円支給の申請を実施しています。また、多古町では、多古町中小企業等応援給付金（農林業・運輸業）を実施しています。事業規模により10万円と20万円です。旭市においても、物価高騰の対策として、農業者や自営業者に対し新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金２億9,670万2,000円は使うべきではなかったのではないでしょうか。

令和４年度一般会計補正第１号で、住民税非課税世帯約1,300世帯には１世帯10万円の支給がされています。さらに、市内全世帯に１万円プラス家族１人5,000円を追っかけて支給する必要があるのでしょうか。それよりも、申請によって農業者や中小業者に10万円単位で支給したほうがよいのではないでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

（２）物価高騰対策として、子育て世帯や生活保護世帯に新米（コシヒカリ）の支給など緊急支援すべきと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

これは８月22日の東京新聞の記事で知ったものです。4,000件もの申込みがあったそうです。旭市でも、今からでも遅くありません。５キログラムで1,500円程度でありますので、

９月補正を組み替えてでも実施していただきたい。市長のご答弁をお願いいたします。

３番目、インボイス制度、すなわち適格請求書制度への対応について、市長並びに担当課の答弁を求めます。

（１）インボイス制度が2023年10月から実施される予定ですが、市の各種取組はどのようになっていますか。

インボイス制度が導入されると、自治体から商品・サービスを仕入れている事業者にインボイスを発行しなければなりません。地方自治体の準備が進んでいません。課税番号を記載したインボイスを仕入れの際に受け取らなければ、事業者の消費税負担が増えてしまいます。自治体の一般会計は、消費税法上、消費税申告義務はありません。現在のままだと、自治体と免税業者との取引にも問題が発生する危険があります。

多くの自治体では、上下水道事業や公営事業などは特別会計で営まれています。これらの事業で、地域の小さな工務店などに依頼されてきた修繕工事など、インボイスが発行できないという理由で取引から外されてしまうようなことも起こります。担当者のお考えと市長の見解をお伺いいたします。

大きい４番目、新規就農者支援事業の拡充についてであります。

（１）親元就農チャレンジ支援金の増額について、現行の補助額、年間20万円を年間50万円へ充実できないか。

各費用が農業経営においても大変高騰しています。新規の就農ですから、期待もありますが、年20万円、５年間のみでは、就農意欲も少なくなる事態であります。５年間で250万円の援助で、農業経営にじっくり取り組めるように援助したいと思いますけれども、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

次に５番目、県営住宅高見台団地についてお伺いいたします。

県営住宅高見台団地の新規募集停止と廃止について、県は市に対してどのように説明しておるのでしょうか。２年半後には高見台団地を退去することになるのかという不安が広がっています。その他の県営住宅についても、今後どのようになるか市として把握すべきだが、市長の考えはどうでしょうか。

６番目、最後でありますが、国葬並びに旧統一教会問題についてであります。

（１）国葬について、市は全く関わってはいけないと思いますけれども、どのような対応をされるか市長の見解をお伺いいたします。

２番目が、旧統一教会との関わりについて、市は調査されましたか、この点についても市

長のご答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長、ご登壇ください。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問事項の６、元総理・安倍氏の国葬及び旧統一教会についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）国葬についてどのような対応をするのかですが、安倍元首相の国葬儀については、その実施について様々なご意見があることは、承知をしているところです。国葬儀につきましては、市が主体的に関わることはございませんので、よろしくお願いいたします。

続きまして、（２）旧統一教会と市の関わりについて調査したかとの質問につきましては、改めての調査は実施しておりませんが、市への共催・後援申請、トラブル等の様々な報告の中では、旧統一教会に関するものはありませんでしたのでご理解をお願いいたします。

なお、残余のご質問については、各担当者よりご答弁申し上げます。

○議長（木内欽市）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　健康づくり課からは、１項目め、新型コロナウイルス感染症対策についての（１）番、市が独自に実施してきた新型コロナ対策についてご回答いたします。

市では、令和２年２月に、旭市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、これまで36回開催し、各施設の利用やイベントの開催の是非、学校関連行事などの様々な対策を協議してきました。市が独自に実施してきた対策の主なものとして、令和３年５月から集団方式によるワクチン接種を開始し、旭匝瑳医師会及び旭中央病院の協力をいただきながら全庁

的に取り組み、１日700人から400人規模で接種を進めているところでございます。

また、感染症の防止と市民の不安を解消するために、感染症に不安があり、自費でＰＣＲ検査を実施した方について、自己負担額の２分の１、5,000円を上限とした自己負担額の２分の１を、回数無制限で助成し、検査を利用しやすくしております。昨年度は、高齢者施設でクラスターが発生したことを受け、市内の介護保険施設や障害者施設等の従事者に対しＰＣＲ検査費用を助成いたしました。

また、インフルエンザと新型コロナ感染症の同時流行を防ぎ、医療機関の逼迫を避けるため、インフルエンザ予防接種の助成を拡大しており、今年度も実施する予定です。各公共施設の入り口には、市民の皆様に安心して利用していただけるように、サーモグラフィシステムや非接触型体温計を設置し、各所に消毒液を配置しております。

学校関連については、市内全小・中学校のトイレの洋式化、自動水栓交換工事、換気のための網戸や非接触型体温計の設置を行うとともに、全児童・生徒へタブレット端末を整備し、オンラインによる授業を実施しています。

市民への注意喚起や各種情報の提供については、広報あさひやホームページ、ＳＮＳへの掲載、防災行政無線での放送などを利用し周知をしているところですが、特に感染が拡大した際など、これまでに３回の区長回覧を実施したり、小・中学校児童・生徒に分かりやすい言葉を使ったチラシを配布したりするなどを行っています。

以上になります。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、総務課のほうからは、大きな２番、物価高騰対策についてのうち、（１）物価高騰で農業者、中小事業者に緊急支援をすべきと思うがというお話についてお答えいたします。

物価高騰による影響は、特定の方だけではなく市民生活全体に及んでいるとの認識から、本市では、支給対象を全世帯とした旭市物価高騰対策臨時特別給付金を給付することとし、関連議案を本定例会に提出しております。

本事業は、地方創生臨時交付金を活用した市独自の支援策として、コロナ禍における原油価格・物価高騰等を受けた市民に対し、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的としております。

給付額につきましては、１世帯につき１万円と世帯主以外の世帯員１人につき5,000円で計算をし、各世帯へ給付することとしております。給付対象者は、基準日において本市の住

民基本台帳に記載されている方です。受給権者は、その者の属する世帯の世帯主となります。

事業費は４億7,465万4,000円となりますが、歳入の内訳としましては、財源はまず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が２億9,677万2,000円、これとは別に、一般財源のほうから１億7,788万2,000円を使用することとしております。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子育て支援課からは、（２）子育て世帯への新米の支給など緊急支援をすべきと思うが、見解を伺うというご質問にお答えいたします。

子育て世帯への支援対策といたしまして、昨年度に引き続き低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を、今年６月から給付を開始しております。この給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響に直面している低所得の子育て世帯の生活支援を行う観点から、児童１人当たり５万円の給付を行っております。この支援策により、食費等の支援の一助になっているものと考えております。

また、総務課長から説明がありました物価高騰対策臨時特別給付金給付事業は、全市民を対象としており、その中に子育て世帯も含まれていることから、現在、新米支給実施の予定はございません。今後も物価高騰等の状況に注視しながら、子育て支援について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名　隆）　社会福祉課からは、２の（２）生活保護世帯への緊急支援についてお答えいたします。

これまで、生活保護世帯の方々には、生活保護法による支援のほかに、特別定額給付金や住民税非課税世帯等を対象とした臨時特別給付金が給付されております。これらの給付金については、生活保護制度では収入認定をしない生活費としてお使いいただけるもので、生活、暮らしの支援につながったものと考えております。このような状況から、ご質問の新米支給などへの緊急支援については、現在のところ生活保護世帯を対象とした支援の予定はございません。

なお、生活保護世帯の方々へは、引き続き生活保護制度の中できめ細かな支援に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、財政課より大きな３番、インボイス制度への対応についてということで、（１）として、その市の各種取組と準備はどのようになっているかということでお答えいたします。

適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度について、本市の一般会計における対応について申し上げます。

本制度は、取引における消費税額を正確に把握することが目的なもので、来年10月の制度導入後において、本市が制度に対応していない場合、一般会計から課税仕入れを行います事業者は、当該仕入れについて仕入税額控除を行うことができなくなりまして、消費税の負担額が増加することとなります。

本制度につきましては、国も説明会や通知などによりまして、積極的に周知を図っており、本市といたしましても、今後、事業者に負担をかけることのないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、具体的なインボイス制度への対応といたしましては、税務署への適格請求書発行事業者の登録申請や、実際にインボイスを発行するための様式などの改正、またシステムの改修などの対応が必要となります。本市におきましては、来年10月の制度導入に向けまして、事業者登録の申請手続と併せまして、システム改修等についても適宜、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、４項目め、新規就農者支援事業の拡充についてで、親元就農チャレンジ支援金の拡充はできないかというご質問に対して回答したいと思います。

親元就農チャレンジ支援金は、令和２年度から開始した市の単独事業で、親元に就農した後継者に対し農業用機械等の整備などに係る経費に対し、20万円を上限に支援を実施していました。令和３年度に、後継者のより一層の就農意欲の喚起を図るため、用途を限定しない給付金の形に変更するとともに、支援額を５年間で最大100万円に拡充したところです。

事業の実績につきましては、令和２年度の２名に対して令和３年度が９名、本年度は８月末現在で５名となっております。引き続き現行制度で事業を継続し、親元就農の支援に努めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、都市整備課からは、５、千葉県営住宅高見台団地について、高見台団地の新規募集停止と廃止計画について、県が市に対する説明と、またほかの県営住宅の状況についてご回答いたします。

ご質問の高見台団地につきましては、通称名でございますので、回答は県の長寿命化計画によります海上後草県営住宅で回答いたします。

海上後草県営住宅の新規募集停止等につきましては、平成30年の12月に県の住宅課の職員が来庁し説明がございました。県営住宅の長寿命化計画の見直しによりまして、海上後草県営住宅が令和３年度に耐用年限を超過し、かつ県有地以外に立地する団地であるとのことから、耐用年限をめどに新規募集を停止するということでございました。

なお、新規募集停止後、おおむね５年から10年程度の期間で入居状況を確認しながら、他の県営住宅等への住み替えを進め、完了した時点で用途廃止するとのことでございます。

その他の旭、飯岡、干潟の県営住宅につきましては、説明はございませんでしたが、県の長寿命化計画によりますと、今後も維持管理していくとのことになっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、１番目のコロナ対策からいきたいと思います。

実は、なぜこの問題を取り上げたかといいますと、コロナ対策について市がいろいろなことをやっているのは分かっておりましたけれども、その内容が年間に本当に一部しか、私たち住民には伝わってこないわけです。伝わってくるのは、感染者の数だとか、それから新聞で見る状態とか、そういうことでもって伝わってきますけれども、実際に市がどのような形でもって住民に対応しているかということが見えないんです、今。ここが大問題だと私は思いまして質問いたしました。

例えば、最近、私の知人の方のうちでも、お子さんを中心に一家全部がコロナに感染して、そのうちのお年寄りの方が、緊急でもって救急車でもって行ったところが、診てはくれたけれども帰された。これは、本当にほかの病気を患っているから、入院させなけりゃいけないという判断だけどももういっぱいだと。そういうような状態について、十分に私たち市民に伝わってないんですよね。

これは、やっぱり市の努力として、どういう形でもって今対応しているかということを常に知ってもらうような形の広報が必要じゃないかと思います。これらの点について、今、市ではどのような対応をしようとしているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　市の今後の取組でございますが、まず現在進めている60歳以上の方と18歳から59歳までの基礎疾患を有する方への４回目のワクチン接種を進めるとともに、今後、供給されるオミクロン株対応ワクチンの接種についても、対象者への案内や接種体制を早急に確立させてまいります。同時に、先ほど総務課長からご答弁申し上げましたが、旭市物価高騰対策臨時特別給付金給付事業の事務を優先的に進めてまいります。

なお、各種イベントについてですが、飲食を伴う産業まつりについては、残念ながら中止となりましたが、今後は感染対策を十分に実施しながら、スポーツイベントや運動会、修学旅行などの学校関連行事を開催していく予定でございます。

市民の皆様には、長い間、不自由な生活が続いておりますが、社会経済活動と感染対策の両立を目指し、引き続き基本的な感染対策の徹底とワクチン接種への積極的な協力についてお願い申し上げたいと思います。また、議員おっしゃるようにも市民の皆様には分かりやすい説明、あるいはＰＲ、周知を図ってまいりたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　実は、このことは質問しようかどうか迷ったんですけれども、今般、市長がこの間の私の質問に対して、死者数についての公表は県でやらないと言ってると言ってましたけれども、今日の千葉日報の記事を見てみますと、千葉市では２人死亡、柏市では３人死亡と、こういう形のものが出ているんです。それは、やっぱり自治体の捉え方で、旭市でそれをやれと私は言いませんけれども、しかし、身近なところでもって今起こっているこのコロナというものは、私も本当に不安です。

そういうことからいったらば、この不安を解消するような形の市の広報というものを、もう少し考えていただきたい。ホームページを私なんかは見たりいろいろとしています。ですけれども、普通の方のところには何にも届いてない。私は区に入っていますから、回覧板でも県のやつに市長がよく見てくださいということをつけた回覧が１回だけ回ってきました、今年の８月にね。

そういうことは大事だと思うんですけれども、そういう形でもって、市民の方にもっと今、市が考えている対策、その他がよく伝わるような形の工夫をぜひしていただきたい。いろんな形態の、状態の機械がありますけれども、そういうものをまだ使ってない方がいっぱいい

るということを配慮しながら、そういうことをぜひ多くの市民が分かるような形でもって、伝える工夫をしていただきたいと思います。早く新型コロナが収まることを希望しながら、質問はこれで１回目を終わります。

２番目の物価高騰対策であります。

この問題は、なぜ私が取り上げたかというと、実は６月議会のときに、専決処分でもって令和４年度一般会計の補正が出てまいりました。これは、ご存じのように、住民税非課税世帯に対する10万円の給付、約1,300世帯です。その後、今回の１世帯１万円プラス5,000円ずつという話が出てきた。これを見て、私は市がやっていることは、これでいいのかなって考えてしまったわけです。

なぜかというと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の政府の一番新しい資料によると、今年の５月９日に、いわゆる今、市が専決処分をした事業についてお金が出ております。７月29日に、今度は９月中にやるということで出て、追いかけて出てきているんですけれども、それがどういう形かという、国民がいろいろと物価高騰で困っているだろうからということを配慮した事業として、今、国の説明の中では出てきているわけです。それは、財政担当の方なんかはよく見ているでしょうから、ご存じだと思います。

そういう形のところに、要するに追っかけて全世帯に配るということよりも、そういう事業をやっていたり農業者だったり、そういう方たちが今大変苦労している。そういうところに集中的にやるという考え方のほうが、こういう事業では大事なんじゃないかと、そう考えたのでご質問させていただきました。

それで、近くでは、香取市と多古町がありますので、それが先ほど最初のときにお話ししたように、申請主義ですけれども、本当に事業をやっていたり農家なんかが、これは困ったなと思っているときに、申請の制度でありますけれども、こういう事業を申請してくだされば援助できますということをやる。そういうふうに使うものではなかったのかということを感じたので、私は今質問しているわけです。この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

松木議員おっしゃるように、近隣でも中小事業者あるいは農業者への支援ということに特化した給付事業を行っているところがあることは承知しておりました。ただ、今般、国民の

物価高騰による影響を緩和するというような意味合いでの交付金が来ております。これを旭市では、特定の方だけでなく市民全体の市民生活に及んでいるというような解釈で、今般このような給付金の議案を出させていただいたところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　だから、そこがやっぱり物の考え方なんです。私は、今回、市が行ったのが駄目だという形では考えておりませんけれども、もう１回言いますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのは、ご存じのように、今年一番最後のやつでもって15兆9,760億円出ているんですね、全国で。

それがどのように中身が変わってきたかというと、この国の制度の中で書いてあります。それでもって、ここ７月のときの令和４年度実施計画の第２回のときに高騰対策、いわゆる物価高騰などに対する国民が負っている、そういう問題にも使ってもらいたいという趣旨が出たわけです。それと今回の一律に１億7,000万円プラスして、全部に配るということのそういう解釈でいいのかなという疑念を持ったわけです。

ですから、これからもこういう問題は出てくると思いますけれども、国が何を考えているかということも考えながら、ぜひ補正は組んでいただきたいと思うんです。そのことを指摘して、次の質問に移ります。

インボイス制度です。これは、大変難しい問題で、私も請願でもって、インボイス制度の廃止についての請願の紹介者になりました。なぜ、この問題が今問題になっているかというと、先ほどご回答がありましたように、消費税に何種類か金額的な差があるときには、それをどういう消費税を払ったかという証明をしなければいけない。これは、ヨーロッパのような20％から５％、５種類も６種類もあるようなところでは必要でしょうけれども、日本はまだ10％と８％なんです。特に、これでもって一番影響を受けるのは免税業者です。先ほどご答弁にあったように、自治体の一般会計は消費税は今は関わりなく事業を進めていいわけですけれども、これがやっぱり届出をする。Ｔプラス自治体番号の適格制度の申請をする。こういうふうになりました。企業会計も同じように、特別会計も企業会計もやらなきゃいけない。

そこでもって、なぜこんなことが必要かというと、実はいろんな自治体が取引をする相手は、先ほどの中で言いましたけれども、普通の消費税の該当する業者じゃなくて免税業者の場合には、大変いろんな問題が出てくる。別の法人でつくっているシルバー人材センターの

ようなところにも、大変その消費税がばあんとかかるようなことになってくると。こういうことから、どうしたらいいかという問題を全国の自治体が悩んでいる。それで、国のほうでは、早く申請しろというふうに自治体に責めている。こういう矛盾が、今、我々自治体の、旭市のような自治体のところにも出てくるんじゃないか。そういうことで質問しているわけです。

それで、具体的に今別の法人になっておりますけれども、シルバー人材みたいな、要するに最低賃金よりも高い給料として払わなきゃいけないし、それを受け取るのは実は個人事業者に対する配分金だという形の別の事業になっているわけです。そうすると、そのまんま放っておくと、えらい消費税を取られることになると、こういう状態が出てくるわけです。これらについて、今どのような研究を市でしているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名　隆）　今、松木議員がおっしゃられましたシルバー人材センター、具体的な話ということで、そこをでは例に取りまして、社会福祉課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

議員が言われましたように、シルバー人材センターの会員は免税業者に当たります。今現在、シルバー人材センターのほうで、そのインボイス制度に向けての対応について検討されているということです。私のほうで伺った話によりますと、人材センターの事務局様の話によりますと、センターの全会員が、このインボイス制度の適格請求書発行事業者の登録事務を行うことは非常に難しいんじゃないかという判断をしているそうであります。

そのために、会員に代わりましてシルバー人材センターが適格請求書発行事業者登録をしまして、センターがその消費税分を負担し納付するということを検討されているということだそうです。これら対応につきましては、旭市シルバー人材センターの上層組織であります全国シルバー人材センター事業協会、また千葉県シルバー人材センター事業連合からの指導に基づいて検討を進めているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。

それで、今度はいわゆる企業会計などで、免税業者のいわゆる1,000万円以下の事業者に仕事をお願いするとか、そういうところから物を買うとかということが起こると思うんです

けれども、これについては今どんなような対策を市としては考えているんですか。そこのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　インボイス制度の導入に伴います1,000万円以下とか、その中小業者などに対します本市の対応につきましては、現時点では制度導入後にどういった影響が想定されるかがはっきりしておりませんので、ここで具体的なことを申し上げるのは難しいところではございます。

議員ご指摘のとおり、免税業者等の消費税の負担増が懸念される件につきましては、全国にその対応が今協議されていると聞いておりますけれども、国の推進する制度ということもございますので、本市といたしましても、本制度の開始に向けた今後の国の動向について注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　大変難しい問題を含んでいると思うんです。企業会計、特別会計から一般会計も含めて、そういう免税業者との取引というのはかなり多いわけです。そういうようなところのことについて、国がもっともっといろんなアドバイスをすればいいのに、ただ来年の３月末までに申請しなさい。10月からは、インボイス制度でもってやっていきますよということだけで進んでいるということなんで、十分な、特に旭市で地元のそういう免税業者を対象とした売り買いが行われる場合についての検討を十分にして、対応していただきたいと思います。

次に、新規就農者の親元就農の問題ですけれども、十分に分かりました。ただ、１年ごとにいろいろ改良してきているようですから、ただ私、ある、その来年か再来年には、親元就農でもって引き継ごうかなというお父さんとの話をしてみたらば、子どもをそういうのに、今継いでもらうのは、そういう制度ができて大変ありがたいんだけれども、５年間でご存じのように20万円と100万円、ほかの制度で、その方はお父さんが農業をやっているからそれに該当しませんけれども、新しく就農した場合には、全体で150万円とか、そういう差がすごくあるわけですよ。

だから、それに該当するわけでないわけだけれども、そういうことでもって、ぜひうちの子どもが引き継ぐまでに少し増えないかなと、そう言われて、やっぱりそういう気持ちが出

て、利用者も大変多くなってきているから、農業を継いでいただくため大変ありがたい制度だと思いますけれども、そこら辺、十分検討していただきたいと思います。回答は結構です。

次に、高見台団地、後草の住宅ということでしょうけれども、突然廃止するという話が出て、今住んでいる人たちはびっくりしているわけです。それでもって、もう２年半後には出なきゃならないんじゃないかということです。言われたというか考えちゃっている、自分では。それで、やっぱりこういう公営住宅みたいなところは、もっと早く、平成30年と言ってきましたけれども、早く県は伝えるべきだし、地元の住民が住んでいる旭市などの自治体と協議をすべきです。

今、旭市の市内では、市営住宅も県営住宅もあり、公営住宅が全体的には多いとは言えない自治体なんです、住んでいる方々から。そして、この高見台団地のところというのは、実は私がこちらに就職した頃にできた団地で、そこのくみ取りの鉄筋コンクリートの団地が、住んでいる方がいるところでもって浄化槽方式にしたという、大変苦労した団地なもんですから、その住んでいる方たちは、大変長く住んでいる方が多い。こういうことでもって、ぜひ市としても気にしていただきたいということで質問いたしました。これについては結構です。

最後のところの一つだけお聞きしておきたいんですけれども、統一教会の関係のことです。実は、自転車レースとかそういうことに、平和の名を使ってかなり何回もやっているんです。ところが、九十九里町はそういうことが、かなり今まで事業があったんです。幸い旭市にそういうことがないということでありますけれども、ぜひこれからは気をつけていただきたいと思って質問を終わります。

以上です。

○議長（木内欽市）　以上で、松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

◇　伊　藤　房　代

○議長（木内欽市）　続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（１６番　伊藤房代　登壇）

○１６番（伊藤房代）　議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。

令和４年第３回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて４点の質問をさせていただきます。

１点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、２点目、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業について、３点目、避難行動要支援者の避難行動支援について、４点目、道路の安全対策について質問させていただきます。

まず、１点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について。

（１）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について、事業の内容と実施時期はいつを予定しているのか質問いたします。

前回、６月議会でも一般質問させていただきましたが、４月26日、政府は新型コロナウイルス感染拡大による経済の影響が続く中、ウクライナ危機の影響などによる物価高騰対策として、政府の総合緊急対策で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充されました。コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。

これにより、地方自治体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯の支援、水道料金をはじめ公共料金の負担軽減、また農林水産業や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかり後押しすることが、総合緊急対策に明記されました。

旭市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について、どのような事業に充てる予定なのか、実施時期はいつを予定しているのか質問いたします。

２点目、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業について。

（１）物価高騰対策臨時特別給付金給付事業の内容と実施時期は、いつを予定しているのか質問いたします。

３点目、避難行動要支援者の避難行動支援について。

（１）自力の避難が難しい障害者や高齢者など、災害弱者の命を守る個別避難計画の作成について、旭市はどの程度進んでいるのか質問いたします。

個別避難計画の作成について、避難行動要支援者名簿、平成25年に作成義務化は、約99％の市町村において作成されるなど普及が進んだものの、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性に課題があります。近年の災害における犠牲者のうち高齢者65歳以上が占める割合が令和元年東日本台風では約65％、令和２年７月豪雨では79％となっております。

避難行動要支援者の円滑迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化となりました。昨年法改正がありました。個別避難計画の作成について、旭市はどの程度進んでいるのか質問いたします。

４点目、道路の安全対策について。

（１）旭中央病院アクセス道路開通に伴い、道路の安全対策はどの程度進んでいるのか質問いたします。

あさひ中央橋から126号線をまたぐ、南北線の北側道路が開通し、車の交通量が急に増え、かなりのスピードを出して運転する車が多く、その安全対策はどの程度進んでいるのか質問いたします。

また、特に海上から来た水路沿いにある道路は高さが低いため、南北線の車が北から来た場合、全く直前まで見えないため、カーブミラーを設置するなど、路面標示をするなど、さらに見直しが必要ではないかと考えます。早急な対応をお願いしたいと思います。

（２）交通量が多く、道路に草が伸びて見通しが悪くなっている危険箇所の草刈りは、徹底できているのか質問いたします。

大正道路から北に向かう広域農道までの区間、琴田地先ですが、大間手から来て、交差点を右折しようと思うと草がかなり伸びているため、全く見えない状況です。道路沿いの草を少し刈ったぐらいでは全く左右の確認ができない状況です。その対策はどのようにされているのか質問いたします。

以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　０分

再開　午後　１時　０分

○副議長（林　晴道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

会議規則に従い議事進行を行いますので、ご協力をお願いいたします。

発言通告に基づき会議を再開いたします。

議長の都合により、議長に代わって議事進行を努めますので、よろしくお願いをいたします。

引き続き一般質問を行います。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、私からは大きな項目の１、新型コロナウイルス感染症対

応地方創生臨時交付金についての（１）について回答いたします。

今年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、その目的として、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減である旨が、総務省より通知されております。

対象事業につきましては、生活者の負担軽減に資する支援事業及び事業者の負担軽減に資する支援事業が示されています。これを踏まえ、市では本交付金を活用した実施事業の検討を行ってまいりましたが、物価高騰の影響は、特定の方だけではなく、広く市民全体が影響を受けていると考え、全市民を対象とした現金給付事業として、今回の補正予算で計上しております物価高騰対策臨時特別給付金給付事業に活用することといたしました。

実施時期につきましては、補正予算を可決いただけましたら、速やかに給付が行えるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、私のほうからは、大きな２番目、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業についてお答えいたします。

本事業は、地方創生臨時交付金を活用した市独自の支援策として、コロナ禍における原油価格・物価高騰等を受け、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的としております。

事業の内容ですけれども、給付額は１世帯につき１万円と世帯主以外の世帯員１人につき5,000円、給付対象者は基準日において、本市の住民基本台帳に記載されている方、受給権者は、その者の属する世帯の世帯主としています。

実施のスケジュール感ですけれども、これはもちろん補正予算が議会通過を想定してのお話ですけれども、申請書の郵送を10月12日まで、広報掲載を10月15日に、申請の受付開始を10月17日、給付の開始は10月27日からで、申請の期限は今年いっぱい12月末と予定しておるものでございます。

続きまして、大きな３、避難行動要支援者の避難行動支援についてお答えいたします。

市では、自力での避難が困難で支援が必要とされる避難行動要支援者を取りまとめた台帳を整備しております。現在約3,800名が登録されております。そして、この3,800名が旭市での個別避難計画の作成対象者となります。個別避難計画の作成は、この台帳に記載された場合に、平時から関係機関等へ情報提供することへの同意と併せて推進しておりまして、約

1,400名の個別避難計画が作成されています。

以上です。

○副議長（林　晴道）　建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　建設課からは、４、道路の安全対策について、（１）、（２）と回答させていただきます。

初めに、旭中央病院アクセス道路開通に伴い、スピードが出ている運転する車が多く、安全対策はどの程度進んでいるのか。そして、水路沿いにある道路、こちらが見えにくいというご質問でございます。

まず、アクセス道路の供用開始後でございますが、交通事故が発生した交差点への対策としまして、本線へ進入する側の市道の運転者への注意喚起を図るための交差点注意などの路面標示やカラー舗装などを設置しました。これらの対策によりまして、交差点での交通事故は減少していると、旭警察署のほうからも伺っております。今後も、交通安全施設の設置など、継続的に対策が必要な箇所を精査し、道路の安全対策を進めてまいります。

また、アクセス道路を通行する車両のスピードにつきましては、嚶鳴小学校の通学路合同安全点検でも同様の意見がございました。今後、注意喚起の路面標示などの対応策を検討してまいりたいと考えております。

また、ご質問の旭警察署北側付近の交差点でございます。こちらは南から北へ約２メートル程度の標高差がありまして、道路の路面では約１メートルの上り坂となっております。この坂の上と下の２か所に交差点がございまして、特に下の交差点につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、坂の上、北側から南側へ向かう車両が確認しづらい状況もあるようでございます。このため周辺の除草作業を重点的に実施するとともに、カーブミラー設置による視距の確保が有効かどうか精査した上で、設置を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、（２）でございます。交通量が多く道路に草が伸びて見通しが悪い場所ということでございまして、大正道路、具体的には大正道路を横断する農道ということでございます。

まず、除草作業でございますが、建設課では、通学路や交通量の多い道路、交差点などの危険箇所につきまして、雑草により見通しが悪く危険な状態とならないよう、パトロールと除草作業を優先的に実施しているところでございます。また、県道と市道の交差点につきましては、千葉県と旭市それぞれの管理区分に応じて安全対策を実施しております。

ご質問の交差点部分の除草作業につきましても、管理区分に応じて行うこととなりますの

で、今後も千葉県と連携を図りながら危険な箇所の解消に努めてまいります。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、再質問させていただきます。

１点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と２点目の物価高騰対策臨時特別給付金給付事業については、併せて再質問させていただきます。

（１）今回、市独自の支援策として、１世帯につき１万円と世帯主以外世帯員１人につき5,000円を給付することといたしましたとのこと。原油価格・物価高騰の影響は、特定の方だけでなく広く市民全体が影響を受けていることから、本当にすばらしいことだと思います。

今後、追加で交付金が拡充された場合、生活支援としてコロナ禍において、原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業として、学校給食費などの負担軽減、保育所、幼稚園、認定こども園などの給食費や介護施設などの食事の提供を含む負担軽減について、支援の考えはあるのか質問いたします。

また、水道料金をはじめ公共料金の負担軽減について、支援の考えはあるのか質問いたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今年度の地方創生臨時交付金の追加交付につきましては、９月９日付で内閣府から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設についての通知が届いたところです。この交付金の目的としては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的、効果的に活用することとして、推奨事業メニューが示されています。

本市において、この交付金を活用した事業実施については、国からの通知が発出されたばかりであり、現時点では、この交付金の旭市への配分額も、まだ示されていない状況でもありますので、今後、国からの通知の趣旨等を精査した上で、実施事業の詳細を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。

（１）、（２）併せた再々質問をさせていただきます。

産業支援として、コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業について、バス、タクシーなど、地域公共交通の経営支援やトラックなど、地域の物流の維持に向けた経営支援について、また農業従事者など、基幹産業への経営支援についての考えはあるのか質問いたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　ただいまの地域公共交通の経営支援や地域の物流の維持に向けた経営支援、また農業者に対する経営支援、これらにつきましても、この交付金の推奨事業メニューとして国からは示されております。

繰り返しの答弁になってしまいますが、本市において、この交付金を活用した事業実施につきましては、これから検討を行うところであり、現時点では未定となっております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に３点目の避難行動要支援者の避難行動支援についての再質問をさせていただきます。

ＳＤＧｓの観点から、一人も取り残さない逃げ遅れゼロに向けた地域の絆の強化、災害発生時に地域で助け合い、自治会や防災、福祉部局、福祉専門職、自主防災組織、防災士連絡協議会などが支援体制を構築し、逃げ遅れゼロに向けた地域の絆の強化を目指すことが大事ではないかと感じます。今後、市の取組としてどのように進めていくのか質問いたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　地域とのつながりが少ない、頼りにできる家族や親類が近くにいないなどの理由で、支援者になってくれる方がいないと、例えば民生委員さんですとかケアマネジャーさんからの声が届いております。これらが計画作成に結びつかない要因であると捉えております。

この問題は、地域住民の高齢化や人口流出、近所付き合いの希薄化などとも関連し、短期的に解決できる問題ではないと捉えておりますが、当面は対象となった場合の計画作成を呼びかけていくほか、問題解決に向け福祉担当課や関係機関等と協議をしていきたいと思っております。そのほか個別避難計画の作成までに至らなくても、地域での助け合い、いわゆる

共助に結びつくよう、自主防災組織の結成も併せて推進していきます。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。

それでは、（１）、再々質問をさせていただきます。

避難行動要支援者が、福祉避難所に直接避難できる体制はできているのか質問いたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　市では、避難情報を出した際、まずは一般の避難所を開設します。一旦はこちらへ行っていただくことになるかと思います。それで、必要に応じまして福祉避難所を開設するような段取りとなっております。

市の福祉避難所は、協定を締結している福祉事業所に開設させていただくこととなっております。これらの施設は、平時は一般の利用者にサービスを提供していることから、発災後すぐに開設することは、実際には難しいかと考えております。また、平時の利用者が、そのままとどまることも考えられます。

なお、コロナ禍の現在、福祉施設への出入りも、利用者以外が入るとなれば、ふだん以上の調整が必要になってくるかとは思っています。直接避難できる体制は、できているのかどうかということになりますと、まずは一般の避難所へ避難していただきたいということになります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひ今後、避難所に直接避難できる体制を市としても考えていただければと思います。

次に、４回目の質問をさせていただきます。

今後その個別避難計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切であると考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　個別避難計画の作成者と一致するというわけではないんですけれども、津波避難訓練の際、徒歩で移動することが困難な方の避難を想定し、地区に訓練の協力も呼びかけております。例えば、声をかけ合って車に乗せて避難するというようなことです。

コロナ禍の現在、市民参加型の訓練は行えていませんけれども、再開する際は、このような呼びかけを引き続き行う考えでおります。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　どうもありがとうございます。

それでは、４点目、道路の安全対策についての（２）のほうの交通量が多く、道路に草が伸びて見通しが悪くなっている危険箇所の草刈りは徹底できないかについての再質問をさせていただきます。

道路の安全対策について、一番の安全対策は草刈りではないかと感じます。草が伸び過ぎていると、例えばカーブミラーがあったとしても、対向車が見えなく、白線が引いてあったとしても見えないので、どうしてもセンターライン寄り運転してしまうので大変危険と感じます。もし県であれば、県とよく協議して早急な対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　それでは、お尋ねの草刈りの件でございますが、お尋ねの場所につきましては県道でございまして、またＳ字状の道路となっております。このためなかなか遠方のほうの見通しが草によって利かないということでございます。県のほうで、年に１回程度の草刈りを除草されているということでございまして、回数が少ないということで、多方面から危険だというご意見を頂戴しているところでございます。

でありますので、市といたしましても、県に対しましても、回数やその作業範囲、道路上だけでなく、そのガードレールの外側も大分繁茂しておりまして、見通しが利かない状態となっておりますので、その辺の作業範囲や回数につきまして、また県のほうで対応していただけるように、重ねてお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひとも本当に危険な箇所であります。１メートルぐらい草を刈ったとしても、全然効き目がないところだと思いますので、市としても県に強く要望していただいて、安全な道路、安全対策に、また皆さんが安心してまた通れる道路、やはり市、県がしっかりと協力をして、いいものにしていただければと思いますので、市としても強気で県のほうに訴えていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤議員は自席へお戻りください。

◇　伊　場　哲　也

○副議長（林　晴道）　続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（５番　伊場哲也　登壇）

○５番（伊場哲也）　よろしくお願いいたします。皆さん、こんにちは。議席番号５番、伊場哲也でございます。

令和４年第３回の定例議会におきまして、20世紀の原点でありますgovernment of the people,by the people,for the people、再認識し、木内議長より「ぎかいＴＩＭＥＳ」を資料として提示する許可をいただきましたんで、ただいまより一般質問をいたします。

既に話題になっておりますけれども、過日、７月世界中に衝撃が走りました。安倍元首相撃たれ死亡、参議院議員選街頭演説中、容疑者は旧統一教会という宗教団体に恨みがあり、それに関係していたと思い込み、安倍元首相に対して、手製の銃で狙撃したという犯罪事件でした。

これを機に、日本の警護体制並びに世の中の市民生活の安全は大丈夫かということを一層強く考えるようになりました。このたびの第３回の定例議会におきまして、地方自治体としての旭市の安全・安心に対する取り組み方や考え方について、五つの一般質問をさせていただきます。

質問事項１でございますけれども、新型コロナウイルス感染症への対応について、もう既に本日、松木議員より一般質問が出ております。内容が同様のものがございますけれども、よろしくお願いいたします。質問事項２、ウクライナ難民の受入れについて、３、消費者の保護について、４、リスクマネジメント、危機管理について、最後の質問事項５でございますけれども、協働の促進について、以上５項目、質問させていただきます。

初めに、質問事項１の新型コロナウイルス感染症への対応についてでございますけれども、過去２年半にわたり、公私ともに苦しめられてきた新型コロナウイルス感染症です。オミクロン変異株のＢＡ．５の感染力の強さから、収束を迎えるどころか、８月は旭市内においても、１日の感染者数が過去最高の160名、市民生活に不安をもたらしました。

特に、高齢者の方からは、これも既に松木議員から出されておりますけれども、５点ござ

いました。何でこんなに急増してっだ。クラスターでも発生したんであんめえ。こんなに感染者が増えて、旭市は大丈夫だっぺな。ワクチン接種を４回終えたっけど感染しないか心配で、夕方の買物にも安心して出かけらんねえだよ。最後５点目、スマホやパソコンを使えない私らあに、市内のコロナの状況が分かりやすく、防災無線を放送してくれればうれしだけっど、何でやってくんねえだろうっかなあ、といったお話でございました。

私自身が、分かりやすく即答できませんでしたので、その反省も含めてでございますけれども、３点質問させていただきます。

８月の感染者の急増に対して、旭市はどのように対応したのか。１点目、お聞かせください。

２点目でございますけれども、市内の医療従事者や医療機関の逼迫状況、これ心配された方も多かったですので、逼迫状況はどのような状況であったのか、旭市の支援策、先ほどもう既にご説明がございました、ご答弁ございましたけれども、お伺いをさせていただきます。

３点目、コロナ感染症対策に関する防災無線です。これをさらにさらに有効利用、有効活用できないかといったご質問です。以上、３点お願いいたします。

続きまして、ウクライナ難民の受入れについてでございますけれども、ウクライナの人々に支援募金をはじめとする人道支援、これは必要不可欠なものではないかというふうに考えているところでございますけれども、３点質問いたします。

今現在、１点目、ウクライナ難民の受入れについて、国や県の動向は、法的な整備も含めてどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

２点目でございますけれども、それを受けて旭市としては、ウクライナ難民の受入れについて、どのような考えを持っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

３点目でございますけれども、私自身の提言にもなりますけれども、旭市民の0.001％程度の人数のウクライナ難民を受け入れてみること、いかがでしょうか、お考えをお聞かせ願えればと思います。

質問事項３点目の消費者の保護に関する問題でございます。

連日、マスコミをにぎわしている旧統一教会と政治家との関わりの問題でございます。千葉市の神谷俊一市長、関係者が携わるコンサートに祝電を送っていた。熊谷俊人現千葉県知事、千葉市長時代に旧統一教会との関連団体主催のパラグアイ・レダ開拓20周年記念式典、同様に祝電を送っていたという新聞記事で、先月ございました。皆さん周知のとおりでございます。

千葉市の歴代市長が、２代続けて、しかもここ最近。私ごとでございますけれども、南米パラグアイの首都アスンシオンに仕事で３年間ほど勤務で過ごしたことがございますので、よく実情については知っているつもりでございます。実は、千葉市とアスンシオン市というのは姉妹提携都市なんです。したがって、何かよく分からない、あるいは十分注意しないで依頼されたまま対応してしまうと、このたび社会問題となっているようなことが起きかねないということです。要は、注意、留意しなければならないことは、本人が十分認識しないままに関係団体と接触したり関係を持ってしまう。そういうことがあり得るんだということなんです。

私自身も、一地方議員としてもちろん注意しなければなりませんが、公の立場にあられる市職員の皆様も、霊感商法や開運商法、いわゆる悪徳商法で被害相談が急増していると言われる反社会団体との関係については、十分気をつけなければならないというふうに思います。

そこでなんですけれども、先ほど市長の答弁にございました。同じような質問になろうかと思いますけれども、旧統一教会、すなわち世界平和統一家庭連合に対して、これまで旭市が後援した事業、あるいは寄附行為があったかどうか、お尋ねいたします。

２点目といたしまして、いわゆる今述べました霊感商法や開運商法等々で、市の消費生活センターへの相談、これがどれくらい過去あったものか。できれば内容も含めてご答弁願いたい、かように思います。

質問事項４項目めのリスクマネジメント、すなわち危機管理への対応ということでございますけれども、人のやることですから間違いはつきもの、いやヒューマンエラーでは済まされない。昨日の﨑山華英議員の話にもございました。二重、三重のチェックが必要なことは間違いありません。危険を予測することや危機管理に対しては、十分過ぎるほどの管理体制、リスクマネジメントがしっかりしていなければならないと思います。

先週は、ロシアのハッカー集団の攻撃により、電子政府と呼ばれるｅ－Ｇｏｖにシステム障害が起こって、結論的には情報セキュリティの専門家によりますと、地方自治体のサーバーにも影響してくる。そんな警鐘を鳴らしております。けさの読売新聞の１面にも、掲載されておるサイバーテロに関する対応策の記事でございます。積極的サイバー防御、アクティブサイバーディフェンスと記事が載っておりました。

そこで、質問ですけれども、まず１点目、リスクマネジメントについてですけれども、自治体で発生したこれらの誤送金問題について、旭市に限っては絶対に誤送金問題はありませんと言えるような市の体制、これは十分に取られているのかお尋ねいたします。

２点目ですけれども、市の情報システムについてです。サイバーテロ攻撃を受けても、自治体のサーバーがダウンするような、そんな対策、そういうことがないような対策、十分取られているのか、お尋ねいたします。

３点目でございますけれども、これは私自身も想定外でした。えっ、旭市に鹿が出没、びっくりしたことなんですけれども、鹿についての目撃情報を受けて、注意喚起を促す防災あさひの放送があった、皆さんご存じかと。現在、旭市においては、有害鳥獣による被害防止対策について、イノシシ、鹿等への対策は十分取られているか、お聞きしたいと思います。

最後の質問事項の５点目でございますけれども、これは旭市の総合戦略施策23、協働の促進に関することでございますけれども、市民参画の推進です。少子高齢化に伴って、人口もどんどん減少していく中で、この旭市をどうにかして盛り上げていきたい、何とかしていきたいという気持ちは、ここにいらっしゃる皆さん方、一緒なんです。皆さんみんなもがいているというお話も、昨日させていただきました。

住みよい地域社会、地域住民の自主的な活動、市民の参画と協働意識の醸成については、今言いましたように、施策23に掲げられておりますし、チーム旭、オール旭という市長のお言葉が示すように、みんなで取り組んでいきたい大きな課題でもあります。

また、施策の主な事業内容としては、学校で学んだ地方自治制度や地方議会制度について、子どもたちの理解を深めるという趣旨から、これも昨日、﨑山議員も取り上げられました子ども議会が、コロナ禍ではありますけれども、３年ぶりに開催されました。

これを考えて３点質問させていただくわけですけれども、１点目、今般、７月の国政選挙、参議院議員選挙について、旭市の投票率、どのようにお考えなのか、担当課の意見をお願いいたします。

２点目でございますけれども、子ども議会について、インターネット中継されなかったと思います。その理由についてご答弁願います。

最後でございますけれども、今後、旭市が担当せねばならない選挙、投票率向上に向けて具体的な改善策、これをお聞きしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

再質問については、自席のほうで、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　健康づくり課より、大きい項目１番、新型コロナウイルス感染症の対応について、（１）から（３）についてお答えいたします。

初めに、（１）８月の感染者の急増にどう対応したかということにお答えいたします。

市内をはじめ全国的に７月下旬から急激に新規感染者が増加ししたため、防災行政無線で注意喚起をしており、新規感染者数が過去最高を更新した際に、感染者数や感染対策のお願いなどの放送をいたしました。

また、８月10日の区長回覧で、千葉県から発出されたＢＡ．５対策強化宣言に伴う協力要請等について及び千葉県が行っている検査キットの配付・陽性者登録センターの案内を回覧したと同時に、関係機関への周知を行っております。

さらに、60歳以上の方と18歳から59歳までの基礎疾患を有する方への４回目のワクチンの接種を進めているところです。

なお、電話やメールによる、発熱してしまったがどうしたらよいか、ＰＣＲ検査を受けたいがどこでできるかなどの市民からの問合せに対し、多いときで１日数十件の発熱外来についての案内や感染についての相談に応じています。今後も市民にとって身近に、そして気軽に相談できる場所として対応できるよう努めていきたいと考えております。

続きまして、（２）番、医療従事者や医療機関の逼迫状況についてお答えいたします。

医療機関の逼迫状況については、県が毎週水曜日に公表しておりますが、７月27日以降、３段階中、一番高いフェーズ３であり、「優先順位をつけた入院」となっているため、逼迫している状況です。

また、新型コロナウイルス感染症のために確保している病床の使用率が一つの指標となりますが、香取・海匝地域の確保病床使用率は、８月末現在で６割強程度となっていました。９月に入り、新規感染者数も徐々にではありますが、減少してきており、９月６日現在では４割強程度となっております。

市内医療機関の発熱外来においても、７月後半から８月に感染者の増加による検査を求める患者が多く来院している状況が続いており、逼迫していると聞いております。

社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応するため、知事は８月４日にＢＡ．５対策強化宣言を発出し、救急外来や救急車の適切な利用、また症状が軽く、65歳未満で基礎疾患がないなど、重症化リスクの低い方は、発熱外来の受診に代えて、検査キット配付センター等で配付する検査キットを用いて検査することや、陽性と思われる結果が出た場合には、陽性者登録センターまたはオンライン診療の利用を検討するよう要請しております。

さらに、医療機関の逼迫を抑えるため、９月１日からはＰＣＲ等検査無料化事業を再開し、ドラッグストアなどで感染の不安のある方などが無料で検査できる体制を整えています。

これらの検査を利用し、必要な方が必要な医療・治療を受けられるよう、この場をお借りしてお願いしたいと思います。

医療機関に対しての支援としては、令和２年度に市内の医療機関に対して、１施設20万円の支援金を、総額1,320万円を支給いたしました。

また、令和３年度には、時間外や休日に市の集団接種に医療従事者を派遣していただいた医療機関へ総額1,512万円助成しています。

さらに、旭中央病院に対して、県が実施する空床確保支援事業へ上乗せし、令和２年度に8,120万円、令和３年度に8,948万円を支給しています。ＰＣＲ検査についても、昨年度高齢者施設でクラスターが発生したことを受け、市内の介護保険施設や障害者施設等の従事者に対し、検査を実施する費用329万7,000円を助成しております。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一）　すみません。なお、医療従事者のワクチン接種についても、４回目接種を７月30日、31日の土曜日に健康づくり課職員が対応して優先接種をお願いしました。

３点目です。防災行政無線について、有効活用できないものかということについてお答えします。

これまでに防災行政無線を使った放送は、緊急事態宣言やまん延防止等、重点措置が発出されたときに感染対策についての注意喚起を主に行っていました。防災行政無線は、環境によっては聞きづらい場合があることや、毎日流すことで恐怖や不安感をあおってしまったり、逆に危機意識が薄れてしまったりすることがあります。

そのため、最近では新規感染者が過去最高を更新したときやＢＡ．５対策強化宣言が発出されたときに、感染者数と注意喚起を放送しています。今後も、子どもから高齢者まで、より分かりやすい言葉で放送していくよう努めます。

また、不安を感じた場合には、健康づくり課までお問合せいただけたらと思います。

以上になります。

○副議長（林　晴道）　ここで執行部に申し上げます。簡潔明瞭な答弁に努めるようよろしくお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、私からは大きな項目の２、ウクライナ難民の受入れについての（１）から（３）それと４項目め、リスクマネジメントについての（２）について回

答いたします。

では、まず２の（１）を回答いたします。

８月31日現在、ウクライナから日本国内に避難している方は1,743人で、千葉県内には84人となっています。日本に入国し、身元引受人などのいない方については、国の支援として住居支援等マッチング、一時滞在先の提供、食事の提供、生活費の支給、医療・介護、日本語教育、職業相談、通訳・翻訳機の提供などがあります。住居や就労先などが決まりましたら、自治体や企業等に支援の一部が引き継がれることになります。

千葉県の支援ですが、住宅の提供、見舞金の支給、翻訳機の貸与、教育や学習支援、民間企業等との連携などを行っております。

（２）になります。市の考えということで、本市で、避難民を受け入れる場合に想定される支援としましては、住居の提供、生活費の支給、子育て・教育・就労支援などが考えられます。しかし、子育て・教育・就労などの支援は、その方法など総合的な支援が可能かどうか検討する必要がありますので、これから研究を進めてまいりたいと考えております。

（３）になります。現在、千葉県内に避難されている人は、家族など身元引受人となる支援をする人が近くに居住しているケースが多いようです。本市が受け入れるに当たっては、先ほど申し上げたとおり、総合的な支援が可能かどうか検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、４の（２）になります。

市の情報システムのセキュリティについては、国が示している自治体情報システム強靭化ガイドラインに沿った対策を行っており、業務ごとに３層の系統に分離して、各ネットワークのセキュリティを強靭化しています。

１層目になりますが、住民記録や税情報などを扱う個人番号利用事務系です。こちらは、外部からのアクセスを遮断し、庁舎内部でも利用に制限をかけているため、サイバーテロ等の影響はございません。

２層目になりますが、これは行政運営のための情報に係る総合行政ネットワーク、いわゆるＬＧＷＡＮ接続と呼ばれているものになります。こちらは官公庁間のネットワーク内だけで利用されており、インターネットから遮断され高度なセキュリティで守られております。

３層目になりますが、こちらは電子メールやホームページに係るインターネット接続系になります。インターネットの通信は、県の自治体情報セキュリティクラウドによる監視を経由して行われており、最新のサイバーテロ対策が取られております。今後、自治体デジタル

トランスフォーメーションを推進し、市民の利便性の向上と業務効率化を推進していく上で、あらゆる情報がサイバーテロ等の攻撃にさらされる危険性が増すことから、日々変化するサイバー攻撃への対策に万全を期して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、総務課からは、まず大きな３、消費者の保護についてのうち、（１）旧統一教会との関わりについて、市が後援した事業や寄附はあったかという問題についてお答えいたします。

市及び教育委員会の後援については、共催及び後援に関する事務取扱要綱及び規程により承認基準を定めており、宗教目的での後援はしないこととしていることから、改めて調査は実施しておりませんが、旧統一教会関係の後援はないものと考えております。

また、旧統一教会からの寄附につきましては、平成17年の合併以降、議会へ報告された寄附及び旭市ふるさと応援寄附等について確認をいたしましたが、旧統一教会からの寄附はございませんでした。

続きまして、大きな５番、協働の促進について、３点申し上げます。

今般の参議院議員選挙についての投票率に対する見解ということですけれども、令和４年７月10日執行の参議院議員通常選挙における旭市の投票率は43.79％であり、千葉県全体の投票率は50.01％でしたので、6.22ポイント下回る結果でした。しかし、令和元年７月21日執行の参議院議員通常選挙における旭市の投票率は39.60％でしたので、今回は4.19ポイント上回っております。

投票率の低下には、様々な要因があると思いますが、引き続き投票率向上のため投票者数の推移や国・県の動向、他市の事例などを注視しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、（２）の子ども議会について、インターネット中継しない理由ですけれども、まず子ども議会の目的は、実際の議場での議会を体験していただく子どもたちの体験学習の場であると考えております。インターネット中継による外部への発信をしない理由は、肖像権や映像の悪用といった子ども議員へのリスクを避けるためです。

また、子ども議員は、初めての議場での発言による緊張等から、言葉が出ない、泣いてしまう、具合が悪くなるなど、当日は何が起こるか分かりませんので、そのような姿がインターネット中継で流れてしまうのは好ましくないとの意見もあり、実施はしていないところで

す。

続きまして、（３）投票率の向上についての具体的な改善策ですけれども、投票率向上のため選挙管理委員会では、街頭啓発の実施、これはイベント広場やショッピングセンター等での啓発物資の配布です。それと選挙啓発の標語、選挙啓発ポスターの作品募集、主権者教育、これは市内高等学校での講演や模擬投票等です。また、新成人に対する啓発物資の配付、こちらは成人式での配付をしております。そのほか啓発物資の設置、図書館や市役所の受付、期日前投票所などで啓発物資を設置しております。また、広報車による市内巡回、防災行政無線での投票の呼びかけ、ツイッター（選管公式アカウント）による広報、広報あさひ、市ホームページによる掲示などの取組を実施しています。

今後も投票率向上に対し、効果的な改善策について、千葉県選挙管理委員会や近隣市選挙管理委員会からも情報収集し、研究してまいります。

○副議長（林　晴道）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、３、消費者の保護についてということで、（２）いわゆる霊感商法についての消費生活センターへの相談はあったかについてお答え申し上げます。

旭市消費生活センターが受け付けました相談につきましては、ＰＩＯ－ＮＥＴと呼ばれる全国消費生活情報ネットワークシステムに登録をしており、情報を蓄積、共有することで、消費者被害の未然防止、拡大防止を図っております。センターが過去に受け付けたいわゆる霊感商法に関しての相談ですが、システムがスタートした平成23年度からこれまでの間に、13件の相談がございました。

内訳についてですが、男女別で見ますと男性が４件、女性からの相談が９件となっております。年代別の内訳で見ますと、60歳代が５件と最も多く、次いで40代が３件、50代が２件、あとは30代、70代、80代がそれぞれ１件となっております。相談の内容でございますが、雑誌広告などを見て、いわゆる開運グッズを購入したことをきっかけに、祈禱サービスなど関連商品の契約をさせられるなどのトラブルの相談がございました。

なお、この中には、いわゆる旧統一教会関連と思われる事案についてはございませんでした。

以上です。

○副議長（林　晴道）　会計管理者。

○会計管理者（小澤　隆）　私からは、大きな項目４の（１）他自治体で発生した誤送金問題

について、市の体制は取れているのかについて回答させていただきます。

給付金や日々の支払い書類については、財務会計システムを使用して行っており、全てデータ管理されています。支払いの流れといたしましては、担当課において支払いのための伝票を作成し、支払いの根拠書類及び請求書等を添付の上、担当課の複数の職員で確認・決裁を行い、会計課へ回送されます。

会計課では、３人の職員で書類の確認、検算等を行い、金額、振込先等の誤りがないかをチェックした上で、指定金融機関である千葉銀行に依頼しております。また、毎年、年度当初に財務事務担当者へ事務処理マニュアルを基に研修を行い、支払い時には複数の職員がチェックをすることで、ミスの防止に努めております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、私のほうからは、大きな項目４番の（３）です。

有害鳥獣による被害防止対策について、十分対策は取れているのかとのご質問についてお答えいたします。

イノシシ等の目撃情報があった場合は、まず現地を確認し、人的被害等の緊急性の把握に努めると同様に、防災行政無線によりイノシシ等の野生動物と遭遇したら、刺激せず近づかないよう注意喚起を行っております。特に、保育所や小・中学校の近くで目撃情報があった場合は、子育て支援課や教育委員会を通じて、各保育所、各小・中学校へ連絡をしていただき、スクールメール等で保護者等へ情報提供できる体制を取っております。

また、イノシシ等への対策は、旭警察署や消防本部及び関係各課と情報を共有し、連携を図りながら被害防止に努めております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　コロナ対策について、２回目のご質問をさせていただきますけれども、健康づくり課としては、８月あるいはこれまでの支援策、対応策は十分であったと思われますでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　８月の感染者急増に対しての関係なんですけれども、支援策としては十分かなと感じております。ただ、急激な感染拡大が起きましたことにより、特に

高齢者の方の広報が不足していたのかなと感じております。

以上になります。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　質問事項１の（３）について、２回目の質問をさせていただきます。

今お話にございましたように、高齢者への対応、対策が不十分であったというお話をお伺いいたしました。先ほどの松木議員でも、既に問題点が指摘されております。市当局のご努力が、また対応策が市民に伝わっていないんだよというお話がございました。私もお伝えさせていただきました。見えない、伝わってこない。先ほど繰り返しになりますけれども、松木議員が指摘されました。

私も同様の質問いたしますので、十分聞いておりまして、不安解消を図る必要があるであろうというお話、そして伝わる工夫、健康づくり課長はお考えのことと思いますけれども、で、市長答弁の中に、分かりやすい説明、周知を図るという市長の答弁もございました。

そこでですけれども、どうなんでしょうか、私自身も情報発信がいまいち不足ではなかったのかというふうに考えるんですけれども、今後はＡＩに頼るんではなくて、健康づくり課長自らのお言葉で、防災あさひに注意喚起を図る。あるいは安心・安全を市民にお届けする。その点について、課長、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　広報の関係は、今広く市民に情報提供するツールとしては、防災行政無線、また広報あさひ、区長回覧、ホームページがあります。中でも防災行政無線のほうが即時性が高いと考えています。私自身の声で注意喚起するということにつきましては、ちょっと今後、検討させていただきたいと思います。

以上になります。

○副議長（林　晴道）　米本市長。

○市長（米本弥一郎）　防災行政無線における感染防止注意喚起につきましては、私もマイクを握って放送させていただいたことがあります。これからも必要性があれば、そのようにしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　４回目の質問並びにお願いになろうかと思いますけれども、私の後ろのほうからも聞こえております。よろしくお願いしますとのことです。

私は、防災無線のその流し方、防災行政無線、防災あさひ、いろいろあるようですけれども、ポイントが三つあろうかと思うんです。丁寧に、親切に、分かりすく、いかがでしょうか。近所の高齢者の方は、やはり、インターネットでいろいろ書かれているようだけっど、よく分かんねえだよって、防災無線はよく聞かれてますよ。

先ほど課長答弁ありましたように、あんまり頻繁に回数が多いと、いわゆる集中力だとか緊張感だとか新鮮味だとか、皆さんが集中して聞かなくなってしまうという弊害もあろうかと思いますけれども、確かに米本市長自らのお言葉での防災あさひも、皆さんよく聞いています。意外と市民は辛口です。毎回毎回同じことを言ってるなっていうね。でも、それももしかしたら事実かもしれませんよ。

したがって、そういう市民の声をしっかりとやはり聞き取ってとか、吸い上げてとか、耳を傾けてということが大事で、要はホット情報ですから、新鮮な市民にとって本当に必要な情報を伝えてあげてほしいなと、かように思うわけです。「本日の旭市内の感染者は何名を超えました。健康づくり課としては、家庭内感染が主な原因と分析をしております。引き続きマスクの着用、室内の換気、アルコール消毒等、感染予防の徹底をお願いいたします。」。

足らないものもあろうかと思いますけれども、こんな防災あさひの放送が、健康づくり課長あるいは市長の自らのお言葉で聞けたら、市民は防止対策に心がけるでしょうし、安心・安全をお届けするような情報が簡潔にあれば、もっとコロナについての情報提供を簡単に受け取ることができるのではないかなと、かように思います。

再質問、内容を変えますけれども、２項目めに移ってよろしゅうございますか。ウクライナ難民に関する２回目の質問でございます。

○副議長（林　晴道）　せっかくなんで休憩を挟みたいと思います。

一般質問は途中ですが、ここで２時15分まで休憩をいたします。

休憩　午後　２時　２分

再開　午後　２時１５分

○副議長（林　晴道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　お願いいたします。

時間が限られておりますので重ねてのお願いでございますけれども、一問一答形式かと思いますので、私も端的に質問させていただきますのでご回答も端的にお願い申し上げます。

ウクライナ難民の受入れについての（２）番でございます。旭市はどのような考えを持っているかについてでございます。

私はずっと大好きなまち旭だからこそウクライナへの人道支援ができるまちであると確信をいたしているところでございます。出入国在留管理庁から問合せのあった旭市の支援内容の情報提供、もう済んでいることと思いますけれども、具体的に旭市の支援内容はどのような回答をされたのか。企画政策課長、お答えお願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　受入れ体制についてということかと思いますけれども、すみません、そういったこちらに照会があったというのを承知しておりませんでした。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　受入れについての３回目の質問をさせていただきます。（２）番でございます。

以前、市長、副市長ともお話をさせていただく機会がございました。住まい、仕事、医療、教育等を考えなければならない。市としての課題は多々あると。人間の安全保障、人道の原則から、ただ単なる政治的なパフォーマンスや市民のアピールであってはならない。大事なことはいよいよこれから自治体の出番であるというお言葉。市としてやらなければならないことを市民、そして私ども議員と検討、研究を実践しますという、市長、心強いお言葉を述べられましたけれども、覚えていらっしゃいますか。市長に対してご答弁を求めます。お願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　本市に避難をしたいというウクライナ避難民の方がいらっしゃれば、これはもう人道上当然受け入れてご支援をしていくことにやぶさかではございません。よろしくお願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　市長、大変ありがとうございました。

続きまして、ウクライナ難民の受入れについて（３）旭市民の0.001％の受入れについて、これは副市長にご答弁願います。

ひとの定着・還流・移住の流れについて、その流れをつくって人々が集うまちづくり旭、総合戦略の基本戦略に位置づけておりますよね。ウクライナ難民もその対象になるのではないかと私自身は考えるわけです。６万3,630人の0.001％でいいのです、副市長。魅力とライフスタイルの創出と提供、サスティナブルな未来旭、安心、暮らし、交流、連携、旭市だからこそできます。一緒に難民受入れ進めていきましょう。

昨日から真剣に一般質問に耳を傾けてくださっている副市長の答弁を求めます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島　茂）　お答えさせていただきます。

まず、市が進める移住・定住の課題と、ただいまの質問になっておりますウクライナの受入れ支援、これは全く次元の違うことかなと私は理解をしております。ウクライナの受入れに関しましては、受け入れた後、まさしくウクライナの方々への子育て、教育、就労支援、要は社会的な交わり、支援が一番大事なのかなと思っております。そこら辺が旭市の中でどれだけ整備ができるかなと、非常に難しい問題だと思いますので、そこら辺は市長、先ほど前向きな答弁いたしましたので、研究のほうをしてまいりたいと思います。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　副市長、おっしゃるとおりでございます。大変ありがとうございます。

ということは逆に考えるならば、３回目の質問をさせていただきます。

今後難しいものがある等々の課題につきまして、各課の課長、市長以下、検討会議をいかがでしょう、持ってくださるというふうに判断してよろしゅうございますか。副市長お考えをお聞きします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島　茂）　お答えさせていただきます。

まず、ウクライナの受入れに関しましては、例えば国、そして県を通じて要請等がまずあるのかなと思っております。旭市において積極的にどうぞ来ていただきたい、住宅支援、金

銭的な支援、このような準備がありますといったところで、なかなか間近で支援をする体制、先ほど言いましたように保育であったり、就労であったり、学校であったり、そこら辺の体制をどう取るか、議員はしっかり会話のほうは大丈夫だという認識だと思いますけれども、支援をする旭市民のほうがどれだけの対応ができるか非常に難しいかと思っております。そこら辺、積極的に今すぐ研究していくのかということでありますが、県の要請等しっかり情報収集していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　共にやっていきましょうというお考えについてはいかがでしょうか。ウクライナ難民を0.001％でも結構なんです。そういう受入れ体制の様々なある問題点、難しさ等々を課題解決するための会議ですとか対応策を前向きに進めていく、共にやっていきましょうという私の質問並びに提言について、副市長どのようにお考えでしょう。最後の回答をお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島　茂）　お答えさせていただきます。

先ほども回答いたしましたように、千葉県等との協議を密にした中で検討といいますか、行動のほうを移してまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。

協議の促進の（２）、質問内容を変えさせていただきます。

総務課長、子どもたちの肖像権確かに分かりました。インターネット中継をしない理由についてなんですけれども、私もうっかりしていたというか、そうだな、当日泣いちゃったりする子についての配慮等々は、ネット中継されてはということについては大変大事なことだというふうに考えます。

しかしながら、そういうことがあるにせよ、例えばこの「ぎかいＴＩＭＥＳ」、ここには子どもたちの肖像権ですとか、どういった質問内容をしたか大々的に載っているわけですよね。これを悪用するとか、肖像権の問題ですとか、そうではなくて前向きにポジティブに捉えて、子どもたちの活躍ぶりを市民の皆さんに知っていただくという観点から、インターネット中継いかがかなという再質問でございます。ネット社会に生きている子どもたちにモラ

ル教育、学校現場でも行っておりますので、前向きにインターネット中継していけるのではないかというふうに思うんです。その点いかがでしょうか。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　先ほどお答えしましたとおり、肖像権の問題等はあるかと思います。

私ども危惧しますのは、肖像権の問題よりも映像の悪用といったことが、児童・生徒が動画としてインターネット上に流れるということに対しての危惧は持っております。先ほどお答えしましたが、議場で動揺して、この間の子ども議会は皆さん立派でしたけれども、過去には結構泣いてしまうとか、具合が悪くなるということがございました。

そういったことも考えまして、インターネット中継をしていない理由としておるんですけれども、今年は後日記念写真と当日の子ども議会の様子を録画したＤＶＤを子ども議員に配付しております。様々な理由から、インターネットの中継はちょっと無理かなと考えております。写真等の掲載については、あらかじめ保護者の同意を得ております。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　当日、遠くにいらっしゃるおじいちゃん、おばあちゃん、ご家族の皆さんが、できれば行きたいんだけれども、コロナで人数制限ね。できればインターネット中継やっているでしょう、いや、という、そんなような話もございました。ですので中継をするとなれば慎重に対応しなきゃいけないのですけれども、その辺はよく分かるのですけれども、素朴なリクエストに対しての質問ということでさせていただいた次第です。ご理解いただければと思います。

旭市の投票率に対して移らせていただきます。質問５の協働の促進（３）、２回目の質問でございます。

先ほど今年度の７月10日、43.79％。そして令和元年度39.6％。大事な言葉が抜けていませんでしたか、課長。今年度は県内ワースト４で、令和元年度はワースト１。結論から言って申し訳ないですけれども、もっと市民、市の政治だとか、やっぱり国とか県とかまち、もっと興味、関心を持ってもらわなきゃいけませんよ的な、そういった広報とか選挙への投票依頼ですとか、これまでも様々やられていることと思いますし、そのための一つとして子ども議会もあったと思いますけれども、他の自治体によっては大人を対象とした市民アカデミーという、そういう中で大人議会を設定している、そういう自治体もあるんですね。

そういったようなことも利用すれば、いわゆる市民の選挙等々についての興味、関心も高

まると思いますし、投票の呼びかけ、やり方に、一概に投票率が低いからといってやり方が功を奏していないとは言えませんけれども、やり方を工夫すれば投票率の向上につながることもあり得るのではないかという意味でのお話をさせていただいているわけですけれどもね。

旭農高には出かけていって広報活動をされたといいますが、東総工業さんには行かれてなかった。これは何か事情があるんですか、お伺いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　旭農高へは行ったけれども東総工業へは行ってないということですけれども、あくまでもこの啓発につきましては学校からの依頼で行っております。今回に関しましては旭農高のほうから依頼があって出向いたという形になっているかと思います。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　投票率に向けまして、プッシュ型の投票率向上の市としての対応策、これもあろうかと思います。要請がなかったけれども、大きなお世話かもしれませんけれども、旭農業高等学校さんではこんなことやっています、東総工業高等学校様はいかがでしょうかという宣伝なり、工夫、対応、そういったことも可能かと思います。いかがでしょうか。要請がないからやる必要ないよというお考えでしょうか。その点お聞かせください。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　今現在は要請に従ってやっておりますが、今、プッシュ型というご意見もございました。なるべく、特に若年層の投票率が悪いということがございますので、そういったこともプッシュ型の選挙啓蒙ということも、これからは検討していかなければならないかなと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　検討すべきだと思いますので、ぜひ前向きに執行していただきますようお願い申し上げます。

続きまして、時間２分になりましたのでそろそろ終わりにしないと怒られるのですけれども、最後、リスクマネジメント、危機管理についての２回目の質問、誤送金問題、山口県阿武町で起こった件、東京の葛飾区で起こった件ですけれども、問題点の追及や防止対策に向けて会計課内で研修会あるいは情報交換会なるものを行ったのかどうか、その点だけ１点お

聞かせください。

○副議長（林　晴道）　伊場議員に申し上げます。通告順での質問規則となっておりますので、通常であれば戻ることできないのですが、最後の質問ということでこれを許可したいと思います。

○５番（伊場哲也）　大変感謝申し上げます。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の質問に対し答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（小澤　隆）　年度当初の財務事務担当者研修会のほうで、そのことは研修をさせていただきました。

以上であります。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の一般質問を終わります。

◇　戸　村　ひとみ

○副議長（林　晴道）　続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　戸村ひとみです。一般質問を始めます。

防災月間の９月議会の私のテーマは防ぐです。旭市民の命と生活を守るため、防災と防犯を市がどのように推し進めていこうとしているのかを質問いたします。

近年、地球規模で災害のリスクが非常に高まっていることを各種報道で実感する毎日です。大洪水や干ばつにより食料危機も現実のものとなって、いつどこで大災害に遭遇してもおかしくない時代。そしていつどこにいても大災害の影響を受ける時代になってきました。地球温暖化が進めばリスクはさらに高まり、この先、子や孫の時代がどうなるのだろうと恐ろしくなります。

また、旭市は11年前には大災害によって犠牲者が出たまちでもあります。この教訓は旭市だからこそ生かしていかなくてはなりません。

そこでまず最初の防ぐですが、項目１の防災力の強化について伺います。

旭市総合戦略、こちらですね。大切なこの旭市の戦略です。この５編、国土強靭化の中で脆弱性評価の実施の①に旭市の想定されるリスクが列挙されております。旭市における脅威と感じている自然災害として、首都圏直下地震、南海トラフ地震、千葉県東方沖地震、津波、液状化、土砂災害、竜巻、台風による風水害と続きます。

そして②では、起きてはならない最悪の事態の６番目、避難路における通行不能が挙げられています。市が行っている避難訓練では、災害時の行動として緊急地震速報を聞いたら姿勢を低く頭を守り、揺れが収まるまでじっとする、２分程度。その後は逃げる、避難することになっております。

また、東日本大震災の後は、自分の命を守るためには津波てんでんこ、この言葉、皆様ご存じのように東北で語り継がれてきた言葉で、自分で考えて、とにかく逃げるということですが、この津波てんでんこという言葉が浸透してきております。そこで、どこにどうやって逃げるかがとても大事になってきます。

要旨（１）の避難道路の整備について、整備の進捗状況、この要旨で１回目の質問です。

旭の避難道路の考え方を教えてください。何人がどこまでどのように避難することを想定しているのか、数字を上げてください。また、充足しているとお考えでしょうか。あと関係人口、この人数まで避難の人数が入っていますか。それもお答えください。

（２）津波避難タワーの整備について、現在の避難タワーの目的と今後の予定はあるのかという要旨です。

１回目の質問です。避難タワーの現状、津波避難タワーですが、旭市の津波避難訓練の避難場所に指定されております。この避難タワーの現状と設置基準、設置場所、そしてその目的、お答えください。

（３）の要旨、防災訓練について、特に浸水（津波・大雨等）想定区域に立地する就学前施設の避難訓練はどのように実施されているのかという趣旨の質問ですが、就学前の子どもたち、乳幼児ですが、この乳幼児にとって、自ら災害の認知や避難の必要性を判断することはとても難しいことです。不可能に近いです。津波てんでんこなどとてもできません。ただ避難訓練を重ねることで、揺れたら地震と認知してテーブルの下に隠れて頭を守るといったような行動は３歳ぐらいからはできるようになります。

１回目の質問です。施設の立地場所で起こる可能性が高い災害を把握し、避難訓練を繰り返すことが大事だと思いますが、具体的にどのように行われているのかお答えください。

（４）の要旨です。防災教育について、家庭や地域での推進をどう考えているのか。

１回目の質問です。まず、市内での防災教育はどのように行われていますか。現状を教えてください。

質問項目の２です。質問項目２はもう一つの防ぐです。防犯対策の強化について伺います。

先日来、防災あさひのアナウンスでも注意喚起を行っていますが、市内で空き巣被害が多

発しているようです。また、旭市の一大産業である農作物、特に高価な果物の窃盗も深刻だと農家さんの訴えも多々ございます。また、旭市ではありませんが、子どもがいなくなったというニュースには自分のひやっとした経験を思い出して心を痛める親御さんの声もたくさん聞いております。

こうしたことから、犯人の足取りを追跡して事件解決に至ったり、交通事故の現場証拠になったりと、犯罪や事故の解決への有効な手段として防犯カメラがなくてはならない存在になってきたことを実感しているのは私だけではないと思います。

（１）の要旨ですが、防犯カメラについて、目的と設置状況はどうなっているのかを伺います。

１回目の質問です。市内設置数、設置基準、防犯に関して市民からどのような声が届いているのかお答えください。

以上、１回目です。よろしくお願いします。

○副議長（林　晴道）　暫時休憩をいたします。各自、自席でお待ちください。

休憩　午後　２時４２分

再開　午後　２時４３分

○副議長（林　晴道）　会議を再開いたします。

戸村ひとみ議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　それでは、建設課からは１、防災力の強化についての（１）避難道路の整備について、整備状況の進捗状況ということでございまして、その中で避難道路の考え方、何人がどこまでどのようにというご質問にお答えさせていただきます。

まずは津波避難道路につきましては、津波避難計画によりまして現在工事を進めているところでございますが、この道路を整備するに当たりまして、まず考え方といたしまして避難方法は原則徒歩とするということにしております。そしてどうしても徒歩による避難が難しい方、こういった方、車両等による避難については全体の20％程度。ですから徒歩については80％を想定しているというような考え方によって工事を計画しているものでございます。

何人がということでございますが、まず横根三川線で申し上げますと、こちらにつきまし

てはまず区域としまして三川地区の一部、曽根区とか三川区の部分になりますが、また萩園区周辺ですか、こういった区域の住民の方を主な対象者といたしまして、設計時点での避難道路を利用した避難想定人数を約1,000人としておるところでございます。

どこまでということでございますが、これは飯岡中学校方面までということでございまして、一部はその後国道126号のバイパスを利用したり、そういった想定も含まれているところでございます。

関係人口ということで、これは観光とか来客という意味でございますかね。すみません。そうしますとそちらにつきましても先ほどの計算する上で海水浴場利用者につきまして、計画上計上しておりまして、そちらにつきましては一応1,500人程度は想定はしているところであります。ただ、避難ルートは多方面にわたって計画しておりますので、その方々が全員今現在着工している道路を利用してという形にはなっておりません。

椎名内西足洗線につきましても、考え方としましては同じ設定でございまして、80%の方が徒歩による避難という形で設計しております。こちらの対象につきましても矢指地区の矢指川というものがございまして、その東側の区域の方を対象としまして、こちらも設計時点では避難想定人数は約1,300人というふうに計画しておるところでございます。

それで充足というご質問でございましたが、これは地区にお住まいの方と関係する方を足し込んで区域を線引きして、道路の広さ等も避難に対して、道路ですから常に通行しているんですが、一応計算上は面積としてその方たちが例えば徒歩であれば３人で１平米とか、細かい面積計算をした中で道路の幅等決めておりますので、一応面積的に充足しているというような表現になってしまいますが、そういったことで考えております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それではまず、避難タワーの関係についてお答えいたします。

避難タワーは逃げるいとまがない場合に使用する施設です。具体的には津波到達予想時間に浸水想定外への避難が困難な場合、一時的、緊急的に避難する施設です。避難ビルが近傍にない地区に４基設置してございます。いずれも鉄骨造りで階段とスロープの双方から上階に登れるようになっています。避難スペースの定員は100人で、太陽光発電式の照明を備え付けています。

それと設置基準と設置場所ということでございました。まず設置基準として考えておりますのは、先ほど議員のお話にもありましたけれども、千葉県東方沖地震、これが恐らく津波

到達が一番早く来る、予想される災害だと思います。これに似た地震で元禄地震というのが記録に残っております。そのときの津波到達時間を30分ほどだったという記録が残っております。それで30分に徒歩で移動できる距離を、足の弱い方も含めまして1.1キロ程度と見込んでおります。それで半径1.1キロメートルの間を充足するような形で４か所の設置をしております。

箇所ですけれども、飯岡地区の飯岡分署、昔の消防署があったところの跡地、それから三川の飯岡体育館の駐車場、矢指の椎名内西町区民館の隣、それから富浦の県道飯岡一宮線沿いの４か所となっております。

次に、防災教育についてお答えいたします。

現状ということですが、市では住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動が取れるようにするため防災知識の普及と啓発に努めているところです。主なものとして市の広報やホームページ等による備蓄の呼びかけや避難情報の説明、知識習得の機会として防災訓練や出前講座の開催、また災害教訓の伝承として各小学校に防災資料館や避難タワーなどを見学いただいております。

５番はよろしいということですので、２番のほうに移ります。

防犯カメラについて目的と設置状況はどうなっているか。また市民からどのような声が届いているかということでございます。

市が防犯カメラを設置する目的は、安全の確保や権利の保護、犯罪予防及び事故の防止などとなります。現在までに81か所に234台を設置しております。目的に合ったものを施設を所管する課などが必要に応じて、また警察などとの協議の上設置しております。なお民間事業者や個人が設置したものについては把握してはおりません。

市民からどのような声が防犯について届いているかということですけれども、恐らく防犯という観点ですので、警察のほうに行っているケースが多いかと思うんですけれども、市役所のほうに来るケースでは、防犯というか防災に近いようなものなんかの、先ほども話題になりましたが、鹿やイノシシの目撃情報ですとか、これから事故につながるものが予測されることについて市役所のほうには市民の方から通報があるというのが現状でございます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子育て支援課からは大きな１番（３）特に浸水想定区域に立地する就学前施設の避難訓練は具体的にどのように実施しているのかというご質問にお答え

いたします。

旭市津波ハザードマップに記載されている津波浸水範囲内に立地している就学前施設は、公立保育所で３施設あり、私立の保育園等では２施設ございます。子どもたちの安全・安心を念頭に公立保育所も私立保育園等でも、地震や火災の発生を想定した避難訓練を毎月実施をしております。そのうち抜き打ちの訓練の実施や年に１回は消防署立会い訓練を実施し、職員の消火訓練も行っております。

具体的な訓練の場面を申し上げますと、室内保育中以外にも外遊び中やお昼寝中、食事中など様々な場面を想定して訓練を実施しております。また東日本大震災を教訓に、水やクッキーなどの非常食も備蓄をしているところでございます。

大雨等に関する避難訓練につきましては特段実施はしておりませんが、古城保育所は土砂災害警戒区域内にあるため、土砂災害に関する避難確保計画に基づき訓練を実施しております。

災害時は日頃からの訓練が大切ですので、子どもたちの命を守ることを第一に考え、今後も様々な場面を想定して避難訓練を行ってまいります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　質問事項１の（５）ですが、すみません、後になりましたが、先日の島田議員に対する自主防災組織に対する答弁でほとんどというか、それ以上に聞きたい内容が入っておりましたので、ほかの質問にちょっと絡めて自主防災組織については聞きたいと思います。すみません、後になりました。

それでは、項目１の防災力の強化についての要旨１の避難道路の整備についてのところの２回目です。

課長のほうから津波避難というのは徒歩でということで、私もそうだと思います。それで先ほどのご答弁の中で徒歩が80％で車20％ということで、それぞれの道路の避難の想定の人数とかをお答えいただいたんですが、私がちょっと懸念しているのは、関係人口のところなんですね。

先ほどのご答弁の中では海水浴場に来られる方の人数は1,500人として想定してあるということですが、実は飯岡海岸、海水浴場以外に随分いろいろな方がレジャーというのか、趣味というのか、釣りにもたくさん見えますし、サーフィンは本当に波のいいときなんかは車200台ぐらいとまるぐらいにぎわっております、サーファーさんで。あと私最近ずっと海の

ほうを一番端のほうまで、突先のほうまで歩いているんですけれども、平日でも釣船に乗るお客さんの車が灯台の下の道路というんですか、港のところの横の道路にも随分並んでいるんですよ。早朝から随分並んで、平日なのになっていうぐらいの数が並んでいて、なのでもしそういう方々が皆さんいらっしゃっているときに大地震だとか、そういうことで津波だということになったときには、恐らく市側は車での避難というのは20％ぐらいしか想定してないとしても、皆さん車で逃げちゃうんだと思うんです。

80％の人が徒歩で逃げてくれればいいですけれども、そういうことはないと思いまして、この徒歩で逃げる場合の避難路というものをちゃんと分かりやすく整備して示しておかなきゃいけないと私は思うんです。その一つの例として、灯台に上がるところの、あれは道路というくくりになるのかどうかちょっと分からないですけれども、海津見神社の横を通って灯台に上がる、これは私は観光用に使うとすごくいいんじゃないかなと、海津見神社の整備と一緒にして、それは置いておいて、そこの灯台に上がる道路の避難路としての整備とか、これをぜひとも進めていただきたいと思うんですけれども、現状どんなふうになっているかお答えくださいませ。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　それではお答え申し上げます。

戸村議員がおっしゃっている海津見神社から灯台線に上がるまでの道路を観光遊歩道と私ども呼んでおりますが、こちら漁港から下永井地区の海津見神社の脇を通って上永井地区に至る遊歩道でございます。こちら６月議会の永井議員の一般質問でもお答えしたこととちょっと重なりますけれども、年に２回程度除草を含めた整備を実施しておるところであります。

また、大雨、強風とか、そういった災害も危険箇所の確認を行いながら状況に応じて維持管理をしております。

観光遊歩道でございますけれども、議員もご覧になったかとは思うんですけれども、災害時における避難経路として定めておって、看板等もご覧いただいたこともあろうかと思います。緊急時における利用は可能でございますが、ご存じのとおりところどころ勾配が急であったり、階段でもありますから、避難に際しては現状では国道方面への避難をすることを推奨しているところではございますが、緊急時に徒歩での避難をする際に、もちろん遊歩道を使用することは可能でございますので、今後も観光遊歩道として、また緊急時における避難経路の一つとして安全に利用いただけるよう適正に維持管理に努めてまいりたいと考えてお

りますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　暫時休憩をいたします。各自、自席でお待ちください。

休憩　午後　３時　０分

再開　午後　３時　０分

○副議長（林　晴道）　会議を再開いたします。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　課長のご答弁で、私は徒歩での避難する道路の例えばの例でそこの観光遊歩道、永井議員が前回の質問のときにお答えになったので、それをよく聞きました。ただ現状と課長の理解というか、把握状況というのがちょっと違っているなと。私、ほぼ毎日歩いているんですよ。年に２回維持管理のために手を入れているということですけれども、年に２回じゃとてもあそこはすごいことになっていて、明るくないと到底通れませんし、大雨の後とかはあそこは舗装してないので、滑って、急な斜面というか、急な道路は滑って転びます。恐ろしくてあそこは避難できない状況です。

ＮＰＯの方がボランティアで整備のお手伝いをされていると思うんですけれども、そのＮＰＯの方からもお話を聞いているんですけれども、高齢化でなかなか人足が出せないということを言われていまして、なので市として観光プラス、あと避難路ということできちんとした整備をしてほしいというような要望も、私が要望いただくというのも変ですけれども、そういう声を聞いております。

ですから、ここ、プレートがあるとおっしゃっていました。私も写真撮りました。ただ途中のところにプレートあるんですよ。海津見神社の手前というんですかね、車がいっぱいとまっているところから、じゃあそこが避難路なのかどうなのかというのが分かるようなものがないんです。ですからそっちに行けるかどうかというのは、事情をよく知っている人じゃないとできないと思いますね。なのでそこをちょっと整備のほうをもう１回お願いしたいと思います。

３回目の質問ですが、先ほど言いましたように関係人口、観光人口用の避難道路というのが整備されているというような状況では私はないと思うんですけれども、なのでそこの整備と、それから、これが避難道路である、ここをこう行くとこういうふうに避難できるという

ようなやり方を大きく掲示する必要があると思うんですが、こちらちょっとヒアリングのときにお聞きしました、私は見たことがないんですけれども、電光掲示板で、これが徒歩用のものなのかどうなのかというのはちょっと私は分からないです。ただ電光掲示板で試験的にやられていたことがあるというのを聞いたんですけれども、このことについてちょっとご説明ください。試験的にということは、結果も検証されていると思いますので、それについてもお答えください。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　電光掲示板のことについてのご質問でございます。

デジタルサイネージと呼ばれますものが３か所ございました。一つは国民宿舎飯岡荘、今の潮騒ホテルのところです。もう一つは矢指の海水浴場、それと大きく西側へ行きましてパークゴルフ場の施設のところに３か所ございました。ただしこれが試験的に国がＮＴＴに依頼してつけたものでありまして、それで現在は撤去されております。

このときにデジタルサイネージですから海の沖のほうなり、遠いところからは見えません。それがありましたのでホーンアレイスピーカーという非常に指向性の強い遠くまで音が聞こえるスピーカーです。これも一緒に設置しております。これについても３か所設置しておりまして、場所的には先ほどの飯岡の海水浴場に対して、飯岡の双葉団地のＡ棟、それからみなと公園で遊んでいる方等に対しまして、海匝漁業協同組合、それと先ほどと同じく矢指の海水浴場に設置しております。これはまだ生きておりまして、緊急的な情報が入った場合には、すぐさま稼働する形になっております。

それを聞いておかへ上がっていただきまして、あとは避難の誘導板等を参考に逃げていただくというような形になろうかと思います。

以上です。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　国のほうで予算取って試験的にデジタルサイネージをやったということで、そのときに一緒につけていた、一緒にじゃないですね、場所が違うから。ちょっと聞き取れなくて後で聞きますけれども、大きな音の出るスピーカーが漁港のところとか３か所についていると。

そのスピーカーで緊急避難してくださいみたいなことが流れたら、あとは誘導板に従って避難する。それは海にいる人たちが誘導板に従って避難するということですね。その誘導板

というのは今どういう状況になっていますか。

実際にこういう避難訓練というのはやったことありますか、大きな音を出して。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　まず、避難訓練をそのスピーカーを使って、ホーンアレイスピーカーというものです。それで訓練をやったかということですが、訓練をやった経過はございません。ただ沖に出ましてどの辺まで音声が届くかということで、ただのサイレンじゃありませんので、避難誘導の音声ですので、かなり明確に聞こえないとということで、その実験はやったことはございます。潮騒ホテルのところの例でいえば、およそ１キロは明確に聞こえたそうでございます。

それと誘導板の関係です。かなりいろいろなところに誘導板は設置しております。道中には避難場所への方向や距離を示す誘導看板等、海抜表示の看板なども合わせまして537か所に設置しております。ですから例えば海岸で遊んでいる方がおかへ上がってくれば、それを見ながら避難をするということは可能であるかと考えております。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　私はとにかく関係人口を増やしたいので、その関係人口、来て来てという中で安全性というのは確保できているということを示す必要があろうかなと思いますので、こういう質問をしてみました。ちょっと後の質問とも絡めるんですけれども、県との関わりのことについてまた後のほうで聞きたいと思います。

（２）の要旨なんですけれども、津波避難タワーの整備についての２回目です。

この津波避難タワーなんですけれども、建設にかかった金額、それから４基あるんですけれども、４基の金額とその中で補助金額と旭市の一般会計から出ている金額と両方あると聞きましたけれども、それとあと維持管理費ですね、こちらをお答えください。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

金額については４基合計でよろしいでしょうか。建設の金額は４か所で１億4,938万4,760円ということになっております。これに対しまして、当時東日本大震災を受けまして復興交付金という制度がございました。これで４分の３負担されますので、その金額が１億1,203万8,000円となっております。４分の３の補助ですから、４分の１は当然一般財源から出て

いくわけですけれども、一般会計から出るんですが、これに関しまして昨日ちょっとご面談した中で恐らく起債で対応しているということを申しました。

これにつきましては、通常の災害被害であれば起債で対応するというのが常なんですけれども、この東日本大震災に係る復興交付金につきましては、この地方負担について全額を震災復興特別交付税という形で後に交付税として措置されるという形になっておりました。

以上です。

（発言する人あり）

○副議長（林　晴道）　暫時休憩をいたします。各自、自席でお待ちください。

休憩　午後　３時１３分

再開　午後　３時１３分

○副議長（林　晴道）　会議を再開いたします。

引き続き答弁願います。

○総務課長（小倉直志）　失礼しました維持管理費です。

年間２回、４か所を点検しております。経費が年間41万8,000円となっております。

その点検の際、修繕すべきところが出た場合には、それは別途ということになります。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　私も最初あれが一体何だったのか、最初に来たときには分からなかったんですけれども、観光でいらっしゃる方とか、サーファーの方とか、あれは何と聞かれる方がいらっしゃるんですよ、時々。避難タワーですと言って、何か暗いときに見ると全く何かも分からないし、そこに避難していいものかどうかも分からないとかいう話を聞くんです。

この避難タワー４基それぞれが100人ぐらいが上に、逃げ遅れた人対象みたいなので設置基準として考えてあるということで、多分ここにはさっきも言いましたけれども、関係人口のあれだけの車が200台とまるぐらいのサーファーさんだとか、朝何十台とまっているか分からないですけれども、相当数の釣船に乗るお客さんとかの車とかがあって、逃げ遅れた人がそれぞれ１基ずつが100人というのでいいのかどうかという、そこの検証もちょっとしていただく必要性があろうかなと思うんですが、私の考えですが、今後もう１回避難タワーというものの目的と周知の仕方とか、そのあたりをちゃんと検証していただいて、よかったで

す、お金は復興交付税で全てを出してもらったと言ったらいいんですかね。

市債のグラフのところにあった200億円は純然たる返さなきゃいけない部分で、その上に積み上がっていた三百何十億円か、三百ぐらいでしたっけ、返さなくていい、最終的には充填していただける債務ということの、あそこの部分に入ろうかなと思うんですけれども、よかったです、市の持ち出しというのがあってはいけないなと私思いまして、といいますのも、こういう避難タワーとかそういうことに関しては、九十九里全体で私は考えてほしいと思っていますので、県がやるべき仕事だと思っているんです。

私は前回６月議会で県事業と旭市民利益についてをやったんですけれども、そのときに取り上げました九十九里浜海浜侵食対策事業、30年間で340億円もかけているという、予算が340億円ということで、旭の砂を下のほうに持っていく、下のほうの海水浴場の砂がなくなっているからということで、あそこ何ていうところでしたっけ、そこに持っていくというようなことで相当な事業費が予算立て、県のほうでしてありました。それと一体で県のほうに考えてもらわなきゃいけないことだなと思います。

九十九里浜をとにかく観光に使おうということでやることですから、やっぱりそれは旭市として、私自身は九十九里浜海浜侵食対策事業には旭市としてのメリットというのはちょっと認められなかったので、こういった防災に関してやっぱり旭市民に利益があるようなことを県のほうで考えていただきたいなと思っています。

ですので、県のほうに今後また充足してない部分、私は充足してないと思うんですけれども、その部分の事業化というか、それをやっていただきたいと思うんですけれども、市としてご提案いただけるかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○副議長（林　晴道）　一般質問は途中ですが、午後３時30分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時１８分

再開　午後　３時３０分

○副議長（林　晴道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

戸村ひとみ議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　まず最初に津波避難タワーの充足はされているかという問題がございました。先ほどもお話ししましたように30分歩いて半径1.1キロということは充足しておりますので市としてはそれで充足していると考えております。

それと県がやるべき事業ではないのかというお話ですけれども、県に要望したかどうかというお話ですが、災害対策基本法の中で、避難場所及び避難施設につきましては市区町村の整備ということになっておりますので、今はそれに従って今回も旭市のほうで整備をしたということになろうかと思います。

以上です。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。市としての見解ということですよね。

私は先ほど来言っていますように旭にみんな来て来てって、本当に関係人口を増やして移住してくださる方もどんどん増えていってほしいなと思いますので、そういった津波で被災したまちというところからの、もう復興してこれだけの万全な防災対策やっていますよというところを見てほしいわけですよ。

そんな中で十二分過ぎるぐらいの対策をしとくほうがいいんじゃないかなと思って、それにはお金がかかることですし、先ほども財調の話もありましたけれども、ただ、前に私ここで質疑のとき言ったんですけれども、財政調整基金って、本当になくなるときはあっという間になくなっちゃうと、本当にすごい勢いでなくなるものなので、ご家庭での普通預金もそうだと思うんですけれども、なのでこういった県で考えてほしいようなことというのは、財源というのを引っ張ってきてほしいなという考えがありまして聞いてみました。

（３）の要旨です。要旨の防災訓練についてなんですが、課長からご答弁いただきました保育施設と幼稚園施設。私、幼稚園というのは年に２回以上の訓練すればいいというようなことが以前あったものですから、ただ考えてみたら旭市って認定こども園ですもんね。だから保育園のほうの基準に合わせて毎月やってくださっているということで１回以上やってらっしゃるということで、年に１回は消防と一緒にやってくださっているということですごく大事なことだと思います。

引渡し訓練やってらっしゃるというのも知っていますし、先ほどのご答弁では抜き打ち訓練的なものもやってくださっているようですので、私は抜き打ち訓練の大切さというのを岩手県の大槌町の認定こども園の例で身にしみて感じているものですから、ぜひそれを参考にしてやっていただきたいということを、ちょっと読み上げますね。

東日本大震災の津波で園舎が全壊したんです、岩手県の大槌町の認定こども園なんですけれども、３月11日の大震災の前の１月に訓練日時や内容を職員にも事前に知らせない抜き打ち避難訓練を実施したんですね。そのとき避難場所までの移動に時間がかかり過ぎたことで職員さんが避難方法を見直したばっかりのところに大津波が来たんです。

そこで道のない山の斜面を園児たちとかけ上がって津波を逃れたということが園長のお話にあって、園長の話の中では、漫然と同じことを繰り返す訓練には意味がない。こういう、実際にそういう目に遭った方の実感なんですけれども、これを園長がお話しされていて、ぜひこうしたことを旭市でも実践していただきたいなと思いまして、同じことの繰り返しというのは、本当に人は慣れてしまいますので、特に保育園とか子どもの命を守らないといけないところでは、こういった同じことじゃないことを抜き打ち的なことをやってぜひ訓練をまた続けていってください。子どもたちの命を守っていただきたいと思います。

先ほども言いましたように乳幼児ですね、保育園で預かっているお子さんというのは乳幼児ですので、こども園で預かっているお子さんというのは避難の場合に現場のスタッフさんだけでは到底、１人おんぶして２人手を引いたにしても、多いところで七、八十名預かってらっしゃるところが津波避難区域にあると思うんですけれども、七、八十名の定員があるところがあります。そういったところでスタッフさんだけでは到底避難ができないんじゃないかなと思うわけです。地域の方にもご協力をお願いする必要があると思うんですけれども、そこのところはどのようにやってらっしゃいますでしょうか。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　現在は様々な場面での避難訓練を行っております。今後なんですけれども、見直すべき点、または地域との連携、改めてしっかり考えてまいりたいと思います。子どもたちを地域の方に助けていただくということも重要だと思っております。子どもたちの安全確保に今後も一層努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　よろしくお願いいたします。

それで先ほど私スキップしたところというか、今回質問しないことにしていて伝え忘れたんですけれども、自主防災組織のところで聞くわけじゃないんですけれども、課長のほうのご答弁にありました地域の方のご協力を仰ぎながらの訓練ということで、ヒアリングのとき

に、ある自主防災組織が地域の特性に合わせた訓練を独自にやってらっしゃるということを聞いたんです。ヒアリングじゃないわ、島田議員のご答弁でしたね。それちょっと教えてください。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　実際の例として干潟小学校学区、この中の５区が非常に有効と思われるような避難訓練を令和元年に行って、それ以降ちょっと途絶えているんですが、その概要を申し上げます。これだけのことをやっているということで。

まず地域に密着したという形で訓練の想定ですが、９時25分頃、房総沖を震源とする大地震が発生したと。干潟地区は震度６弱ということで、こちら干潟地区に関しましては津波の想定はございませんので、以後の余震等に備え干潟小学校へ避難するという訓練を行っております。この訓練の開始に際しましては、旭市の防災無線で地区を区切って放送ができますので、これでまず訓練開始を放送しまして、それで９時25分に放送があるんですが、９時30分には干潟学区の災害対策本部というのを干潟小に設置しております。地区災害対策本部ということになるかと思います。

それで避難を開始しまして、この避難も一時避難所までの避難者を一旦、一時避難所まで行ってから干潟小まで行く方々、それと直接干潟小まで行く方々という２種類に分けてやっております。それで全員が到着しましたらはしご車や消防団による操法実演や放水体験ということで児童が主にやります。それで、あわせまして防災教育映像、防災教育ということで防災教育映像の視聴や救急救命訓練に参加しております。

それとこれが工夫しているところだと思うんですけれども、その後、防災クイズというようなものをやりまして、子どもたちに賞品を配ったりとか、非常に生活に密着したような形で訓練が行われていまして、自主防災組織の目指すべき一番有効な例だと思っております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

干潟小学校区の５区の例を挙げていただきました。子どもたちが積極的に参加できるように防災クイズみたいなのをやっていらっしゃるということで、とてもいいことというか、ほかでも参考にしていただけたらいいなと。私、集まったときにみんなで綱引きやるのとかもいいんじゃないかなと思ったんですけれども、それは私の勝手なあれです。すみません。

先ほども言いましたけれども、子どもたちの避難ということに関しては、本当に地域の人の力が必要ですので、飯岡小学校は今度は高台に逃げる訓練をやられるんですけれども、地域の方にやっぱり呼びかけていらっしゃいます。バイパスを横切るときに非常に危険なので、地域の方とか一緒にやってくれないかとか、そういうことを呼びかけていらっしゃいます。そういう姿勢がすごく大事なんじゃないかなと思います。なので今後ともよろしくお願いいたします。

防災教育についてです。時間もなくなってきました。

いろいろ市内で出前講座やったりとか防災教育やってくださっています。私実はちょっとこれを紹介したいなと思って今日は持ってきたんですけれども、親子で防災を考える、これサブタイトルが、「一生つかえる！おまもりルールえほん」というやつなんですけれども、「ぼうさい」という絵本です。これは本当にさっき言いました３歳児ぐらいから、お父さん、お母さんが膝にお子さん乗せて読み聞かせをする、それぐらいのときから使える物すごく中身が充実している防災絵本です。

市長にも副市長にもぜひ読んでいただきたいんですけれども、旭市だからこそ、本当に大災害を被った旭市だからこそこういうのを読み聞かせの年齢から防災という意識を高めるために利用していただけたらいいなと思ってちょっと持ってきたんですけれども、３月に出たんですよ、これ。これ、お子さんが誕生されたときのお祝い金が出ると思うんです。そのときのお祝いグッズに加えてほしいと思うんですけれども、ちょっとご検討いただけないでしょうか。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

実際にその本の配付ということで検討ということではございませんが、実際に子どもたちが知識を得て、その知識が親にも広がっていくような何かそういうものに使えるようなパンフレット等については、これから作成していくような形で検討はしたいと思っております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　そうですね、津波だけじゃなくて本当にありとあらゆる災害、これがもう一生使える、大人が読んでもなるほどなと納得できるような内容になっています。私、前やっていた仕事で絵本というものは随分たくさん読んでいるんですけれども、こんなに大

人も一緒に楽しめる、楽しめるといったらあれですけれども、楽しみながら防災のことを考えられる絵本というのはほかに類を見ないと思います。ぜひ考えられている中の一つに加えていただけたらありがたいと思います。

続きまして、地域での防災教育のことなんですが、先ほど来ちょっと地域での関わりをいろいろ教えていただいたので、ちょっとこちらはスキップさせていただきます。

大災害を被ったまち旭市だからこそ、防災教育がいかに大切かを言い続けていかなくちゃいけないと思うんです。語り継いでいかなきゃいけないと思うんです。10年一区切りということで３月11日の追悼式典とかそういうものを今年からやられなくなったんですけれども、私はこれは国とか県とかはやらないからということで市もやられないということになったと思うんですけれども、ぜひとも語り継いでいかなきゃいけないというところで、市でまたその追悼の催物というものを行ってほしいと思うんですけれども、市長のご見解をお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　東日本大震災の追悼式典でございますが、国や県がやめたから市もやらなくなったということではございません。私も副市長も、また議員の皆様にも献花をしていただきました。縮小したということですが、一番縮小した大きな理由としては、もう遺族の方が毎年毎年思い起こしてかえって心が苦しいので、無理しないでくださいということでございますので、そういったこともあって縮小させていただきました。これは引き続き続けていきたいと考えております。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　子どもたちのためにも、また同じようなことが、人って忘れるものですから、何だってまた同じことかっていうことにならないように、本当に語り継いでいかなきゃいけない、防災に関してはそのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

防犯カメラについてです。台数をお聞きしたんですけれども、実は犯罪とかに関しては相談というのは警察に行くもんだというような、それはそうなんだと思うんですけれども、ただ先ほども言いました旭市の一大産業である農業に関して、高い果物なんかが盗まれるというので、私みたいに来てまだ間もない人間にでも、取られちゃうんだよねみたいなことを相談されるんですよ。

市長、私実は今日、シャインマスカット色で来たの。今、シャインマスカットがすごいじ

ゃないですか。これ本当に私、知り合いとかに送っても感激されるんですよ。こんなに大きいのあるのって感激されるんです。本当に旭市ってすばらしいまちだなって思うわけです。

でも、農家の方がそうやって一生懸命作られたものを取っていくやからが随分いるというのを聞いて、やっぱりこれはもうちょっと防犯カメラに関してね、市のほうでも増やしていただいて、あとは補助金を出していただくような、そういうこともちょっと考えていただけたら、本当、農業のまちですからね、しかも全国６位の産出額ということで千葉県の農業立県を支えている市ですから、そのあたりのところでぜひとも農家の方がそういう被害に遭われないようなことを力を入れて考えていただきたいなと思います。すみません、急いでしまいました。

ありがとうございました。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村議員は自席へお戻りください。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

○副議長（林　晴道）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は29日定刻より会議を開きます。

大変お疲れさまでございました。

散会　午後　３時４９分

令和４年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第５号）

令和４年９月２９日（木曜日）午前１０時開議

第　１　決算審査特別委員長報告
第　２　質疑、討論、採決
第　３　常任委員長報告
第　４　質疑、討論、採決
第　５　常任委員長請願報告
第　６　質疑、討論、採決
第　７　議員派遣の件
第　８　事務報告
第　９　閉　　会

本日の会議に付した事件

日程第　１　決算審査特別委員長報告
日程第　２　質疑、討論、採決
日程第　３　常任委員長報告
日程第　４　質疑、討論、採決
日程第　５　常任委員長請願報告
日程第　６　質疑、討論、採決
日程第　７　議員派遣の件
日程第　８　事務報告
日程第　９　閉　　会

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英

７番	永井孝佳	８番	井田　孝
９番	島田　恒	１０番	片桐文夫
１１番	遠藤保明	１２番	林　晴道
１３番	宮内　保	１４番	飯嶋正利
１５番	宮澤芳雄	１６番	伊藤房代
１７番	向後悦世	１８番	景山岩三郎
１９番	木内欽市	２０番	松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島　茂
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名　実
行政改革推進課長	榎澤　茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴　栄男	財政課長	山崎剛成
保険年金課長	髙野　久	高齢者福祉課長	赤谷浩巳
農水産課長	池田勝紀	上下水道課長	多田一徳
教育総務課長	向後　稔		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市）　議案第１号から議案第16号までの16議案及び請願第４号から請願第６号までの請願３件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

◎日程第１　決算審査特別委員長報告

○議長（木内欽市）　日程第１、決算審査特別委員長報告。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長　宮内　保　登壇）

○決算審査特別委員長（宮内　保）　おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月８日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第１号、令和３年度旭市一般会計決算の認定について、議案第２号、令和３年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第３号、令和３年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定につい

て、議案第４号、令和３年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第５号、令和３年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第６号、令和３年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第７号、令和３年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第８号、令和３年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての８議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月15日及び16日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第１号について申し上げます。

１点目として、歳入で諸収入増の理由はとの質疑では、主なものにスポーツ振興くじの助成金が前年より4,000万円多かったことや、東総広域市町村圏事務組合の負担金の精算等により返還金が3,660万円多かったことなどが挙げられるとの答弁がありました。

２点目として、軽自動車税の収納率のみが前年度と比較してマイナスになっているが、どのような要因が考えられるのかとの質疑では、特別な要因があったわけではないが、軽自動車税は未納があると車検用の納税証明書が発行されないため、車検時に自主納付が見込めるため、差押えの充当では他の税目を優先的に充当した結果だと考えるとの答弁がありました。

３点目として、夜間休日納付窓口の納付額が少ないが費用対効果はあるのかとの質疑では、コンビニ納付や電子アプリによる納付など納付機会の拡大により、夜間休日納付窓口の利用者は年々減少しているが、現在は納付の場というより納税相談の場として行っているとの答弁がありました。

４点目として、放課後児童クラブについて、長期の休暇の場合はどのようにしているのかとの質疑では、夏休み期間中は午前８時から午後６時まで運営している。受託料は平日午後６時までは5,000円、平日と土曜日を合わせて利用の場合は7,000円。さらに朝30分早く、また30分遅く利用になる場合は、延長保育として1,000円追加でもらっているとの答弁がありました。

５点目として、合併処理浄化槽設置事業補助金について、令和３年度の実績はとの質疑では、令和３年度の設置件数は27基で、内訳は、５人槽が19基、７人槽が６基、10人槽が２基との答弁がありました。

６点目として、畜産環境フレッシュ事業の実証実験結果報告について、結果が良かったか

悪かったか分からない。担当課の実感としてはどうかとの質疑では、市全体の臭気は今日明日解決できる問題ではないが、畜産農家には本事業等を有効に活用し、一つ一つ解決してもらいたいとの答弁がありました。

７点目として、教育の情報化推進事業について小・中学校のＩＣＴ支援員の人数は。またＷｉ－Ｆｉのない家庭などに対して、学習用モバイルルーターをどのくらい貸与したのかとの質疑では、ＩＣＴ支援員は４人、モバイルルーターは児童57人、生徒147人に貸与しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号は賛成多数で、議案第２号から議案第５号の４議案は全員賛成で認定することに決し、議案第６号から議案第８号の３議案は全員賛成で、原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和４年９月29日、決算審査特別委員会委員長、宮内保。

○議長（木内欽市）　決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第２　質疑、討論、採決

○議長（木内欽市）　日程第２、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第１号について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の旭市議会議員の松木源太郎でございます。

令和４年、2022年第３回定例会に当たり、議案第１号、令和３年度、2021年度旭市一般会計決算の認定に反対の討論をいたします。

平成31年、2019年から令和３年、2021年までの３年間に、旭市政の一般会計の大きな事業は、庁舎建設事業と生涯活躍のまち形成事業です。この二つの事業が終了したのが、令和３年度一般会計の決算の中身です。

その他、多様な事業がありますが、この二つの事業をどのように評価すべきかによって、令和３年度、2021年度の決算の認定すべきかの判断をしました。

まず、新庁舎建設事業については、平成31年（2019年）当初予算に計上され、前共産党市議が「建設資材の高騰のこの時期の建設でなく先延ばしすべき。人口予測も減少する状況ですので、庁舎建設もコンパクト化すべきで反対します」と討論しています。令和２年、2020年の当初予算においても、「新庁舎建設事業は、旭市の人口予測では減少する状況なので、庁舎建設もコンパクト化すべきである」と反対しています。令和３年、2021年４月に新庁舎は出来上がりましたが、50億円近くをかけた庁舎にしては、住民にとって庁舎内が分かりづらく、カウンター内には職員以外が入ってはいけないようで、住民と接触して仕事を行う状況でない造りであります。

本来、市の課長職などの管理職は、率先して市民とまず最初に接触するぐらいの対応を求められてしかるべきなのに、カウンターからは見えない陰に隠れている状況の庁舎になっています。これでは、大金をかけて建設した新庁舎が大変もったいない状況であります。

生涯活躍のまち形成事業については、令和２年、2020年には新たに旭市に呼び込むのではなく、銀座商店街や駅前通り商店街を活気づける施策を取るべきです。令和３年、2021年には国が進める生涯活躍のまちづくりに基づき進める地方創生の交付金が来るからと言いますが、現在のまちの活性化を進めるべきですと指摘しております。

この事業も令和４年、2022年４月に事業が開始されましたが、30年で11億円、毎年3,800万円の賃借料、指定管理者費用を年間9,800万円と使用料収入など５億円の補助金を含め膨大な金額を投資していますが、効果については疑問です。ある方が言っています。「スーパーの客寄せ施設と言われても仕方ありません」の言葉が一環として分かります。

これも、前市長の最後の贈物を大事に守っていくかどうかが今の私たちには試されています。本年の３月議会でも指摘しましたが、新市長が編成した令和４年度、2022年度の予算が、本当の市民のための予算になっているかが今、試されています。

これらの事業以外でも、財政調整基金を取り崩しての市民の要望する健康保険の軽減や学校給食の完全無料化、水道料金の引下げ、加齢性難聴者への補聴器補助制度創設など、市民の要求に応えた政策を速やかに実施すべきです。

以上のような理由で、第１号議案の認定に反対いたします。

○議長（木内欽市）　以上で議案第１号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第２号から議案第８号までの７議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第１号から議案第８号までの８議案について採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第１号、令和３年度旭市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第１号は認定することに決しました。

議案第２号、令和３年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第２号は認定することに決しました。

議案第３号、令和３年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第３号は認定することに決しました。

議案第４号、令和３年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第４号は認定することに決しました。

議案第５号、令和３年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第５号は認定することに決しました。

議案第６号、令和３年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第６号は可決及び認定することに決しました。

議案第７号、令和３年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第７号は可決及び認定することに決しました。

議案第８号、令和３年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第８号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第３　常任委員長報告

○議長（木内欽市）　日程第３、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報

告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　菅谷道晴　登壇）

○建設経済常任委員長（菅谷道晴）　おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月８日の本会議において、本委員会に付託されました議案第９号、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和４年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第11号、令和４年度旭市公共下水道事業会計補正予算の議決について、議案第12号、令和４年度旭市農業集落排水事業会計補正予算の議決について、議案第13号、旭市漁業振興基金条例の制定についての５議案でございます。

審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月21日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

初めに、議案第９号の審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

商工費と土木費の光熱水費の補正について、算定の基準はとの質疑では、光熱水費の４月からの実績と今年度末までの見込みを足したものと、当初予算額の光熱水費との差額に、今後の値上げ分を考慮し１割増しで算定したとの答弁がありました。

また、漁業振興基金出捐金2,000万円の算定根拠はとの質疑では、海匝漁業協同組合と千葉銚子オフアウィンド合同会社、旭市の三者で協定を結び、旭市に発電事業者より、今年から26年間で10億円の出捐金を拠出することが示されている。そのうち令和４年、５年、６年はそれぞれ2,000万円ずつ拠出される予定との答弁がありました。

また、観光施設管理費190万6,000円の増だが、市内観光施設や観光街路灯の旧１市３町別の金額は。また、市の観光事業について、旭市全体を加味した上で予算執行を考えてもらいたいが見解はとの質疑では、干潟地区は長熊釣堀センターと隣接しているスポーツ公園の２施設で、概算30万円と計算している。海上地区には対象施設はなく、飯岡は萩園公園のトイレ、海岸道路にある平松のトイレ、上永井の刑部岬展望館、観光街路灯が112本でおおむね140万円。旭地域は矢指の海水浴場の管理棟と倉庫でおおむね１万円。また、市の観光事業については、市内全域でバランスの取れた観光振興ができるように努めていくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとお

り５議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和４年９月29日、建設経済常任委員長、菅谷道晴。

○議長（木内欽市）　建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　宮内　保　登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内　保）　文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月８日の本会議において、本委員会に付託されました議案第９号、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての１議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

１点目として、光熱水費の補正について、どのような基準で計上されているのかとの質疑では、今現在の光熱水費の状況、今後の使用量の見込みを算出し、12月補正では間に合わず、補正が必要な施設を今回補正しているとの回答がありました。

２点目として、節電について、小・中学校ではどのような取組をしているのかとの質疑では、小・中学校の電力消費のほとんどは照明と空調機であるが、照明は児童・生徒の学習に欠かせないものであり、空調についてもコロナ感染症対策で換気をしながら小まめに温度設定している。文部科学省からは、適切な学習環境を確保した上で無理のない範囲で省エネルギーに取り組むよう通知されている。そういった中で、児童・生徒には小まめに電気を消すよう指導するなど節電に取り組んでいるとの答弁がありました。

３点目として、小・中学校の節電に向けての取組については、きちんとプログラムをつくって教育的にやってもらいたいが、担当課の見解はとの質疑では、現在プログラムはないが、学校ごとに学級活動の中でＳＤＧｓや環境活動について学習しているので、節電についても学習内容の中に取り込めるよう考えていきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和４年９月29日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　景山岩三郎　登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎）　おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月８日の本会議において、本委員会に付託されました議案第９号、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第16号、市の区域内の字の区域及び名称の変更についての４議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月26日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第９号の主な質疑について申し上げます。

１点目として、物価高騰対策臨時特別給付金の対象人数と給付方法、実施時期はとの質疑では、対象人数としては全市民となる。給付方法は各世帯へ申請書を郵送し、返送後、順次、指定口座に振り込む。予算可決後、速やかに事務に入り、一番早い方で10月後半に給付できる予定との答弁がありました。

２点目で、庁舎管理費の光熱水費の直近３年間の額は。また、前年度との対比で差が大きかったところはとの質疑では、令和３年度は2,207万円、令和２年度は2,055万円、令和元年度は2,428万円。また、前年度対比で特に大きく違ったところは水道代で、新庁舎になり、トイレ等の水に雨水を使用しているため、令和元年、令和２年は200万円かかっていたのが、令和３年は60万円で済んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第14号の主な質疑について申し上げます。

市役所職員のいわゆるパパ育休の取得の実績はとの質疑では、令和元年度以前の実績はなく、令和２年度は対象21人中２人で9.5％が取得、令和３年度は17人中１人で5.9％が取得、令和４年度は７月末現在で５人対象者のうち２人が取得を検討中との答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第９号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと

決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和４年９月29日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第４　質疑、討論、採決

○議長（木内欽市）　日程第４、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（木内欽市）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第９号について、討論の通告がありますので発言を許可します。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の旭市議会議員、松木源太郎でございます。

令和４年、2022年第３回定例会に当たり、議案第９号、令和４年度、2022年度旭市一般会計補正予算（第３号）の議決に反対の討論をいたします。

補正（第３号）の財源は、国庫支出金と繰越金、市債です。この国庫支出金のうち、２億9,670万円余が感染症対応地方創生臨時交付金です。これに一般財源の１億5,670万円余を足して４億5,348万円余を、１世帯１万円プラス世帯に１人5,000円を支給する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業を実施する予算が提出されました。

この予算は一律に全世帯に支給するものだと思いません。高物価で苦しむ農業者や各種事業者への支給を意図したものでした。これを１世帯、全世帯、一律全世帯、市の全住民を対象に交付するものではないでしょう。交付そのものに反対ではございませんけれども、きちんと対象者を定めて支給すべきものであったと思います。

よって、この議決に反対するものであります。

以上。

○議長（木内欽市）　続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（９番　島田　恒　登壇）

○９番（島田　恒）　島田恒でございます。

私は議案第９号、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策を受けて、物価高騰の影響を受けている家計の支援策として１世帯当たり１万円、世帯主を除く世帯員に１人につき5,000円を給付する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業に要する費用が含まれております。

物価高騰の影響は特定の方にだけではなく、広く市民全体が影響を受けていることから、制度の趣旨に沿った適正な事業であります。

次に、市がこれまでも重要施策として取り組んでおります子育て支援策の一環として、中央第二保育所とゆたか保育所の統合に関わる保育所統合整備事業に関する費用が計上されております。

この事業は、旭市立保育所再編計画に基づく統合の第１弾であり、質の高い保育サービスを提供し、子どもの健やかな育ちを支援するため、大変重要な取組でもございます。

そのほかにも、教育環境の充実を図るため、中央小学校特別教室棟の老朽化に対する小学校大規模改造事業や、新型コロナウイルス感染症対策として有効である加湿器や消毒器を各小学校に備える感染症対策・学習保障支援事業に要する費用、基幹産業であります農業支援と臭気対策を兼ね備えたさわやか畜産総合展開事業に要する費用、また、多くの市民が利用する、あるいは市民サービスを提供する上で必要不可欠な公共施設の電気料金に要する費用など多くの補正事業が予定されております。

その一つ一つはどれも、米本市長が掲げる「豊かな旭を次世代へ」と結びつくものであると考えます。

以上の観点から、将来にわたって旭市がさらに発展できるよう期待し、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決について賛成するものであります。

以上です。

○議長（木内欽市）　続いて、議案第10号から議案第16号までの７議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第９号から議案第16号までの８議案について採決いたします。

議案第９号、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和４年度旭市水道事業会計補正予算の議決ついて、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、令和４年度旭市公共下水道事業会計補正予算の議決ついて、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、令和４年度旭市農業集落排水事業会計補正予算の議決ついて、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市漁業振興基金条例の制定ついて、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定ついて、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　常任委員長請願報告

○議長（木内欽市）　日程第５、常任委員長請願報告。

各常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　菅谷道晴　登壇）

○建設経済常任委員長（菅谷道晴）　建設経済常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る９月８日の本会議において、本委員会に付託されました請願第４号、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、９月21日付託議案の審査終了後、本請願について紹介議員より詳しく説明を受け、担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査の中で、請願の目的や願意については十分理解できるが、実現性という面で十分な信頼が持てないとの意見がありました。

審査では、別紙報告書のとおり、賛成なしで不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和４年９月29日、建設経済常任委員長、菅谷道晴。

○議長（木内欽市）　建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　宮内　保　登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内　保）　文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る９月８日の本会議において、本委員会に付託されました請願第６号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、９月22日付託議案の審査終了後、本請願について紹介議員より詳しく説明を受け、担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査の中で、請願の趣旨としては分かるが、令和２年に法律の創設に関する請願が提出され、令和３年に建設アスベスト給付金法が新たに制定され、まだ１年経過するかしないかの中、もう少しこの法律について注視していったほうがよいとの意見がありました。

審査では、別紙報告書のとおり、賛成少数で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和４年９月29日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　景山岩三郎　登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎）　総務常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る９月８日の本会議において、本委員会に付託されました請願第５号、消費税減税とイ

ンボイス制度の実施中止を求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、９月26日付託議案の審査終了後、本請願について紹介議員より詳しく説明を受け、担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査の中で、来年移行するまでの１年間、免税業者は事務的には大変だと思われる。免税業者に当たる小規模の農家に対しては、制度についてしっかりと周知、指導をする必要があるとの意見がありました。

審査では、別紙報告書のとおり、賛成少数で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和４年９月29日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第６　質疑、討論、採決

○議長（木内欽市）　日程第６、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第４号から請願第６号までの請願３件を一括議題といたします。

各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより請願第４号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第４号、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

暫時休憩。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１０時５７分

○議長（木内欽市）　再開いたします。

賛成少数。

よって、請願第４号は不採択と決しました。

続いて、請願第５号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第５号、消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成少数。

よって、請願第５号は不採択と決しました。

続いて、請願第６号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第６号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成少数。

よって、請願第６号は不採択と決しました。

◎日程第７　議員派遣の件

○議長（木内欽市）　日程第７、議員派遣の件。

議員派遣の件を議題といたします。

地方公共団体の事務に関する調査等のため、地方自治法第100条第13項及び旭市議会会議規則第166条の規定により、お手元に配付されております議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

◎日程第８　事務報告

○議長（木内欽市）　日程第８、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長　小倉直志　登壇）

○総務課長（小倉直志）　それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、逆上がり補助板２台及びグランドレーキ10本を飯岡ライオンズクラブ様より、９月９日受納いたしました。

一つ、金41万6,000円を明治安田生命保険相互会社様より、９月16日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　すみません、会期が終わらないうちにちょっと確認をお願いしたいことがありまして。

先ほどの建設経済常任委員会の委員長報告の中で、議案第13号、旭市漁業振興基金条例の制定についてのところだったんですけれども、委員長の発言の中で、合同会社の名称が私はオフアに聞こえて、たしかオフショアだったと思うのですけれども、そこのところを委員長に確認しましたら、オフショアと言ったつもりだとおっしゃって。

私、議事録にオフアで、発言されたことというのは恐らく全部そのままを議事録に残さな

いと、議事録作成側でこうだったんだろうみたいな推測で書けるものではないと思いますので。会社名とか、あと金額とか。やはり定例会のこの会期の中で訂正をしていただかなければいけないのでは、もし違ったらですよ。私はオフアに聞こえたものですから、そこの確認を。前定例会でしたか、金額が10の、10だか、桁のところが入れ替わっていて、ちょっと問題になったことがございました。

やはり本会議場での発言って、一言一句というのは正しく議事録に残すべきだと思いますので、そこのところちょっと確認していただけたら。会期中の訂正がないとそのまま残ってしまうと思いますので、そこをお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　確認いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時　３分

再開　午前１１時１０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

菅谷道晴議員。

○３番（菅谷道晴）　それでは、先ほどの議案第13号、旭市漁業振興基金条例の制定についてでございますが、戸村議員より会社名が違うのではないかということでございますので、訂正させていただきます。千葉銚子オフショアウィンド合同会社でございます。よろしいですか。

（発言する人あり）

○３番（菅谷道晴）　すみませんでした。

◎日程第９　閉　　会

○議長（木内欽市）　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いたしました。

これにて令和４年旭市議会第３回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前１１時１１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

旭市議会　議　　長　　木　内　欽　市

副 議 長　　林　　晴　道

議　　員　　井　田　　孝

議　　員　　島　田　　恒